

平成22・23年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究(第6報)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第5期(2007年7月から2010年3月まで)

研究代表者 吉田 恒雄 (駿河台大学法学部)
共同研究者 鈴木 博人 (中央大学法学部)
田澤 薫 (聖学院大学人間福祉学部)
横田 光平 (筑波大学人文社会系)
岩下 雅充 (信州大学大学院法曹法務研究科)
加藤 洋子 (洗足こども短期大学)
阿部 純一 (中央大学法学研究科博士課程)

社会福祉法人 横浜博萌会

子どもの虹情報研修センター

(日本虐待・思春期問題情報研修センター)

平成 22・23 年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究 (第 6 報)

児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究

第 5 期 (2007 年 7 月から 2010 年 3 月まで)

子どもの虹 情報研修センター

はじめに

本研究は、2007年7月から2010年3月までを対象に、その間の児童虐待の法律問題に関する法令、判例、研究の動向を探ることを目的とするものである。

2000年の児童虐待防止法成立後、2004年には第1回目の大規模な改正がなされたが、その際の積み残し課題であった児童相談所による強制立入調査制度が実現したのが2007年の児童虐待防止法改正であった。重大な虐待事件が後を絶たない状況で、公権力による家庭への強制介入のあり方が議論され、裁判所関与による臨検捜索制度が実現した。今期の対象期間では、この改正法の施行に向けた通知等が数多く発出されている。

2008年の児童福祉法改正では、虐待ケースの早期発見・対応のため、乳児家庭全戸訪問事業（生後4ヶ月までの全戸訪問事業）、養育支援訪問事業（いわゆる育児支援家庭訪問事業）、地域子育て拠点事業、一時預かり事業が児童福祉法に盛り込まれた。従来の児童虐待対策がとかく問題を抱えた家庭に対する特別な対応との視点が重視されていたのに対して、この児童福祉法改正では、一般家庭における虐待の発生予防が重視され、虐待施策の広がりを見ることができた。さらにこの改正では、困難を抱える子どもへの支援としての里親制度が改正され、養育家庭の法律上の明記や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設などが図られ、社会的養護において家庭的環境での養育が目指された。国連の「子どもの代替的養護に関する国連指針」（2009年）にもあるように、親による養育に代わる養護（代替的養護）は、できるかぎり家庭や少人数のグループでの養育が求められているところであり（パラグラフ123）、また被虐待児の親子分離後の受け皿の不足が指摘されるなか、社会的養護充実の一環として、こうした改正がなされたとみることもできる。こうした動きは、地方分権推進、子育てビジョン、子ども・子育て新システムとあいまって、次期の児童福祉施設最低基準の改定につながっていく。

このように第5期の児童福祉法改正では、虐待への介入それ自体というよりは、その予防や介入後の子どもの保護に焦点を当てた改正がなされたといえよう。介入については、介入後の子どもをめぐる親と児童相談所、児童福祉施設との対立調整のための制度改正—親権制度をめぐる民法・児童福祉法の改正—が、次の6期に実現することになる。

他方で、重大な虐待事件が生じ、国、自治体はその対応に追われた。東京都江戸川区の事件では、児童相談所、区、学校の連携が十分でないために子どもが虐待死し、大阪では度重なる通告にもかかわらず児童相談所が介入できず、2人の子どもがネグレクト死した。マスコミはこれら虐待死事件を大々的に報道し、厚生労働省は、児童相談所と市町村・学校等との連携に関する通知や2007年の児童虐待防止法改正により創設された臨検捜索制度を視野に入れた対応を求める通知を発出し、都道府県等に適切な対応を求めた。

研究面では、法律、福祉、保健・医療、心理から次第に学校、刑事司法にも広がりを見せ、虐待問題が多方面の関心を集めるようになるとともに、それぞれの役割や機能をどのように活かすのか、配偶者暴力（DV）や高齢者虐待、障害者虐待と児童虐待との横断的研究も試みられ、社会全体が家庭における弱者への暴力問題に目を向けてきたことをうかがわせる。虐待については、性虐待への対応は、まだ本格的に始まったとはいえないが、司法面接等、外国の手法を取り入れた事実確認の方法が模索されるなど、将来につながる研究や試みが芽吹いている。

本研究では、これらに関する法制度の動向を中心に、関連する学問分野の動向も紹介しながら、法制度の進展を跡づけ、今後の方向性を探る試みがなされている。児童虐待防止にかかわる方々が、本報告書からなんらかの示唆を受け取っていただければ、望外の喜びである。

2012年2月

児童虐待法学文献研究会を代表して

吉田恒雄（駿河台大学）

目 次

I 序論

| | |
|-----------|---|
| 1 研究の目的 | 1 |
| 2 研究の方法 | 1 |
| 3 研究の時期区分 | 1 |

<略語>

II 法令・判例および法学研究の動向

| | |
|---------------|----|
| 1 全体の動向 | 2 |
| (1) はじめに | 2 |
| (2) 法改正および通知等 | 2 |
| (3) 判例 | 6 |
| (4) 研究動向 | 9 |
| 2 法令の動向 | 12 |
| (1) 法律改正 | 12 |
| (2) 通知 | 16 |
| 3 判例の動向 | 21 |
| (1) 児童福祉法 | 21 |
| (2) 刑事法 | 24 |
| (3) 行政法 | 25 |
| 4 法学研究の動向 | 27 |
| (1) 児童福祉法分野 | 27 |
| (2) 刑事法分野 | 31 |
| (3) 憲法・行政法分野 | 34 |
| (4) 児童福祉分野 | 35 |
| (5) 非行・教護分野 | 59 |
| (6) 教育分野 | 60 |

III 主要判例解説

| | |
|-----------|----|
| 1 児童福祉法分野 | 66 |
| 2 刑事法分野 | 75 |
| 3 行政法分野 | 77 |

| | |
|--|-----|
| IV 主要文献・調査解説 | 81 |
| 1 児童福祉法分野 | 81 |
| 2 刑事法分野 | 89 |
| 3 憲法・行政法分野 | 92 |
| 4 児童福祉分野 | 99 |
| 5 教育分野 | 101 |
| 6 医療・保健・心理分野 | 103 |
| 資料1 児童虐待関係通知 | 105 |
| 資料2 児童福祉法分野判例リスト | 110 |
| 資料3 民法（家族法）分野判例リスト | 114 |
| 資料4 刑事法分野判例リスト | 116 |
| 資料5 行政法分野判例リスト | 126 |
| 資料6 児童虐待関係文献リスト | 127 |
| 資料7 日本における児童福祉に関する年表 -児童虐待防止を中心に- 2007年～2011年 | 164 |
| 資料8 児童虐待司法関係統計 | 171 |
| 表A 児童福祉法28条の事件 | |
| 表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し（全国家庭裁判所） | |
| 表C 親権喪失等・児童福祉法28条の新受件数 | |
| 表D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所） | |
| 表E 児童との面会又は通信の制限の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2） | |
| 表F 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則18条の2） | |
| 表G 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法28条6項） | |
| 表H 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法28条2項） | |
| 表I 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数 | |
| 表J 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数 | |
| 表K 児童相談所における児童虐待相談の対応件数（立入調査・警察官の同行） | |
| 表L 嬰兒殺の検挙人員 | |
| 表M 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員 | |
| 表N 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別） | |
| 表O 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別） | |

I 序論

1 研究の目的

本研究は、2007年7月から2010年3月までの、すなわち児童虐待防止法の第2回目の大規模改正後から2011年に実現する民法・児童福祉法改正作業が着手されるまでの、児童虐待に関する法令・判例および法学研究の動向を分析し、この時期の虐待対応の動向や研究の意義を法学、社会福祉学、心理学等の観点から明確にすることによって、その後におけるさまざまな児童虐待問題に対する法的対応に与えた意義ないし影響を探ることを目的としている。

2 研究の方法

本研究は、児童虐待に関する法律、通知、法的問題を扱う文献および調査・統計資料を対象に分析する。

本研究で対象としたのは、児童虐待に関する法学（児童福祉法、刑法、行政法）の文献、判例（刑事法、行政法、児童福祉法関連）および法律・通知等の法令、児童虐待関連の調査報告書等である。その他、法学分野以外の分野の文献で、児童虐待への法的対応に影響を与え、または影響を受けた社会福祉、心理、教育、医学、保健等の分野の文献も対象とした。

これらの文献や資料は、国会図書館雑誌記事文献目録や法学文献判例情報等のデータベースをもとに検索し、中央大学図書館、日本女子大学図書館、国会図書館等の図書館を通じて入手した。

3 研究の時期区分

第5期は、2007年7月から2010年3月までの時期を対象とする。内容となるのは、児童虐待防止法・児童福祉法等改正や通知、改正された児童虐待防止法等の解説や施行通知、改正法の課題や新たに明らかにされた虐待対応上の課題に関する研究等、である。内容によっては、かならずしもこの時期には属さないが、今回の研究に密接に関連する資料等も対象に検討した。なお、民法分野および児童福祉分野の一部（医療・保健・心理）は、担当者の都合により今期では掲載できなかったため、次期に「補遺」として掲載する予定である。

第6期は2010年4月以降の動向等を対象に作業を進める予定である。

<略語>

- ・判時：判例時報
- ・判タ：判例タイムズ
- ・家裁月報：家庭裁判月報
- ・民集：最高裁判所民事判例集
- ・刑集：最高裁判所刑事判例集

II 法令・判例および法学研究の動向

1 全体の動向

(1) はじめに

第5期の動向としてまず挙げられるのは2008年11月の児童福祉法改正である。この改正では、子育て支援事業が法律上明記され、里親制度の改正や小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の創設、施設内虐待（被措置児童等虐待）が規定されるなど、被虐待児の受け皿となる社会的養護に関する改正が行われた。通知では2007年の児童虐待防止法改正、2008年の児童福祉法改正に関する施行通知や東京、大阪の虐待死事件を受けての通知が注目される。

判例では、2004年の児童福祉法改正により創設された児童福祉法28条事件の更新に関する審判例やミュンヒハウゼン症候群に関する審判例が公表された。刑事法では、虐待における不作為犯、事実認定などに関連する注目すべき判例が公表され、新たに導入された裁判員裁判における虐待事件の量刑について、今後も注視していくべき判例が登場している。行政法では、児童福祉法28条審判の取消訴訟の可否や施設内虐待に関する国家賠償責任に関する最高裁判決がある。

研究面では、2007年の児童虐待防止法改正をめぐる解説や刑事介入の強化、警察との連携強化を主張する文献が目立つようになる。児童虐待を配偶者暴力等との関連でとらえようとする研究や学会シンポジウムが行われた。行政法分野では「家族への子の権利」「親に養育される子どもの権利」に焦点を当てた研究があり、臨検捜索制度を素材に、児童虐待への国家介入に対する手続的観点からの考察が見られた。児童福祉分野では、社会的養護の当事者組織の活動に関する著述、自立援助ホームに関する歴史研究、里親制度改正に伴う運用状況、発達障害と里親養育等に関する研究が見られた。また刑事法とも関連して、前期につづき司法面接についての論稿が目立つようになったのもこの時期である。教育分野との関係では、学校・教育委員会と児童相談所との連携やスクールソーシャルワーカーの活動に関する研究や調査報告書が明らかにされている。

(2) 法改正および通知等

① 法改正：2008年11月児童福祉法の一部改正

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等をふまえ、2008年11月に児童福祉法の一部が改正された。この改正の主要な柱は、一つは子育て支援事業の制度上の位置づけの明確化であり、もう一つは被虐待児等に対する家庭的環境における養護（社会的養護関係）の充実である。

第1の子育て支援事業については、乳児家庭全戸訪問事業（生後4ヶ月までの全戸訪問事業）、養育支援訪問事業（いわゆる育児支援家庭訪問事業）、地域子育て拠点事業、一時預かり事業が児童福祉法に規定され、その法的根拠が明確にされた。その他、「家庭的保育事業」（いわゆる保育ママ）が法律上明記され、待機児童の減少に向けた取組みの一つとして位置づけられることになった。

第2の社会的養護関係では、「困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化」として、里親制度が改正され、養育を目的とする里親（養育里親）を法律上明記し、その要件や里親支援、普及啓

発を都道府県の業務とし、一定の要件を満たす者に委託できるものとした。家庭的環境での養育を行うものとして、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）が創設され、養育者の要件、人員配置、設備、家事や養育の補助を行う者の確保等、事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定が設けられた。

施設内虐待についても新たな制度が設けられ、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等、施設内虐待防止のための規定が設けられ、施設内虐待の定義、通告義務、子ども自身による届出、通告受理機関としての児童福祉審議会、都道府県等職員の守秘義務、事実確認、保護、立入調査、質問、勧告、業務停止等、都道府県、審議会が講じるべき措置、国による調査研究、公表の義務が規定された。

その他、要保護児童対策地域協議会の機能強化として、同協議会の協議対象を、養育支援がとくに必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に一定の要件を満たす者を置く努力義務が課せられ、家庭支援の強化として、児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとされた。

また、年長児の自立支援策も見直され、児童自立生活援助事業について、対象者の利用申込みに応じて提供することとするとともに、利用対象者として義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の支援を要する者が追加されるなどの改正が行われた。

次世代育成支援関係では、都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に、社会的養護の提供体制に関する事項が記載事項として追加され、次世代育成支援対策推進法の一部改正として、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項に関する国による参酌・標準の提示、地域行動計画の策定等に対する労使の参画、地域行動計画の適正な評価・見直し、次世代育成支援対策推進法の一部改正として行われ、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大、一般事業主行動計画の公表・周知等が図られた。

② 通知等

i) 2007年改正児童虐待防止法施行関係

2007年の改正児童虐待防止法の施行に関連して、厚生労働省からは、「『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0314001号）、最高裁判所からは「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布について」（平成19年6月5日最高裁家庭局長・刑事局長・行政局長通知最高裁家一第002471号）が発出された。同改正により新たに創設された接近禁止命令制度について、最高裁判所は「特別家事審判規則の一部を改正する規則の公布について」（平成20年2月21日最高裁家庭局長通知最高裁家一第000772号）を示した。

同改正の重要な柱となる臨検搜索制度について、警察庁は、「『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について」（平成20年2月22日警察庁丙少発第6号・丙生企発第10号・丙地発第4号・丙給厚発第3号・丙捜一発第6号）により、改正の趣旨、改正の要

点を示し、留意点として、臨検捜索における警察署長への援助要請があった場合の措置、立入拒否事件についてその告発に関する相談があった場合の捜査等の対応方法、接近禁止命令があった場合の学校等関係機関との連携強化、違反事案に対する速やかな捜査着手、重大な虐待事例の分析とその活用等を示した。厚生労働省は、『児童虐待の防止等に関する法律施行規則』及び『児童福祉法施行規則の一部を改正する省令』の施行について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0314002号）により、「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」を制定し、出頭要求、面会通信の制限、接近禁止命令があった場合の対応方法、児童相談所長による縁組の承諾の申請方法等を定めた。

同改正により新たに規定された地方公共団体による児童虐待死亡事例の検証に関連して、厚生労働省から「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長長通知雇児総発第0314002号）が発出され、検証の基本的考え方や進め方等を示し、市町村・関係機関への周知、適切な運用を図るよう求めた。

この改正に関連して、「児童相談所運営指針等の改正について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0314003号）も改定され、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置がとられた児童との面会または通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置等が示され、あわせて児童虐待を行った保護者に対する指導及び支援の充実に資するよう、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」が取りまとめられ、保護者に対する援助指針の策定方法や保護者援助の基本ルール、施設入所の措置がとられた場合の保護者援助が定められた（「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実にについて」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0314001号））。

ii) 2008年改正児童福祉法施行関係

2008年の児童福祉法改正に関連して、「児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業等について」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・保育課長連名通知雇児総発第0331002号、雇児保発第0331004号）は、新たに規定された乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業および小規模住居型児童養育事業が社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけられたことに伴い、これらの事業について、事業者の義務、都道府県等の役割の取扱いについて示し、あわせて小規模住居型児童養育事業について、その運営に関して通知するとともに、地方自治体からの疑義照会に対する回答を示している。市町村による養育支援訪問事業については、「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成21年3月16日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児発第0316002号）が、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）については、「小規模住居型児童養育事業の運営について」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0331011号）が発出された。同改正では、子どもの人権擁護と施設における支援の質の向上を図る目的で、新たに「被措置児童等虐待」（施設内虐待）に関連する制度が設けられ、「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉・社会・援護局障害保健福祉

部障害福祉課長連名通知雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号) が発出された。これにより、都道府県等に対して、子どもの最善の利益や権利擁護の観点から、被措置児童等虐待の発生予防、早期発見、迅速な対応、再発防止のための取り組みを総合的に進め、被措置児童虐待防止に向けた関係部局の連携体制、通告に対する具体的対応等の体制整備、児童福祉審議会との連携強化等の周知が求められた。

iii) 社会的養護関係

「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」(平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第 0612014 号の 4) が発出され、日常生活上の観察や体調の把握、緊急時の対応を行う等の医療的支援体制の強化を図るため、医療的ケアを担当する職員を配置する施設を都道府県知事等が定めることができること、運営の基準、担当職員の業務内容、経費等が定められた。里親制度については、「養育里親研修制度の運営について」(平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0331009 号) が発出され、養育里親研修の実施主体、研修の趣旨・種類・研修対象者・研修の実施方法等、修了認定の留意事項が定められた。

「里親支援機関事業の実施について」(平成 20 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0401011 号) は、里親制度推進のために「里親支援機関事業実施要綱」を定め、里親制度の普及促進、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施することとする通知である。

iv) 虐待死亡事件関連

2010 年に東京都江戸川区で発生した虐待死亡事件を受け、関係機関の連携に不備があったことから、厚生労働省が文部科学省と連名で「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、その周知を求める通知(「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成 22 年 3 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0324 第 1 号)、「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」(平成 22 年 1 月 26 日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長発通知 21 初児生第 29 号)) が発出された。これに伴い、児童相談所運営指針等も改正された。

同じく 2010 年に大阪市で発生した 2 児ネグレクト死亡事件に関連して立て続けに児童相談所による安全確認の方法に関する通知が出された。

この事件では、児童相談所が関与していたにもかかわらず子どもの安全確認が行われなかったことにかんがみ、「児童の安全確認の徹底について」(平成 22 年 8 月 2 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発 0802 第 1 号) が発出された。

この通知に基づいて、「児童の安全確認の徹底に係る調査について」(平成 22 年 8 月 10 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発 0810 第 1 号) も出された。さらに、「児童の安全確認の対応について」(平成 22 年 8 月 18 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発 0818 第 1 号) では、子どもの直接の目視、48 時間以内の確認等初期対応の徹底や児童虐待に関する調査事項や調査方法について適切な運用が求められた。さらに「居住者が特定できない事案における出頭

要求等について」(平成 22 年 8 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0826 第 1 号)では、出頭要求(児童虐待防止法 8 条の 2)、立入調査(同法 9 条 1 項)、臨検搜索制度(同法 9 条の 3)等の強制手段の活用を念頭に置いた対応を図るよう求めた。

全国児童相談所による安全確認の徹底に関する調査結果が「児童の安全確認の徹底に係る調査結果について」(平成 22 年 9 月 30 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0930 第 1 号)により公表された。『「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について」(平成 22 年 9 月 30 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0930 第 2 号)は、以上の状況にかんがみ、子どもの安全確認の基本的な考え方、通告受理時の対応の基本事項、安全確認の基本事項等、児童相談所が虐待通告を受理した段階から児童の安全確認を行うまでの対応方法や留意事項について取りまとめた手引きに関する通知である。

v) その他

医療ネグレクトに関し、「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成 20 年 3 月 31 日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第 0331004 号)は、医療ネグレクト事例において親権喪失宣告申立等、対象となる事例に即して現行法上対応可能な手続を具体的に示し、関係機関への周知を求めた。

2006 年の児童福祉法改正により、都道府県、政令指定都市、中核市以外にも児童相談所を設置することができるものとされたが、さらに平成 20 年 6 月 20 日の地方分権改革推進要綱を受けて、児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方、政令指定の手続、留意点を示す通知「児童相談所を設置する市について」(平成 20 年 8 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第 0829001 号)が発出された。

児童相談所に付置される一時保護所について、「一時保護施設における学習環境の充実について」(平成 21 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第 0401003 号)は、都道府県等の教育委員会との連携による現職教員の受け入れや教員 OB の活用、それに必要な経費の基準額の改善、児童福祉法 28 条申立等による保護の長期化に対して一時保護所区域内の学校への就学を検討すること等の対応を求めた。

(3) 判例

① 児童福祉法関連審判例の動向

司法統計年報によれば、児童福祉法 28 条 1 項・2 項事件の新受件数は、2007 年 305 件、2008 年 324 件、2009 年 294 件、2010 年 366 件であり、依然として件数は多い。今期は、入所措置の期間更新に関する児童福祉法 28 条 2 項事件の却下例、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事例が存在することが特徴として挙げられる。

児童福祉法 28 条審判では、申立が却下される例はきわめて稀であり(2007 年 4 件、2008 年 3 件、2009 年 6 件、2010 年 9 件)、これまで公表されたのも大津家裁審判昭和 50 年 10 月 15 日(家裁月報 28 巻 8 号 77 頁)にとどまっている。このような状況の中で、今期、却下審判例が 3 件公表されたこ

との意義は大きい。もっとも、これらの審判はいずれも、高裁において取り消され、施設入所等の措置が承認されている点は、事実関係の認定・評価の観点からみて興味深い。

28条審判に基づき施設入所等の措置が採られている場合の期間更新に関する審判例が前期に引き続き3件公表され、うち1件は更新の却下事例である。ちなみに、司法統計年報によれば、施設入所等の措置の期間更新に関する事件の既済件数は、2007年59件（認容：56件、却下：0件、取下げ：3件）、2008年114件（認容：105件、却下：0件、取下げ：9件）、2009年97件（認容：87件、却下：2件、取下げ：8件）、2010年125件（認容：112件、却下：1件、取下げ：10件）であった。取り下げ事件は、更新の申立がなされたのち、親権者等による入所同意が得られたケースまたはその後の状況の改善により措置解除になったケースと思われる。

いわゆる「代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）」について、熊本家裁審判平成21年8月7日（抗告審：福岡高裁決定平成21年10月15日）は、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事件である。本件を含むこれまですべての公表事例において、実親による「代理によるミュンヒハウゼン症候群」は直接的には認定されておらず、客観的な監護の不適切さを理由に承認審判がなされている。このことは、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」の認定の難しさを表していると同時に、28条審判の要件としてかならずしも虐待行為の存在が必要とはされないことを意味しているとみることができよう。

② 刑法

i) 不作為による共犯

児童虐待の刑事事件では、同居者などによる暴行を制止しなかった者の不作為犯としての罪責が議論されてきた。第2期～第4期には、不作為による幫助の事案が裁判例にあらわれていたが、第5期になって正犯としての責任を問われた事例が公刊物にあらわれた。作為の正犯者に不作為の正犯として関与する余地は、学説の多数が消極的に認めるものであったが、近時の学説にはこれを見直す動きもあり、本判決も含めた今後の判例の動向が注目される。

ii) 児童虐待事件における事実認定

児童虐待に関する刑事判例で公刊物に登載されたものの中に、犯罪であるとの合理的な疑いが残るという理由で被告人が無罪となった事案があった。札幌高裁判決平成19年9月13日は、実母の交際相手を被告人とする傷害事件において、主要な証拠が被害児の供述のみであるという事案で、事件当時6歳（証人尋問当時7歳）である被害児の供述の信用性が問題となったが、被害児供述は「虐待を受けた児童の心理ないし供述傾向から合理的に説明できるものではなく、やはり、不自然さは強く残る」と判示して、被告人を無罪とした。東京高裁判決平成20年4月3日も、被害児の死因と因果関係を有する暴行について、被告人兩名以外に致命傷を与えられる者は想定できないという消去法的な立証に転じたが、この立証も成功しなかったというものである。

確かに、家庭などの閉鎖された空間で発生する児童虐待については、目撃者を得ることが難しく、刑事事件となれば被虐待者の供述に重きが置かれるようになることも容易に想像できるが、乳児に対する虐待であれば供述を得ることさえできないのはもちろん、年少者に対する児童虐待の事案でも、

証言能力ないし供述の信用性が訴訟において問題となりやすい。他方で、周知のとおり、犯罪であるという確信を裁判官に抱かせるほどの立証が有罪判決には必要であるが、児童虐待の事案では物的証拠の確保もそれほど期待できない。今後、児童虐待が刑事で立件される数は増加するものと一般に予想されているが、とりわけ裁判員裁判においてどのように事実認定がなされるのかには注目すべきであろう。

iii) 裁判員裁判と量刑

近時、児童虐待に関する刑事裁判では、以前よりも量刑が重くなったという指摘がある。重罰化の傾向については、そもそも統計データによる裏付けがあるわけではないことに加え、仮に重刑化の方向にあるとしても、刑法の改正による全体的な法定刑の引き上げといった他の要因も考えられるため、現状から児童虐待に対する姿勢の変化などを読み取ることは無理がある。もっとも、裁判員制度が2009年5月から実施され、児童虐待の関連でも、殺人、傷害致死、保護責任者遺棄致死といった事件では裁判員裁判によることとなった。市民の量刑感覚は裁判官のそれと異なるはずという単純な想定からではなく、量刑に関する証拠調べ・弁論や評議・評決における意見形成の過程などが従来とは違っていることから、裁判員裁判における量刑にどのような傾向が生じるのかについて今後見守っていくことは、非常に重要であるように思われる。

この点で、大阪地裁判決平成22年7月21日、大阪地裁堺支部判決平成22年10月1日、東京地裁判決平成22年11月12日などは、いずれも被害者1名の傷害致死や保護責任者遺棄致死の被告事件(責任能力あり)で、主導的な立場でない事案あるいは継続的に虐待していなかった事案であるが、軒並み懲役8年を超える懲役刑が言い渡されている。

③ 行政法

行政法分野では、児童福祉法28条1項1号に基づく家庭裁判所の承認の審判を得て同法27条1項3号に基づき児童相談所長がした児童福祉施設への入所措置決定に対して提起された取消訴訟が棄却された事例(東京地裁判決平成20年7月11日、平成19年(行ウ)第745号、児童福祉施設入所措置決定取消請求事件)および施設内虐待について、都道府県による児童福祉法27条1項3号の措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童に対する施設の長及び職員の養育監護行為につき、県及び社会福祉法人の損害賠償責任が問題となった事例(最高裁判決平成19年1月25日、平成17年(受)第2335号、第2336号、損害賠償請求事件)の2つの重要判例が公表された。

前者は、児童相談所長が、児童虐待の疑いの通告を受けた児童について、児童福祉法28条1項1号に基づく家庭裁判所の承認の審判を得た上、同法27条1項3号に基づく児童福祉施設への入所措置決定をしたところ、子どもの親権者が同決定の取消しを求めて抗告訴訟(行政訴訟)を提起した事案である。本判決は、取消訴訟(抗告訴訟)において確定審判の適法性および審判の認定・判断したところを争うことはできないとの判断を示した。

被措置児童等虐待(施設内虐待)については、都道府県による児童福祉法27条1項3号の措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した子どもに対する施設の長および職員の養育監護行為につき、県および社会福祉法人の損害賠償責任が問題となった事例(最高裁判決平成19

年1月25日、平成17年（受）第2335号、第2336号、損害賠償請求事件）がある。最高裁判所は、「職員等による養育監護行為は、都道府県の公権力の行使」に当たるとして県の国家賠償責任を認めた。

社会福祉法人の責任については、国家賠償法1条1項により公務員個人が民事上の損害賠償責任を負わないことを理由に、国または公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、国または公共団体が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う場合には、被用者個人が損害賠償責任を負わないのみならず、使用者も民法715条に基づく損害賠償責任を負わないとした。

同じく施設内虐待に関する千葉地裁判決平成19年12月20日（平成12（ワ）544号、損害賠償請求事件）は、当該行為が児童福祉施設の長の正当な懲戒権行使の範囲内とはいえ、不法行為を構成し、同養護施設の長の養育監護行為が県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為であるとして、その不法行為につき県に国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を認める一方で、暴行を行った施設の長および社会福祉法人に対する損害賠償請求は棄却した。本判決の控訴審（東京高裁判決平成21年2月26日）も、県の安全配慮義務違反の主張が認められなかったほか、基本的に同趣旨であり、最終的に最高裁決定平成22年11月5日において上告棄却、不受理の決定がなされた。

（4）研究動向

① 児童福祉法分野

2007年の児童虐待防止法改正をめぐる論稿が多数公表されている。国会議員、立法を担当した省庁の解説も多数見られる。なかでも新たに創設された臨検捜索制度の運用に関する警察の立場からの解説は警察の立場を明確に示すものとして興味深い。研究者による評価として、改正法による制度の運用を図るには児童相談所・市町村の体制整備、職員の質的向上の必要性を強調するもののほか、保護者との対立調整のために、より積極的な司法関与を求める主張や外国法研究をもとにした親権制度構築の必要性を指摘する研究も見られる。この点は、2011年の民法・児童福祉法の改正でも議論されることとなる。

2007年改正により、児童虐待対応の介入的側面が強化されたが、さらに刑事介入の強化、警察との連携強化を主張する文献が目立つようになる。この点は刑事法分野でも言及するが、児童福祉・司法・精神医学分野からも虐待親を刑法の対象、強制治療の対象とする主張や警察との連携強化、司法関与の強化を指摘する論稿、配偶者暴力（DV）をも視野に入れた総合的な取組みを行う体制作りの提案もあり、今後の改正にあたっては重要な論点になるであろうことをうかがわせる。

その他、児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力について、横断的に検討する研究や学会シンポジウムも前期に引き続き散見された。

② 刑事法分野

刑事法関連の学会が児童虐待をめぐる問題の整理・検討にたびたび取り組んでいるが、傾向として主としてDVを議論の対象とするものの、問題の射程は児童虐待にも及ぶことが明らかにされ、関連した議論が交わされるようになった。刑事法学においても児童虐待の問題をDVなどの問題とともに家族間暴力という広い枠組みに入れて扱うことについては、DVと児童虐待との関連などから有

用であるという指摘もあり、こうした研究により法制度や運用の差異や施策の間隙などの発見が期待される。

刑事法分野でも司法面接が徐々に注目されるようになり、司法面接の必要性・有用性が指摘されるが、裁判所・検察・警察の各機関が制度ないし運用で司法面接を導入することに前向きかといえ、現時点でそのような動きは乏しいようである。また、児童相談所の職員による公務員としての犯罪告発の積極化が児童相談所と保護者との間で構築された信頼関係を崩すおそれも指摘されている。

その他、2007年の臨検捜索の運用に関する警察庁の通達をめぐる検討や座談会、児童虐待とくに性的虐待に関する罪の創設についてもこれまでに引き続き、論稿が発表されている。刑事法分野においても、加害者である親等の側の背景・要因を具体的に挙げて論じる研究が散見されるようになり、犯罪学・刑事政策の観点からは、虐待に関する犯罪をおこなった者の矯正・更生の問題も論じられている。

③ 憲法・行政法分野

第5期においては、数は少ないが、子どもの問題に焦点を当てた憲法・行政法学的研究が見られる。憲法学的研究としては、外国法研究を主とし、「家族への子の権利」「親に養育される子どもの権利」に焦点を当てており、日本法における理論展開が期待される場所である。

行政法学的研究としては、2007年の児童虐待防止法改正—臨検捜索制度—を素材に、児童虐待への国家介入に対する手続的観点からの考察が見られる。児童虐待防止法9条の3における立入調査への司法関与の法理論的根拠として、従来の日本の判例とは異なる論拠を提示するもの、立入調査への司法関与と行政訴訟、刑事手続との関係を問い、あわせて児童福祉法28条の家事審判と行政訴訟との関係をも論じるものがある。いずれも行政法一般理論の観点からアプローチするものであり、児童虐待問題と行政法学の距離がさらに縮まっていくことが期待される。

④ 児童福祉分野

i) 社会的養護の当事者組織の活動

2001年以降、全国各地に社会的養護の当事者組織が作られ、徐々にその活動が広がりを見せている。当事者組織の活動が行われ始めるのが第3期であり、第4期では、その活動が飛躍的に進み、政策等に影響を与えるようになり始めるのが第5期になる。児童福祉施設や里親家庭で生活していた人々による当事者組織は、2009年6月現在、全国に5ヶ所あり、その後、奈良県、栃木県にも開設され、2010年4月には当事者グループの全国組織も発足した。

社会的養護の当事者からは、自分たちの「生きづらさ」や過去の経験について、講演会・シンポジウム、大学などのゼミ・研究会での発表や、書物・新聞などの文書を通じて、今後の政策について意見が述べられるなど今後、社会的養護の施策に与える影響も見逃せない。

ii) 自立支援（社会的養護）—自立援助ホーム（児童自立生活援助事業）法制化の動向

第5期では、年長児の自立支援策の見直しがなされ、2007年の児童福祉法の改正では、児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申し込みに応じてサービスを提供することとともに、義務教育終了後の子どものほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の規定が設けられた。

児童養護施設等を退所した者の多くは、中学・高校卒業後に就労したものの、その後の生活を営むには非常に困難な状況を抱えている。離職や住居の確保の難しさ等があり、頼るべき保護者等の不在から、非行や犯罪に巻き込まれるケースもあった。現在、自立援助ホームは、彼らの自立を支える大きな柱となっている。全国に73ヶ所（2010年1月現在）あり、「子ども・子育てビジョン」（2010年1月閣議決定）においては、2014年度までに160ヶ所を整備する目標が立てられている。これら自立援助ホームについては、歴史研究がなされ、成立の背景やその後の展開過程、法制化をめぐる議論が明らかにされた。

iii) 里親制度改正

2008年の児童福祉法改正により里親制度が改正された。この点についてその趣旨や新たな里親制度の視点を示す論稿がある。里親家庭における子どもの権利擁護に向けて「子どもの権利ノート（幼児・小学生用、中学生・高校生用）」と里親用のガイドブックも製作された。また、2002年に創設された専門里親制度の運用状況やその方向性を示す研究も公表され、発達障害のある里子の問題が指摘されている。

iv) 小規模グループケア（「施設養護」の見直し）

第5期にあたる2007年の社会保障審議会 児童部会 社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」は、社会的養護体制の拡充のための具体的施策として「子どもの状態に応じた支援体制の見直し」を提示し、家庭的な環境における養護を一層推進すること、子どもの年齢やその状態に応じた自立支援・生活支援や、心理的なケア等を行う観点から施策を組み立てることとした。

また、厚生労働省 第1回社会保障審議会 少子化対策特別部会の資料「社会的養護体制の現状と今後の見直しの方向性について」（2007年）では、「社会的養護」について、「家庭的養護」「施設養護」に加えて、「小規模住居型児童養育事業」（ファミリーホーム）も含めて3つの柱として捉え、小規模グループ形態の住居による新たな養育制度（ファミリーホーム）を創設することで、子どもの状態に応じた支援体制の見直しと拡充を図ろうとした。

社会的養護体制は、2000年代後半から大きく変化しており、「家庭的養護」の拡充、「施設養護」の生活単位の小規模化など、子どもの抱える問題に対応すべく、より家庭的な養育環境を整備する方向へと動いている。

「施設養護」の見直しでは、2004年から生活単位の見直しに着手している。具体的には、本体施設（本園）において小規模なグループによるケア（ユニットケア）を行うことを主に指しており、児童養護施設のほか、乳児院、情緒障害児短期治療施設および児童自立支援施設などで推進されている。

v) 司法面接

第5期では、司法面接に関する研究の進展が見られる。その必要性やすでに実施されている英米の状況とわが国への導入の可能性、児童相談所における司法面接活用の意義や方法、多方面からの研究が行われるようになってきた。現在の課題として、主に児童相談所での司法面接（事実確認面接）にとどまり、警察等との連携が実現していないことや子どもへの治療的カウンセリングとの関係などが

指摘されている。

vi) 保健

0日、0ヶ月児の虐待死亡例が示すように、虐待の発生予防は虐待問題の根本的な課題である。そのための出産前後の家事支援サービスが実施された自治体における報告や乳児期の虐待予防として「相談しやすい場にする」工夫や「子どもが泣きやまない時の対応を指導することで、乳幼児揺さぶられ症候群を予防するプログラム」を組み込むなどの具体的な働きかけが乳幼児健診の場面では有意義であるとする提言などもなされている。

⑤ 非行・教護分野

第4期に続き、虐待と非行との関係に関する研究が行われ、より明確な視点でそのメカニズムを明らかにする試みがなされている。児童自立支援施設に入所する子どもの虐待、発達障害に視点を向けた取り組みもなされ、児童自立支援施設における児童精神科医の不足が課題としてあげられている。

⑥ 教育分野

i) スクールソーシャルワーカー

今期に顕著な状況としては、スクールソーシャルワーカーの活用がある。スクールソーシャルワーカーからみた学校の特徴や学校との連携の方法などを示す報告書が刊行された。スクールソーシャルワーカー活用の実情を示す報告もあるが、社会的な認知はいまだ充分とはいえない状況にあることが指摘されている。

ii) 学校と児童相談所との連携

虐待死事件の検証で指摘されるように学校と児童相談所との連携は重要な課題であるが、学校関係者に児童相談所の役割と権限を紹介する文献、学校と児童相談所の連携における根本的な課題性を明らかにした研究が行われ、児童福祉司の小学校に対する連携の不全感と連携が困難となる理由が分析されている。

(吉田恒雄)

2 法令の動向

(1) 法律改正

2008年11月の児童福祉法改正は、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等をふまえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置づけを明確にすること、被虐待児等に対する家庭的環境における養護の充実、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行うことを目的に行われた。この改正で、社会的養護や児童虐待が、広く子ども・子育て支援のなかに位置づけられたことは、とかく見過されがちな社会的養護の底上げに有効であるだけでなく、社会的養護・児童虐待問題発生の背景に子育て一般の問題があり、それとの関連を明確にする点で適切な視点であるといえる。

① 児童福祉法の改正1（子育て支援関係）

(i) 子育て支援事業の法律上の位置づけ

子育て支援事業を児童福祉法に規定することにより、その法的根拠を明確にした。

これらの事業は、児童虐待との関係では、訪問・支援による孤立化の防止、訪問による虐待の早期発見・対応等、虐待のおそれのある家庭に対する支援を通じて、虐待の予防に効果を発揮するものとして実施されてきた。法改正により、これら事業の財政的な基盤の確保にもつながり、その後の普及につながった。

a) 乳児家庭全戸訪問事業（生後4ヶ月までの全戸訪問事業）

いわゆる「こんにちは赤ちゃん事業」として2007年に開始された事業を、児童福祉法に明確に位置づけた。

この事業は、生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うだけでなく、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対する適切なサービス提供につなげることを目的としている。これにより、乳児をもつ家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を狙いとしている。訪問には、保健師等の専門家だけでなく、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等も想定されている。

訪問の結果、支援が必要と判断された家庭については、要保護児童対策地域協議会等による検討を経た上で、養育支援訪問事業をはじめとする適切なサービスの提供につなげることとされている。

b) 養育支援訪問事業（いわゆる育児支援家庭訪問事業）

この事業は、i) 乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することがとくに必要な児童とその保護者 ii) 要保護児童とその保護者 iii) 出産後の養育について出産前に支援をすることがとくに必要と認められる妊婦（特定妊婦） に対してその養育が適切かつ安定的に行われるよう、これら要支援児童等の居宅において養育に関する相談・指導、助言その他必要な支援を行うものである。

c) 地域子育て拠点事業

この事業は、乳児やその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行うものである。

d) 一時預かり事業

家庭において保育されることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間、保育所その他の場所で、一時的に預かり、必要な保護を行う事業である。

市町村はこれらの事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとし、あわせて、これらの事業を第二種社会福祉事業として位置づけた。

(ii) 家庭的保育事業を法律上位置づけ

いわゆる「保育ママ」といわれる制度が法律上明記され、待機児童の減少に向けた取組みの一つとして位置づけられることになった。

② 児童福祉法の改正2（困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化）

(i) 里親制度の改正

被虐待児の児童福祉施設入所の増加に伴い、社会的養護の受け皿の確保が必要になったこと、家庭

的環境での子どもの養育の実現、国連子どもの権利委員会の勧告等を背景に、里親制度が大幅に見直され、養育を目的とする里親（養育里親）を法律上明記し、その普及を図ることとされた。

a) 養子縁組を前提とした里親と養育里親とを区別し、養育里親の要件として一定の研修を修めることとする等、里親制度の見直しが行われた。

b) 都道府県の業務として、里親に対する支援、普及啓発等を行うことを明確化し、これらの業務を一定の要件を満たすもの（民間団体を含む）に委託できることとされた。

(ii) 小規模住居型児童養育事業の創設

要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業（ファミリーホーム）を創設し、養育者の要件（里親としての受託経験、児童養護施設での経験等）、人員配置、設備、家事や養育の補助を行う者の確保等、事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定が設けられた。

(iii) 要保護児童対策地域協議会の機能強化

要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援がとくに必要である子どもやその保護者、妊婦に拡大するほか、要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課した。

(iv) 家庭支援の強化

児童相談所における保護者指導を、児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとされた。また、児童家庭支援センターについても、施設に付置される場合だけでなく、一定の要件を満たす医療機関やNPO等、地域で相談支援を行う機関も児童家庭支援センターになることができることとされた。

(v) 年長児の自立支援策の見直し

児童自立生活援助事業について、対象者の利用申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の規定が設けられた。

(vi) 被措置児童等虐待（施設内虐待）の防止

児童福祉施設内での施設職員による子どもへの暴力や無視、子ども間暴力の放置など、いわゆる「施設内虐待」は、古くから指摘されている重大な課題である。施設内虐待は、子どもの人権を害する行為であることはいうまでもない。同時に、近年における施設入所児童に占める被虐待児や発達障害児の割合の増加により、入所児童に対する治療的対応の重要性がさらに強調されるようになってきた。これら治療的対応には、その前提として治療的環境の整備、とりわけ入所児童の安全と安心の保障が求められる。また、社会的養護充実の必要性が叫ばれているにもかかわらず、児童福祉施設における子どもの人権侵害報道が後を絶たず、社会的養護への信頼にもかかわる問題となった。こうした背景のもとに、平成19年4月の児童虐待防止法改正法の附則では、「児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策・・・について速やかに検討を行い、その結果について必要な措置を講ずるものとする。」とされ、また国連子どもの権利委員会からは2度にわたり施設における体罰の禁止の法制化が勧告された。また、公益通報者保護法（平成16年6月）における通報者保護制度の制定や高齢者虐待防止法（平成17年11月）において高齢者施設での虐待の防止

措置規定（防止措置、通告、通告者保護、市町村・都道府県の責任等）が設けられたことも影響していると思われる。

こうした背景のもとに、厚生労働省社会保障審議会児童部会では、「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会中間とりまとめ」（平成19年5月）で「施設内虐待等が発見された場合の通告や施設に対する調査、指導・監督等の仕組みの創設、これらについての責任主体の明確化等、こうした事件への早期対応や再発防止に有効な仕組みの導入を検討すべき」とされ、「社会的養護体制の充実を図るための方策について」（社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書 平成19年11月29日）でも、「被措置児童に対する児童養護施設等職員や里親による虐待等に対応するため、・・・対策を講じる必要」があるとの意見が述べられ、ようやく法改正が実現した。

児童福祉施設内での暴力については、施設自身による自主的な取り組みがなされてきた。法令による対応としても、社会福祉法では、施設内の苦情処理の仕組み（第三者委員等）や運営適正化委員会が規定され、刑法や児童福祉法（都道府県の監督権限、社会福祉法人理事会の機能）でも対応できるものとされていた。

しかし、高齢者施設や障害者施設と異なり措置制度のもとに成り立っている社会的養護においては、これらの制度は有効に機能しているとはいえなかった。また、行政通知である児童福祉施設最低基準では、施設内虐待の禁止、懲戒権の濫用の禁止や施設における苦情対応を定め、施設内虐待防止に関する多くの通知、第三者評価の受審、監査基準の改定、児童相談所運営指針等により対応してきたものの、いずれも施設内虐待防止の対応としては効果を挙げたとはいいがたく、法律の制定によらなければならない状況にまで至っていた。また、最高裁判決平成19年1月25日（暁学園判決）で、児童養護施設内での児童間暴力を職員が防止できなかったことにつき、県に国家賠償責任が認められたことも、児童福祉施設を監督する地方自治体の責任の強化につながるものといえよう。

改正法では、児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待防止のための規定が設けられた。この目的のため、施設内虐待の定義、通告義務、子ども自身による届出、通告受理機関としての児童福祉審議会、都道府県等職員の守秘義務、事実確認、保護、立入調査、質問、勧告、業務停止等、都道府県、審議会が講じるべき措置、国による調査研究、公表の義務が規定された。

新たに設けられた施設内虐待防止制度は、主に都道府県の措置義務を定めるものであり、施設に直接の義務づけをするものではなく、施設内虐待に対応するため新たな権限を関係機関に認めるものでもない。従来からある権限を関係機関が適切に行行使するための法的仕組みを整備したものといえる。もっとも、施設としてこれら施設内虐待を防止するには、人員配置や設備基準の向上が不可欠であるが、これらの条件整備については、その後の「社会的養護体制の計画的整備」に委ねられることになった。

vii) その他

都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画に、社会的養護の提供体制に関する事項が記載事項として追加され

た。

以上のほか、次世代育成支援対策推進法の一部改正として、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項に関する国による参酌・標準の提示、地域行動計画の策定等に対する労使の参画、地域行動計画の適正な評価・見直しが行われ、次世代育成支援対策推進法の一部改正として、一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大、一般事業主行動計画の公表・周知等が図られた。

③ 附帯決議

同法改正に関連して、参議院厚生労働委員会では、社会的養護を担う人材の確保と質の強化、児童養護施設等で生活する子どものプライバシーが十分確保できるよう、施設整備の要件について検討する旨の附帯決議がなされた。

(2) 通知

① 2007年改正児童虐待防止法施行関係

(i) 施行全般

2007年の改正児童虐待防止法の施行に関連して、厚生労働省は、「『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について」(平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0314001号)において、立入調査の強化、接近禁止命令制度等を定める児童虐待防止法・児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴い、同法の内容について周知を求めるとともに、運用上の留意事項として、保護者に対する指導・支援、自治体における虐待重大事例の検証についての留意事項を示した。最高裁判所からは、「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布について」(平成19年6月5日最高裁家庭局長・刑事局長・行政局長通知最高裁家一第002471号)が発出された。

(ii) 接近禁止命令

同改正により新たに創設された接近禁止命令制度について、最高裁判所は、「特別家事審判規則の一部を改正する規則の公布について」(平成20年2月21日最高裁家庭局長通知最高裁家一第000772号)を示し、従来の特別家事審判規則18条の2「当該児童の保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる」を、当該保護者に対して当該児童へのつきまとい、はいかひの禁止(接近禁止)を命ずることができると改正した旨の通知をした。

(iii) 臨検搜索

警察庁は、「『児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律』の施行について」(平成20年2月22日警察庁丙少発第6号・丙生企発第10号・丙地発第4号・丙給厚発第3号・丙捜一発第6号)により、平成19年5月25日に成立した児童虐待防止法・児童福祉法一部改正法について、改正の趣旨、改正の要点を示し、留意点として、臨検搜索における警察署長への援助要請があった場合の措置、立入拒否事件についてその告発に関する相談があった場合の捜査等の対応方法、接近禁止命令があった場合の学校等関係機関との連携強化、違反事案に対する速やかな捜査着手、重大な虐待事例の分析とその活用等を示した。

厚生労働省は、『『児童虐待の防止等に関する法律施行規則』及び『児童福祉法施行規則の一部を改正する省令』の施行について』（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0314002号）により、2007年児童虐待防止法等改正法の施行に伴い、「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」を制定し、出頭要求、面会通信の制限、接近禁止命令があった場合の対応方法、児童相談所長による縁組の承諾の申請方法等を定めた。

(iv) 児童虐待死亡事例の検証

同じく2007年の児童虐待防止法改正により新たに規定された地方公共団体による児童虐待死亡事例の検証に関連して、厚生労働省から「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0314002号）が発出され、検証の基本的考え方や進め方等を示し、市町村・関係機関への周知、適切な運用を図るよう求めた。

(v) 児童相談所運営指針等

「児童相談所運営指針等の改正について」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0314003号）は、児童虐待防止法および児童福祉法の一部改正法が2008年4月1日より施行されるのに伴い、児童相談所運営指針等を改正し、子どもの安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置の採られた子どもとの面会または通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置等について、児童相談所運営指針を改正する旨の通知である。また、2008年3月には、2007年6月に公布された児童虐待防止法および児童福祉法改正法で、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合に都道府県知事が講ずるべき措置の明確化や、施設入所等の措置を解除する際に保護者指導の効果等を勘案しなければならないとされたこと等を踏まえ、児童虐待を行った保護者に対する指導および支援の充実に資するよう、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を取りまとめ、保護者に対する援助指針の策定方法や保護者援助の基本ルール、施設入所の措置がとられた場合の保護者援助を定めた（「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実にについて」（平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0314001号））。

② 2008年改正児童福祉法施行関係

(i) 施行全般

2008年の児童福祉法改正に関連しては、新たに設けられた制度について、その施行に関連する通知が数多く発出されている。そのうち、「児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業等について」（平成21年3月31日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務・保育課長連名通知雇児総発第0331002号、雇児保発第0331004号）は、新たに規定された乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業および小規模住居型児童養育事業が社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置づけられたことに伴い、これらの事業に関して、事業者の義務、都道府県等の役割についてその取扱いについて示し、あわせて小規模住居型児童養育事業について、その運営に関して通知するとともに、地方自治体からの疑義照

会に対する回答を示している。あわせて、税法上の取扱いに関し、法人税、登録免許税、消費税、不動産取得税、固定資産税等について、課税の内容等を示す事務連絡がなされた（「児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業等にかかる税法上の取扱いについて」（平成 21 年 3 月 31 日事務連絡））。

(ii) 養育支援訪問事業

市町村による養育支援訪問事業について、「養育支援訪問事業ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 16 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児発第 0316002 号）は、それまで「育児支援家庭訪問事業」とされていた事業が、2008 年児童福祉法改正により「養育支援訪問事業」として位置づけられ、市町村に実施の努力義務が課されたことから、市町村が当面取り組むべき内容（事業目的、対象者、中核機関とその役割、訪問支援者、個人情報保護等）を定め、その実施と充実を市町村に求めた。

(iii) 小規模住居型児童養育事業

「小規模住居型児童養育事業の運営について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0331011 号）は、当該事業の設備、運営に関する基準を定める児童福祉法施行規則とは別に、「小規模住居型養育事業実施要綱」を定め、その目的、設備および運営の主体、対象児童、対象人員、事業内容等を具体的に示す通知である。

(iv) 施設内虐待

2008 年の児童福祉法改正では、子どもの人権擁護と施設における支援の質の向上を図る目的で、新たに「被措置児童等虐待」（施設内虐待）に関する制度が設けられた。これまでは児童福祉施設最低基準等の通知で対応してきたが、これを法律上の制度として規定した。「被措置児童等虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉・社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長連名通知雇児福発第 0331002 号・障障発第 0331009 号）は、都道府県等に対して、子どもの最善の利益や権利擁護の観点から、被措置児童等虐待の発生予防、早期発見、迅速な対応、再発防止のための取り組みを総合的に進め、被措置児童等虐待防止に向けた関係部局の連携体制、通告に対する具体的対応等の体制整備、児童福祉審議会との連携強化等の周知を求める通知である。

③ 児童養護施設における養育支援

児童養護施設への被虐待児や発達障害児の入所の増加に応じて、従来の生活支援に加えて医療的ケアの充実が必要になっていることから、その担当職員を配置することを目的に、「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」（平成 20 年 6 月 12 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知第 0612014 号の 4）が発出され、日常生活上の観察や体調の把握、緊急時の対応を行うなどの医療的支援体制の強化を図るため、医療的ケアを担当する職員を配置する施設を都道府県知事等が定めることができること、運営の基準、担当職員の業務内容、経費等が定められた。

④ 里親

里親制度については、2008 年の改正により縁組里親と養育里親が区別され、都道府県の業務として、

研修を行うことが明確化されたことから、「養育里親研修制度の運営について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0331009 号）が発出され、養育里親研修の実施主体、研修の趣旨・種類・研修対象者・研修の実施方法等、修了認定等の留意事項が定められた。

「里親支援機関事業の実施について」（平成 20 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0401011 号）は、里親制度の推進のために「里親支援機関事業実施要綱」を定め、里親制度の普及促進、里親研修の実施、子どもの委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施することとする通知である。

⑤ 医療ネグレクト

第 6 期で検討される民法改正に関連して、親権制限が問題となる医療ネグレクトに関し、現行法のもとでの対応を示す通知がなされている。「医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」（平成 20 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第 0331004 号）は、医療ネグレクト事例において親権喪失宣告申立等、対象となる事例に即した現行法上対応可能な手続を具体的に示し、関係機関への周知を求める通知である。

⑥ 児童相談所の設置

2006 年の児童福祉法改正により、都道府県、政令指定都市、中核市以外にも児童相談所を設置することができるものとされたが、さらに 2008 年 6 月 20 日の地方分権改革推進要綱を受けて、児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方、政令指定の手続、留意点を示す通知「児童相談所を設置する市について」（平成 20 年 8 月 29 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第 0829001 号）が発出された。

⑦ 一時保護所

児童相談所に付置される一時保護所については、就学年齢にある児童については、就学が義務付けられておらず、被虐待児の一時保護の長期化もあり、これらの子どもの学習権の保障、学習環境の充実が問題になっている。

この点について、「一時保護施設における学習環境の充実について」（平成 21 年 4 月 1 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第 0401003 号）は、都道府県等の教育委員会との連携による現職教員の受け入れや教員 OB の活用、それに必要な経費の基準額の改善のほか、児童福祉法 28 条申立て等による長期化に対しては一時保護所区域内の学校への就学を検討すること等の対応を求めた。

⑧ 機関連携（学校・保育所と市町村・児童相談所との連携 江戸川区事件）

虐待が疑われながら死亡した事件が 2010 年に東京都江戸川区で発生したことを受けて、学校と市町村、児童相談所等との連携が十分機能しなかったことにかんがみ、厚生労働省が文部科学省と連名で「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、対象児童、情報提供の頻度・内容、依頼の手続き、機関間での合意、緊急時の対応等の事項について基本的な考え方を示し、その周知を求める通知（「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成 22 年 3 月 24 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0324 第 1

号)) が発出された。同様の通知は文部科学省からも発出されている(「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」(平成 22 年 1 月 26 日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長発通知 21 初児生第 29 号))。

これに伴い、児童相談所運営指針等も改正され(「児童相談所運営指針等の改正について」(平成 22 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発 0331 第 6 号))、その改正内容について周知徹底が求められた。

⑨ 安全確認の徹底(大阪市事件)

大阪市で発生した 2 児ネグレクト死亡事件に関連して立て続けに児童相談所による安全確認に関する通知が出された。

この事件では、児童相談所が関与していたにもかかわらず子どもの安全確認が行われなかったことにかんがみ、児童相談所による安全確認措置を講じているが安全確認ができていない事例、安全確認は行えたが児童相談所による関与を拒否し、子どもの姿が確認できていない事例を早急に確認し、これらの事例における対応方針の見直し、立入調査、臨検搜索を念頭に置いた対応、適時適切な一時保護等を実施するよう求める通知が発出された(「児童の安全確認の徹底について」(平成 22 年 8 月 2 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0802 第 1 号))。

この通知に基づいて、都道府県で確認された子どもの安全確認ができていない事例を把握することで、児童虐待防止の更なる強化のための検討材料とする調査協力を求める通知も出された(「児童の安全確認の徹底に係る調査について」(平成 22 年 8 月 10 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0810 第 1 号))。

さらに、「児童の安全確認の対応について」(平成 22 年 8 月 18 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0818 第 1 号)では、虐待通告を受けた場合の初期対応として「児童相談所運営指針について」(平成 2 年 3 月 5 日厚生省児童家庭局長通知児発第 133 号)による子どもの直接の目視、48 時間以内の確認等初期対応の徹底、児童虐待に関する調査事項や調査方法の適切な運用が求められた。

大阪市事件では、虐待通告があったものの、児童相談所が虐待の行われている住居を特定できないため、対応できない事態となった。「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」(平成 22 年 8 月 26 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0826 第 1 号)は、居住者が特定できない事案における出頭要求については、関係機関への協力要請、出頭要求(児童虐待防止法 8 条の 2)、立入調査(同法 9 条 1 項)、臨検搜索制度(同法 9 条の 3)の活用を念頭に置いた対応を図るよう求め、あわせて保護者や子どもの氏名等が判明しない場合の対応について示した。

さきの「児童の安全確認の徹底に係る調査について」(平成 22 年 8 月 10 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0810 第 1 号)により行われた全国児童相談所による調査結果が「児童の安全確認の徹底に係る調査結果について」(平成 22 年 9 月 30 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0930 第 1 号)により公表された。これによれば、児童相談所による安全確認について、2010 年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの間、13,469 件の虐待通告件数中、安全確認が必要

と認められた件数 12,920 件、うち 8 月 10 日時点で安全確認ができていない件数 12,641 件、確認できていない件数 279 件、同 8 月 30 日時点で安全確認ができていない件数が 261 件であることが明らかになった。

『「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について』(平成 22 年 9 月 30 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0930 第 2 号) は、児童虐待による死亡事件が後を絶たない状況にかんがみ、児童の安全確認の基本的な考え方、通告受理時の対応の基本事項、対応の基本事項、安全確認の基本事項等、児童相談所が虐待通告を受理した段階から子どもの安全確認を行うまでの対応方法や留意事項について取りまとめた手引きに関する通知である。

(吉田恒雄)

3 判例の動向

(1) 児童福祉法

司法統計年報によれば、児童福祉法 28 条 1 項・2 項事件の新受件数は、2007 年 305 件、2008 年 324 件、2009 年 294 件、2010 年 366 件と推移しており、依然として件数は多い。今期の公表例は、9 件であり、この中の 3 件が施設入所等の措置の期間更新(児童福祉法 28 条 2 項)に関する事件である。今期の特徴としては、この児童福祉法 28 条 2 項事件が公表されている点、これまでの公表例ではほとんどみられなかった却下例が公表されている点、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事例が存在する点を挙げるができる。

① 却下審判例

これまでの公表例において、申立てが却下されたのは、大津家裁審判昭和 50 年 10 月 15 日(家裁月報 28 卷 8 号 77 頁) だけであり、それ以外の事件ではすべて、施設入所等の措置が承認されている。そもそも、児童福祉法 28 条事件においては、認容・取下げが大半を占めており、例えば、今期の司法統計上も、児童福祉法 28 条審判が却下されたのは、2007 年 4 件、2008 年 3 件、2009 年 6 件、2010 年 9 件にとどまる。このような状況の中で、今期、却下審判例がいくつか公表されたことの意義は大きいものといえる。

大阪家裁審判平成 20 年 7 月 3 日【判例 3】は、虐待が疑われる実父と離婚し、児童の単独親権者となった実母について、実母には虐待行為が一切うかがわれず、むしろ養育に熱心であること、離婚が単なる仮装や方便ではないことなどから、児童の乳児院入院措置承認申立てを却下した。また、秋田家裁審判平成 21 年 3 月 24 日【判例 5】は、既に 28 条審判を経て児童養護施設入所措置が採られている児童について、児童の問題行動に一定の改善がみられること、実母が児童相談所等に対して否定的言動を行いつつも、児童に対するこれまでの対応を改める必要性や養育方法について関係機関の関与を受け入れる必要性を認識していること、児童が母との同居を強く望んでいることなどから、児童養護施設入所措置の期間更新を認めなかった。さらに、大阪高裁決定平成 21 年 3 月 12 日【判例 4】の原審である大阪家裁審判平成 21 年 1 月 23 日では、親権者である実父が施設入所に同意していた点を重視し、また、大阪高裁決定平成 21 年 9 月 7 日【判例 6】の原審である大阪家裁岸和田支部審判

平成 21 年 4 月 3 日では、実父による性的虐待及びその恐れがないこと等を理由として、それぞれ申立てが却下されているが、これらの審判はいずれも、高裁において取り消され、施設入所等の措置が承認されている。

② 施設入所等の措置の期間更新に関する事例

2004 年の児童福祉法改正によって、28 条審判に基づき施設入所等の措置が採られている場合の措置の期間は「二年を超えてはならない」とされ、当該措置に係る保護者に対する指導措置の効果等に照らし、「当該措置を継続しなければ保護者とその児童を虐待し、著しくその監護を怠り、その他著しく当該児童の福祉を害すると認めるとき」には、家庭裁判所の承認を得て、措置期間を更新できるとされた（児童福祉法 28 条 2 項）。既に、前期（第 4 期）には、施設入所等の措置の期間更新に関する裁判例も存在したが（東京家裁審判平成 18 年 2 月 7 日・家裁月報 58 卷 6 号 69 頁）、今期はより多くの裁判例が公表されている。

東京家裁審判平成 19 年 12 月 21 日【判例 2】は、実母及び養父の生活状況等が改善していないこと、児童が依然として日常的な支援や心理的なケアを要する状況にあることなどにかんがみ、児童養護施設への入所措置の更新を承認した。本件は、前審判（東京家裁審判平成 17 年 9 月 5 日・家裁月報 57 卷 11 号 73 頁）時になされた保護者指導措置の勧告（児童福祉法 28 条 6 項）と同内容の勧告がなされた点でも注目される。また、大阪高裁決定平成 21 年 3 月 12 日【判例 4】では、親権者である実父が施設入所に同意しているが、当該同意が翻意される可能性が大きいことなどから、本件の入所措置が実父の「意に反する」場合に当たるとして、施設入所措置の期間が更新されている。これに対して、秋田家裁審判平成 21 年 3 月 24 日【判例 5】は、児童福祉法 28 条 2 項事件で、初めて却下審判が確定した事件である。これらの裁判例はいずれも、前審判によって施設入所等の措置が採られてから今回の更新申立てに至るまでの間に、保護者及び児童の状況にどのような変化があったのかに焦点があり、この点が、児童福祉法 28 条 1 項事件との相違であるといえるだろう。

なお、司法統計年報によれば、施設入所等の措置の期間更新に関する事件の既済件数は、2007 年 59 件（認容：56 件、却下：0 件、取下げ：3 件）、2008 年 114 件（認容：105 件、却下：0 件、取下げ：9 件）、2009 年 97 件（認容：87 件、却下：2 件、取下げ：8 件）、2010 年 125 件（認容：112 件、却下：1 件、取下げ：10 件）であった。

③ 「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事例

いわゆる「代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）」については、専門家の立場によって、その評価が分かれており、これを親の精神疾患と捉えるか、それとも虐待の一類型として捉えるかについても、議論のあるところである（南部・2004：181 頁以下、永水・2005：246 頁以下、梅澤・2010：231 頁以下）。わが国においては、厚生労働省『子ども虐待対応の手引き（平成 21 年 3 月 31 日改訂版）』において、「特別な視点が必要な事例への対応」の一つとして「代理ミュンヒハウゼン症候群」が挙げられる（日本子ども家庭総合研究所・2009：297 - 298 頁）など、近年、この問題を『虐待』との関係で重視する傾向にあることが窺われる。また、2009 年に京都で発生した点滴異物混入事件は、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が社会的に認知される一つの契機となった。同事件では、3

名の実子に対する傷害罪・傷害致死罪に問われた実母に、懲役10年の実刑判決が言い渡されている（京都地裁判決平成22年5月20日（LEX/DB：文献番号25463847）（事件については、その裁判経過を含めて、南部・2010：157 - 191頁が詳細である）。

熊本家裁審判平成21年8月7日（抗告審：福岡高裁決定平成21年10月15日）【判例7】は、実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われた事件として、注目されるものである。本件以前の児童福祉法28条審判事件において、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が問題とされた公表例としては、宮崎家裁都城支部審判平成12年11月15日（家裁月報54巻4号74頁）、札幌高裁決定平成15年1月22日（原審：釧路家裁北見支部審判平成14年5月31日）（家裁月報55巻7号68頁）があるが、本件を含むすべての事件において、実親の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が直接的には認定されていない点が特徴的である。これらの公表例においては、「両親の対応」「父母の監護養育方法」「実母の薬物管理」などの問題点が指摘され、いずれも客観的な監護の不適切さを理由として、承認審判がなされている。このことは、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」の認定の難しさを表しているものと見ることもできよう。

【参考文献】

- 坂井聖二『子どもを病人にしたてる親たち—代理によるミュンヒハウゼン症候群—』（明石書店、2003年）
- 南部さおり「病気が犯罪か？—代理によるミュンヒハウゼン症候群についての最近の議論と事例—」『犯罪学雑誌』70巻6号（2004年12月）180 - 197頁
- 川田昇『親権と子の利益』（信山社、2005年）（特に、331 - 343頁）
- 永水裕子「代理によるミュンヒハウゼン症候群と児童虐待」『上智法学論集』48巻3・4号（2005年3月）243 - 252頁
- 南部さおり＝藤原敏＝佐藤雄一郎＝西村明儒「児童虐待『症候群』と刑事裁判—被殴打児症候群、乳幼児ゆさぶられ症候群、代理によるミュンヒハウゼン症候群—」『犯罪学雑誌』72巻2号（2006年4月）54 - 65頁
- 日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法実務マニュアル（第4版）』（明石書店、2008年）
- 許末恵「児童養護施設入所中の児童につき里親委託を承認した例」『民商法雑誌』140巻1号（2009年4月）121 - 125頁
- 永水裕子「代理によるミュンヒハウゼン症候群」玉井真理子＝永水裕子＝横野恵編『子どもの医療と生命倫理—資料で読む—』（法政大学出版局、2009年）177 - 178頁
- 日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き—平成21年3月31日厚生労働省の改正通知—』（有斐閣、2009年）
- 山口亮子「虐待が疑われる父と離婚後の親権者母による子の監護」『民商法雑誌』141巻6号（2010年3月）101 - 108頁
- 田中通裕「児童養護施設入所措置の再度の更新が認容された事例」『民商法雑誌』142巻2号（2010年5月）107 - 114頁
- 南部さおり『代理ミュンヒハウゼン症候群』（アスキー・メディアワークス、2010年）
- 梅澤彩「代理によるミュンヒハウゼン症候群—児童虐待としての概念と対応について—」『摂南法学』42・43合併号（2010年12月）229 - 250頁
- 山口亮子「原審判を取り消し児童福祉施設入所を承認した事例」『民商法雑誌』144巻3号（2011年6月）88 - 94頁

（2）刑事法

① 不作為による共犯

児童虐待の刑事事件では、作為の正犯者に不作為で関与する者が刑事責任を負うのかという刑法理論上の問題の各論として、同居者などによる暴行を制止しなかった者の罪責が議論されてきた。第2期～第4期には、不作為による幫助の事案が裁判例にあらわれていたが、第5期になって正犯としての責任を問われた事例が公刊物にあらわれている。

東京高裁判決平成20年6月11日【判例8】は、先に被害児に対する暴行を加えていた被告人について、居宅を訪れた交際相手の男性もさらなる暴行を始めたのに対しては積極的な阻止の態度に出るべき義務があったことなどから、傷害致死の正犯を認めている。作為による致死傷の結果に対して不作為の幫助犯にとどまらず不作為の正犯としての責任が認められた事例は、公刊物に掲載された判例を一覧する限り、見あたらない（ただし、大阪高裁判決平成3年6月21日を同じ事例と理解する余地もある）。作為の正犯者に不作為の正犯として関与する余地は、学説の多数が消極的に認めるものであったが、近時の学説にはこれを見直す動きがあり（平山・2008【文献23】を参照）、本判決も含めた今後の判例の動向が注目される。

② 児童虐待の事件における事実認定

児童虐待に関する刑事判例で公刊物に掲載されたものの中に、犯罪であるとの合理的な疑いが残るという理由で被告人を無罪とした事案が散見される（筆者の知る限り高裁判決も含めて4件が挙げられており、犯罪事実の一部を認定できなかった事案も合わせれば6件になる）。例えば、札幌高裁判決平成19年9月13日は、実母の交際相手を被告人とする傷害被告事件において、主要な証拠が被害児の供述のみであるという事案のため、事件当時6歳（証人尋問当時7歳）である被害児の供述の信用性が問題となったが、被害児が身近で保護してもらったと感じていたはずの母親から虐待されたとの供述は「虐待を受けた児童の心理ないし供述傾向から合理的に説明できるものではなく、やはり、不自然さは強く残る」と判示して、被告人を無罪としている。また、東京高裁判決平成20年4月3日は、被害児の死因と因果関係を有する暴行について、しつくと称した暴行によって被害児を死亡させたという被告人夫婦の捜査段階での供述と医師の鑑定結果との間に齟齬が生じたため、検察官が当初の訴因を変更して、被告人兩名以外に致命傷を与えられる者は想定できないという消去法的な立証に転じたが、この立証も成功しなかったというものである。

確かに、家庭などの閉鎖された空間で発生する児童虐待については、目撃者を得ることが難しく、刑事事件となれば被虐待者の供述に重きが置かれるようになることも容易に想像できるが、乳児に対する虐待であれば供述を得ることさえできないのはもちろん、年少者に対する児童虐待の事案でも、証言能力ないし供述の信用性が訴訟において問題となりやすい。他方で、周知のとおり、犯罪であるという確信を裁判官に抱かせるほどの立証が有罪判決には必要であるが、児童虐待の事案では物的証

抛の確保もそれほど期待できない。それゆえ、通常であれば、負傷・死亡の原因が虐待であるとの推認を合理的に成立させるためには、診断書や死体検案書などを基礎に他の証拠も加えて固めるというやり方がとられるだろうが、その立証は容易でないはずである。今後、児童虐待が刑事で立件される数は増加するものと一般に予想されているが、とりわけ裁判員裁判においてどのように事実認定がなされるのかには注目すべきであろう。

③ 裁判員裁判と量刑

近時、児童虐待に関する刑事裁判では、以前よりも量刑が重くなったという指摘がある。重罰化の傾向については、そもそも統計データによる裏付けがあるわけではないことに加え、仮に重刑化の方向にあるとしても、刑法の改正による全体的な法定刑の引き上げといった他の要因も考えられるため、現状から児童虐待に対する姿勢の変化などを読み取ることは無理がある。もっとも、裁判員制度が2009年5月から実施され、児童虐待の関連でも、殺人、傷害致死、保護責任者遺棄致死といった事件では裁判員裁判によるものとなった。市民の量刑感覚は裁判官のそれと異なるはずという単純な想定からではなく、量刑に関する証拠調べ・弁論や評議・評決における意見形成の過程などが従来とは違っていることから、裁判員裁判における量刑にどのような傾向が生じるのかについて今後見守っていくことは、非常に重要であるように思われる。

この点で、大阪地裁判決平成22年7月21日、大阪地裁堺支部判決平成22年10月1日、東京地裁判決平成22年11月12日などは、いずれも被害者1名の傷害致死や保護責任者遺棄致死の被告事件(責任能力あり)で、主導的な立場でない事案あるいは継続的に虐待していなかった事案であるが、軒並み懲役8年を超える懲役刑が言い渡されている。それぞれの量刑の理由では、犯行の態様や死亡という結果の重大性を主たる要素として挙げており、断定は厳に慎むべきであるが、これらの外形的事情は重く量定する材料として重視されている可能性がある。

【参考文献】

平山幹子「児童虐待と刑法理論—不作為による共犯を中心として—」『刑事法ジャーナル』12号(2008年7月)23-30頁【文献23】

佐伯仁志=太田達也=川出敏裕ほか「座談会(刑事政策研究会(新連載・1)児童虐待)」『ジュリスト』1426号(2011年7月)112-144頁

(岩下雅充)

(3) 行政法

行政法分野ではこれまで目立った裁判例がなかったが、今期は2つの異なる観点からの重要判例が公となった。

一つは、児童福祉法28条1項1号に基づく家庭裁判所の承認審判を得て同法27条1項3号に基づき児童相談所長がした児童福祉施設への入所措置決定に対して提起された取消訴訟が棄却された事例(東京地裁判決平成20年7月11日、平成19年(行ウ)第745号、児童福祉施設入所措置決定取消請

求事件【判例10】）である。いわゆる28条審判と取消訴訟（行政訴訟）の関係については、行政法学の観点から問題の所在が学説上指摘されてきたところであるが、同判決は両者の関係が実際の裁判例において問題となったものとして、その判断が注目されるところである。

同判決は、28条審判を得た児童福祉施設入所措置決定に対しても取消訴訟を提起しうることを前提とした上で、審判手続及びその上訴審手続で争う事項は専ら当該手続で争うことが予定されており、当該手続において審判が有効に確定した以上、後行の手続においてそれらの違法事由を主張することはできないとして訴えを棄却しており、取消訴訟の可能性は認められるものの、同訴訟において主張しうる違法事由は例外的なものに限られることとなった。同判決をうけて、学説のさらなる深化が期待されるところである。

【参考文献】

古畑淳「被虐待児童に対する措置の決定過程における家庭裁判所と児童相談所の役割」『神奈川大学大学院法学研究論集』第9号（2000年）1－69頁

同「家庭裁判所の承認と児童相談所の措置決定—児童福祉法28条・親権者等の同意が得られない場合の措置の決定をめぐる—」『社会保障法』第18号（2003年）33－46頁

橋爪幸代「要保護児童の処遇に係る行政機関及び司法機関の役割—イギリスとの比較を通して—（2・完）」『上智法学論集』46巻2号（2003年）65－101頁

横田光平「国家による家族への介入と国民の保護—統治構造の変容と個人の権利保障」『公法研究』70号（2008年）117－127頁

もう一つは、施設内虐待として、都道府県による児童福祉法27条1項3号の措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童に対する施設の長および職員の養育監護行為に関し、県及び社会福祉法人の損害賠償責任が問題となった事例（最高裁判決平成19年1月25日、平成17年（受）第2335号、第2336号、損害賠償請求事件、民集61巻1号1頁【判例11】）である。

同判決は、児童養護施設の長は本来都道府県が有する公的な権限を委譲されてこれを都道府県のために行使するものと解されるとし、職員等による養育監護行為は都道府県の公権力の行使に当たるとして国家賠償法1条1項に基づき県に対する損害賠償請求を認容するとともに、社会福祉法人の責任については、国家賠償法1条1項により公務員個人が民事上の損害賠償責任を負わないことを理由に、国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、使用者は民法715条に基づく損害賠償責任を負わないとする注目すべき判断を示した。同判決をうけて、続く千葉地裁判決平成19年12月20日（平成12（ワ）544号、損害賠償請求事件【判例12】）は、児童養護施設の長が行った暴行により入所児童が被った損害に対する損害賠償請求事件において、同養護施設の長の養育監護行為が県の公権力の行使に当たるとして国家賠償法1条1項に基づき県に対する損害賠償請求を認容する一方で、暴行を行った施設の長、及び社会福祉法人に対する損害賠償請求を棄却している。

上記最高裁判決をめぐるのは、近年の行政法学の主要テーマである「公私協働」における賠償責任問題に関わる重要判例として、行政法学的観点から理論的考察が積み重ねられている。

【参考文献】

碓井光明「政府業務の民間開放と法制度の変革」江頭憲治郎＝碓井光明編『法の再構築 [I] 国家と社会』（東京大学出版会、2007年）3 - 40頁

山本隆司「日本における公私協働」稲葉馨＝亙理格編『行政法の思考様式』（青林書院、2008年）171 - 232頁

米丸恒治「行政の多元化と行政責任」磯部力＝小早川光郎＝芝池義一編『行政法の新構想Ⅲ』（有斐閣、2008年）305 - 322頁

ほか多数。

（横田光平）

4 法学研究の動向

（1）児童福祉法分野

① 2007年児童虐待防止法改正

第5期は、2007年に児童虐待防止法の改正が行われた。改正の議論の過程は、馳浩『ねじれ国会方程式—児童虐待防止法改正の舞台裏—』が詳しい（馳・2008【文献1】）。関係省庁による解説としては、立法担当者による解説のほか（仁田山・2008.5、2008.9）、裁判所から（松村＝田中・2008【文献3】、最高裁判所事務総局・2008〔資料〕）関連する解説が公表されている。改正に際しては、虐待家庭への強制立入のあり方について、司法関与のもとに児童相談所が介入する制度を設けるか、警察が保護者による立入拒否を理由とする刑事介入とするかが主要な論点になった。結果的には、児童相談所が裁判所の許可状を得て行う臨検搜索制度が新たに創設されることになったが、この方法によっても、児童相談所と警察との連携は不可欠である。この点に関する警察の立場からの解説としては、若林・2007、菊澤・2007【文献2】がある。厚生労働省による解説としては、「小特集 児童虐待の防止に向けて」が児童虐待の現状、広報、啓発の取組みのほか、自治体による特色ある取組みとして、「神奈川県児童相談所における性的虐待対応—性的虐待被害児からの司法面接スキルを用いた聞き取りの面接手法」を紹介している（厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課虐待防止対策室・2008）。

研究者による同改正の評価として、児童福祉の見地からは、才村純が同改正を強制立入制度の創設により立入調査の実効性が確保されたと評価する。しかし、児童相談所の権限の一極集中により、保護者と児童相談所が熾烈な対立関係に陥りかねないところから、司法機関によるケア受講命令制度の導入を提案する。そして、今後の児童虐待防止対策の課題としては、パーマネンシー保障のための社会的養護体制の改革、家族再統合援助の充実、児童相談所、市町村、児童福祉施設の体制整備の必要性を主張する（才村・2008【文献6】）。相澤論文（相澤・2009【文献21】）は、総合的な青少年の自立を支援するための「仮称・青少年自立センター」を設置し、福祉行政と労働行政が一体となった取組みなどによる、年長児童の自立支援対策の拡充が必要であると述べる。

児童福祉分野では、2007年の改正により初期対応の制度は整備されてきたが、制度を運用する人材の質・量の充実を指摘する論文が多い（相澤・2008【文献14】、才村2007.5、才村2007.9、川崎・2008）。

心理学の立場から西澤哲は、今回の改正により、児童相談所の役割が子どもの保護、家族への介入にあることがより明確になり、これにより家族や保護者への支援的機能を果たすことが困難になるとの危惧を示す。こうした事態からすれば、戦後60年を経た児童福祉法にピリオドを打ち、児童虐待が中心になっているわが国の子ども家庭福祉の現状を正面から見据えて、子ども家庭福祉の理念に即した法制度体制を再整備することが急務であると指摘する（西澤・2007【文献7】）。

法学からは、鈴木論文（鈴木・2007【文献17】）が、ドイツ法との比較を通じて、親権制度のあり方を検討し、法改正においては親の権利の確保と子どもの福祉・権利確保のバランスを図った制度構築が行われるべきであると主張する。平湯真人は弁護士の立場から、2007年の法改正により、虐待対応としてより強制的な方向に傾いたとの印象をもたれがちであるが、実際には同改正はこれまでの介入や親の行動制限の分野での不備を補強したものであり、親への働きかけの中心が非権力的な方法である点は変わっていないとしている。その上で、残された課題として親権制限および社会的養護の充実のための方策、虐待の予防と親支援のための方策の充実が必要であるとし、改正法による公的介入の実施にはさまざまな人的資源の充実が必要であることを強調する（平湯・2007【文献4】）。

② 刑事介入のあり方に関する議論

2007年改正により、児童虐待対応の介入的側面が強化されたが、さらに刑事介入の強化、警察との連携強化を主張する文献が目立つようになる（特集・2008【文献9】）。斎藤論文【文献10】は「特集にあたって一児童虐待における福祉的保護主義の限界―」で、「被害者→加害者」の逆再演を阻止するための措置として、司法システムのもとに加害者に対する指導・教育・治療をし、加害者がこれを拒否する場合には、刑法の対象とするとの「司法化」、「強制治療」の方向を提案する。斎藤は、二度の大きな改正により児童虐待防止の法制度は、司法関与を強化し家庭への公的介入を強化してきたが、さらなる司法関与の強化を提案するものであり、興味深い。同特集では、岩城・2008【文献11】が、より積極的な司法－警察－児童相談所の役割分担、連携を法制度に明記すべきことを主張し、津崎論文（津崎・2008【文献12】）が虐待対応における警察関与、親指導に対する裁判所関与の強化を提案する。これに対して、坪井は同特集の座談会で、「DVの場合は、…暴力に対しての保護命令で、かならず暴行罪か傷害罪が成立している」ために警察への抵抗感が薄いのではないかと推測する。これに対して、児童虐待では暴行脅迫が成り立たない場合があり、親を犯罪者とすることについて子どもにも抵抗がありそうだとする。とくに母子分離に警察が犯罪としてかかわるのはどうかと疑問を示している。

さらに家庭における暴力としてのDVも視野に入れた総合的取組みを図る体制作りの必要性も提案されるなど（岩井・2008【文献15】）、児童虐待への司法介入について立場の異なる論者が、さまざまな取組みや外国の例などを紹介している。

③ その他

第4期に続いて児童虐待、高齢者虐待、配偶者暴力について、横断的に検討する研究が行われている。朴・2009【文献26】は、各法律の異同を検証し、今後の課題としては、各法律の固有のアプローチだけでなく、暴力の連鎖の視点から相互連関的に検討されるべきこと、教育啓発相談活動を通じて

の予防策が現実的であることなどを挙げている。

児童虐待に関するシンポジウムの報告としては、京都産業大学法学部によるものがある（川崎二三彦他・2009【文献20】）。このシンポジウムでは、子どもの虹情報研修センターの川崎二三彦の基調講演をはじめ、弁護士、家族法研究者、臨床心理士（被害者学）の立場からそれぞれ報告がなされている。法学部による児童虐待のシンポジウムであり、虐待と司法関与の関係が多岐にわたって議論された。意見交換では、通告制度、虐待問題に対する裁判所の役割、裁判所による受講命令制度、一時保護制度等、虐待の法律問題がさまざまな角度から論じられている。

児童福祉法関係の学会動向としては、2011年5月15日に、日本社会保障学会が「シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて—」をテーマに名古屋大学で開催された。シンポジウムの趣旨は、わが国の虐待・暴力に関する法制度が実効性ある対応をしているのかどうかを明確にするため、予防・発見、一時保護、自立支援、更正プログラム、長期的支援も視野に入れて、社会保障法学の対象としてとらえることとされている。子ども、女性、高齢者といった家庭内の弱者を横断的にとらえ、比較法的見地から一定の方向性を明らかにし、わが国の法制度の課題を明らかにしようとする規模の大きな研究である。今後さらなる研究成果の公表が待たれるところである。

【参考文献】

- 相澤仁「児童虐待の防止に向けて—改正児童虐待防止法の改正を中心にして—（共同研究 児童虐待防止に向けて）」『被害者学研究』18号（2008年3月）87－93頁【文献14】
- 相澤仁「子ども虐待の『今』（第6回）子ども虐待防止対策における法制度上の対応と現在の課題」『子どもの虐待とネグレクト』11巻3号（2009年11月）341－351頁【文献21】
- 馳浩『ねじれ国会方程式—児童虐待防止法改正の舞台裏—』（北國新聞社、2008年2月）【文献1】
- 朴元奎「『家庭内暴力』に関する法的対応とその課題—いわゆる「虐待防止三法」の制定と改正をめぐる動向を中心として—（特集 現代社会と刑事法の動向）」『犯罪と非行』160号（2009年5月）58－88頁【文献26】
- 平湯真人「〔特別寄稿〕児童虐待防止法・児童福祉法の改正について」『子どもの虐待とネグレクト』9巻2号（2007年8月）179－183頁【文献4】
- 岩井宜子「児童虐待防止に向けての法制度（共同研究 児童虐待防止に向けて）」『被害者学研究』18号（2008年3月）94－103頁【文献15】
- 岩城正光「児童虐待防止法の改正と今後の課題について（特集 改正児童虐待防止法施行に向けて）」『アクションと家族』24巻4号（2008年2月）288－293頁【文献11】
- 岩城正光「法定後の児童虐待対策の現状と課題（特集 母子保健をめぐる今日的課題）」『公衆衛生』74巻10号（2010年10月）854－859頁
- 川崎二三彦「児童虐待の実態と対応の動向（特集 子どもの権利を守る）」『月刊福祉』91巻1号（2008年1月）22－25頁
- 川崎二三彦＝岩佐嘉彦＝山口亮子＝新恵理＝成田秀樹「どうする？子ども虐待：現状と課題を考える：京都産業大学法政策学科開設記念シンポジウムパートⅡ」『産大法学』43巻2号（2009年9月）301－235頁【文献20】
- 菊澤信夫「児童虐待防止法等の改正及び児童虐待防止に向けた取組について」『警察学論集』60巻10号（2007年10

月) 153 - 185 頁【文献 2】

日本社会保障法学会編「虐待・暴力に対する法制度の課題」『社会保障法』26号(2011年5月)5 - 102頁

仁田山義明「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第113号)／児童虐待防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)(弁護士のための新法令紹介309)」『自由と正義』59巻5号(通号71)(2008年5月)163 - 166頁

仁田山義明「法律解説 厚生労働 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19.6.1法律第73号)」『法令解説資料総覧』320号(2008年9月)15 - 20頁

松村徹=田中寛明「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号)の概要及び特別家事審判規則の一部を改正する規則(平成20年最高裁判所規則第1号)の解説」『家庭裁判月報』60巻7号(2008年7月)43 - 75頁【文献3】

西澤哲「子ども虐待の『今』(第2回) 子ども虐待をめぐる社会の動向」『子どもの虐待とネグレクト』9巻3号(2007年12月)351 - 356頁【文献7】

最高裁判所事務総局「[資料]『児童虐待の防止等に関する法律施行規則』及び『児童福祉法施行規則の一部を改正する省令』の施行並びに児童相談所運営指針等の改正について」『家庭裁判月報』60巻7号(2008年7月)115 - 283頁

才村純「わが国における虐待防止制度の現状と課題(国際シンポジウム:少子高齢社会における日韓の家族問題の現状と課題)」『社会福祉学』48巻1号(2007年5月)205 - 208頁

才村純「新法の紹介 児童虐待防止制度改正の概要と課題」『人権のひろば』10巻5号(2007年9月)4 - 6頁

才村純「児童虐待防止法改正の意義と課題」『精神科看護』35巻7号(2008年7月)17 - 21頁【文献6】

斎藤学「特集にあたって—児童虐待における福祉的保護主義の限界—」『アディクションと家族』24巻4号(2008年2月)286 - 287頁【文献10】

坪井節子=平川和子=斎藤学「座談会 児童虐待防止法をめぐる(特集 改正児童虐待防止法施行に向けて)」『アディクションと家族』24巻4号(2008年2月)313 - 326頁【文献13】

鈴木博人「児童虐待事例における一時保護制度と強制立入制度—日本法とドイツ法の比較法的考察—」『中央ロー・ジャーナル』4巻3号(通号13)(2007年12月)59 - 77頁【文献17】

竹中哲夫「児童福祉法改正 児童福祉関係法の変遷—1997年以降の動きをめぐる—」『子どもと福祉』2号(2009年7月)20 - 25頁

津崎哲郎「児童虐待における警察の関与と連携」『アディクションと家族』24巻4号(2008年2月)294 - 300頁【文献12】

若林栄児「改正児童虐待防止法と児童虐待への今後の対応」『警察公論』62巻10号(2007年10月)30 - 37頁

<特集>

「特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設」『児童養護』38巻1号(2007年8月)17 - 27頁【文献5】

「児童虐待防止に向けて」『被害者学研究』18号(2008年3月)78 - 103頁【文献29】

「虐待防止法の改正と福祉の現場(特集 岐路に立つ子ども政策—厳罰主義か、支援主義の道か—)」『子どもの権利研究』13号(2008年8月)4 - 11頁

「特集 改正児童虐待防止法施行に向けて」『アディクションと家族』24巻4号(2008年2月)286 - 326頁【文献9】

厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課虐待防止対策室「小特集 児童虐待の防止に向けて」『厚生労働』63巻11号(2008年11月)24 - 27頁

(吉田恒雄)

(2) 刑事法分野

① 学会の動向

第5期において、刑事法関連の学会は児童虐待をめぐる問題の整理・検討にたびたび取り組んでいるが、傾向として認められるのは、問題の取り上げ方そのものに変化が見られるということである。2010年に、日本刑法学会の大会で「ファミリー・バイオレンス」(オーガナイザー：後藤弘子)と題する分科会が開かれたが、主としてDVが議論の対象となっていたものの、問題の射程は児童虐待にも及ぶことが明らかにされ、関連した議論が交わされている。そのうえで、早期の発見・対応や適切な保護・支援による家族間暴力の予防と回復に関しては、刑事罰による規制の方向性や刑事司法機関・執行機関による介入のあり方が他の領域の法制度・法執行を意識しながら模索されるべきものと理解されている(『刑法雑誌』「特集ファミリー・バイオレンス」・2011の各文献を参照)。なお、同大会では、児童虐待を取り上げたものでないが、「女性と児童の犯罪被害と対策」と題されたワークショップも開かれた(小名木・2011を参照)。

2007年6月に開催された日本被害者学会の大会におけるシンポジウム「児童虐待防止に向けて」(オーガナイザー：安部哲夫)にも、同じ傾向が見てとれる。すなわち、「DVの問題がある家庭においては、必然的に子どもの安全に対する懸念が生ずるが、……一時保護の機関も異なるため、対応に遅れが出る可能性もある。将来ファミリーバイオレンスへの総合的取り組みをはかる体制づくりの模索が必要であろう」(岩井宜子)というのである(岩井・2008【文献15】)。この問題意識は、いくつかの文献にも表れている(岩井編・2010や岩井・2009などを参照)。

刑事法学においても児童虐待の問題をDVなどの問題とともに家族間暴力という広い枠組みに入れて扱うことについては、一括して考えれば児童虐待に固有の問題が把握しにくくなるという状況も懸念されるであろうが、DVと児童虐待との関連などに鑑みて広い枠組みで問題を捉えることが有用であるという指摘もあり、また、他の問題と比較すれば法制度・運用のおうとつや施策の間隙などを発見できるということが期待されている。

② 児童虐待防止法の改正と研究の動向

2004年3月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」(以下「第1次改正」)及び2007年5月に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」(以下「第2次改正」)のそれぞれの改正部分に関して刑事法分野で議論となりうるのは、警察所長に対する援助要請の規定、そして、児童の住所・居所に対する立入調査の実効化及び臨検捜索の権限に関して新たに設けられた規定であろう。このうち後者については、臨検捜索制度の導入そのものは歓迎されているが(たとえば、磯谷・2008【文献23】)、要件がそろえるまでのハードルが高いため使いにくい制度であるという指摘もある(岩佐・2009)。

これとは別に、児童虐待・性的虐待に関する罪を創設するという提言や通告義務違反を刑事罰の対象とすべきという主張は、第3期・第4期に引き続いてみられる(たとえば、林・2007【文献24】)。もっとも、すでに主張されていたように、新たな犯罪類型の創設に伴って非刑罰処分による制裁・教育を実施する途が模索されており(たとえば、後藤・2011)、また、諸外国の規定を参考に、家庭におけ

る暴力・虐待の罪として包括する余地を指摘するものもある（林・2011）。

③ 警察活動

第2次改正をふまえて発された「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行について（通達）」（平成20年2月22日警察庁少年課通達丙少発第6号等）によれば、臨検等にあたって要請を受けた警察署長は、児童相談所長等との事前協議をつうじた適切な連携・役割分担の実現のために、個別事案に即して適切な措置を講じねばならないものとされ、また、各都道府県警察は、保護者による立入調査の拒否について、告発があれば事案に応じた判断に基づき可能な限り速やかに捜査に着手すること、接近禁止命令が出たときは、入所施設や学校等との連携を強化するとともに、命令違反に対して迅速・的確に捜査に着手すること、および、関係機関との事例検証や情報交換に取り組むことが必要となった。

また、「児童虐待への対応における児童相談所との連携について（通達）」（平成22年10月1日警察庁少年課通達丁少発第134号）は、警察庁との協議のうえで発された『「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について（通達）」（平成22年9月30日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0930第2号）を受けて、児童相談所との一層緊密かつ適切な連携を図ることとしたが、これらの通達によって、警察と児童相談所との連携の内容が具体的に示された。注目すべきものを厚労省の通達から拾い上げれば、児童虐待防止法10条1項にいう援助の「必要があると認めるとき」とは、「保護者又は第三者から物理的その他の手段による抵抗を受けるおそれがある場合、現に子どもが虐待されているおそれがある場合などであって、児童相談所長等だけでは職務を執行することが困難なため、警察官の措置を必要とする場合」と定義された。また、立入調査等については、念のために警察官の任務・権限（同3項を参照）との関係を確認するという意味で、児童相談所が主体的に調査等を実施するものであり、警察官は権限を行使するうえでの補助者とならないということも、法令上明確にされた。さらに、児童相談所等は、自ら告発したのであれば、当該事件の捜査における職員の事情聴取や資料の提出には積極的に協力するものとされた。

以上の通達のもとでどのような運用がなされているのかについては、日本子ども虐待防止学会の「虐待に関する制度検討委員会」によるアンケート調査で、警察との連携に関して全国の児童相談所を対象に実施されたものが参考になる。この調査によれば、連絡会や要保護児童対策地域協議会といった平素の協力、通告から立入調査や保護までの各過程、刑事事件としての立件、これらそれぞれについて、警察と連携して「よかった点」と「困った点」が多種多様に表れた（日本子ども虐待防止学会虐待に関する制度検討委員会・2008）。もっとも、「虐待の通告先に警察を加え、初期の安全確認に警察が一定の役割を担うことについて」の回答に対しては、賛成および条件付き賛成がかなり多かった。このこともふまえ、24時間万全の体制での緊急対応を児童相談所に求めるのは非現実的なので警察が積極的に役割を担うべき、といった見解が唱えられているが（津崎・2008【文献12】）、初期の強制介入に否定的な見解もある（吉田・2008）。他方で、警察の側では、公刊物で連携の実状について積極的・具体的に語ることがないようである。さしあたって、所管の地域や事案の個性によって連携にばらつきがみられるという指摘が少なくないので、運用の実態について今後さらに明らかになることが期待

される（警察との連携に対する評価については、佐伯＝太田＝川出ほか・2011も参照）。

④ 児童虐待事件と刑事手続

司法面接が刑事法分野でも徐々に注目されるようになってきた。警察による取調べを受けることや公判手続において証言することが被害児童にさらなる苦痛や不利益を与えることは、すでに性犯罪等の刑事手続に関して問題とされてきたが、これに加え、未発達な児童については、その供述が加害者の行為を立証するうえで証拠として有用でないという問題も顕在化する。このような理由から、司法面接の必要性・有用性が指摘されている（一場＝木場・2008【文献28】）。ただし、裁判所・検察・警察の各機関が制度ないし運用で司法面接を導入することに前向きなのかといえば、現時点でそのような動きは乏しい（司法面接をめぐる動向については、本書38頁以下（田澤薫執筆）を参照）。

また、児童相談所の職員は公務員であるがゆえに犯罪の告発義務を課されているが、告発に積極的になれば上記のような被害児童の苦痛・不利益の問題が切実になることや、（児童相談所が実際に通報に積極的なのかどうかはともかくとして）通報の積極化が児童相談所と保護者との間で構築された信頼関係を崩すおそれなども、これまでに引き続いて指摘されている（前田・2008【文献25】）。

⑤ 児童虐待と犯罪・非行の原因

刑事法の分野でも、被虐待児童を犯罪の被害者として位置づけた研究や、虐待を受けた経験と犯罪・非行との関連に着目した研究は、早くから展開されて議論が積み重ねられてきたが、加害者である親などの側の背景・要因を具体的に提起して論じる研究も、刑事法の分野で散見されるようになった（稲垣・2010【文献30】、初川・2010）。

犯罪学・刑事政策の観点からは、虐待に関する犯罪をおこなった者の矯正・更生の問題も論じられている。更生保護の段階であれば、保護観察において、2003年から類型別処遇プログラム（「家庭内暴力対象者」）が設けられ、また、更生保護法の施行によって専門的処遇プログラム（「暴力防止プログラム」による処遇）が始められた。虐待加害者は社会内処遇としてこのプログラムを受けられるようになってきている。これに対し、施設内の矯正に関しては、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」を受けて設定された類型別の専門プログラムにも、特別なものが用意されていないようである（佐伯＝太田＝川出ほか・2011）。保護観察については、設けられたプログラムの中で児童虐待に特化したものを編成して充実させるべきであり、また、施設内処遇については、新たな専門プログラムを立ち上げるべきある、といった提言がある（朴・2009【文献26】）。

【参考文献】

林弘正『児童虐待Ⅱ：問題解決への刑事法的アプローチ』[初版]（成文堂、2007年）【文献24】

津崎哲郎「児童虐待における警察の関与と連携」『アディクションと家族』24巻4号（2008年2月）294－300頁【文献12】

岩井宜子「児童虐待防止に向けての法制度（児童虐待防止に向けて）」『被害者学研究』18号（2008年3月）94－103頁【文献15】

吉田恒雄「児童虐待防止法の改正と福祉の現場（特集 岐路に立つ子ども政策－厳罰主義か、支援主義の道か）」『子

どもの権利研究』13号(2008年8月)8-11頁

日本子ども虐待防止学会虐待に関する制度検討委員会「委員会調査報告 児童虐待防止における児童相談所と警察の連携に関する調査(概要)」『子どもの虐待とネグレクト』10巻2号(2008年8月)198-206頁

一場順子=木田秋津「司法面接と諸専門領域にわたる多角的児童虐待の評価について」『自由と正義』59巻11号(2008年11月)77-84頁【文献28】

磯谷文明「児童虐待の実態と法的対応(特集 児童虐待をめぐる法整備と課題)」『刑事法ジャーナル』12号(2008年)15-22頁【文献23】

前田忠弘「児童虐待の刑事対応」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系』(法律文化社、2008年)400-419頁【文献25】

岩井宜子「ファミリー・バイオレンスの法的問題とその課題」『ジュリスト』1371号(2009年2月)2-5頁

岩佐嘉彦「弁護士から見た児童虐待事件(2)一児童虐待の防止等に関する法律の二度にわたる改正を経て一」『家庭裁判月報』61巻8号(2009年8月)1-48頁

朴元奎「『家庭内暴力』に関する法的対応とその課題-いわゆる『虐待防止三法』の制定と改正をめぐる動向を中心として(特集 現代社会と刑事法の動向)」『犯罪と非行』160号(2009年5月)58-88頁【文献26】

稲垣由子「児童虐待の現状と課題(特集 犯罪・非行と家族関係)」『犯罪と非行』163号(2010年2月)22-45頁【文献30】

初川愛美「女性による性的虐待の特性-米国における児童保護機関および刑事司法機関の標本比較(アメリカ犯罪学の基礎研究(105))」『比較法雑誌』43巻4号(2010年)181-193頁

岩井宜子編『ファミリー・バイオレンス(第2版)』(尚学社、2010年)

「特集 ファミリー・バイオレンス」『刑法雑誌』50巻3号(2011年3月)391-443頁

後藤弘子「ファミリー・バイオレンス-新たな制裁のあり方をめざして(特集 ファミリー・バイオレンス)」『刑法雑誌』50巻3号(2011年3月)391-395頁

林美月子「家庭内暴力(DV)と犯罪立法(特集 ファミリー・バイオレンス)」『刑法雑誌』50巻3号(2011年3月)417-427頁

小名木明宏「女性と児童の犯罪被害と対策(ワークショップ)」『刑法雑誌』50巻3号(2011年3月)501-505頁

佐伯仁志=太田達也=川出敏裕ほか「座談会(刑事政策研究会(新連載・1)児童虐待)」『ジュリスト』1426号(2011年7月)112-144頁

(岩下雅充)

(3) 憲法・行政法分野

憲法・行政法の観点から児童虐待問題にアプローチする研究は依然として数少ない。それでも第5期においては児童虐待問題に焦点を当てた研究がみられるようになってきている。すなわち、第4期においては、家族への国家介入という視点から、児童虐待問題とドメスティック・バイオレンス(DV)問題をまとめて、あるいはむしろDV問題に力点を置き、両者に共通する問題という枠組みで論じる研究が主であったが、第5期においては、子どもの問題に焦点を当てた憲法・行政法学的研究が登場した。

まず憲法学的研究としては、イタリア法を素材とする椎名論文(【文献32】)であり、ドイツ法を素材とする古野(【文献33】)、横田(【文献34】)の著書が挙げられる。いずれも外国法研究を主とす

るものであり、研究成果が今後どのように日本法研究に取り入れられていくかが注目される。例えば、参照する外国法を異にするものの、椎名、横田は「家族への子の権利」「親に養育される子どもの権利」に焦点を当てており、日本法における理論展開が期待される場所である。

一方、行政法学的研究としては、2007年の児童虐待防止法改正を素材に、児童虐待への国家介入に対する手続的観点からの考察が見られる。山本論文（【文献36】）は、アメリカ法を参照しつつ、児童虐待防止法9条の3における立入調査への司法関与の法理論的根拠として、従来の日本の判例とは異なる論拠を提示する。横田論文（【文献35】）は、立入調査への司法関与と行政訴訟、刑事手続との関係を問い、あわせて児童福祉法28条の家事審判と行政訴訟との関係をも論じる。いずれも行政法一般理論の観点からアプローチするものであり、児童虐待問題と行政法学の距離がさらに縮まっていくことが期待される。

（横田光平）

（4）児童福祉分野

① 里親制度改正

2008年12月の児童福祉法改正に基づき里親制度が改正された。専門里親が創設された2002年に次ぐ里親制度の変更である。児童虐待対策との関連でいえば、被虐待児童の受け皿として期待されている専門里親が、被虐待児童や非行児童に加えて身体障害・知的障害・精神障害のある児童を対象とするようになった。後述するように今期においては里親養育の二大課題として児童虐待と発達障害を関連させた研究がみられるが、こうした制度的な改変と関連する動きであることが指摘できる。

専門里親の創設に加えての今回の里親制度改正は、里親を一部の奇特定の個人的な福祉ではなく、「誰もが社会的養護の一翼をになうことができるように養育里親を拡充するとともに、里親に対する認定を厳格にすることによって社会的役割の強化を図」（柏女・2009）ろうという児童福祉行政の意思の現れであろう。同じ法改正で「被措置児童等虐待の防止」に関する規定が新たに盛り込まれたが、従来の「施設内虐待」から「被措置児童等虐待」への捉えなおしは、当然ながら、児童福祉行政の中でより重い役割を担うことが期待されている里親措置を念頭においたものだといえる。児童福祉施設にしても里親にしても、「組織および個人的な資質に頼るだけでなく、その養護過程をオープンにし、公的活動として社会から認識され、その養護活動において必要な支援を社会から受けられるという関係を持つことが大切である」（櫻井・2009）という視点ははずせまい。その点で、2008年10月に朝日新聞厚生文化事業団が全国の里親家庭で生活する子どものために「子どもの権利ノート（幼児・小学生用、中学生・高校生用）」と里親用のガイドブックを製作、発行したことの意味は大きい。

【参考文献】

柏女 霊峰 「新しい里親制度の概要と今後の課題」『里親と子ども』4号（2009年10月）85頁

櫻井 奈津子 「被措置児童の虐待問題—児童福祉法改正の概要と課題—」『里親と子ども』4号（2009年10月）115頁

（田澤薫）

② 発達障害と虐待の関連と里親養育の可能性

虐待を受けた子どもを受託する専門里親制度が2002年に創設されてから5カ年が経過した今期においては、「専門里親に委託された子どもは約80人にすぎない。里親制度、とくに専門里親制度は虐待対応に役立っていないように思われる」（庄司＝篠島・2007）など、専門里親が虐待対応として機能しているのかを疑問視する声がかかれる。里親の関係者の間では、「今日の里親養育における重要な問題の一つは、虐待を受けた子どもと発達障害のある子どもの養育です」（庄司・2007）という実践に即した問題認識がありながら、それに制度が応えきれていない問題があるだろう。

専門里親制度の課題について、宮島清は現場の里親・里親委託に従事する児童相談所職員の声を拾い上げながら課題を整理したうえで、「児童相談所は、里親委託にあたって、子ども、実親、里親との間でイニシアチブをとり、面会、通信、呼称の在り方、引き取りの条件などについてすり合わせ、その合意を明確にする役割を担うことが不可欠だということであり、この合意を曖昧にして委託をすすめてはならない」と述べる（宮島・2007）。その上での専門里親制度の積極的な活用が有効であるとして、まずは「里親が、今預かっている子どもの委託をそのままにするのではなく、まずは専門里親としても登録したうえで、専門里親としての委託に切り替える」ことを進めるよう求めている（宮島・2007）。

そうした現行の専門里親制度とその実情への課題意識があるなかで、前の期に発達障害と虐待の相互の関連性が指摘されはじめたことから一歩進んで、今期には、発達障害と虐待のキーワードを里親養育と関連させた言説がみられるようになった。里親および里親関係者を主な読者として想定している専門誌『里親と子ども』（明石書店）の第2巻（2007年10月）は、「虐待・発達障害と里親養育」の特集を組み、里親養育の視座からこの二つの問題の関連性を論じた。本誌の巻頭で、編集委員長の庄司順一が「ここで取り上げた問題の中には、現在研究が進行中であるものもあるということです。いやむしろ、この分野は活発に研究が行われているところだと言うほうがよいでしょう。したがって、ここに掲載された論文は現時点での成果を反映したもので、今後さらに検討が必要になる場合もあることでしょう」と述べ、この領域の検討がまだ定評を得る段階にはないことを示唆している。

虐待と発達障害が切り離せないものとしての認識は、「被虐待児が、ADHDと同様の行動特徴、つまり、多動性や衝動性、注意力障害を示すことは珍しくない。」（宮本・2007）という理解から、さらに、「純粹の発達障害としてのADHDと比べると、低年齢から攻撃的言動や反社会的行動（とくに盗みと虚言）が出やすいのが特徴である。」（宮本・2007）という、より突っ込んだ理解に到達している。こうして「被虐待児は臨床的輪郭が比較的明確な、一つの発達障害症候群として捉えられるべきではないかと考えるようになった」（杉山・2007）。専門里親の対象に知的障害のある子どもを加えている東京都の例も、このラインに沿った現場の対応を端的に示しているといえるだろう。里親養育の現場の認識としては、発達障害と虐待が概念としてどう関連するかということよりも、「本来、発達障害は素質的な要因にもとづくと考えられるが、虐待を受けた子どもでは知的発達が遅れることがあることは以前からよく知られていたし、行動面でもたとえば注意欠陥多動性障害と区別できない状態にあることもしばしば経験される」（庄司＝篠島・2007）という実感のほうを力をもつだろう。

【参考文献】

宮島清「虐待を受けた子どもを委託する場合—ソーシャルワークの立場から—」『里親と子ども』2号（2007年10月）126 - 136頁【文献41】

宮本信也「発達障害と子ども虐待」『里親と子ども』2号（2007年10月）19 - 25頁【文献41】

杉山登志郎「絡み合う子ども虐待と発達障害」『里親と子ども』2号（2007年10月）26 - 32頁【文献41】

庄司順一「特集「虐待・発達障害と里親養育」の企画にあたって」『里親と子ども』2号（2007年10月）5頁【文献41】

庄司順一＝篠島里佳「虐待・発達障害と里親養育」『里親と子ども』2号（2007年10月）6 - 12頁【文献41】

（田澤薫）

③ 保育

法の2004年の改正を受けて、同年8月13日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「特別の支援を要する家庭の児童の保育所入所における取扱い等について」（雇児発第0813003号）が発出され、「保育所に入所する児童を選考する場合においては、児童虐待の防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭を保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱うこと」が、児童虐待防止のための具体的な方策として社会的な共通理解を得るようになった。この場合、「特別の支援」とは「保育所における保育」を指す。保育所は、待機児童の多い都市部であっても、児童虐待防止の観点から特別の支援を要する家庭への優先的な入所を徹底するだけでなく、市町村が、特別の支援を要する家庭について保育所の実施の申込みを勧奨することの実質的な受け皿を担うことになった。

保育所は、法で役割が期待されている「学校等と児童福祉施設」のなかで、幼稚園、小学校、中学校と比較し児童虐待への意識が高く、児童虐待に関する法制度への認知度も高いことが知られている（西原ほか・2008）。これまでの期のなかで、保育士に向けた児童虐待早期発見マニュアルなどの作成・配布など、各地方自治体が示している保育所保育士への期待に応じて、自己研修を重ねてきた成果とみられる。

保育所の運営を司る「保育所保育指針」（2008年3月28日厚生労働省告示第141号）は、2008年3月に改訂されたが、その内容に「保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること」（「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」と、児童虐待が疑われる場合についての保育所の業務について盛り込まれた。

制度的には、保育所が対象とする産休明けから就学前までの児童については、早期に虐待に気づく保育士の目も、虐待問題を抱えている家庭に保育所が積極的に関わっていく手立ても確立されたように見える。しかしながら、保育所の現場では、児童虐待という事情の周辺を囲む保護者の様々な情報について保育士同士で共有する体制がとられていない。

改訂された「保育所保育指針」のなかに「子どもの利益に反しない限りにおいて、保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持に留意すること」（「保育所保育指針」の「保育所に

における保護者に対する支援の基本」と明記されているにも拘らず、現実には、保育現場は臨時雇用や短時間勤務の保育士が増えている事情もあって、保護者の個人情報保護の観点から保護者に関わる情報を全員の保育士にまで伝えていないことが多い。「子どもの利益に反しない」の判断基準と、課題を抱える家族に対する子育て支援のバランスのとり方が、今期以降の課題として残されている。

また2010年5月には、保育士養成カリキュラムが大幅に改正された。このうち、指定保育士養成施設のカリキュラムにおいては、従来の「児童福祉」を「児童家庭福祉」とするなど、子どもの育ちをめぐる諸問題を家庭単位で捉えようとする意識変革があらわされた。乳幼児健診を切り口とした子育て支援で虐待防止を担う保健師による、「法制定前の母子保健は子ども中心で『個』に焦点があったが、法制定後は子どもを取り巻く家族全体の人間関係を把握し、それぞれの成育歴を含めた背景や家庭基盤、生活状況などの情報を聴取しなければ適切なアセスメントはできない。原家族だけでなく、きょうだい、祖父母も入れた三世代のジェノグラムの聞き取りは必須であり、家族関係の情報が大切である」（徳永・2010）という実感が、保育士に共有されることが期待されている。

【参考文献】

西原尚之＝原田直樹＝山口のり子＝張世哲「子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題」『福岡県立大学人間社会学部紀要』17巻1号（2008年）45－58頁

徳永雅子「虐待防止法と母子保健援助論—虐待の気づきと支援を振り返って—」『子どもの虐待とネグレクト』12巻1号（2010年4月）28－31頁

（田澤薫）

④ 司法面接

性的虐待の深刻さが着目されるにつれて、英米における各々の方法論に学んだいわゆる司法面接への関心が高まってきた。その経緯は、奥山眞紀子が述べるように、「性的虐待はその証拠を確定しにくい虐待である。性器への暴力があっても低年齢の子どもは1～2週間で外傷所見は消失してしまうし、もともと性器—性器の性交を伴わない性的虐待も少なくない。一方で、性的虐待は一般の親子関係の延長線上にあるものではなく、犯罪としての対応が求められることが多い。その結果、性的虐待では刑事裁判の対象となる可能性があり、その証拠として司法面接が重要になる」（奥山・2008）という文脈で説明できよう。刑事裁判において、「法廷外で行われた子どもの面接のビデオ録画が裁判の証拠として認められる」イギリスや「収録されたビデオテープは、大陪審の正式起訴決定に供されるにとどまらず、その後の裁判の証拠とする実務」がなされているアメリカの事情とは大きく異なり、日本では「司法、特に、検察庁、裁判所がこの議論にかかわっていない」現状がある（一場＝木田・2008）。「司法」面接を児童相談所の取組みの一つとして、児童福祉の枠の中で取り上げること自体が、本件に関する日本の特徴の一つである。そのため、「児童相談所を中心とした司法面接の導入は、捜査や裁判所での尋問の繰り返しを回避しえず、子どもを繰り返し尋問し事件にさらすことによる二次被害を回避しようとする本来の目的を果たせない」という根本的な課題を抱えている。

司法面接はもともと児童虐待（特に性的虐待）が疑われる子どもへの事実調査の方法として開発さ

れた面接方法である。司法面接を日本に紹介した一人である菱川愛が説明するように、「調査に特化した面接プロトコルが開発されたのには、子どもへの虐待を社会の犯罪として捉え、親告罪ではなく扱う英米諸外国の取り組みが背景としてあ」(菱川・2011) ると考えられる。

日本では、2006年に神奈川県児童相談所が(明言はされていないが、おそらくは菱川氏の協力を得て)司法面接の方法論を取り入れた「事実確認面接」を実施したのが初めだという(菱川・2011)。神奈川県児童相談所における先駆的な取り組みを可能にしたのは、同県が児童虐待防止法の施行に伴い中央児童相談所に担当ケースを持たない児童福祉司4名を核とする虐待防止対策班を設置したことによるところが大きい(神奈川県児童相談所における取り組みの実際については以下の文献を参照されたい。:菱川=鈴木・2007)。その後、国内の児童福祉司を中心として、司法面接への関心が高まり、また研修機会が得られるようになってきている経緯の詳細は、神奈川県中央児童相談所の虐待防止対策班に属する鈴木浩之が明らかにしている(鈴木・2011)。

1990年代以降に現在の形が確立してきたといわれる司法面接は、「警察と児童相談所など複数の関係機関が参画できるように『Forensic』という言葉が選ばれ」(菱川・2011) たとあるように、関係他機関の協働のうえに実施されることに特徴の一つがある。しかしながら、日本で、同様の方法論が取り入れられつつある現在においても、警察・検察との連携への方向性はみられない。2011年8月には、日本弁護士連合会による「子どもの司法面接制度の導入を求める意見書」が法務省、最高検察庁、警察庁、厚生労働省に宛てて出された。同意見書は、司法面接を面接技法の側面と他機関連携システムの側面の双方から評価し、導入に向けた制度的な検討を求めている。縦割りと呼ばれる日本の行政のあり様に言及し、他機関連携を可能にするためには面接者は第三者機関に所属する方が望ましいと指摘するなど、日本社会の独自性を踏まえたうえでの具体的な提言として注目される。

司法面接の導入が英米の方法論に依っていることから、現在のところ基礎文献として評価が定まっているのは、イギリスの方法論をまとめた『子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン』(英国内務省=保健省・2007)とアメリカの方法論をまとめた『子どもの面接ガイドブック【虐待を聞く技術】』(ボーク・2003)である。

「司法面接は必要な情報を確定する為のものであって、カウンセリングではありません」(仲・2010) という理解は、司法面接において児童相談所のソーシャルワーク業務からの客観的視点を保持するためにも不可欠な大前提である。そのことを十全に踏まえたうえで、実際の場面で面接終了後に面接者が対象児に対して「ため息をつき、また手を振りながら去ることで、この場所に出来事を置いていく感覚が少し持てるように、と願いながら」(田中・2009) 関わることがあるように、「司法上の要件を満たし、かつ、子どもが回復するステップとなりうる手続き」(田中・2009) としても、司法面接への期待が寄せられる。『子どもの面接ガイドブック【虐待を聞く技術】』の巻末に監訳者の一人が「アメリカにおける司法面接の実際」という体験記を解説としてつけているが、そのなかで臨席した事例について「このケースは本当に悲惨な性的虐待で、その様子はリアルに再現されたものの、面接は不思議と(本当に不思議としか言いようがなかった)、終始、暖かな雰囲気が漂っており、子どもにもこやかな表情のまま帰宅することができた」(164頁) と記している点が注目される。非常に

深刻な事態にあって、被害児童が「にこやかな表情のまま帰宅することができ」ることを問う水準にまで、児童虐待対応の専門職による対応が成熟しつつあることの意味は大きい。

また、司法面接の技法習得のための独自の研修の試みもはじまっている。子どもの虐待防止センターでは、「性的虐待を受けた子どもの生活支援と心理療法に関するワークショップ 2011」と称した研修会を児童養護施設の養護職員対象のものに加え、児童養護施設の心理職対象に開催することになっている。(同センターホームページ、<http://www.ccap.or.jp/06/1112201202240311-csa.html>)

【参考文献】

ボーグ,Wほか、藤川洋子=小澤真嗣監訳『子どもの面接ガイドブック【虐待を聞く技術】』（日本評論社、2003年）【文献 42】

英国内務省=保健省編、仲真紀子=田中周子訳『子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン』（誠信書房、2007年）【文献 43】

菱川愛=鈴木浩之「神奈川児童相談所における司法面接（事実確認面接）導入の取り組み」『子どもの虐待とネグレクト』9巻1号（2007年4月）117 - 120頁

菱川愛「でも、子どもたちから話を聞かなかったら…」『CAP ニュース』80号（2011年秋）1 - 5頁

一場順子=木田秋津「司法面接と諸専門領域にわたる多角的児童虐待の評価について」『自由と正義』59巻11号（2008年）77 - 84頁【文献 28】

仲真紀子「子どもの記憶—子どもの証言と司法面接—」『子どもの虹情報研修センター紀要』8号（2010年）39 - 55頁

奥山真紀子「司法面接—性的虐待を中心に」『児童青年精神医学とその近接領域』49巻3号（2008年）94頁

鈴木浩之「司法面接（被害確認面接）の導入と「子どもの調査面接ピアスーパービジョン（PSV）の会」の活動」『CAP ニュース』80号（2011年）6 - 9頁

田中周子「子どもの司法面接」『臨床心理学』9巻3号（2009年5月）320 - 325頁

(田澤薫)

⑤ 地域における予防的な取り組み

児童虐待の予防に関して、「『虐待を悪化させない』『子どもを死なせない』ではなく、そもそも虐待を『発生させない』こと」（竹田・2009）と、より積極的に捉える認識が今期に顕著になっている。「その集団に属する『すべての親子』を対象として、リスクの低い状態あるいはゼロの状態を維持させるための働きかけを行」う予防医学におけるポピュレーションストラテジーの考え方が、虐待防止にも転用されるようになってきている（竹田・2009：ポピュレーションストラテジーについては、藤内・2007を参照されたい）。

厚生労働省の調査（厚生労働省・2003）からは、出産退院直後より生後1ヶ月までの時期に育児不安が高くなる時期があることが読み取れ、加えて、厚生労働省統計によって虐待で死亡した子どもの年齢は0歳児が最も多く、その45%が生後0ヶ月であることが明らかになった。このデータを受け、「産後ヘルパー派遣事業」を実施する自治体が増えている。2004年度に子育て中の母親約2500人を対象とした調査の結果、出産前後の家事支援サービスの必要性を8割以上の母親が挙げたことから、

2005年度から先駆的に同事業を開始した宝塚市では、「母親の負担を軽減することで、社会問題化している児童虐待や育児放棄などが起きないようにしたい」と虐待の予防的な観点から実施に踏み切ったことを明かしている。(竹田・2009)

乳児期の虐待予防として従来から期待が寄せられている乳児健診の現状と課題を整理し、有効性を高めようという動きもみられる。奥山眞紀子は、「スクリーニングが中心の健診では、親が自分の子育てと子どもを査定されるという意識」が生じやすいと指摘し、「相談しやすい場にする」工夫や「子どもが泣きやまない時の対応を指導することで、乳幼児揺さぶられ症候群を予防するプログラム」を組み込むなどの具体的な働きかけが有為であると述べる(奥山・2009)。奥山は、「虐待死の40%は乳児期におきる」ことから乳幼児健診の有効性を挙げ、「子どもにストレスがかかった場面」である乳幼児健診場面では親子関係が観察しやすい点も指摘している(70頁)。児童虐待防止に関わる専門職が、「気づかずに見落とすこと、気づいて放置することは、専門職による二重の虐待(ネグレクト)であると考えべき」(松田・2008)だという見解のうえに専門職が立たされる段階を迎えたともいえる。

【参考文献】

- 藤田修二「なぜ、いまポピュレーションアプローチなのか」『保健師ジャーナル』63巻9号(2007年)756-761頁
厚生労働省『厚生白書 平成15年度』(2003年)121頁
松田博雄「発達障害と子ども虐待」『月刊地域保健』2008年11月号(2008年11月)22-33頁
奥山眞紀子「乳幼児健診と虐待予防、発見、対応」『小児科診療』62巻12号(2009年12月)65-71頁
竹田伸子「虐待予防のための支援 地域の子育て力を高める取り組み」『発達』117号(2009年)81-88頁
(田澤薫)

⑥ 社会的養護の当事者組織の活動

2001年以降、全国各地に社会的養護の当事者組織が作られ、徐々にその活動が広がりをみせている。当事者組織の活動が行われ始めるのが第3期であり、第4期では、その活動が飛躍的に進み、政策等に影響を与えるようになり始めるのが第5期になる。

第4期における通知の中で、施設に関係するものでは、被虐待児入所の増加への対応として、2004年に厚生労働省から小規模施設による養護に関する通知(平成16年5月6日雇児発第0506002号「児童養護施設のケア形態の小規模化の推進について」)が出され、2005年には「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」(平成17年3月30日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第0330008号)が発出された。第5期の2007年8月には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等による子どもの抱える問題の複雑化を踏まえ、児童の社会的養護の拡充に向けた具体的施策を検討するために、厚生労働省社会保障審議会児童部会に「社会的養護専門委員会」が設置される。社会的養護の質の改善が強く求められ、社会的養護に関する動きが活発になる。

それと同時期に、社会的養護を経験した当事者組織も活動を広げていく。児童福祉施設や里親家庭

で生活していた人々による当事者組織は、日向ぼっこ編著『「日向ぼっこ」と社会的養護』（日向ぼっこ編著・2009：88 - 90 頁）によると、2009 年 6 月時点で全国に 5 ヶ所あり、①日向ぼっこ[東京]、②CVV(Children's Views & Voices)[大阪]、③社会的養護の当事者参加民間グループ こもれび[千葉]、④社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい[愛知]、⑤地域生活支援事業 ひだまり[鳥取]がその 5 ヶ所になる。その後、栃木県に「社会的養護の当事者自助グループとしてのサロン だいじ家」（サロン開設 2010 年 1 月）が開設され、2010 年 9 月には「奈良県社会的養護の当事者団体 明日天気になあれ」が発足している。以下に先述した 5 ヶ所の当事者組織の概要を記す。

①「日向ぼっこ」は、社会的養護の当事者参加の実現や孤立防止を目指している当事者グループであり、2006 年 3 月に結成され、2007 年 4 月に社会的養護を経験した人が集まれる場所『日向ぼっこサロン』を東京に開設した。2008 年 7 月、特定非営利活動法人として認可を受けている。2008 年 8 月から、東京都「ふらっとホーム事業」（東京都地域生活支援事業）を受託し、社会的養護の下で生活していた人たちの居場所・相談事業を実施している。当事者の声が政策や現場で取り入れられるように、具体的な取組みやネットワーク作りを目標として活動している。

②「CVV (Children's Views & Voices)」は、大阪の児童養護施設の子どもたちが、2000 年にカナダの当事者組織 PARC を訪れた際に影響を受け 2001 年に発足した組織である。月に 1 回程度、児童養護施設で生活している中高生や、退所した若者たちへの居場所活動を開催している。2009 年の 8 月には PARC を招致して、交流を実施している。

③「社会的養護の当事者参加民間グループ こもれび」は、千葉の児童養護施設で暮らしていた女性が、友人と 2008 年 6 月に発足させた組織である。交流会や、大学等での講演会を実施している。

④「社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい」は、前身の団体「子来（みらい）」を譲り受けて、愛知の児童養護施設を退所した後、児童養護施設職員として働いている男性が 2008 年 9 月に発足させ組織である。なごやかサロン、学習会、施設訪問などを実施している。

⑤「地域生活支援事業 ひだまり」は、児童養護施設「鳥取こども学園」の一事業として、2008 年 10 月から地域生活支援事業（鳥取県退所児童等アフターケア事業 [児童福祉施設 OB・OG 自立生活支援]）を実施している団体である。そして、「鳥取こども学園」の卒園児たちにより発足した当事者グループ「レインボーズ」は、毎月恒例の食事会を行い、まもなく 18 歳になり退所する子どもたちへ、自分たちの経験を語る機会などを設け支援している。

社会的養護の当事者は、自分たちの「生きづらさ」や過去の経験について、講演会・シンポジウム、大学などのゼミ・研究会での発表や、書物・新聞などの文書を通じて、今後の政策について意見を述べ、また、当事者同士が集まり支援し合う活動を実施することにより、これからも社会的養護の施策に影響を与えていくであろう。また、厚生労働省社会保障審議会社会的養護専門委員会の会議への参加（社会的養護専門委員会 2007 年 9 月発足 第 1 回会議に参考人として日向ぼっこの渡井さゆりが参加し、2011 年「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の委員に就任している）を当事者が行うことで、近年の施策への反映も起きている。

当事者が出版した書物には、社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ編著『施設で育った子

どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護』(明石書店、2009年)。渡井さゆり『大丈夫。がんばっているんだから』(徳間書店、2010年)、社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ編集『子どもの視点にたった「育ち」・「育て」について、考えよう!』(アート印刷、2011年)などがある。

第6期に入ると、当事者のグループの活動はさらに拡大し、社会的養護の当事者グループ全国ネットワーク「こどもっと」が2010年4月に結成され、全国の当事者グループ間で連携を取り活動を行い始めた。「こどもっと」は、児童養護施設や里親家庭で生活をした者たちが中心になり活動するグループと朝日新聞厚生文化事業団が設立させたものである。具体的な活動内容は、月に一度、定例会を開き情報交換をしながら、それぞれの当事者グループの活性化と社会への周知活動等になる。

その他の団体を挙げると、「社会的養護の当事者地域生活自立支援協会」(ONELOVE ONELIFE)が、2011年12月に兵庫県神戸市で設立された。協会の理事は、社会的養護(乳児院・児童養護施設)で育った当事者である。協会の活動の目的は、「社会的養護の下で育った若者たちが社会で継続的かつ安定した生活を営むための基盤を作る時間を提供する。また、1人1人が平等に安心した暮らしが送れるよう、個々に継続的な支援をおこなう事」(社会的養護の当事者地域生活自立支援協会ホームページ)としている。団体活動、支援事業の内容は、「退所児童等のアフターケア事業」1.生活相談サポート、2.家事援助サポート、3.心理ケアサポート、4.ふれあいサポート、5.就労支援サポートと、「子ども・若者育成推進事業」1.ひきこもり・ニートサポート、2.次世代育成、3.ふれあいサポート、4.職業体験になる。協会のホームページによると、2012年9月現在、社会的養護の当事者組織は、全国に13ヶ所になる。

永野は、「当事者活動が全国に広がりはじめた今だからこそ、当事者が表明する意味、それを受け止める意味について、本質的な意味を関係する人たちすべてが、振り返る必要があるのではないだろうか」(永野・2011:368頁)と問いかける。当事者の語る社会的養護の実態と経験、彼らの人生についての語りから、彼らのメッセージを受け止めていきたいと思う援助者・研究者等は、彼らと共に施策への提言を行い、社会的養護を現在経験している子どもたち、過去に経験した当事者たちの「生きづらさ」について理解を深める必要がある。

【参考文献】

朝日新聞厚生文化事業団ホームページ(2011年11月27日) <http://www.asahi-welfare.or.jp/kodomotto/setsuritsu.html>

永野咲「当事者の今を考える」『子ども虐待とネグレクト』13巻3号(2011年)363-368頁

「認定特定非営利活動法人 青少年の自立を支える会 通信」冬 平成22年 会報 第49号(2010年)2010年1月発行

「NPO法人おかえり 奈良県社会的養護の当事者団体 明日天気になあれ」ホームページ(2012年2月21日)

http://npo-okaeri.net/?page_id=45

「支えあい それが励み ひだまりを求めて 養護施設を出た若者たち①」朝日新聞 2011年5月4日朝刊 鳥取全県

「社会的養護の当事者地域生活自立支援協会」(ONELOVE ONELIFE)ホームページ(2012年9月1日) <http://onelove-onelife.jimdo.com/>

「社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい」ホームページ(NPO法人 こどもサポートネットあいち

内) (2012年2月21日) <http://nagoyakamirai.com/blog/2011/06/post-6.html>

社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい「みらい通信」創刊号 NO. 1 (2008年) 2008年9月1日発行
社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ編著『施設で育った子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護』(明石書店、2009年)

社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ「日向ぼっこ通信」NO. 84 (2011年12月号) 2011年11月21日発行
(加藤洋子)

⑦ 自立支援(社会的養護):自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)法制化の動向

第5期では、社会的養護の質の見直しや改善が様々な形で行われる。その一つが、2009年4月施行の児童福祉法等の一部を改正する法律から実施されるようになった、年長児の自立支援策の見直しである。今回の改正では、児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申し込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の児童のほか、20歳未満の支援を要する者を追加する等の規定が設けられた。

自立援助ホーム(児童自立生活援助事業)については、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行わなければならない(児童福祉法第33条の6)と規定されており、社会的養護を利用した児童を対象にして、自立支援、アフターケアを図るために整備されたものである。

児童養護施設等を退所した者の多くは、中学卒業後、高校卒業後就労したものの、その後の生活を営むには非常に困難な状況を抱えていた。離職や住居の確保の難しさ等があり、頼るべき保護者等の不在から、非行や犯罪に巻き込まれるケースもあった。現在、自立援助ホームは、彼らの自立を支える大きな柱となっている。全国に73ヶ所(2010年1月現在)あり、「子ども・子育てビジョン」(2010年1月閣議決定)においては、2014年度までに160ヶ所を整備する目標が立てられている(加藤・2011:65-71頁)。

日本における自立援助ホームの法制化の流れは、土井他(2001:271頁)によると「1988(昭和63)年に国の予算事業として自立援助事業が認められ、1980年代後半から1990年代初頭にかけて、全国で自立援助ホームが徐々に増え始めた」ことに端を発しているという。「しかし、自立援助ホームは児童福祉法上の児童福祉施設としては認められておらず、国からの補助金額は、1988年の『自立相談援助事業』の通達により、定員10名までは154万円、10名以上は276万円で、いずれもその4分の1は、法人負担という支給内容であった。支給金額の少なさと同時に、自治体の補助金や、助成団体の寄付金を受けるには法人格が必要であるが、自立援助ホームが児童福祉法上に位置付いていないため、社会福祉法人にはなることができず、運営は非常に厳しいものであった」(土井他・2001:270頁)。「この一方で社会的支援を必要とする子どもたちは多く、自立援助ホームへの需要は高まるばかりであった。そこで、運営基盤を固め、全国に自立援助ホームを普及させてゆくため、1993(平成5)年、『全国自立援助ホーム連絡協議会』が結成された。そして、自立援助ホームを第一種社会福祉事業として法制化することが要求されることになった。憩いの家の広岡知彦氏は『自立

援助ホームは、収容施設であるが、措置施設ではない。措置することへのためらいは、子どもが働いていることに起因していると考えられる。しかし、児童が生活費を自己負担できることを前提に施設運営するような仕組みでは、生活が安定しない児童の面倒を見ることが困難になる』と述べている。法制化要求の結果、1997（平成9）年の児童福祉法改正により、1988年の『自立相談援助事業』が『児童自立生活援助事業』となり、第二種社会福祉事業という位置付けで、児童福祉法第6条の2において児童居宅生活支援事業の一類型として法制化され」（土井他・2001：271頁）、1998年より事業が実施されるようになった。

当事業については、2009年4月施行の児童福祉法等の一部を改正する法律において、都道府県にその実施を義務付け、費用を負担金で支弁することとしている（『平成23年版 子ども・子育て白書』）。

【参考文献】

土井洋一他「ある自立援助ホームの戦後史：カトリック礼拝会の活動を通して」『社会問題研究』2001,51（1・2）大阪府立大学（2001年）257 - 290頁

加藤洋子「第3章 3家庭的養護と施設養護」春見静子・谷口純世編著『社会的養護』（光生館、2011年）65 - 74頁
内閣府 少子化社会対策会議 「子ども・子育てビジョン」（少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）、第7条の規定に基づく「大綱」（2010年1月29日閣議決定）

内閣府編「第2部 平成22年度における子ども・子育て支援策の具体的実施状況 第2章第5節」『平成23年版 子ども・子育て白書』（2011年）91頁

（加藤洋子）

⑧ 社会的養護体制の見直し（家庭的な養育環境の整備）

⑧-1 小規模グループケア（「施設養護」の見直し）

第5期にあたる2007年の社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」（厚生労働省）には、「社会的養護を必要とする子どもの数の増加、虐待等子どもの抱える背景の多様化等が指摘される中、社会的養護体制はこのような状況に適切に対応することが強く求められている」と示され、社会的養護体制の拡充のための具体的施策として「子どもの状態に応じた支援体制の見直し」が提示された。その内容は、家庭的な環境における養護を一層推進すること、子どもの年齢やその状態に応じた自立支援・生活支援や、心理的なケア等を行う観点から施策を組み立てることであった。

厚生労働省第1回社会保障審議会少子化対策特別部会の資料「社会的養護体制の現状と今後の見直しの方向性について」（2007年）では、社会的養護の仕組みについて記しており、「社会的養護」について、「家庭的養護」「施設養護」に加えて、「小規模住居型児童養育事業」（ファミリーホーム）も含めて3つの柱として捉えている。小規模グループ形態の住居による新たな養育制度（ファミリーホーム）を創設することで、子どもの状態に応じた支援体制の見直しと拡充を図ろうとしたのである。

社会的養護体制は、2000年代後半から大きく変化しており、「家庭的養護」の拡充、「施設養護」の生活単位の小規模化など、子どもの抱える問題に対応すべく、より家庭的な養育環境を整備する方向へと動いている。

「施設養護」の見直しでは、生活単位の見直しに2004年から着手している。現状の児童養護施設における子どもたちの生活単位は、大舎制（20人以上）、中舎制（13－19人）、小舎制（12人以下）と分かれており、大舎制の割合が全体の約7割を占め、家庭的な養育環境を提供することが難しい状態が長年続いていた。しかし、入所する子どもたちは、被虐待や愛着障害、発達障害、軽度の知的障害・肢体不自由など、さまざまな問題を抱えており、対応の難しい子どもたちを大きな集団で養育することには限界があった。そこで、より家庭的な養育環境を整備し、情緒面の安定と心身の発達を促すために、施設のケア単位の小規模化が推進された。それが、小規模グループケアである。

具体的には、本体施設（本園）において小規模なグループによるケア（ユニットケア）を行うことを主に指している。児童養護施設の場合、小規模グループによるケア単位の定員は、原則6人以上8人以下で構成され、ハード面でも各ユニットにおいて居室とリビングダイニング（居間及び食堂）の整備など、できる限り家庭的な住居環境を提供している「児童養護施設における小規模グループケア実施要綱」（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」雇児発第0330008号平成17年3月30日【一部改正】平成23年3月30日 雇児発第0330第2号 別紙1）。また、小規模化を推進することにより、子どもへのきめ細かい対応が必要になり、職員の労働負担が増える問題が浮かび上がり、それに合わせて職員の人員配置の引き上げ等が検討され、児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令が公布された（平成23年厚生労働省令第71号 平成23年6月17日公布施行）。

児童養護施設等での小規模グループケアは、全国に458ヶ所（2009年度）あり、「子ども・子育てビジョン」において、2014年度までに800ヶ所を整備する目標が立てられている。そして、小規模グループケアは、児童養護施設の他、乳児院、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設など、「施設養護」を対象に推進されている（加藤・2011：71－72頁）。

また、小規模グループケアには、「職員間の連携が取れる範囲内で、本体施設から離れた場所で実施するものを含む」と「児童養護施設における小規模グループケア実施要綱」（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」雇児発第0330008号 平成17年3月30日 別紙1）に記載されている通り、本体施設以外の地域小規模児童養護施設（グループホーム）も小規模グループケアの枠組みの中に含まれていると思われる。2000年に制度化された地域小規模児童養護施設（グループホーム）は、「子ども・子育てビジョン」においては、2014年度までに300ヶ所を整備する目標が小規模グループケアの目標とは別に立てられている。

【参考文献】

加藤洋子「第3章 3家庭的養護と施設養護」春見静子・谷口純世編著『社会的養護』（光生館、2011年）65－74頁
厚生労働省 社会保障審議会 児童部会 社会的養護専門委員会報告書「社会的養護体制の充実を図るための方策について」（2007年）

厚生労働省 第1回社会保障審議会 少子化対策特別部会の資料「社会的養護体制の現状と今後の見直しの方向性について」（2007年）

厚生労働省「児童養護施設における小規模グループケア実施要綱」（「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進

について」雇児発第 0330008 号平成 17 年 3 月 30 日 別紙 1)

厚生労働省「児童養護施設における小規模グループケア実施要綱」(「児童養護施設等のケア形態の小規模化の推進について」雇児発第 0330008 号平成 17 年 3 月 30 日【一部改正】平成 23 年 3 月 30 日 雇児発第 0330 第 2 号 別紙 1)

厚生労働省「児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について」(雇用均等・児童家庭局長 雇児発 0617 第 7 号 社会・援護局 障害保健福祉部長 障発 0617 第 4 号)平成 23 年 6 月 17 日

内閣府 少子化社会対策会議「子ども・子育てビジョン」(少子化社会対策基本法(平成 15 年法律第 133 号)、第 7 条の規定に基づく「大綱」)(2010 年 1 月 29 日閣議決定)

(加藤洋子)

⑧-2 ファミリーホーム「小規模住居型児童養育事業」

養育者の住居において、子どもを 5 人以上受け入れて養育する形を「ファミリーホーム」としている。2009 年に創設された「ファミリーホーム」は、児童福祉法第 6 条の 2 項第 8 号に規定され「小規模住居型児童養育事業」として位置づけられている。その内容を確認すると「第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、厚生労働省令で定めるところにより、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他の厚生労働省令で定める者(次条第一項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう」と記されている。「ファミリーホーム」は従来の里親と類似した養育環境を提供しているが、事業として位置づけられている。

里親への委託児童数は、3,836 人(福祉行政報告例-平成 2009 年度末現在)であり、その内訳は、養育里親 3,028 人、専門里親 140 人、養子希望里親 159 人、親族里親 509 人であった。また、里親委託率は、2002 年の 7.4%から 2009 年度 3 月末には 10.8%に上昇している。ちなみに 2009 年の児童養護施設での割合は 81.3%、乳児院は 7.9%であった。「子ども・子育てビジョン」では、家庭的養護の推進を図るために、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、2014 年度までに 16%に引き上げる目標を挙げている。そして「里親に支給される手当」を確認すると、2009 年度に引き上げられ、里親における養育環境の向上も徐々にではあるが図られていることが分かる(加藤・2011:65 - 74 頁)。

【参考文献】

加藤洋子「第 3 章 3 家庭的養護と施設養護」春見静子・谷口純世編著『社会的養護』(光生館、2011 年) 65 - 74 頁

厚生労働省 第 11 回社会保障審議会社会的養護専門委員会資料「社会的養護の現状について」(2011 年)

厚生労働省 第 11 回社会保障審議会社会的養護専門委員会資料「社会的養護の課題と将来像についての論点」(2011 年)

厚生労働省 第 1 回社会保障審議会少子化対策特別部会 平成 19 年 12 月 26 日 資料 2-3 「社会的養護体制の現状と今後の見直しの方向性について」(2007 年 2 月)

内閣府 少子化社会対策会議「子ども・子育てビジョン」(少子化社会対策基本法(平成 15 年法律第 133 号)、第 7 条の規定に基づく「大綱」)(2010 年 1 月 29 日閣議決定)

(加藤洋子)

⑨ 「子どもの貧困」と「子ども虐待と貧困」研究の動向

第5期にあたる2000年代後半を中心に、「子どもの貧困」に関する社会の関心が高まり、それと同時に「子ども虐待と貧困」問題が関連付けられて研究されることにも注目が集まるようになる。特に2008年は、「子どもの貧困」に関する著書が多く出版され、「『子どもの貧困問題発見・元年』になることが期待される」年でもあった（山野・2008：272頁）。

「子どもの貧困」が議論されるバックグラウンドについて、松本（2008：16頁）は「1990年後半から日本では社会的格差への関心が高まり、ここ1、2年は社会的に容認できない状態としての貧困が議論の対象となりつつある。これは現実の格差の拡大と貧困の深化、雇用の不安定化、生活のゆとりのなさの実感、それにもかかわらず公的責任が後退する社会福祉政策への危惧などを背景としているだろう」と指摘する。それは、児童福祉施設で生活する、あるいは生活した子どもたちを支える専門職、家庭や児童にかかわる専門職たちが、貧困問題に直面する人々の苦悩が悲鳴に近いものに変化してきた状況を直接感じとるようになったからではないだろうか。松本は「貧困は見ようとしないと見えない」（松本・2008：377頁）と、浅井他『子どもの貧困』（2008）の中で述べ、貧困は意識して見ないと問題の根本が見えにくくなるものであることを強調する。そして、松本と一緒に執筆している湯澤が同書で「親のモラルの問題にすることによって貧困問題を曖昧化させつつある昨今の風潮の中で、本著の編集は『子どもの貧困』の問題は『いのち』の問題であることを再確認する作業でもあった」とも述べている様に、特に「子どもの貧困」は、家族の問題として捉えられ、子ども一人一人の問題として捉えられてはこなかった2000年代以前の状況が分かる。

しかし、長引く不況の中で「子どもの貧困」問題は待ったなしの状態になっていた。授業料を払えずに高校を卒業できない卒業クライシスの問題、保険料が払えない理由から医療保険（国民健康保険）に入れず、子どもが病気で怪我をしても医療機関を利用しない問題が全国各地で起こり、新聞にも大きく取り上げられるようになる。また、一日の主な栄養源が給食で、朝食を取れずに学校に来る子どもたちの存在と、給食がない夏休み等に、体重の減る子がいる現状が明らかになっていった。そのような状況を打開するために、2010年4月25日に「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク設立記念シンポジウムが立教大学で開催され、日本における「子どもの貧困」の解決を目指して任意団体（「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク）が発足した。活動は、月1回のネットワーク会議と、プロジェクトチームの活動が中心となっている。また、年数回、訪問交流セミナーも実施している。プロジェクトチームは①政策チーム、②調査チーム、③学びサポートチームの3つから構成されており、①政策チームでは、2010年5月の各政党への要望書の提出、6月の政党アンケートの実施、7月の報告会開催などを行ってきた。②調査チームでは、2011年から「就学援助のあり方—各自治体における相違を明らかにするための調査」を実施している。③学びサポートチームでは、2007年以降「無料学習塾」等の学びのサポート活動が社会に広がりつつある現象に対して、小学生から若者まで、経済的困難を抱える子ども・若者たちへの支援の実際と課題を明らかにするための調査を実施し、さらに、全国で活動する「学びのサポート」組織間のネットワーク構築の場も提供している。

また、「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワークは、定期的に大学等でシンポジウムを実施し

ており、「子どもの貧困対策法（仮）」成立に向けて活動を行っている。2010年11月に行われた「子どもの貧困解決元年2010 国際シンポジウム イギリスに学ぶ子どもの貧困解決—日本の子どもの貧困解決スタートへ」は、2011年8月に『イギリスに学ぶ 子どもの貧困解決』（かがわ出版、2011年）としてまとめられ公刊された。

学会等の「子どもの貧困」研究に関する動向を確認すると、2008年を中心に動きが活発になり、福祉学や教育学の領域において、シンポジウム等のテーマに「子どもの貧困」が取り上げられ、機会不平等の議論が注目を浴びるようになる。「子どもの貧困」問題の一項目として挙げられる「子ども虐待と貧困」の関係を、シンポジウム等で取り上げているのは、福祉領域では、2008年9月13日に東京児童相談研究会（全国児童相談研究会の東京支部）により行われた東京児相研例会「子ども虐待と貧困」（山野良一、川松亮、加藤洋子）。2009年6月20日に開催された、「第14回児童虐待防止シンポジウム」（こども未来財団・児童虐待防止全国ネットワーク主催）での松本伊智朗報告による「『子どもの貧困』から見えてくること - 『子ども虐待防止』が有効に機能するには反貧困政策・実践が必要不可欠 - 」。その他には、子どもの虐待防止センター設立20周年記念シンポジウムにおいて、「子ども虐待の背景と今後の対応を考える ～子どもの虐待防止センターの目指すもの～」の中で、阿部彩が報告している「1. 子ども虐待を生み出す社会的背景を考える（1）貧困という面から」（2011年10月30日実施）等が挙げられる。法律・医療領域で、シンポジウムのテーマとして「子ども虐待と貧困」が取り上げられているものには、日本弁護士連合会による日弁連第53回人権擁護大会プレシンポジウム「子供の貧困と虐待リスク」（2010年9月4日実施）。神奈川県保険医協会・地域医療対策部会の「子どもの虐待と貧困の無い社会を目指して」（2010年10月31日実施）等がある。「子ども虐待と貧困」の関連について、学会の中で着目されるようになるのは、「子どもの貧困」に関する著書が多数出版され、社会がこの事態に対して関心を抱く2008年以降であろう。もちろん1990年代後半から、リスクアセスメントの研究や「子ども虐待と貧困」の問題を関連づけて研究する一部の研究者による発表・論文はあったものの、虐待の要因について精神的な要因だけではなく、社会経済的要因も重要な因子であると学会や専門職、関係機関の中で認識されるようになるのは、第5期の2000年代後半ということになる。

次に、研究動向（特に文献）から「子どもの貧困」についての関心が定着するに至った過程を確認する。2008年4月に『子どもの貧困』（浅井他・2008）が出版され、研究・実践の立場から子どもの貧困について問題提起がなされた。この著書を皮切りにして、日本の「子どもの貧困」が如何に深刻な状態であり、将来、そのことは、日本の社会に多大な影響を及ぼしていくものであると、多くの研究者・実践者が、世間に訴えかけたのである。

2008年5月には『週刊東洋経済』で「子ども格差」の特集が組まれた。OECD加盟25か国の子ども貧困率（2000年）では、日本は子どもの貧困率が14.3%と高く、相対的貧困が広がっていることや、ひとり親世帯の子ども貧困率が57.3%であり、OECD加盟25か国中、第2位の貧困率の高さであること。さらに低学歴と貧困、虐待の相関関係。児童養護施設の子どものと全国の子どもの進路状況の違い（大学進学率 全国の子どもの＜2006年度＞67.5%、児童養護施設の子どもの＜2005年度＞

16%)などが、特集には掲載されていた。2008年11月には『子どもの貧困—日本の不公平を考える』(阿部・2008【文献44】)が刊行され、日本の「子どもの貧困」について、さまざまな統計から客観的なデータが提供された。また、2008年9月には、山野の『子どもの最貧国・日本』(2008年)が発行されている。山野は、日本の子どもたちに広がる著しい貧困化について、統計を利用しながら説明し、その貧困がもたらす脳・身体・心への影響について記している。2009年6月には、子どもに直接援助を行う現場である児童福祉施設や保育所における現場の貧困な生活環境・人的環境について記述している『福祉・保育現場の貧困』(浅井他・2009)が刊行された。また、子どもやその家庭の貧困、政策の乏しさ等、子どもの貧困根絶に向けて、さまざまな角度から論及している『子どもの貧困白書』(子どもの貧困白書編集委員会編・2009年)が出版され、「子どもの貧困」は一つの流行のように取り扱われるようになる。『子どもの貧困白書』は105名にも及ぶ執筆者により作成され、2000年代に実際に起こっている子どもを取り巻く貧困について多角的に論じられており、社会の関心を集めるのに最も影響を与えた著書でもあった。

次に、「子ども虐待と貧困」研究の動向についても確認しよう。「子どもの貧困」が注目を集める中、「子ども虐待と貧困」も同様に脚光を浴びるようになる。「子どもの貧困」の著書の中で、一つの節・章として「子どもの虐待と貧困」を扱っているものも多い。先述した山野は『子どもの最貧国・日本』(2008:11頁)の中で、児童虐待問題と子どもたちの貧困問題の関連について繰り返し触れている。第4期にあたる2006年2月に発行された『児童虐待のポリティクス 「心の問題」から「社会」の問題へ』(上野編著・2006)の第2章の中で、山野は「『貧困』問題をすでに克服した『豊かな社会』のなかでの『現代的な児童虐待』『家族病理』といった意匠で問題が語られることが、今のわが国の児童虐待の捉え方の主流となっている」(山野・2006:61頁)と指摘し、「家族や保護者個人の『こころ』への手当てが志向され、貧困等の社会的な要因やそれを改善できない行政や社会の責任問題はどこかに消えてしまう」(山野・2006:61-62頁)と主張していた。このように第4期までは、虐待はどの家庭にも起こり得る問題であり、一般的な子育ての中で虐待を予防することに重点が置かれ、また家族の病理として捉えられ、それに対応する施策が重視されていたのである。

第5期に入り「子どもの貧困」への社会的関心の高まりが強くなることにより、現場で出会う子ども、その家族が直面している貧困問題が、子ども虐待と深く関連して存在していることが理解され、その手立てを十分にしていなかった行政の施策、研究の偏りについて是正しようとする動きが始まる。そして、虐待対策の流れを変えていくきっかけが作られていくのである。

先述の阿部も、子ども虐待についての貧困対策の不整備について、「日本で、貧困と虐待の関係性が議論されてこなかった理由の一つには『貧困者=児童虐待者』というイメージを固定させてしまうような差別を避けたいという配慮もあると考えられる。しかし、虐待を発生させてしまうような家庭の経済問題に目をつむってきたことにより、虐待を防止する本当に必要な手段が講じられてこなかったといえる」(阿部・2008:13頁【文献44】)と指摘し、貧困問題を直視しなかった日本の状況を非難する。

その他に、「子ども虐待と貧困」を扱ったものとしては、「児童相談所からみる子どもの虐待と貧困」

(川松・2008：85 - 111 頁)がある。川松は、調査・統計から「子ども虐待と貧困」の関係を示している。平成15年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)分担研究報告書『児童相談所が対応する虐待家族の特性分析—被虐待児及び家族背景に関する考察』のデータから、生活保護世帯が19.4%、「市町村民税非課税世帯・所得税非課税世帯」が合わせて26%となっていることを提示して、虐待が発生するような家族には、経済的困難を抱えている家族が多いことを主張した。また東京都福祉保健局「児童虐待の実態Ⅱ」(2005年12月)のデータから、「精神的な問題のみが単独で表れるというよりは、やはり経済的な困難が背景にあり、そのためにストレスをため込んでいる」(川松・2008：94頁)と考えられると述べている。

2010年7月には、加藤が「虐待問題を抱える家族と貧困—児童相談所が対応する家族の類型化」『子ども虐待の予防とケアのすべて』(加藤・2010：851 - 862頁)において、「子ども虐待と貧困」との関係について、家族の特徴を類型を用いて論じている。内容は、高橋重宏(主任研究者)による平成15年度厚生労働科学研究費補助金(子ども家庭総合研究事業)分担研究報告書『児童相談所が対応する虐待家族の特性分析—被虐待児及び家族背景に関する考察』のデータを活用して再分析(2次分析)したもので、クラスター分析により家族を類型化し、さらに、その類型と他の変数をクロス集計することによって家族の特徴について言及している。3都道府県17児童相談所で一時保護し、一定の方針が立った虐待501ケース(児童数)を分析(世帯別416ケースのうち362ケースが有効)し、その世帯別ケースより類型を3つ導き出している。結果は、類型①「養育基盤安定型」が166ケース(全体の45.9%)、類型②「母子家庭 養育基盤不安定型」が154ケース(42.5%)、類型③「養育基盤不安定型」は42ケース(19%)となった。類型①「養育基盤安定型」と類型③「養育基盤不安定型」では、虐待の種別において、身体的虐待が多く、②「母子家庭 養育基盤不安定型」では、ネグレクトが非常に多かった。類型②の「母子家庭 養育基盤不安定型」は、生活保護世帯と非課税世帯(市町村民税・所得税)を合わせて約6割近くを占めている。最終学歴をみると、類型②「母子家庭 養育基盤不安定型」では中学卒業が41.6%、類型③「養育基盤不安定型」父親の40.5%、母親も40.5%が中学卒業であり、最終学歴の低さが、2つの類型で顕著に表れていた。結論として、貧困が経済的な問題のみならず、他の問題を巻き込みながら、家族の養育能力を下げている、「養育基盤」があまりにも脆い中で子育てをしている厳しい実態が浮かび上がり、それらの家族への対策が喫緊の課題であることを主張している。

2010年2月には、松本伊智朗編著による『子ども虐待と貧困』が出版されている。この著は、「子ども虐待と貧困」の関係について議論を提起することを目的に論じられており、子どもの年齢段階ごとの課題(児童相談所、母子保健、学校教育、自立援助ホーム)を意識して構成されているところに特徴がある。そして、だれひとり『忘れられた子ども』がいない社会を作るために、これからが本番なのだ(松本編著・2010：241頁)と締めくくられており、子ども虐待と貧困問題に対する対策の拡充は始まったばかりであると示している。

「子ども虐待と貧困」との関係を明らかにした第5期の調査としては、松本伊智朗(主任研究者)による『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に

関する実証的研究』(2008 - 2009 年度)がある。調査対象は、2003 年度に北海道内すべての児童相談所(札幌市児童相談所および道立 8 児童相談所)において虐待相談として受理したもののうち、当該児童の受理時の年齢が 5 歳、10 歳、14 歳、15 歳のもの 129 例すべてとなっている。分析の結果、貧困と社会的孤立が大きな背景として確認され、大多数の家族に、子どもの障害、養育者の障害やメンタルヘルスの問題などの不利と困難が重複していたことを明らかにしている。結論では、児童虐待に対する政策的対応は、広く生活基盤の安定と個々の不利と困難を緩和するための政策を含まなければならないと指摘している。

日本において、この第 5 期は「子どもの貧困」や「子ども虐待と貧困」の関係を問題視して、人々がそれを直視しようとした時期である。また、「子どもの貧困」に対する問題提起は、子どもについて一旦家族と切り離して考え、個人として、どのように支え発達の保障をしていくか、それらを具体的な施策に乗せて考える契機となった。松本が述べるように「『格差社会』論に端を発して、貧困・不平等への社会的関心が高まり、研究や議論が見られるようになってきた。「これが一過性の『流行りもの』で終わるのか、社会的関心が持続し、研究と議論が深化し、貧困への対策が社会に根づいたものになっていくのか、これからの数年が大切になってくる」のである(松本・2008:378 頁)。

【参考文献】

阿部彩『子どもの貧困—日本の不公平を考える』(岩波書店、2008 年)【文献 44】

浅井春夫他『福祉・保育の現場の貧困』(明石書店、2009 年)

加藤洋子「虐待問題を抱える家族と貧困—児童相談所が対応する虐待家族の類型化—」『子ども虐待の予防とケアのすべて』(第一法規、2010 年) 851 - 862 頁

川松亮「児童相談所からみる子どもの虐待と貧困—虐待のハイリスク要因としての貧困」浅井春夫他『子どもの貧困』(明石書店、2008 年) 84 - 111 頁

子どもの貧困白書編集委員会編『子どもの貧困白書』(明石書店、2009 年)

松本伊智朗「貧困の再発見と子ども」浅井春夫他『子どもの貧困』(明石書店、2008 年) 14 - 61 頁

松本伊智朗「貧困は見ようとしないと見えない」浅井春夫他『子どもの貧困』(明石書店、2008 年) 377 - 381 頁

松本伊智朗他『子ども虐待問題と被虐待児童の自立過程における複合的困難の構造と社会的支援のあり方に関する実証的研究』厚生労働科学研究費補助金 行政政策研究分野 政策科学総合研究(政策科学推進研究)2008 - 2009 年度

松本伊智朗編著『子ども虐待と貧困』(明石書店、2010 年)

「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク編『イギリスに学ぶ—子どもの貧困解決』(かがわ出版、2011 年)

東洋経済新報社「子ども格差」『週刊東洋経済』特大号第 6142 号(2008 年 5 月 17 日)

山野良一「児童虐待は「こころ」の問題か」上野加代子編著『児童虐待のポリティクス—「こころの問題」から「社会」の問題へ』(明石書店、2006 年) 53 - 99 頁

山野良一『子どもの最貧困国・日本』(光文社、2008 年)

湯澤直美「いのちをつなぐ」浅井春夫他『子どもの貧困』(明石書店、2008 年) 382 - 385 頁

(加藤洋子)

⑩ 「子育て支援」に関する地域資源の整備（在宅支援の可能性）

第5期にあたる2008年11月児童福祉法の一部改正の一つの柱が、「子育て支援事業」の制度上の位置づけの明確化である。それは、地域の実情に応じて適正に「児童家庭援助活動」が実施されることへの法的根拠となった。そして、そのことは家族のみで子育てを行うのが難しい場合に、その地域が家族に代わり子育てを補い、地域社会全体で子どもたちを育てていくということを意味している。すなわち、「子育て支援」の推進は、市町村（行政）と地域住民とが一体となって、地域の子育て資源を整備していくということを指すのである。

第4期では、2004年の児童福祉法改正で、児童家庭に関する相談窓口が市町村に移り、第一次的相談窓口となったため、「市町村を中心とした相談体制」の整備が急がれた。児童虐待相談の増加により、児童相談所だけでは担いきれなくなった児童家庭相談を市町村も担うことになり、虐待相談に対応できる専門性の確保と児童相談所との連携が大きな課題となった。そして、第5期は、「市町村を中心とした援助体制」の整備に重点が移る。すなわち、地域において、きめ細かく柔軟な子育て支援を行うことが求められたのである。また、子育て支援は虐待の早期発見、予防においても非常に大きな役割を担っていた。

2008年11月の改正では、「子育て支援事業」として、①乳児家庭全戸訪問事業（生後4ヶ月までの全戸訪問事業）、②養育支援訪問事業（いわゆる育児支援家庭訪問事業）、③地域子育て拠点事業、④一時預かり事業が児童福祉法に規定され、その法的根拠が明確にされた。その他、「家庭的保育事業」（いわゆる保育ママ）も法律上明記され、待機児童の減少に向けた取組みの一つとして位置づけられた。以下に①乳児家庭全戸訪問事業、②養育支援訪問事業、③地域子育て拠点事業について、自治体の動向を確認する。

「乳児家庭全戸訪問事業」は、2007年から事業が開始された。全国の乳児家庭全戸訪問事業の実施率は、2007年度58.2% 2008年度71.8% 2009年度84.1% 2010年度89.2%（厚生労働省2010年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況）であった。活動の担い手は、保健所や保健センター等の保健師が中心であり、第5期にあたる2007年に事業がスタートし4年間で全国約9割という整備状況の良さから、乳児家庭全戸訪問事業は、地域住民にスムーズに受け入れられ定着したものと考えられているが、一方で、「訪問対象家庭が簡単に訪問者を受け入れるわけではなく、また、一度の面接で、しかも場合によっては玄関先での観察で、家庭の抱える養育上の問題をどこまでキャッチできるのか」と問題点を指摘した、益巴他（2011：3頁）による訪問拒否等対応困難事例への支援体制に関する研究も注目する必要がある。

第4期報告書でも述べたように「子育て支援策は、虐待予防策の一つとして市町村の中で展開され、サービスの定着を目指し、その地域にあった支援を模索している」（加藤・2010：52頁）。その担い手の確保と育成、地域資源としての整備は、第4期と第5期にかけて確立されてきたのである。第4期の報告書（48－53頁）で紹介しているが、「養育支援訪問事業」は、2004年に開始された事業であり、管理は市町村が行い、その担い手は委託先であるNPO法人等の民間団体、民間機関という自治体が多い。対象となる家庭も利用者の申請によるもの、市町村や児童相談所が把握している要支援

家庭が中心など、地域により違いがある。利用者の費用も無料の自治体から有料までと幅がある。実際に事業を実施している例を挙げると、それぞれ特徴がある。子育ての問題を抱える家庭へ「介入型」で入るサービスを進めている横浜市の児童相談所。要支援家庭が中心だが、虐待のハイリスク家庭までと支援の対象幅が広いのは、東京都足立区こども家庭支援センターによる家事援助事業「ほっとホーム事業」。「バディチーム」(NPO 法人)は、東京都の特別区・市から多数、委託を受けており、虐待家庭から一般的な子育て家庭までを支援範囲としており、足立区の「ほっとホーム事業」と同様に対象幅が広い。東京都荒川区子ども家庭支援センターでは、養育支援訪問事業による家事ヘルパーの派遣を行っている。

茶谷は「児童福祉法で市町村の責務となった養育支援訪問事業は、養育環境の改善に向けた切り札の役割を担っている」と述べる(茶谷・2011:39頁)。また、「回数や期間に制限があり、焼け石に水のものであっても、母子分離をせずに子どもに適切な養育環境を提供できることと、保護者への家事・育児指導など家庭に密接に係わることができるので、貧困対策にも極めて有用である」と主張する(茶谷・2011:39頁)。このように、徐々にではあるが「在宅支援」の可能性が広がり、地域の中で定着してきているのである。しかしながら、全国の養育支援訪問事業の実施率は、2007年度42.9% 2008年度45.4% 2009年度55.4% 2010年度59.5%(厚生労働省2010年度「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況)と、約6割の自治体でしか行われていない。

その他の家庭訪問支援サービスについて確認すると、世田谷区が2007年から開始している「世田谷区学生ボランティア派遣事業」がある。事業は、児童虐待を受けた小中学校児童生徒へ、大学生等の学生ボランティアを派遣して、話し相手や遊び相手を通して精神的支援・学習支援を行うことにより被虐待児童の自立支援をはかっている。担い手は、世田谷区が委託したNPO法人「学ボラ・サポート・プロジェクト」である。

その他には、「ホームスタート・ジャパン」(NPO 法人)の活動がある。ホームスタートとは、未就学児(6歳以下)がいる家庭にボランティア(以下、HSホームビジター)が訪問する、イギリス発祥の「家庭訪問型子育て支援」である。「親が親をサポートする」ピアな活動のHSホームビジターは子育て経験がある人が大半で、訪問を希望した家庭へ週1回2時間程度、ボランティア(無償)で訪問し、滞在中「傾聴」「協働」などの活動をしている。ホームスタートの要となっている「ホームビジティング」は、子育て中の親の自宅を訪問し、子育ての現実に沿った実際的なサポート(家事などへのアドバイスや協働、ロールモデル)、精神的なサポート(傾聴、共感)をする活動である。日本では2007年から活動が始まり、多くの自治体でホームスタート・ジャパンは講演会を行っている(ホームスタート・ジャパンホームページ、2012年)。

養育支援訪問事業、その他の家庭訪問支援サービスについては、運営管理は各自治体が行い、サービスを提供するのは、民間団体等に委託をするという構造になっていた。きめ細かい子育て支援を行うには、民間の手を借りながら実施せざるを得ない実態が浮かび上がる。そこで危惧されるのは、委託間関係のパートナーシップである。子育て支援策(児童福祉分野)でも、高齢者、障害者分野と同様に、行政と委託関係機関との間に様々な問題が存在する。特に、養育支援訪問事業は、子どもの状

況・家庭の状況が訪問者によってある程度明らかになっていくという特色がある。その個人情報をどのように扱うのか、また自治体がキャッチしている児童・家庭の情報をどこまで事業委託先の民間団体・機関に提供していくのが問題視される。それらは協定書、契約書等で決めていく必要があるであろう。そして、東京都は社会的養護の当事者組織（民間団体）にも事業委託をしている。事業が法制化され、拡大していくことにより、福祉多元化は更に進むと思われる。障害福祉分野では、村田が『福祉多元化における障害当事者組織と「委託関係」』という著書の中で、組織間関係論の観点から当事者組織が国の福祉供給システムにビルトインされた過程を検証し、実施レベルの「委託関係」を通じた組織変容と新たに発生していく課題・ジレンマについて検討している（村田・2009）。児童福祉の分野でも、福祉多元化の議論が今後深められるであろう。

第3期で取り上げた「行政と民間組織におけるネットワークの整備」では、協定書・相談援助に関する覚書について整理をした（加藤・2009：16 - 20頁）。民間団体の相談援助サービスと児童相談所の間の取り決めは、段階を経て進展してきた。「相談体制」の整備を行うときに、児童相談所、市町村の相談窓口、民間団体の相談サービスは、児童・家庭の個人情報に関して、そして児童保護についての取り決めを行わなくてはならない。現在は、2004年に創設された要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）という情報や援助方針を共有する場がある。それも関係機関がパートナーシップを構築する重要な場であるが、協定書、契約書も同様に大きな効力を持っている。「援助体制」の整備においても「相談体制」整備時と同様にパートナーシップについて考える段階に入ってきている。それが第5期の特徴といえよう。

最後に、「地域子育て拠点事業」について自治体の動向を確認する。「地域子育て拠点事業」は地域社会全体で、子育てを支援するサービスの重要な柱として、全国でさまざまな取組みが行われている。その形態に関しては、「公共の空きスペースや商店街の空き店舗において実施する『ひろば型』、保育所等において実施する『センター型』、民間児童館において実施する『児童館型』」の3類型があり、2009（平成21）年度より『ひろば型』において、一時預かりや放課後児童クラブなどを一体的に実施し機能の拡充が図られている」（志濃原・2011：80頁）。「地域子育て拠点事業」も「養育支援訪問事業」と同様に、行政が民間団体等に委託しているケースが多く、親子の居場所作りは、子どもと安心して遊ぶこと、子育て仲間を作ることを目的として急速に拡大していったのである。

例えば、「びーのびーの」（NPO法人）が運営する「親と子のつどいの広場事業 おやこの広場 びーのびーの」は、商店街の空き店舗を借り上げて、子育て当事者たちにより2000年4月に開設された。横浜市社会福祉協議会「親と子のつどいの広場事業」として現在も活動が行われている。「びーのびーの」（NPO法人）理事長の奥山千鶴子は、「地域子育て支援」という概念がなかった2000年当時、0 - 3歳児とその親と一緒に和める場所が欲しいという思いで、自分たちが住んでいる地域の横浜市に『ひろば型』の施設を作ったという。「びーのびーの」（NPO法人）は、その他にも「預かり保育事業 妙蓮寺ほっとプラザ ゆーのびーの」を2006年1月に開設し、「横浜市コミュニティ再生モデル事業」として運営している。また「港北区地域子育て支援拠点 どろっぷ」を2006年3月に開設し、「港北区地域子育て支援拠点委託事業」として実施している（高橋・2008：10 - 13頁）。「びーのびーの」

理事長の奥山は、NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会理事長、内閣府「子どもと家族を応援する日本重点戦略会議」点検・評価分科会委員（2007年度）も務めている。子育てをする当事者が立ち上げた活動は、その地域の自治体から事業として委託を受ける程に成長し、地域の資源として根付いていったのである。

その他、子育て支援事業には様々な民間団体が参加している。2008年10月には、日本生活協同組合連合会が東京渋谷・コーププラザで「福祉・助け合い活動、子育て支援交流会」を開催し、子育て支援活動についての交流の場を設けた。その分科会では「みんなでつながり めざそう やさしいまちづくり～助け合いの輪を広げるためにコープだからできること～」をテーマにして、生活協同組合が全国で展開している「ひろば型」地域子育て拠点事業や、家庭訪問の事業、預かり保育事業についての報告会を開いた（日本生活協同組合連合会・2008年）。子育て支援事業の担い手は、その地域の要望に応え柔軟に対応している。しかし、地域において展開される事業が、運営・情報管理等、全てにおいて順調にいき、簡単に定着しているわけではない。子育て支援事業を拡充する上で、様々な問題も孕んでいることにも留意しなくてはならない。

武蔵野市を中心に2007年から活動している「子育て家族支援団体 Somlic」（NPO 法人）は、海外で実績のある子育て支援プログラムや、虐待予防を目的に作られた専門プログラム、そしてリフレッシュや仲間作りのための親子が集えるイベント等を企画して子育て中の保護者に提供している（子育て家族支援団体 Somlic・2010）。「子育て家族支援団体 Somlic」（NPO 法人）の活動は、3つのペアレンティングプログラムを提供しているのが特徴で、「前向き子育てプログラム（トリプルP）」「コンセンスペアレンティング」「ノーバディズ・パーフェクト～完璧な親なんていない～」を一団体で行い、その中から保護者たちがプログラムを選んで利用している。一つの組織で3つの異なるプログラムを提供する団体は、全国にはまだ殆んどない状況であり、先駆的な取り組みを行っている。

「子育て家族支援団体 Somlic」のように、「子育て支援」の民間団体が「親と子のつどいの広場」を開き、そこでペアレンティングプログラムを実施しているケースも増えている。柳川他「児童虐待予防のための地域ペアレンティング・プログラムの評価に関する研究—「前向き子育てプログラム（トリプルP）の有用性の検討—」『子ども虐待とネグレクト』第11巻第1号（2009年【文献50】）や、犬塚峰子他『児童虐待 父・母・子へのケアマニュアル～東京方式』（弘文堂、2009年【文献51】）は、今後、親をサポートするプログラムを実践しようとする組織には非常に参考になる文献となるだろう。

「子育て家族支援団体 Somlic」（NPO 法人）代表の田中真衣は、行政との関わりの中で、「対等な協働関係」が持ちづらいことについて問題提起する。子育て支援のプログラムを行うと様々な保護者が参加する。その時に子どもに対して不適切な関わりをしている、あるいは要支援家庭・グレーゾーンと思われる気になる親子、発達に問題があると思われる子どもも訪れる。その情報を自治体に連絡しても、自治体が持っている情報は、NPO 法人にはなかなか提供されないのである。子育て支援を地域で行おうと同じ目的意識で活動していても、個人情報扱う上での障壁は残る。養育支援訪問事業でも同様なパートナーシップの議論がある。

2008年児童福祉法改正で「子育て支援事業」が法定化され、「市町村を中心とした援助体制」の整

備が急務となった。地域における子育てにかかわる様々な機関の「対等な協働関係」に関する議論については、今後さらに深化させる必要がある。松本伊智朗は『子ども虐待 介入と支援のはざままで』（2007年）の著書の中で、子ども虐待の取組みについて、「介入から支援へ方向の転換が必要であり、わが国はその段階にきているが、現実にはそのように一直線には進まない可能性が指摘されている。こうした『介入と支援のはざま』の中で、子どもを主体としてみることで、育ちを軸として専門職の立ち位置を再考すること、連携の仕組みを具体的に作り上げることが論点として提起」されるべきであると述べる（松本・2007：19頁【文献18】）。第5期は、まさしくその時期になる。「子どもを主体としてみることで、育ちを軸として専門職の立ち位置を再考すること、連携の仕組みを具体的に作り上げること」（松本・2007：19頁【文献18】）を常に意識しながら、地域を中心にして虐待防止の取組みに臨む必要がある。

【参考文献】

- 茶谷由紀子「子ども家庭支援センターでの『子どもの貧困』との係わり」荒川区自治総合研究所編『子どもの未来を守る 子どもの貧困・社会排除問題への荒川区の取り組み』（三省堂、2011年）34 - 43頁
- 犬塚峰子他『児童虐待 父・母・子へのケアマニュアル～東京方式』（弘文堂、2009年）【文献51】
- 児童虐待防止全国ネットワーク 第17回シンポジウム 「『子ども虐待防止に向けた取り組みの現状と課題』～行政・民間団体・企業・個人など多様な連携の推進～」 2012年1月28日配布資料
- 加藤洋子「行政と民間組織におけるネットワークの整備（協定書・相談援助に関する覚書について）」吉田恒雄他『平成18・19年度研究報告書 虐待の援助法に関する文献研究（第4報：2000年代）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第3期（2000年6月から2004年4月まで）』（子どもの虹情報研修センター、2009年）16 - 20頁
- 加藤洋子「子育て支援対策の動向（虐待予防策としての位置づけ）」吉田恒雄他『平成20・21年度研究報告書 虐待の援助法に関する文献研究（第5報）児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究 第4期（2004年5月から2007年6月まで）』（子どもの虹情報研修センター、2011年）48 - 53頁
- 「子育て家族支援団体 Somlic」（NPO法人）『2010年度 子育て家族支援団体 SomLic 事業報告書』（「子育て家族支援団体 Somlic」、2010年）
- 松本伊智朗「序章 介入と支援のはざま - 本書の課題と構成」小林美智子＝松本伊智朗編著『子ども虐待 介入と支援のはざままで』（明石書店、2007年）9 - 24頁【文献18】
- ホームスタート・ジャパン ホームページ（NPO法人 Home-start Japan）（2011年3月6日）
http://www.homestartjapan.org/modules/report/index.php?content_id=17
- 益邑千草他『「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」における訪問拒否等対応困難事例への支援体制に関する研究 平成22年度 総括・分担研究報告書』（厚生労働科学研究費補助金 成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業）2011年
- 日本生活協同組合連合会 中央地連『分科会「みんなでつながり めざそう やさしいまちづくり ～助け合いの輪を広げるためにコープだからできること～」』報告書 2008年
- 村田文世『福祉多元化における障害当事者組織と「委託関係」- 自立性維持のための戦略的組織行動 -』（ミネルヴァ書房、2009年）
- 志濃原亜美「少子化と子育て支援サービス」佐々木政人＝澁谷昌史編著『子ども家庭福祉』（光生館、2011年）74 - 81頁

高橋裕昌「キーパーソンに聞く：NPO 法人びーのびーの 理事長 奥山千鶴子氏 地域子育て支援の推進 行政と連携し、市民・HPO の得意分野を担う」『自治体チャンネル+ 人と組織を育てる』平成 20 年 3 月号 No.107 (三菱総合研究所、2008 年) 10 - 13 頁

東京都世田谷区「世田谷区学生ボランティア派遣事業実施要綱」平成 21 年 4 月 1 日 21 世要児第 30 号

柳川敏彦他「児童虐待予防のための地域ペアレンティング・プログラムの評価に関する研究—「前向き子育てプログラム (トリプル P) の有用性の検討—」『子ども虐待とネグレクト』第 11 巻第 1 号 (2009 年) 【文献 50】

(加藤洋子)

⑪ 死亡事例検証

第 5 期には、社会が注目した 2 つの死亡事件が発生する。1 つは、2010 年 1 月に、東京都江戸川区小学 1 年男児が両親 (父親は継父、母親 22 歳一本児は 15 歳時の若年出産) に虐待され死亡した事件である。2009 年 9 月に歯科医師から、本児の虐待に関する通報が入り、学校、子ども家庭支援センターともに情報を知り家庭訪問などで対応していたが命を救うことができなかった。通報後、本事件に対応していた中心機関は小学校であった。男児は、長期欠席 (2009 年 9 月以降 85 日間中 35 日欠席) もしており、また、2009 年 10 月には、急性硬膜下血腫で都立墨東病院にも入院していたが病院も虐待と疑わず通報しなかった。事件後の検証で、様々な情報が集約されていなかった問題が浮かび上がった。

東京都は、「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について提言 (江戸川区事例 最終報告) 平成 21 年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書」(福祉保健局) を 2010 年 5 月 11 日に公表し、その 1 ヶ月前の 2010 年 4 月 28 日に (江戸川区事例 中間報告) を発表している。報告書では、児童相談所、子ども家庭支援センター、小学校、医療機関等の連携問題と、市町村の相談・虐待対応体制や学校の虐待対応の問題、子どもの安全確認の課題等が指摘された。学校関係については、2010 年 1 月に、文部科学省から「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」(21 初児生第 29 号 初等中等教育局児童生徒課長通知) が発出されている。

2 つ目は、2010 年 7 月に発生した、大阪市西区のマンションで幼児 2 人が母親に置き去りにされて死亡 (ネグレクト) した事件である。大阪市は 12 月 24 日、大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会・児童虐待事例検証部会 (部会長・津崎哲郎花園大教授) がまとめた再発防止のための報告書「大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書」を公表した。児童の安否確認ができていない状態について、こども相談センター (児童相談所) 内で、この情報が共有されていなかったことを問題視している。また、地域での保護者の孤立も指摘されている。その後、情報管理体制の見直しや、初期対応マニュアルの作成などが求められ、虐待対応体制の見直しが図られた。この事件では、児童相談所が関与していたにもかかわらず、児童の安全確認が行われなかった。そのことから、児童を直接目視して確認できていない事例を早急に確認し、これらの事例における対応方針の見直し、立入調査、臨検搜索を念頭に置いた対応、適時適切な一時保護等を実施するよう求める通知が発出された (「児童の安全確認の徹底について」平成 22 年 8 月 2 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発 0802

第1号)。

2007年の児童虐待防止法の改正により、2008年4月から、国および地方公共団体は、児童の心身に著しく重大な被害があった虐待事例について、事例の分析(検証)を行わなければならないこととされ、2つの死亡事件に関しても検証、報告書の発行がなされている。

第5期の2007年7月から2010年3月にあたる「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(厚生労働省)の報告は、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第4次報告(2008年3月)と、「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第5次報告(2009年7月)が該当する。

第4次報告では、死亡した事例(心中以外)に関しては、0-3歳が45人で(73.8%)であった。また、乳幼児健康診断未受診の割合が大幅に増加するという現象が起きていた。第5次報告では、心中以外の事例37人のうち17人(45.9%)が生後1ヶ月に満たない時期に死亡しており、特に生後まもなく亡くなった事例は16人(43.2%)であった。また0-3歳までの子どもが占める割合はこれまでの報告でも7割で推移してきたが、第5次報告では8割を超えていた。死亡事例では、年齢の低さが際立った特徴として挙げられている。そして、第6期の報告書(第6次報告・第7次報告)にみられるように、0日、0ヶ月児の虐待死亡例の割合が高いことを考えると、出産前後の支援サービス、周産期からの見守りを地域で行うことが重要ということになる。保健領域の虐待予防対策の拡充が望まれ、その兆候が第5期の死亡事例検証からも窺えた。

【参考文献】

「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方について提言(江戸川区事例 最終報告)平成21年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書」(東京都福祉保健局) 2010年5月11日

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省 社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第4次報告(2008年3月)

「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省 社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第5次報告(2009年7月)

「大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書」(大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会・児童虐待事例検証部会) 2010年12月

(加藤洋子)

(5) 非行・教護分野

前の期から指摘されてきていた被虐待経験と非行の関連性に関して、より明確な視点でそのメカニズムを明らかにしようという研究が見られる。

非行と児童虐待の複合問題を、虐待する加害者(養育者)の点から論じたものに、稲垣由子の論文がある(稲垣・2010【文献30】)。稲垣は、虐待者が抱える問題を「発達障害～精神疾患を抱えている」「育児技術の問題」「人格～性格の問題がある」に分け(稲垣・2010:35頁)、「加害者を診療す

る精神科の報告では、うつ圏障害が43.6%と多く、加害親の60%に自らの被虐待体験がある」（稲垣・2010:37頁）と指摘している。一方で、「被虐待児童が成長発達していく段階でどのように影響を受け、特に非行・犯罪に至るのかについてはまだ研究段階である」として「発達の観点と、トラウマとしての観点の二つの軸から考察」する必要性を指摘している（稲垣・2010:38頁）。とくに被虐待児の非行と犯罪との関連性について「攻撃性」を鍵概念とし、動物としての種の保存行動としての、いわゆる弱肉強食としての攻撃性に加えて、「自分自身の存在確認作業の現れ」としての攻撃性があると述べている（稲垣・2010:40頁）。

児童自立支援施設に入所する児童の問題に児童虐待、発達障害の視点をむけたものに、小木曾宏の論文がある。「児童自立支援施設のあり方に関する研究会」（厚生労働省雇用均等児童家庭課、2005年設置）の第5回研究会では、杉山登志郎医師（あいち小児保健医療総合センター）を招聘し、被虐待体験・発達障害を有する児童自立支援施設入所児童について専門的見地から講義を受けたという。同会会員である小木曾宏によれば、杉山は被虐待経験によって「反応性愛着障害」に陥っている児童にとって、次のような点で児童自立支援施設での処遇が有効であるとの見解を示したという。以下に小木曾によるまとめの部分を引用する。「児童自立支援施設の『枠のある生活』が、このような状況にある子どもたちの支援に必要な条件を有していると指摘した。たとえば、虐待環境から離れることで保護、愛着の形成の場の確保ができる。児童自立支援施設と児童精神科医が連携し、薬物療法などを併用し、衝動的行動をコントロールしながら、生活の構造化、悪循環を断ち切ることが可能になるという。そして、重篤な場合でも解離状況に対して精神療法などを行うことも保障できるだろう。そして、何よりも教護院時代から、積み上げられてきた作業指導、個別の学習指導、そしてスポーツ指導が、そのような症状を呈する子どもにも有用であると話された」（小木曾・2010:403頁）。小木曾は、杉山の論説を受けて、児童自立支援施設における児童精神科医の不足を課題として挙げている。

【参考文献】

稲垣由子「児童虐待の現状と課題」『犯罪と非行』163号（2010年2月）22 - 45頁【文献30】

小木曾宏「児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題」『季刊社会保障研究』45巻4号（2010年9月）396 - 406頁

（田澤薫）

（6）教育分野

① 文部科学省の取組み

岸和田事件を契機とした教育関係者の虐待への関心は、前期の『学校における児童虐待への対応』（平成14・15年度文部科学省科学研究費特別研究促進費研究班「児童虐待に関する学校の対応についての調査研究」研究代表者 玉井邦夫）・「学校等における児童虐待防止に向けた取組について（報告書）」（学校における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究会議（文部科学省委託 座長：玉井邦夫、2006年5月））の成果を踏まえて、今期は学校での虐待対応のシステム構築の形で実を結び始

めたことが分かる。2006年6月に発出された初等中等教育局児童生徒課長通知「学校等における児童虐待防止に向けた取組の推進について」（18初児生第11号）の効果が表れ始めたといつてもよいかもしれない。

文部科学省は、2007年の児童虐待防止法の改正を受けて、「改正法の趣旨などについて、通知を出すなど学校教育関係者等に周知徹底を図っている」、「19年度にはこの調査研究（注：平成17年度より実施した「学校等における児童虐待防止に向けた取組に関する調査研究」）を踏まえ、虐待を受けた子どもへの支援等について教職員の対応スキルの向上を図るよう、研修教材を作成している」、「『子どもと親の相談員』やスクールカウンセラーを学校に配置し、児童虐待の早期発見・早期対応などに努めている」、「子育てヒント集としての『家庭教育手帳』の作成・配布や子育てに関する学習機会や情報の提供など、子育てについて無関心な親や、子育てに不安や悩みを持ちながら孤立しがちな親を含めたすべての親に対するきめ細やかな家庭教育の支援を行っている」と『平成19年度文部科学白書』のなかで、文部科学行政における児童虐待への取組みを挙げている。

また2010年1月に江戸川区で小学1年生の虐待死が起こったことを受け、2010年1月26日に「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について（通知）」（21初児生第29号）も発出された。本通知には「児童虐待の疑いがある場合には、確証がないときであっても、早期発見の観点から、児童相談所等の関係機関へ連絡、相談をするなど、日頃からの連携を十分に行うこと」と、「通告」以前の「連絡、相談」の概念を提示して、児童相談所との連携を進める内容が含まれている。

一方で、法が「学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない」（5条3項）と定めていながら、学校等が保護者に対して積極的に踏み込んだ働きかけをしにくい現状を踏まえて、「学校側、児童福祉施設側が、より主導的な立場で活動できるような運用指針を明示する必要がある」（内外教育・2010）という指摘もなされている。

【参考文献】

「児童虐待死事件と保護者啓発 教育法規あ・ら・か・る・と」『内外教育』6029号（時事通信社、2010年10月15日）
19頁

（田澤薫）

② 学校現場への期待

こうした文部科学省の動きを受けて今期の学校現場では、子どもに日常的に関わりをもつ学級担任だけでなく、スクールソーシャルワーカー、養護教諭、学校管理職など、それぞれの立場に応じた虐待防止への役割が認識されるようになってきたとみられる。2007年10月に文部科学省が『養護教諭のための児童虐待対応の手引』【文献45】を作成したことも、その一例である。同『手引』では、児童虐待防止法に謳われた学校及び教職員の早期発見の努力義務（法第5条）、児童相談所への通告義務（法第6条）、関係機関への協力の努力義務（法第8条）、虐待防止のための教育の努力義務（法第5条）を受けて「学校における児童虐待への対応の重要性」を指摘したうえで、教職員の中でも特に

児童虐待を発見しやすい立場にある養護教諭の職務内容にそった「早期発見の機会と視点」を例示している。児童相談所への通告書の書式例、「校内における児童虐待対応の流れ」チャートも示し、養護教諭が教職員の要となることへの期待が読み取れる。この『手引』と併用することを期待して教職員用のマニュアルを編んだ地方自治体もあり（奈良県教育委員会・2008年）、前の期に作成された地方自治体の教職員用のマニュアルがこの『手引』を参考に改訂された例もある（埼玉県福祉部こども安全課＝教育局市町村支援部人権教育課・2005年3月・2008年9月改訂）。

一方で、学校管理職の虐待対策機能に言及する文献も見られた。学校からの通告で子どもを一時保護された父親が、「保護すべきと判断したのは養護教諭」という情報を得たことから、追い詰められた養護教諭が休職を余儀なくされ自殺に追い込まれた事件を踏まえて、学校管理職の責務の中に学校教職員をも守る責務が含まれることが改めて確認されている。

学校管理職に期待される虐待対策機能としては、①子どもだけでなく、保護者と教職員を守ること、②虐待発見、③学校現場における虐待の通告を阻害する要因を直視し、取り除くこと、④児童相談所への通告、の4点が挙げられ、そのそれぞれについて有効性を高めるにあたっての留意点が指摘されている（週刊教育資料・2010）。

これまでに整理してきたことは、いずれも児童虐待への対策として学校教職員に寄せられる期待である。次には、学校教育の場で子どもたちに何ができるかの模索について言及しておきたい。

児童虐待が発生する前、児童虐待が深刻化する前に有効な方法として、子ども自身が児童虐待に関する知識を備え、対処法を身につけておく「power base」の取組みが考えられる。これは、改正法第5条第3項で「学校は、児童に対して、児童虐待の防止のための教育に努めなければならない（一部省略）」とあることとも一致する。「これを受け、京都市や埼玉県は、教師向けの指導事例集を発行し、子どもが虐待を知識として習得したり、複数の場面を設定してその場合の対処法を学習するという授業を試行的に行っている」といった取組みもみられる（横島＝岡田・2007：17頁）。

また新しい視点として、児童の権利に関する条約において児童虐待を受けた子どもの回復支援が国家の義務と規定されていることを指摘して、学校が教育的機能に加えて福祉的機能を強化することで被虐待児童の回復支援に取組む必要性が主張されている（大河内・2008【文献49】）。実際に、子どもの状況を考慮した個別対応も可能な情緒障害児短期治療施設（児童心理療育施設）・施設内学級の取り組み事例も報告されている（池田・2007）。

【参考文献】

池田恭子「育ちなおしの教室 児童心理療育施設・施設内学級の取り組み」『はらっぱ』275号（2007年7月）3－8頁

奈良県教育委員会『教職員のための 児童虐待対応の手引』（2008年12月）

大河内彩子「虐待を受けた子どもの回復支援と学校の課題—学校の福祉的機能の強化を目指して—」『早稲田大学大学院 文学研究科紀要』第54輯（2008年）55－66頁【文献49】

埼玉県福祉部こども安全課＝教育局市町村支援部人権教育課『教職員・保育従事者のための児童虐待対応マニュアル』

(2005年3月・2008年9月改訂)

週間教育資料編「教育の危機管理（実践編）児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと①」『週刊教育資料』1134号（教育公論社、2010年10月4日）20 - 21頁

横島三和子＝岡田雅樹「児童虐待の現状と学校支援のあり方について—子どもに力を育成するの視点より—」『湊川短期大学紀要』43号（2007年）11 - 21頁

（田澤薫）

③ 児童相談所との連携

学校にとって、児童相談所との連携という点については道のりはまだ遠いといわざるを得ない。「こんなときどうする「学校保健」—すべきこと、してはいけないこと—」を特集した『小児科診療』（70巻11号・2007年11月号）に収録されている「児童相談所との連携」（平岩・2007）は、「児童相談所と仲良くなろう」と呼びかける。本論文には、児童相談所の相談内容について「要するに子どもの問題すべてを含んでいると言っても過言ではない」と説明されたり、児童相談所が「市町村と異なり、一時保護を含めた措置権を有している」と児童相談所の特性の基本について言及されており、学校保健の領域においては、児童相談所の認知度が低いことを自ずと示すことになっている。学校と児童相談所の連携における根本的な課題性を明らかにした論文に高良麻子「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して—」（高良・2008）がある。調査にこたえた児童福祉司のうち、半数以上が「小学校との連携が難しい」と感じており、そう感じている人の74%が連携困難な内容を「小学校と合意形成をすること」だとあげている。そして、その原因として、71%の人が「児童相談所の機能に関する小学校教職員の無理解」を挙げ、59%の人が「虐待に関する教職員の認識の低さ」を挙げた。このデータには、児童福祉司の小学校に対する拭い難い不信感と連携への絶望が読み取れる。片や、「学校教員は個人情報取扱の難しさや教員の多忙さを他機関との連携での主な困難だと捉えており、児童福祉司との相違が見られる」（高良・2008：5頁）との指摘が、問題の深刻さを一層浮き彫りにする。

【参考文献】

平岩幹男「児童相談所との連携」『小児科診療』70巻11号（2007年11月）1942 - 1944頁

高良麻子「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して—」『学校ソーシャルワーク研究』3号（2008年8月）2 - 13頁

（田澤薫）

④ スクールソーシャルワーカーの活用

学校における児童虐待への対応のことを考える際に、今期に顕著なことの一つはスクールソーシャルワーカーの活用が意識されるようになってきたことであろう。スクールソーシャルワーカーは、「ソーシャルワーク（以下、SW）の理念と方法論を適用し、何らかの葛藤を抱える学齢期の子どもたちを援助する」（山下・2008【文献46】）専門職である。スクールソーシャルワーカーの活用が「学

校等における児童虐待防止に向けた取組について」(報告書)(2006年5月)のなかで、学校等が行うことのできる児童虐待に向けた取組みとして言及されたことは記憶に新しい。学校の特性を、「職階に応じたピラミッド型の構造を有しており、上下での情報交換はスムーズに行われても、横のつながりを保持することについては、十分な経験を有していない場合は多い」(日本スクールソーシャルワーク協会編・2008:116頁)、「基本的に校内で対応することを長年続けてきたため、教育委員会や児童相談所以外の機関と連携した経験が一般に少ない。また他機関と連携する場合、お互いの機関が重要としている部分が異なったり、同じ言葉が違うように使われる場合もある」(日本学校ソーシャルワーカー学会編・2008:171頁【文献47】)とみたうえで、「そのためスクールソーシャルワーカーは、教育と福祉の両方の立場がわかる人間として、学校の思いや判断を適切に市町村や児童相談所、警察、児童委員、医療関係者など、関係機関に伝える必要がある。また逆に地域の機関の役割や限界、そこで働く人たちの権限などの情報を学校に繰り返し丁寧に説明することも、他機関連携がスムーズに進行するうえで大切である」と、児童虐待の防止や対応に関して往々にして関係諸機関と共通の理解や行動様式をもちにくい学校とこれら諸機関との間にスクールソーシャルワーカーが入ることで、双方をつなぐ方法が提案されている。具体的には、「教員が支えられていると感じられる対応」(日本スクールソーシャルワーク協会編・2008:116頁)に心を砕き、「教職員が求められる役割を実行できる環境形成に力を注」(日本スクールソーシャルワーク協会編・2008:116頁)ぐこと、「①教職員に不足している社会福祉サービスの情報提供、②非常勤の勤務体制からくる巻き込まれない立場と全体的視点、③教職員の行っている煩雑な作業の補助、④教育関係者と福祉関係者の視点や大切にしている部分の違いの説明や、用語の翻訳作業など両者の橋渡し業務」(日本学校ソーシャルワーカー学会編・2008:172頁)などのサポートが考えられている。

具体的な方法論は試行錯誤の段階であるにしても、スクールカウンセラーは「学校システムが抱えている社会構造の問題にかかわっている」のであり、「子どもたちの暴力行為の背後の現状を把握し、具体的な支援のあり方を考えることからはじめなければならない。そこにせまり、構造的暴力からぬけだすためにこそ、スクールソーシャルワーカーの視点は不可欠なのである」との認識に立つことこそ、学齢児童の児童虐待にスクールソーシャルワーカーが新たに参画する意義であろう(金澤・2009)。

しかしながら、スクールソーシャルワーカー自体の社会的な認知はいまだ充分とはいえない。日本におけるスクールソーシャルワーカーの活動には「SW活動を学校で実践する場合、学校という組織における教育活動を円滑に行うための補完的な役割を担うものとする考え方」に立つものと、「SWの価値と理念に基づいて学校を基盤として、子どもの最善の利益実現のための支援活動を行おうとする考え方」に立つものの二つの流れがある(山下・2008)といわれており、学校と社会をつなぐ役割を十全に果たすために学校と社会の双方から頼りにされるためには、スクールソーシャルワークのぶれない理念の確立が先に求められるだろう。『スクールソーシャルワーク論(……歴史・理論・実践……)』(日本スクールソーシャルワーク協会編・2008)といったスクールソーシャルワーカーに関する基礎文献・養成テキストが相次いで刊行されたのも、スクールソーシャルワーカーの実体化を求め

る動きの表れとみることができよう。

高良の児童相談所児童福祉司に対する調査によれば、小学校との窓口対応の際に、実際にはスクールソーシャルワーカーが担う例は18%でみられたが、スクールソーシャルワーカーの対応を希望する児童福祉司は有効回答134票中1名しかいなかったという（高良・2008）。

【参考文献】

金澤ますみ「児童虐待と貧困—スクールソーシャルワークの現場から—」『解放教育』39巻2号（2009年2月）25—31頁

日本学校ソーシャルワーカー学会編集『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』（中央法規、2008年）【文献47】
高良麻子「児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して—」『学校ソーシャルワーク研究』3号（2008年8月）2—13頁

山下英三郎「1章 子どもたちの現状とスクールソーシャルワーク」日本スクールソーシャルワーク協会編『スクールソーシャルワーク論』（学苑社、2008年）【文献46】

（田澤薫）

Ⅲ 主要判例解説

1 児童福祉法分野

【判例1】複数の児童福祉施設（知的障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設又は児童自立支援施設）への入所措置の承認を求める申立てに対して、知的障害児施設への入所だけが承認された事例（大阪家裁審判平成19年8月21日、平成19年（家）2638号、家裁月報60巻7号79頁）

本件は、児童相談所長が、一時保護中の児童（13歳、女兒）について、現在一時保護委託中の知的障害児施設（第一種自閉症児施設）の他に、次の措置先とすることが適当であると考えられる情緒障害児短期治療施設、その後の措置先として検討している児童養護施設又は児童自立支援施設への入所措置の承認を求めた事件である。児童は、単独親権者たる実母と2人で生活保護を受けて暮らしていた当時とは、昼夜逆転した生活を続け、基本的な生活習慣も身につけていない状況にあったが、一時保護委託により知的障害児施設に入所した後は、急速に、社会生活能力を向上させている。

本審判は、実母の児童に対する監護態度が極めて不適切であったこと、児童が施設入所後に急速に社会生活能力を向上させていること、実母が学校関係者や児童相談所の担当者等との接触を避け、その指導に従わず、その改善も当面見込めないことなどを認めた上で、実母に児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害することになり、児童には、知的面及び情緒面での治療的な関わりが必要と認められるなどとして、これが可能な知的障害児施設（第一種自閉症児施設）への入所を承認した。なお、児童相談所長が併せて求めた情緒障害児短期治療施設、児童養護施設又は児童自立支援施設への入所措置については、「種々の事情から知的障害児施設（第一種自閉症児施設）での入所に期間の限定があり、次の措置先となる施設が予想されとしても、情緒障害児短期治療施設、児童養護施設、児童自立支援施設は、それぞれ処遇内容が異なり、単に年齢のみによって区別されるというものでもなく」、児童について、「なお知的障害児施設（第一種自閉症児施設）での入所を継続し、その結果を見た上で次の具体的な措置先を決定する必要があると認められるから、知的障害児施設（第一種自閉症児施設）の次の措置先につき承認を与えることは相当ではない」として、これを認めなかった。

児童福祉法28条審判に際しては、同法27条1項3号に列挙された措置先を可能な限り特定すべきであり、「児童福祉施設への措置を承認する」といった包括的承認はできないというのが、近年の公表例の傾向であるが（福岡高裁決定昭和56年4月28日・家裁月報34巻3号23頁、東京高裁決定平成15年12月26日・家裁月報56巻9号35頁など）、その一方で、里親委託又は児童養護施設への入所措置を承認した事例（浦和家裁審判平成8年5月16日・家裁月報48巻10号162頁）や、乳児院又は児童養護施設への入所措置を承認した事例（横浜家裁審判平成12年5月11日・家裁月報52巻11号57頁）のように、複数の措置を選択的に承認することは可能であると考えられる。もっとも、これらの選択的承認を認めた裁判例は、いずれも現在問題となっている措置先に関するものである点で、将来的に予想される措置先をも問題としている本件とは異なるといえる。将来の措置を見据えた選択的承認という観点から注目されるのは、岡山家裁審判平成15年5月8日（家裁月報56巻1号128頁）であり、同事件では、「事件本人の発達障害の早急な回復と今後の適切な教育のためには、

専門的な施設処遇が必要であり、まず乳児院に入院させて乳児並の処遇を行って愛着関係を育成しながら全般的な発達の改善を図った上で、その後に児童養護施設に変更入所させて措置するのが適当といふべきである」として、乳児院又は児童養護施設への入所措置が承認されている。岡山家裁が入所を承認した「乳児院」と「児童養護施設」はそれぞれ、法律上、乳児の「養育」と児童の「養護」を目的としており（児童福祉法 37 条、41 条）、その処遇内容にも一定の共通性があると考えられるのに対して、本件で問題となった「知的障害児施設」「情緒障害児短期治療施設」「児童養護施設」「児童自立支援施設」は、本件審判も指摘するように、その処遇内容がそれぞれ異なるものと考えられる（同法 42 条、43 条の 5、41 条、44 条）。さらに、京都家裁審判平成 16 年 9 月 21 日（家裁月報 57 巻 7 号 30 頁）では、28 条審判を受けて情緒障害児短期治療施設に入所中の児童について、児童自立支援施設へ措置先を変更するに際して、再度家庭裁判所の審判を受けている。以上のことから、裁判所は、将来的に措置先の変更が想定される場合であっても、原則として、目下問題となっている措置先だけを審判の対象とするべきであり、措置変更の必要がある場合には、改めてこれを審判するべきであるといえるだろう。この点で、本件の判断は、正当であると考えられる。

【判例 2】児童養護施設への入所措置承認審判に基づく措置が採られている児童（7 歳）について、児童養護施設への入所措置の期間更新を承認するとともに、児童福祉法 28 条 6 項に基づき、児童相談所長に対し入所措置審判時になされた指導勧告と同内容の勧告をした事例（東京家裁審判平成 19 年 12 月 21 日、平成 19 年（家）6813 号、家裁月報 60 巻 7 号 87 頁）

本件は、児童相談所長が、児童養護施設への入所措置承認審判（東京家裁審判平成 17 年 9 月 5 日・家裁月報 57 巻 11 号 73 頁参照）に基づいて同措置が採られている児童について、措置期間の更新を求めた事件である。前審判による措置後の状況として、次のような事実が認定されている。児童は、施設において安定した生活を送っている一方で、実母及び養父から受けた暴力がトラウマになっており、被虐待経験による精神症状が依然として続いていて、施設入所後現在に至るまで夜尿がほぼ毎日見られる。また、学習面での遅れや性的問題行動も散見されている。児童は、実母には会いたいと述べる一方で、養父については特に会いたい気持などを表現していない。実母は、2005 年より生活保護を受けて生活していたが、生活保護のケースワーカーによる就労指導に体調不良を理由に従わず、2006 年に生活保護が打ち切られた。さらに、実母は、「子育ては慣れているから自分だけでできる。」などと主張し、親子再統合のための治療的プログラムに一度も参加せず、児童相談所との面接や家庭訪問なども、実母の体調不良などを理由に、予定どおりに行われていない。養父が 2007 年に刑務所から出所すると、実母と養父は同居を再開したが、同年、養父は、覚せい剤取締法違反で逮捕され、同罪（使用）によって懲役 2 年の実刑判決を受けている。

裁判所は、実母が児童相談所に対して拒否的であり、児童が家庭で健全な養育を受けるための環境作りや、実母の養育に対する考え方の修正に向けた働きかけが全く進展していないこと、実母の生活状況も安定していないこと、養父は出所後数か月で再び覚せい剤取締法違反の罪で実刑に処せられており、従前の生活態度に対する反省が全く認められないこと、児童には、実母及び養父から受けた虐

待体験による精神症状が依然として続いているほか、学習の遅れや性的問題行動がみられるなど、日常的な支援や指導、継続的な心理的ケアが必要な状況にあることなどを認めた上で、児童に対しては、引き続き、安心できる施設の人間関係の中で、落ち着いた生活を保障していくと同時に、児童が抱えている問題について留意しながら、関係機関協力の下で、適切な支援や心理的ケアを行っていく必要があるとし、結論として、措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあるとして措置の期間更新を承認した。併せて、児童相談所長に対して、入所措置承認時になされたのと同じ内容の指導勧告を行った。

児童福祉法 28 条 2 項の期間更新に関する裁判例に共通するのは、前審判後に保護者や児童の状況にどのような変化があったかを中心として、児童の福祉のために措置の継続が必要であるか否かが判断される点である。本件で特に注目されるのは、保護者が児童相談所等の関係機関による指導措置等にほとんど応じていないことである。また、裁判所は、前審判と同一内容の保護者指導措置の勧告（児童福祉法 28 条 6 項）を児童相談所に対して行っているが、少なくとも本件において、このような勧告が実際に保護者に対してどれほどの効果があるのかについては疑問も残る。

【判例 3】虐待が疑われる実父と離婚した実母に児童（0 歳）を監護させることが児童の福祉を著しく害するとはいえないとして、乳児院入所措置の承認申立てを却下した事例（大阪家裁審判平成 20 年 7 月 3 日、平成 20 年（家）2607 号、家裁月報 61 卷 8 号 103 頁）

本件は、児童相談所長が、入院中の児童について、乳児院への入所措置の承認を求めた事件である。自宅から救急搬送された児童には、脳挫傷、眼底出血、頭蓋骨骨折、前胸部・背部皮下出血の症状が見られ、虐待を疑った病院が児童相談所に虐待通告を行った。児童の受傷について、眼底出血は頭部への強い揺さぶりが加わり、皮下出血は前胸壁や背部が強く圧迫され、硬膜下出血や頭蓋骨骨折は前後頭部が比較的広い面を持つ鈍体と急激に衝突した結果と判断され、他からの外力により、相当程度の加速度で鈍体と衝突して生じた損傷であると認められた。児童の実父は、不自然な説明を繰り返している一方で、実母は、児童の入院以来、ほぼ毎日病院を訪れ、午後 3 時から午後 8 時の面会時間一杯に面会を続けて、授乳や投薬、さらには脳機能回復のための感覚刺激などを行っている。児童の入院中に、実父と実母は、実母の申出により、児童とその姉の親権者をいずれも実母と定めて協議離婚をし、実母は、婚姻前の氏に復した上で、子の氏の変更の手続をして、児童らについて母の氏を称する入籍をした。婚姻中の住居は実母の母が所有する建物であったが、離婚に伴い、実父は同住居から退去した。

裁判所は、加害者が実父以外には考えられないこと、児童の父母が婚姻中であれば、虐待の加害者と疑われる実父の下に児童を戻すことは不適切と考えられるが、現実には離婚にまで至り実父が自宅を退去した現在では、児童を実母の下に戻すことが養育上特に不適切とは考えられないこと、その離婚が、現実には婚姻関係が破綻した結果と認められるのであって、単なる仮装や便法ではないこと等を認めた上で、実父に関しては虐待の疑いを抱かざるを得ないものの、実母に関しては別異に考えるのが相当であり、実母については、保育士の資格も有し、これまで姉や児童の養育に関して虐待に類する

行為は一切うかがわれず、むしろ養育に熱心であったとうかがわれること等から、実父と実母の離婚が成立し現実に別居に至っている現在では、実母に関して、児童を監護させることが著しく児童の福祉を害するというべき事情は認められないとして、申立てを却下した。

児童福祉法 28 条審判の公表例において、これまで申立てを却下した事例は、大津家裁審判昭和 50 年 10 月 15 日（家裁月報 28 卷 8 号 77 頁）が唯一であり、このことから、本件は、極めて貴重な公表例であるといえる（なお、今期は、この他にも、後述する秋田家裁審判平成 21 年 3 月 24 日【判例 5】や、大阪高裁決定平成 21 年 3 月 12 日【事件 4】の原審である大阪家裁審判平成 21 年 1 月 23 日、大阪高裁決定平成 21 年 9 月 7 日【判例 6】の原審である大阪家裁岸和田支部審判平成 21 年 4 月 3 日でも、申立ての却下という判断が示されている）。本件では、虐待者として疑われているのが実父であり、実母は虐待者と考えられず、むしろ実母は子の養育に熱心であること、父母の離婚に伴い実母が単独親権者となったが、この離婚が仮装や方便によるものではないことなどから、単独親権者たる実母を基準として児童の福祉侵害を判断した結果、子に重大な後遺障害が生じているにもかかわらず、申立ての却下という結論に至った点が特徴的である。虐待者と疑われる実父の親権や現実の養育への関与が、父母の離婚によって排除された点が重視されているように思われるが、非親権者となった実父についても、単独親権者死亡後の親権者変更申立ての可能性などの「潜在的権利」や「面会交流の権利」が依然として残ることが指摘されている（山口亮子「虐待が疑われる父と離婚後の親権者母による子の監護」『民商法雑誌』141 卷 6 号（2010 年）107 - 108 頁）ことには注意しなければならないだろう。

【判例 4】児童養護施設への入所措置承認審判に基づく措置が採られている児童（15 歳）の児童養護施設への入所措置の期間更新について、更新に対する実父の同意は翻意される可能性が大きいこと等を理由として、入所期間更新承認申立てを却下した原審判を取り消し、入所期間の更新を承認した事例（大阪高裁決定平成 21 年 3 月 12 日、平成 21 年（ラ）124 号、家裁月報 61 卷 8 号 93 頁）

本件は、児童相談所長が、児童養護施設への入所措置承認審判に基づく措置が採られている児童（女児）について、児童養護施設への入所期間の更新（2 回目）を求めた事件である。児童については、2004 年に、裁判所の承認審判によって児童養護施設への入所措置が採られ、さらに 2007 年には、児童養護施設入所措置の期間更新承認審判によって入所措置の期間が既に一度更新されている。原審である大阪家裁審判平成 21 年 1 月 23 日（家裁月報 61 卷 8 号 97 頁）は、単独親権者である実父（1934 年生）が入院中であり、退院後の住居も児童との同居を前提としたものではないこと、親子統合に向けた動きが十分ではないこと、児童が施設からの高校通学を希望し、実父もその内容に同意していること等から、「今後も事件本人は児童養護施設において生活するものとするのが事件本人の福祉に適うものということができる」とした一方で、次のように述べて申立てを却下した。「しかしながら、…本件においては、父は明確に児童福祉法 27 条 1 項 3 号による事件本人の施設入所に（実質的に無条件に）同意する旨の意思を示しており、事件本人につき、いわゆる同意入所に切り替えることに大きな支障はないものと考えられ、そうであれば、本件においては、『当該措置を継続』（児童福祉法 28 条 2 項ただし書）しなくとも、事件本人は児童養護施設において生活のできるものであり、著し

く事件本人の福祉が害されるおそれがあるものと認めることは困難である」。これに対して、児童相談所長が、父の精神的に不安定な状況や父の翻意の可能性を理由として抗告したのが本件である。

抗告審である大阪高裁は、父の児童相談所職員に対する脅迫的な発言や児童の引取りをめぐる自暴自棄な発言から、児童の施設入所や引取りをめぐる父の心情が穏やかでないこと、父の健康状態や生活状況が安定していないこと、児童の父に対する心情も以前よりは緩和しているが、父との同居を希望するまでには至らず、今後も児童養護施設で生活し、同施設から高校に通うことを希望していることを認定した上で、父の同意の翻意の可能性については、「父は、本件審理を通じて事件本人の上記希望を知り、父なりにこれを了解し、本件同意書に署名押印したものと考えられるが、父の上記心情やこれまでの本件児相への対応、父の健康状態や生活状況等にかんがみると、その同意は必ずしも父の心情を反映するものではなく、父が事件本人の引取りを希望して、同意を翻意する可能性は大きいといえ、なお、本件入所措置は親権者たる父の意に反する場合に当たるといふべきである」と述べ、本件入所措置を継続しなければ児童の福祉を著しく害するおそれがあるとして、児童養護施設入所措置の期間更新を承認した。

行政機関が、親権者又は未成年後見人の意に反しても、児童福祉施設入所等の措置（児童福祉法27条1項3号）を採ろうとする際には、家庭裁判所による措置の承認を得る必要がある（同法28条1項、27条4項）。したがって、28条審判事件においては、親権者等が施設入所等の措置に反対しているか否かが重要な問題となる。この点、公表審判例のほとんどでは親権者等の不同意が明確である一方で、親権者が行方不明でその意向は問えないが、現に児童の監護にあたっている者が積極的な反対の意向を表明している事例（長崎家裁審判昭和46年10月2日・家裁月報24巻10号111頁）、共同親権者の間で同意に関する意見が分かれている事例（長崎家裁審判平成3年2月15日・家裁月報43巻7号99頁）、親権者が施設入所に同意する旨述べているものの、容易に翻意して児童の引き取りを強硬に主張するおそれがある事例（福岡家裁小倉支部審判平成11年12月1日・家裁月報52巻6号66頁）、施設入所自体には同意しているが、虐待を理由とする施設入所には同意していない事例（千葉家裁市川出張所審判平成14年12月6日・家裁月報55巻9号70頁）のように、同意の有無及びその内容が問題となる公表例も存在するが、いずれも裁判所によって承認審判が下されている。親権者等の同意がある場合にも、28条審判を求めることができるかについては、「原則として困難であるが、例えば親権者が同意と撤回を繰り返したり、著しく精神的に不安定であって、現時点での同意も早晚覆されるおそれがある場合には、親権者の同意があっても裁判所に法第28条の承認を求めることが考えられる」とするもの（日本子ども家庭総合研究所編『子ども虐待対応の手引き—平成21年3月31日厚生労働省の改正通知—』（有斐閣、2009年）136頁）や、児童福祉法28条の立法趣旨が「行政機関が親権者の意思に反して子どもを施設入所することが憲法第31条に抵触するおそれがあることから、司法審査に服するようにした点にあった」ことを理由に、「親権者等が同意している場合に、重ねて家庭裁判所の承認を得ることは何ら法の趣旨に反しない」とするもの（日本弁護士連合会子どもの権利委員会編『子どもの虐待防止・法の実務マニュアル（第4版）』（明石書店、2008年）111頁）がある。本件の原審と高裁の判断が分かれたのも、まさに父の同意が存在することをどのよ

うに評価するののかという点にあり、翻意の可能性あることを理由として、承認審判を下した本件高裁判断の意義は大きいだろう（この点については、田中通裕「児童養護施設入所措置の再度の更新が認容された事例」『民商法雑誌』142巻2号（2010年）113 - 114頁も参照）。

【判例5】児童養護施設への入所措置承認審判に基づく措置が採られている児童について、児童養護施設入所措置の期間更新の承認申立てを却下した事例（秋田家裁審判平成21年3月24日、平成20年（家）114号、家裁月報62巻7号79頁）

本件は、児童相談所長が、家庭裁判所による入所措置承認審判を受けて児童養護施設に入所中の児童（1997年生、男児）について、同措置の期間更新を求めた事件である。2005年に、単独親権者である実母が「子供を殺してしまいそう。」などと言って児童相談所に相談し、児童は一時保護された。同年、母と児童は、母子生活支援施設に入所したが、母が児童の盗癖や虚言癖等を理由に、児童を居室から追い出して入室を拒んだり、執拗に児童を責めるなどしたために、2006年に、児童は再び一時保護され、秋田家裁大館支部によって児童の児童養護施設入所措置が承認された。その後、母は、児童との面会に児童相談所の担当者らが立ち会うことに不満を述べたり、児童相談所の担当者や施設職員らの児童や母への対応に不満を述べ、批判したりしていた一方で、担当者に対して、児童と一日も早く同居するためには何をすればよいかを質問し、虐待を認め児童に謝罪すること、施設を信頼することとの担当者の説明を受け入れ、児童に謝罪するなどし、さらに、児童の心理状況や児童相談所との今後の関わり方のあり方について質問したりした。また、母は、児童のために居室を用意することが可能な状況にあり、経済的・精神的にも安定していること、児童への対応方法について、愛情に基づくものであったが、行きすぎた点があり、児童からすればつらかったと思う旨述べ、今後も児童の養育に関して青森県の児童相談所の継続的な指導を受けるほか、職場の関係や児童の祖母に相談していく意向を明らかにしていることなどが、裁判所によって認定されている。

本審判は、児童の問題行動に一定の改善が見られること、母は、児童相談所や施設に対して批判的な言動をしながらも、①自らの児童に対する対応の仕方に行きすぎた部分があったこと、これを改める必要性、児童の養育方法について児童相談所等の関係機関の関与を受け入れる必要性を各認識していること、②母が児童のための居室を準備し、経済的にも児童を受け入れることが可能な状況にあること、③児童が母との同居を強く望んでいることを認めた上で、これらの事情からすれば、原審判に基づく措置を継続しなければ母が児童を虐待し、著しくその監護を怠るなどして著しく児童の福祉を害すると認めることはできないとして、申立てを却下した。

先にも指摘したように、児童福祉法28条事件の公表例の特徴として、却下例の公表が極めて少ないことが挙げられるが、本件は、単に申立てが却下されただけではなく、2004年の児童福祉法改正によって追加された、家庭裁判所の審判による施設入所措置等の期間更新（児童福祉法28条2項）に関する初めての却下公表例である点でも注目されるものである。本件では、原審判以降の児童及び母の状況に一定の改善があり、措置を解除しても母による児童の福祉侵害の可能性がないことが重視されたものと考えられる。その一方で、本審判には不明確な点が多いことも指摘しなければならない。

まず、母と児童との間では、2007年より、概ね1か月から3か月の間に1度程度の頻度で、面会や外出・外泊が行われていたのに対して、2008年以降は、児童相談所によって母と児童との面会等が禁止されているが、そもそもどのような理由から面会等の禁止に至ったのかが明らかではない。また、今後は児童相談所の継続的な指導に従う旨述べると、母の態度に一定の変化があることが認められるが、母の児童相談所等に対する否定的な態度も窺われるし、母が今後指導に従うと述べているのは本件の申立てを行った児童相談所とは異なる青森県の児童相談所であることも考え併せると、これまで事件を担当してきた児童相談所と母との間に信頼関係が築かれてきたとは必ずしも言えないように思われるのである。いずれにしても、却下が確定した本件審判については、今後、青森県の児童相談所による母子への継続的な関わり合いが重要になるだろう。

【判例6】 2名の児童の児童養護施設等への入所措置承認申立てを却下した原判決を取り消して、児童を乳児院及び児童養護施設にそれぞれ入所させる措置を承認した事例（大阪高裁決定平成21年9月7日、平成21年（ラ）488号、家裁月報62巻7号61頁）

本件は、児童相談所長が、一時保護中の2名の女兒について、児童養護施設等への入所措置の承認等を求めた事件である。A（2002年生）は、2004年に、B（2006年生）は、2008年に、それぞれ父によって認知された。父母は、AB及び母と前夫との間に生まれたE（1999年生）と共に2004年ごろから同居しており、2008年に婚姻した。Aは、超未熟児として出生したため、生後8ヶ月まで入院生活を送り、2003年に乳児院に同意入所となり、2005年に児童養護施設に措置変更となった。同年に、親権者である母がAの引き取りを要求し、児童相談所長は、父によるEに対する性的虐待を疑っていたことなどから、母の要求に躊躇を覚えたが、父とAを夜2人にしないこと等を母に約束させ、引き取り要求に応じた。2006年に、Aは、父から性的虐待を受けている疑いが生じたことから、一時保護され、同年、児童相談所長によって28条審判の申立てがなされたが、母が施設入所に同意したため、申立ては取り下げられた。Bは、超未熟児として出生し、出生後病院から引き取られることなく、母の同意によって、2007年に乳児院に入所した。父は、2006年に、Aらの異父姉Eに対する強制わいせつ事件などで起訴され、さらに、Aに対する強制わいせつ致傷事件で追起訴された。父はいずれの事件についても犯行を否認したが、2008年に大阪地裁堺支部は、Eに対する2度にわたる強制わいせつなどについては有罪とし、Aに対する強制わいせつ致傷については無罪とし、懲役3年、執行猶予5年の判決を言い渡した（父は、大阪高裁に控訴、最高裁に上告したが、いずれも棄却され、有罪判決が確定している）。Aに対する事件の無罪判決が出たのを受け、父母が、2008年に、児童相談所長に抗議文を送り、ABの引き取りを主張したため、児童相談所長は、ABについて一時保護に切り替えた上で、Aの児童養護施設入所措置とBの乳児院又は児童養護施設入所措置をそれぞれ承認することを申し立てた。なお、Eについては、2005年に児童相談所長によって28条審判の申立てがなされていたが、親権者が母から母の前夫に変更されたために、申立てが取り下げられている。原審（大阪家裁岸和田支部審判平成21年4月3日・家裁月報62巻7号68頁）は、父によるAに対する性的虐待があったとまでは認定できないこと、ABが父の実子であり、母が子どもを守る旨

の決意を示しているという事情から、今後 AB について性的虐待が行われる恐れが、児童相談所長の主張するほどは大きくないことなどを認めた上で、「・・・確かに、親権者父による A、B に対する性的虐待が今後起こる恐れを全く否定することはできず、親権者父母の監護能力には不安がないわけではない。しかしながら、性的虐待の恐れは申立人の主張するほど大きくないこと、親権者父母の監護意欲は低くないこと、経済的状况には問題がないことなどに照らせば、性的被害の回復困難性などその他申立人が主張する事情を考慮しても、本件においては、保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合に当たるとまでは認められないというべきである」として、申立てを却下した。これに対して、児童相談所長が抗告したのが本件である。

大阪高裁は、原審の認定した事実関係を一部訂正した上で、父母の監護能力及び監護者としての適格性に疑問があること、育児の主体となることが予想される母の健康面に不安があること、父による性虐待の危険性について、父が執行猶予中であることを考慮しても、母だけで AB が性的虐待の被害に遭うことを防止できるかについては疑問があり、ある程度の期間、児童相談所長によって父母に対する適切な指導を実施する必要があることなどから、「・・・事件本人らを直ちに親権者父母の監護に服させるのでは事件本人らの福祉を著しく害するおそれがあるというべきであり、親権者父母が事件本人らを監護教育するに先立ち、1年程度の準備期間が必要であると認められる。したがって、かかる準備期間を確保するため、抗告人が事件本人らを児童養護施設等に入所させることを承認するのが相当である」として、原審判を取り消し、A については児童養護施設への入所措置を、B については乳児院又は児童養護施設への入所措置をそれぞれ承認した。

父が児童の異父姉に対する性的虐待行為で有罪判決を受ける一方で、実子である児童に対する性的虐待については無罪判決を言い渡されているという事情がある点、そして、原審と高裁の判断が分かれた点に本件の特徴がある。原審では、父による A に対する性的虐待の有無については、刑事事件で無罪判決が出されていること等からこれを認めず、さらに、父による性的虐待の恐れについては、AB に対する性的虐待が今後起こる恐れを全く否定することはできないとしつつも、児童相談所長が主張するほどには大きくないなどと評価されている。これに対して、高裁は、性的虐待行為の有無については明言していないが、その危険性について、母だけで AB が性的虐待の被害に遭うことを防止できるかについて疑問があると述べている。さらに、父母の監護能力についても、原審は、監護能力に不安がないわけではないとしつつも、父母の監護意欲が低くないと評価したのに対し、高裁は、母に健康面で不安があることなどから、父母が直ちに AB を引き取ることが可能な状況にないと評価している。このように、本件では、事実評価について、原審と高裁との間に相違が認められ、これが、原審と高裁の判断が分かれた理由であるといえるだろう。なお、高裁が、父母が AB を監護するために1年程度の準備期間を確保するために、施設入所を承認すべきであると述べている点は、これまでの裁判例に見られなかった特徴であると考えられる。

【判例7】 実母の「代理によるミュンヒハウゼン症候群」が疑われる児童について、児童養護施設への入所措置が承認された事例（熊本家裁審判平成21年8月7日、平成21年（家）323号、家裁月

本件は、児童相談所長が、児童について、児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件である。2005年に出生した児童は、未熟児であったため、2ヶ月間入院したが、同年中には既に、病院と警察署から、それぞれ実母の養育能力の問題やネグレクトを理由として通告がなされている。2006年、児童は、実母の精神薬を服用したため、ベンゾジアゼピン系及びバルビツール系の中毒を起こし、緊急入院した。後日、実母の精神不安定のために、児童は一時保護されたが、その後も、実母の体調不良のために、一時保護や施設入所措置が繰り返された。2009年、児童について「立てない、歩けない、呂律が回らない等の症状」があり、尿検査の結果、薬物反応（ベンゾジアゼピン中毒）が出たことなどから、「薬物を故意に服用させた疑い。代理ミュンヒハウゼン症候群の疑いもあり」として、病院から虐待通告がなされた（同日、警察署からも、同趣旨の理由で虐待通告がなされている）。退院と同時に、児童は一時保護された。児童相談所長は、児童が、これまでの2回にわたり、実母の服用していた精神薬を誤飲もしくは実母による投与により服薬し、救急車で搬送されていること、主治医の所見では、実母の代理ミュンヒハウゼン症候群の疑いがあり、仮に故意の投薬でないとしても、薬の管理についての監護能力が疑われること等を理由として、本件申立てを行った。なお、実母は、児童の2回の薬物服用について、いずれも故意による薬の投与ではなく、児童の誤飲である旨述べている。

裁判所は、実母に処方されていた薬の中に、薬物反応（ベンゾジアゼピン中毒）を引き起こす精神薬が含まれていることを認定した上で、本件誤飲が実母の故意による服薬によるものかどうかについて、2009年に医師が作成した診療情報提供書中に「本件誤飲について『入院前は症状が徐々に悪化したことを考えると、単回投与ではなく、継続的に内服していた可能性も考えるべきでしょうか?』との記載」があること、同年作成の心理診断書中に「本件誤飲の薬について（事件本人が）『あーんってしたらママが飲ませた』と話している旨の記載」があることから、「本件誤飲は実母の故意による服薬によるものではないかが疑われる」としつつも、実母が故意に薬を飲ませたようなことはない旨述べていること、児童は誤飲当時4歳であり、その発言をうのみにすることが躊躇されること、実母が代理によるミュンヒハウゼン症候群であることを裏付ける具体的資料がないことから、「結局、実母が故意による服薬をさせたことを否定する以上、他に証拠がない本件では、本件誤飲が実母による故意による服薬とすることは困難である」と述べた。その上で、裁判所は、児童の入所を承認するかどうかについて、実母の体調不良のためしばしば、児童が児童養護施設などに一時保護され、実母の体調不良が児童の養育に支障を来していること、実母の薬物管理には問題があることから、これが「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」に当たるとし、さらに実母の提出した反論書面に対しても、「実母が薬物管理の不十分さを率直に反省し、現在薬物の保管を厳重にし、自宅を整理整頓していることは評価できるが、薬物事故は今回で二度目であり、実母が今後薬物保管を厳重にし、自宅内を整理整頓するという意思の表明だけでは薬物事故が事件本人に生命健康に重大な危険を及ぼす可能性があること、事件本人が満4歳という幼少であって薬物事故に対し無防備であることなどを総合考慮すると、実母の上記反論の中で事件本人と実母を離すことで生じる問題点や心配、懸念といったことを考慮しても、事件本人を危険な状況においたままにすることは相当でない」と述

べ、結論として、児童の福祉のために、児童を施設に入所させるのが相当であるとして、申立てを認容した。なお、本件の抗告審（福岡高裁決定平成21年10月15日・家裁月報62巻7号93頁）も、本件審判の判断を支持し、抗告を棄却している。

児童福祉法28条審判事件で、いわゆる「代理によるミュンヒハウゼン症候群（MSBP）」が疑われた公表例は、宮崎家裁都城支部審判平成12年11月15日（家裁月報54巻4号74頁）、札幌高裁決定平成15年1月22日（原審：釧路家裁北見支部審判平成14年5月31日）（家裁月報55巻7号68頁）に続き、本件が3件目であると考えられるが、いずれの裁判例にも共通するのは、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」を理由としてではなく、実母の監護状況や実父母の養育態度が不適切であること等を理由として、児童養護施設への入所措置が承認されていることである。これまでの裁判例においても現れているように、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」に該当するか否かの認定が容易ではないことに鑑みれば、少なくとも現状の28条審判事件を前提に考える限りにおいては、「代理によるミュンヒハウゼン症候群」の認定に固執することよりも、その可能性をも含めた児童の福祉侵害を認定することの方が重要であるだろう。この点で、実母による故意の投棄を認めない一方で、実母の体調不良が児童の養育に支障をきたしていること、実母の薬物の管理に問題があることを重視し、児童養護施設への入所措置を承認した本件裁判所の判断は、正当であったように思われる。

（阿部純一）

2 刑事法分野

【判例8】交際相手が被告人の二男（当時3歳）に対して加えた暴行につき、阻止せずに容認していたと認められることを理由に、不作為の幫助犯にとどまらず不作為の正犯にあたと認めた事例（東京高裁判決平成20年6月11日、平成19年（う）第449号、判タ1291号306頁、刑事判例リスト8）

本件は、長男と二男の3人で生活していた被告人が、二男の態度に怒り、二男に対して暴行を加え、さらにしばらく後に二男を下半身裸のまま屋外に約1時間放り出したが、その後に来訪した交際相手の男性と共謀したうえで、交際相手が二男に対して頭部を床に打ち付けるなどの暴行を加えて死に至らしめたという傷害致死の事案である。

本件において、第1審は被告人の単独犯行を認定したのに対し、本判決は、交際相手との共謀による共同犯行を認定して、原判決を破棄自判している。しかしながら、判示によれば、暴行を加えたのが被告人でなく交際相手であるという認定のもとで、交際相手による「暴行につきこれを阻止することなく、容認していたと認められるから、被告人の責任は、幫助犯に止まるものではなく、不作為の正犯者のそれに当たる」という。

もっとも、この判示については、刑法理論との関係で2つの問題を指摘できる。第1に、作為の正犯者に対する不作為の関与形態が幫助犯にとどまらず正犯となったことに関して、本判決は幫助犯と正犯をどのように区別したうえで本件の被告人が正犯であると認定したのかである。これまでの裁判例が幫助犯を認定したのと違って、本判決が先行行為を強調していることは、注目に値する。すなわち、本件においては被告人が交際相手の来訪に先立って虐待行為をおこなっていたが、本判決は、「先

行行為としてこれだけの暴行等を加えた者については、その暴行により被害者に生じた具体的危険な状況を自ら解消すべき義務があるから、他の者によるさらなる暴行を積極的に阻止すべき義務がある」と述べ、これを「不作為の正犯者……に当たる」ことの根拠とするようである。第2に、交際相手「の作為犯と被告人の不作為犯との共同意思の連絡、すなわち共謀があったと認め」たことの意味についてである。さしあたって、本件は、ネグレクトの一形態として不作為の保護責任者遺棄致死や殺人を共同しておこなったという事例、あるいは、虐待行為に対して不作為犯の同時犯になるという事例とは、明確に区別される。そのうえで、本判決は、共犯関係について共同正犯であると認定したようであるが、致死に至る暴行の前に、顔は殴らないから大丈夫といった交際相手の言葉に対して被告人が了解の意を示した時点で、交際相手との間には共謀が成立したというのであるから、共謀があったのならば、わざわざ不作為の正犯という関与形態を認定せずに、単純に、実行行為に加担しなかった共謀共同正犯として処理すれば足りたようにも思われる（判示に対しては、傷害の限度で共同の意思が認められるのにとどまるという読み方も可能なのかもしれない）。

これら2つの問題は、今後の刑事裁判における認定に大きく影響するような論点をはらんでおり、そこに本判決の意義を見出すことができる。

〔判例評釈〕

中森喜彦 近畿大学法科大学院論集7号125頁

【判例9】養父が児童をして自己を相手に性交させた行為が児童福祉法34条1項6号にいう「児童に淫行をさせる行為」に該当するとされた事例（東京高裁判決平成22年8月3日、平成22年（う）第317号、裁判所HP、刑事判例リスト24）

本判決が「罪となるべき事実」として挙示したのは、「被告人は、平成20年5月中旬ころ、養女であるB（……当時15歳）が満18歳に満たない児童であることを知りながら、養父の立場を利用して、神奈川県……の被告人方居宅内において、被害児童をして被告人を相手に性交させ、もって、児童に淫行をさせる行為をした」というものである。

これは、原判決が被害児に対して事実上の影響力を及ぼした結果として淫行をさせたものと判示せずに児童淫行罪を認定したという点に理由不備の違法があると認め、破棄自判して認定した事実である。

本判決の処理には、児童淫行罪の解釈上の問題が影響しているように思われる。すなわち、第1に、児童福祉法34条1項6号によって禁止される「児童に淫行をさせる行為」の意義について、東京高裁判決平成8年10月30日・高刑集49巻3号434頁は、「淫行の相手方が行為者以外の第三者であるか、それとも行為者自身であるかは、児童の心身に与える有害性という点で、本質的な差異をもたらすべき事項とは考えられない。……以上の次第で、同号にいう『児童に淫行をさせる行為』とは、行為者が児童をして第三者と淫行をさせる行為のみならず、行為者が児童をして行為者自身と淫行をさせる行為をも含むものと解するのが相当である」という判断を示していたが、このような解釈は、最高裁判決平成10年11月2日・刑集52巻8号505頁によって支持されたため、判例として認められ

たものと理解されており、本判決も先例にしたがった判断を下している。

もっとも、この解釈は、いわゆる青少年保護育成条例などに規定された淫行処罰規定との区別が不明確になりかねないという問題をはらんでいるため、前掲の東京高裁は、第2に、第三者と淫行させた行為に関する従来判例にならって、事実上の影響力を及ぼして児童による淫行を原因・助長することが少なくとも必要であるとの解釈も加えたのである。

第2の解釈は、法定刑が最高で懲役10年と重いことを根拠として、処罰の範囲を事実上の影響力のもとで児童に「させる」行為に限定したというものであるが、それだけに、とりわけ自己を相手とする場合であれば、処罰の対象に包摂することの合理性を確保するために、事実上の影響力の行使を厳密に認定しなければならないであろう。にもかかわらず、本判決の原審が理由を十分に摘示しなかったことは、批判されてしかるべきように思われる。

付言すべきなのは、本判決と同じ理由で原審を破棄自判した裁判例が過去にも存在するという点である（名古屋高裁判決平成20年4月30日・公刊物未搭載）。もとより、児童福祉法34条1項6号の文言から第1の解釈を導くことには無理があると批判されてきたが、解釈論上の疑念と構成要件の不安定さを前にして、立法上の解決を模索する余地もあるように思われる。

（岩下雅充）

3 行政法分野

【判例10】児童福祉法28条1項1号に基づく家庭裁判所の承認の審判を得て同法27条1項3号に基づき児童相談所長がした児童福祉施設への入所措置決定に対して提起された取消訴訟が棄却された事例（東京地裁判決平成20年7月11日、平成19年（行ウ）第745号、児童福祉施設入所措置決定取消請求事件）

本件は、児童相談所長が、児童虐待の疑いの通告を受けた児童について、児童福祉法28条1項1号に基づく家庭裁判所の承認の審判を得た上、同法27条1項3号に基づく児童福祉施設への入所措置決定をしたところ、当該児童の親権者が同決定の取消しを求めて抗告訴訟（行政訴訟）を提起した事案である。原告は、主に①本件承認審判による虐待の事実認定の違法、②本件承認審判の手続的違法（憲法31条の適正手続の保障を侵害）、③本件入所措置決定において本件児童の入所施設名を開示していないことの手続的違法を主張した。

本判決は、本件承認審判に基因する本件入所措置決定の違法性（①②）につき、28条1項をはじめとする児童福祉法の定めに加え、「親権者等の手続保障として、審判手続中の意見聴取の機会に加え、承認の審判に対する即時抗告の権利が付与されている（特別家事審判規則19条1項、20条2項）」と指摘した上で、以下のような判断を示した。「施設入所等の措置及びその承認の審判の手続構造、施設入所等の措置の当否に関する認定・判断を家庭裁判所の専権にゆだねた制度の趣旨等によれば、〔1〕児童福祉法28条1項所定の要件の有無（虐待の事実など児童の福祉を害する事情の有無）、当該措置の相当性といった承認の実体要件のみならず、〔2〕審判の手続要件を含め、当該審判手続及びその上訴審手続で争うことができる事由については、児童福祉法及び関連法令上、専ら当該審判

手続及びその上訴審手続において争うことが予定されており、承認の審判に対する事実誤認・判断不当、審理不尽・手続違背等の実体上又は手続上の不服についても、憲法違反の不服を含め、すべて抗告、特別抗告、許可抗告の上訴審手続の中で争うべき事柄であって、抗告棄却の決定を経るなどして承認の審判が有効に確定した以上、親権者等は、後行の手続において、これらの不服を主張して確定審判の適法性を争うことはできず、また、上記〔1〕の実体要件について、確定審判の基準時以前の事情に基づき確定審判の認定・判断に反する主張をしてこれを争うことはできないと解するのが相当である。」

もっとも、本判決は、「児童福祉法において、承認の審判を得た上で行われる児童福祉施設への入所措置決定につき、行政不服審査法の審査請求に関する規定の適用を除外する規定が設けられていないこと」を理由に当該入所措置決定に対する取消を求める抗告訴訟を提起しうることを認めるが、「既に承認の審判が有効に確定し、その承認に係る施設への入所の措置が採られている場合には、「当該抗告訴訟において争い得るのは、裁判権の欠如等による審判の無効、確定審判の基準時後（入所措置決定前）の事情変更による上記〔1〕の実体要件の欠如等の事由に限られるものと解される」とした。

本判決は、本件入所措置決定自体の手続的違法性（③）についても、入所施設名の告知がなされなかったとしても違法ではないとし、結局請求を棄却した。

児童福祉法 28 条 1 項の手続を経てなされる児童福祉施設への入所措置決定をめぐっては、決定に先行する家庭裁判所の承認審判と決定に対する取消訴訟との関係が問題となるが、本判決は、取消訴訟（抗告訴訟）において確定審判の適法性、及び審判の認定・判断したところを争うことはできないとの判断を示した点で注目される。承認審判の範囲内で家庭裁判所の最終的判断権を認めたのである。

もっとも本判決においては抗告訴訟の提起自体が許されないとされたわけではなく、請求棄却判決である点には注意が必要である。この点は、家庭裁判所の承認審判が、裁判所の審査とはいえ、行政による入所措置決定に先行する事前手続の一環、すなわち憲法 31 条の「適正手続の保障」に基づくものであり、憲法 32 条の「裁判を受ける権利」に基づく抗告訴訟とは区別されることによって説明されるところである。

しかし、そうすると承認審判の存在によって抗告訴訟の審査範囲が限定される点は、憲法 32 条の観点からみて吟味が必要であるように思われるが、本判決は、審査請求に関する規定のあり方を理由に抗告訴訟の提起を認めている点にもみられるように、そのような視点を持ち合わせていないようにみえる。

【施設内虐待についての判例】

【判例 11】 都道府県による児童福祉法 27 条 1 項 3 号の措置に基づき社会福祉法人の設置運営する児童養護施設に入所した児童に対する施設の長及び職員の養育監護行為につき、県及び社会福祉法人の損害賠償責任が問題となった事例（最高裁判決平成 19 年 1 月 25 日、平成 17 年（受）第 2335 号、第 2336 号、損害賠償請求事件、民集 61 卷 1 号 1 頁）

本件は、被告県による児童福祉法 27 条 1 項 3 号に基づく入所措置により、被告社会福祉法人が設

置運営する児童養護施設に入所した原告が、他の児童らから暴行を受けて被った損害につき、同施設職員が加害児童を保護監督すべき注意義務を懈怠したとして、被告県に対し、施設長及び職員による入所児童の養育監護行為は県の公権力の行使に当たるという理由で国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めるとともに、被告社会福祉法人に対し、民法715条の使用責任に基づく損害賠償を求めて出訴した事案である。

第一審（名古屋地判平成16年11月12日）は、職員の過失を認めた上で、県の責任につき原告の請求を認容したが、社会福祉法人については、国賠法上の「公務員」に該当する職員個人が責任を負わないことを理由に使用者責任を否定して原告の請求を棄却した。

これに対し、控訴審（名古屋高判平成17年9月29日）は、県の責任につき原告の請求を認容するとともに、社会福祉法人についても、「公務員」個人が責任を負わないとしても、行為の違法性が消滅するものではないから、使用者の不法行為責任まで排除するものではないとして原告の請求を認容した。

最高裁は、県の責任につき、児童福祉法は「保護者による児童の養育監護について、国又は地方公共団体が後見的な責任を負うことを前提に、要保護児童に対して都道府県が有する権限及び責務を具体的に規定する一方で、児童養護施設の長が入所児童に対して監護、教育及び懲戒に関しその児童の福祉のため必要な措置を採ることを認めている」とした上で、27条「3号措置に基づき児童養護施設に入所した児童に対する関係では、入所後の施設における養育監護は本来都道府県が行うべき事務であり、このような児童の養育監護に当たる児童養護施設の長は、3号措置に伴い、本来都道府県が有する公的な権限を委譲されてこれを都道府県のために行行使するものと解される」との判断を示し、「職員等による養育監護行為は、都道府県の公権力の行使」に当たるとして原告の請求を認めた。

一方、社会福祉法人の責任については、国家賠償法1条1項により公務員個人が民事上の損害賠償責任を負わないことを理由に、国又は公共団体以外の者の被用者が第三者に損害を加えた場合であっても、国又は公共団体が国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を負う場合には、被用者個人が損害賠償責任を負わないのみならず、使用者も民法715条に基づく損害賠償責任を負わないとした。

県のみが賠償責任を負い、社会福祉法人は被害者に対して賠償責任を負わないとする本判決は、児童養護の実務に対し大きな影響を及ぼすものであり、また、本判決を受けて、以下のような下級審判決が下されるに到っている。

【判例12】千葉地裁判決平成19年12月20日（平成12（ワ）544号、損害賠償請求事件）

本件は、児童福祉法（平成9年法律第74号による改正前のもの）27条1項3号の措置に基づき社会福祉法人の設置する養護施設に入所した児童に対して同養護施設の長が行った暴行により被った損害につき賠償請求がなされた事案である。本判決は、当該行為が児童福祉施設の長の正当な懲戒権行使の範囲内とはいえ、不法行為を構成し、同養護施設の長の養育監護行為が県の公権力の行使に当たる公務員の職務行為であるとして、その不法行為につき県に国家賠償法1条1項に基づく損害賠償責任を認める一方で、暴行を行った施設の長、及び社会福祉法人に対する損害賠償請求は棄却した。

本判決の控訴審（東京高判平成 21 年 2 月 26 日）も、県の安全配慮義務違反の主張が認められなかったほか、基本的に同趣旨であり、最終的に最高裁決定平成 22 年 11 月 5 日において上告棄却、不受理の決定がなされた。

なお、同事件については、県が社会福祉法人に対し支弁した施設の長の人件費相当額の損害賠償を県知事に求める住民訴訟（平成 14 年地方自治法改正前のもの）が提起されており、平成 12 年に請求棄却判決が下されているが、同判決は、施設の長による虐待の事実を認め、県知事が社会福祉法人に対して改善勧告をしなかったことを違法と認定した。

（横田光平）

IV 主要文献・調査解説

1 児童福祉法分野

【文献1】馳浩『ねじれ国会方程式—児童虐待防止法改正の舞台裏—』（北國新聞社、2008年）

2007年の児童虐待防止法改正は議員立法として行われた。その過程でチャイルドライン支援議員連盟を母体とする「児童虐待防止法見直し勉強会」が作られた。本書はその座長となった馳浩衆議院議員によるものである。序章では、児童虐待の実状を踏まえて、改正をめぐる議論の状況が改正に直接携わった立場から述べられている。第2章は、本改正の4人の主要メンバーによる座談会であり、省庁を巻き込んだ超党派による議論の経過が語られている。とくに強制立入制度をめぐる警察、裁判所、法務省、厚労省とのやり取りは興味深く、議員立法による法改正のプロセスを知る上でも参考になる。そのほか、資料として同改正法に関する議事録、逐条解説、論点整理なども付されており、2007年児童虐待防止法改正の舞台裏を知るうえで、欠かせない資料である。

【文献2】菊澤信夫「児童虐待防止法等の改正及び児童虐待防止に向けた取組について」『警察学論集』60巻10号（2007年10月）153－185頁

本稿は、警察の立場から、児童虐待の検挙件数等、児童虐待を取り巻く状況を概観し、2007年の児童虐待防止法および児童福祉法改正の内容、これら法律の施行に向けた取組み・課題等、今後とるべき児童虐待防止対策を解説するものである。とくに、警察がかかわるべき臨検捜索、接近禁止、立入拒否罪についてはその取組みの課題が詳細に述べられ、警察と連携する児童相談所等の関係機関にとっても有益な資料である。

臨検捜索については、児童相談所職員が令状請求手続に慣れておらず、具体的にどのような形で手続を進めていくかを十分に検討する必要があることを強調する。立入拒否罪については、親告罪とされてはいないものの、「事実上児童相談所職員の告発を受け、または処罰する旨の意思確認をした上で現行犯として検挙することになるが、そのためには、実際に児童相談所職員が保護者に対して立入拒否罪の適用を明確に伝えるなど、毅然とした態度で対応する必要がある。」と現実の運用方法を示すとともに、立入拒否罪の適用は、拒否の態様がきわめて悪質な場合など限定的に行われるべきであるとして、制度の趣旨にかんがみた運用の指針が示されている。立法時に議論された臨検捜索と立入拒否罪の関係や、これまで適用の例のない立入拒否罪の運用方法が警察の立場から解説されるなど、興味深い解説が行われている。

【文献3】松村徹＝田中寛明「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）の概要及び特別家事審判規則の一部を改正する規則（平成20年最高裁判所規則第1号）の解説」『家庭裁判月報』60巻7号（2008年7月）43－75頁

家庭裁判所の立場から、2007年児童虐待防止法および児童福祉法改正について、主として家庭裁判所の実務にも関連する部分の概要を紹介し、あわせて同年に改正された特別家事審判規則の趣旨お

よび内容を解説するものである。家庭裁判所の立場からこれらの改正法・規則を運用するに際しての解釈論が詳細に論じられており、家庭裁判所関係者のみならず児童相談所関係者、弁護士等、児童虐待の法律実務に携わる者にとって有益な資料である。たとえば、臨検搜索制度については、「立入調査を実施しようとしてもなお、頑なに立ち入りが拒否されるようなケースについて、例外的に実施されることが想定されている」として同制度の位置づけが示され、立入拒否罪による「威嚇、刑事搜索の実施によって従前よりも立入調査の実効があがることが期待されている」など、臨検搜索制度と立入拒否罪の関係から、立入調査制度全体の運用が論じられるなど詳細な検討がなされており、興味深い。また、臨検搜索制度に関しては、その手続の煩雑さが指摘され、柔軟に運用しがたいとの批判もあるが、本解説では、対象となるケースの性質から、「緊急性の高い事件として、即時、請求の当否を審査し、直ちに許可状発布または不発布（請求却下）の判断をする必要がある。」と述べ、家庭裁判所として迅速に対応すべきことを示唆しており、同制度の趣旨に沿った運用がなされるよう記述されている。児童虐待事件にかかわる分野において、こうした認識が共有され、さらに適切に被虐待児の安全確認、保護、立入調査がなされることが期待される。

【文献4】平湯真人「[特別寄稿] 児童虐待防止法・児童福祉法の改正について」『子どもの虐待とネグレクト』9巻2号（2007年）179－183頁

2007年児童虐待防止法および児童福祉法改正は強制的な方向に傾いたとの印象をもたれがちであるが、実際には同改正はこれまでの介入や親の行動制限の分野での不備を補強したものであり、親への働きかけの中心が非権力的な方法である点は変わっていないとしている。その上で、改正法の概要を説明し、残された課題として親権制限があり、また改正法附則で示された社会的養護の充実のための方策の検討を挙げている。その他、附則には掲げられていない課題として、虐待の予防と親支援のための施策があるとし、改正法による公的介入にはさまざまな人的資源の充実が必要であることを強調する。

【文献5】「特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設」『児童養護』38巻1号（2007年）17－27頁

2007年の児童虐待防止法の改正および児童相談所運営指針の改正を児童養護施設がどう受け止めるかを議論するために組まれた特集。基調論文は才村純「児童虐待防止法制度の改正の意義と課題」であり、続いて児童相談所からは、児童相談所の現状から見た法改正の評価と課題が、児童養護施設からは、司法関与が児童相談所を最前線にして行われると親と対立的になり、施設の回転率を下げる結果となるとのジレンマが指摘されている。

【文献6】才村純「児童虐待防止法改正の意義と課題」『精神科看護』35巻7号（2008年7月）17－21頁

本論文は、強制立入制度の創設により立入調査の実効性が確保されたこと、接近禁止命令制度によ

り子どもの強引な引取り防止が可能になったこと、知事勧告に従わない親への対応措置が明示されたことを評価する。しかし、児童相談所の権限の一極集中により、保護者と児童相談所が熾烈な対立関係に陥りかねないことを懸念し、司法機関によるケア受講命令制度の導入を提案する。児童虐待防止対策の課題としては、パーマネンシー保障のための社会的養護体制の改革、家族再統合援助の充実、児童相談所、市町村、児童福祉施設の体制整備の必要性を主張する。とくに市町村による虐待ケースのスクリーニングには高度の専門性を必要とすることから、市町村相談員の任用にあたっては児童福祉司と同様の資格が必要であるが、現実にはそうした資格を有する者は8%に過ぎないことを指摘する。

【文献7】西澤哲「子ども虐待の『今』（第2回） 子ども虐待をめぐる社会の動向」『子どもの虐待とネグレクト』9巻3号（2007年）351－356頁

児童虐待をめぐる社会的動向として、2007年の児童虐待防止法および児童福祉法改正、虐待死亡事例検証委員会による調査、社会的養護の見直し、施設内虐待を取り上げる。法改正については、今回の改正により、児童相談所の役割が子どもの保護、家族への介入であることがより明確になり、これによって家族や保護者への支援的機能を果たすことが困難になるとの危惧を示す。こうした事態からすれば、戦後60年を経た児童福祉法にピリオドを打ち、児童虐待が中心になっているわが国の子ども家庭福祉の現状を正面から見据えて、子ども家庭福祉の理念に即した法制度体制を再整備することが急務であると述べる。

【文献8】岩井宜子「児童虐待防止法改正の意義と課題」『刑事法ジャーナル』10号（2008年）87－91頁

2000年の児童虐待防止法成立から2007年5月の児童虐待防止法・児童福祉法改正に至るまでを概観し、2007年改正法の内容を紹介し、その評価と課題を述べる。立入調査制度の創設については、児童相談所が関与しつつも救済されなかったケースが多い点を反省し、対応体制の強化が図られた点の評価する。しかし、臨検捜索に至る手続が緊急を要するときに対応できるかの懸念はあるものの、憲法35条の住居の平穏の保障を打ち破る行為にあたるので、やむを得ないとする。将来的には、ファミリーバイオレンスへの総合的取組みを図る体制作りの模索の必要性を指摘する。

【文献9】「特集 改正児童虐待防止法施行に向けて」『アディクションと家族』24巻4号（2008年2月）286－326頁

【文献10】斎藤学「特集にあたって—児童虐待における福祉的保護主義の限界—（特集 改正児童虐待防止法施行に向けて）」『アディクションと家族』24巻4号（2008年2月）286－287頁

児童虐待を福祉的問題であると同時に司法問題、保健・医療問題としてとらえ、「被害者→加害者」の逆再演を阻止するための措置として、司法システムのもとに加害者に対する指導・教育・治療をし、加害者がこれを拒否する場合には、刑法の対象とするとの「司法化」、「強制治療」の方向を提案する。

二度の大きな改正により、児童虐待防止法の法制度は、司法関与を強化し、家庭への公的介入を強化してきたが、さらなる司法関与の強化を提案するものであり、興味深い。

【文献 11】 岩城正光「児童虐待防止法の改正と今後の課題について（特集 改正児童虐待防止法施行に向けて）」『アディクションと家族』24 巻 4 号（2008 年 2 月）288 - 293 頁

2007 年の法改正後の課題として、18 - 19 歳の未成年者への公的支援対策、児童虐待防止民間団体との公私の役割の明確化、より積極的な司法 - 警察 - 児童相談所の役割分担・連携を法制度に明記すべきことを主張し、児童虐待に対する権限を行政が独占していることに疑問を呈す。

【文献 12】 津崎哲郎「児童虐待における警察の関与と連携（特集 改正児童虐待防止法施行に向けて）」『アディクションと家族』24 巻 4 号（2008 年 2 月）294 - 300 頁

本論文は、児童虐待への初期介入段階での警察の積極的役割、親指導・改善の枠組みの設定による裁判所の役割強化を内容とする司法関与の強化を提案する。相談件数の増加、児童相談所への権限の一極集中、度重なる改正による児童相談所業務の拡大等から児童相談所の負担が大きくなっていること、児童相談所が介入と支援の相矛盾する機能を果たさざるをえないこと、虐待親の特徴として虐待の自覚がなく、他者からの援助や改善のための関与を容易に受け入れないことなどの理由を挙げ、虐待対応における警察関与、親指導に対する裁判所関与の強化を提案する。また、日本子ども虐待防止学会制度検討委員会の調査からも、児童相談所の現場が警察に積極的役割を求めていることが明らかであるところから、警察の積極的初期活動に否定的な考え方に疑問を投げかけている。

【文献 13】 坪井節子=平川和子=斎藤学「座談会 児童虐待防止法をめぐって（特集 改正児童虐待防止法施行に向けて）」『アディクションと家族』24 巻 4 号（2008 年 2 月）313-326 頁

この座談会では、主に児童虐待に対する警察・裁判所の関与をテーマとして意見交換が行われている。DV 法では、その通告先として警察が規定されており、またその制定段階から警察・法務関係者がかかわっていたが、児童虐待防止法は児童福祉法の枠組みを基礎としているところから、警察とのかわりは大きくなかった。その理由として、坪井は「DV の場合は、…暴力に対しての保護命令で、かならず暴行罪か傷害罪が成立している」ために警察への抵抗感が薄いのではないかと推測する。これに対して、児童虐待では暴行脅迫が成り立たない場合があり、親を犯罪者とすることについて子どもにも抵抗がありそうだとする。とくに母子分離に警察が犯罪としてかかわるのはどうかと疑問を示している。斎藤は、警察だけの判断による拘束ではなく、裁判所の関与が必要であるとし、ダイバージョン制度の必要性を強調している。児童相談所のあり方としては、現在の児童相談所の職員数だけでは対応できないことでは認識が共通しているが、これを児童相談所職員の増員で対応するか、警察の介入する範囲を拡大するかでは意見は分かれる。児童相談所の現在の機能として、親のトリートメントまでできるかどうかについて斎藤は疑問を投げかけている。こうした児童相談所をサポートする役割を NPO が果たせるのではないかとこの点で、東京の「子どもの虐待防止センター」やシェルター

である「カリヨン」の活動が紹介されている。最後に、性虐待に関しては、子どもへの性虐待と成人女性への性暴力との連続性をあげ、子どもへの性暴力、性搾取、ポルノ禁止法等を統合した法律の制定が提案されている。

【文献 14】相澤仁「児童虐待の防止に向けて—改正児童虐待防止法の改正を中心にして—（共同研究 児童虐待防止に向けて）」『被害者学研究』18号（2008年3月）87—93頁

本論文は、法制度を含めた児童虐待防止対策の強化について、発生予防、早期発見・早期対応、保護・支援の各ステージ毎に概観し、今後の課題として、とくに人材確保の重要性を指摘する。これまで、児童福祉司や児童相談所長等の任用資格要件を改正してきたが、昨今の児童虐待では精神的問題を抱える親や発達上・資質上の課題をもつ子どもや複雑な家族関係をもつケースが少なくないことから、現在の資格要件を見直し、児童福祉司、児童指導員、児童自立支援専門員等を統合して、(仮称)児童福祉師という国家資格の創設を提唱する。また、児童福祉施設の質の向上を図るためには施設長の資格要件について児童福祉施設最低基準に規定すべきであるとする。初期介入場面での法制度の整備は徐々にではあるが進んできており、その担い手の確保と専門性の向上が求められている現在、注目すべき提案である（なお、児童福祉施設長の資格については、2011年の児童福祉施設最低基準の改正で新たに要件が明示された）。

【文献 15】岩井宜子「児童虐待防止に向けての法制度（共同研究 児童虐待防止に向けて）」『被害者学研究』18号（2008年3月）94—103頁

本論文は、児童虐待に対する各国の対応を、N. ギルバートの分類をもとに、児童保護を主眼として法的介入を強調する制度＝児童保護システム（アメリカ、カナダ、イギリス）と家族への援助を主眼として、治療的介入を強調する制度＝家族支援型システムに分け、通告の現状や通告制度の法定などを比較している。続いて、わが国の児童虐待防止法制度の歴史を1933年の「児童虐待防止法」から2007年の児童虐待防止法および児童福祉法改正までを概観し、今後の課題の一つとしDVと児童虐待を「ファミリーバイオレンス」として総合的取組みを図る体制作りの模索が必要であるとする。

【文献 16】才村純「改正児童虐待防止法の円滑な運用をめざして—保護者援助ガイドライン等の概要—（特集 児童虐待防止のために）」『こども未来』446号（2008年11月）7—9頁

保護者を援助する際のガイドラインおよび家庭復帰の適否を判断するためのチェックリストを作成する準備として全国の児童相談所を対象に保護者援助の実態調査が行われた。その結果、施設入所等の措置と併行して児童福祉司指導等が行われていた児童相談所が3割にすぎないこと、措置解除のためのチェックリストを作成している自治体は2割に満たないこと、措置解除されたケースでチェックリスト等のアセスメントツールが使われたのは措置解除事例全体の23%に止まっていること、措置解除されたケースの3分の1以上が措置後半年で家庭復帰していることが明らかになった。その結果、どの程度家族再統合がなされているのか、措置解除に際してどの程度適切なアセスメントがなされて

いるかといった疑問が生じ、保護者援助のあり方に関する標準的なガイドラインが策定された。このガイドラインには、家庭復帰の適否判断のためのチェックリストが示され、その運用の方法についても留意点が紹介されている。

【文献 17】 鈴木博人「児童虐待事例における一時保護制度と強制立入制度—日本法とドイツ法の比較法的考察—」『中央ロー・ジャーナル』 4 巻 3 号 (通号 13) (2007 年 12 月) 59 — 77 頁

本論文は、2007 年の児童虐待防止法および児童福祉法改正が、親の権利について十分に議論されることなく、親権制限が図られた点に疑問を呈し、一時保護および立入調査制度を中心に、ドイツ法との比較を通じて、親権制度のあり方を検討する。とくに、その後の民法の親権制度改正にあたっては、基本理論に立ち返って議論する必要があるとする。すなわち、わが国の一時保護制度には、親および子どもの同意は必要とされてはいないが、ドイツ法では法定保護者が一時保護に同意していないとき、少年局と保護者の意見が対立しているときには、常に家庭裁判所の判断を求めなければならないとされている。また、強制立入調査においても、ドイツ法においては親と少年局が対立するときには、民法上の親の配慮権制限に関する手続にのるため、親は裁判所に登場し、裁判官の審問を受けることになる。こうした違いの背景には、親権に関する理解、すなわちドイツでは親権が国家との関係では親の権利として捉えられ、基本法でこれを明文化していることがあるとする。たしかに親の権利が憲法で保障されていないわが国においても、こうした親権の本質的性格を踏まえ、今後の法改正においては親の権利の確保と子どもの福祉・権利確保のバランスを図った制度構築が行われるべきであるとの主張は、次の法改正に向けての有益な示唆となる。

【文献 18】 小林美智子＝松本伊智朗『子ども虐待 介入と支援のはざままで—「ケアする社会」の構築に向けて—』 (2007 年、明石書店)

本書は、2005 年 9 月に札幌市で開催された「日本子ども虐待防止学会」における国際シンポジウム「子ども虐待防止活動の総括と展望—日英の比較を通して—」をもとに、支援と介入の間をゆるめる虐待対応について、「どこまで来てどこに行くのか/どちらに行くべきか」との問題を論じるものである。これまで蓄積がなされてきたこの時期にこそ、今後の方向をじっくり考える必要があるとの方針で編集されている。日英の比較については、イギリスの経験から得られた教訓を共有し、わが国の議論の素材とすることで、視野を広げ、論点を明確にする趣旨から比較がなされている。収録された論文のうち、とくに小林論文「子どもをケアし親を支援する社会の構築に向けて」は、わが国の虐待防止策が早期発見・通告・初期対応からケアに大きく発展すべき時期に来ていることを指摘し、再発予防、次世代の虐待発生予防、ハイリスク群から虐待群への移行、発生予防への移行の重要性を強調する。子どもを救うために、法権力で親権を抑えるのは「力で他者を押さえ込むのは虐待親子の関係と同じであり、・・・支配論理以外の人間関係を習得してもらうという治療的論理とは矛盾する」との言葉は、法的介入の制度を構築するに当たり、重みのある言葉である。虐待防止施策の方向性を考える上で、示唆に富む論文である。

【文献 19】 才村純「法改正に伴う児童相談所の現状と課題（特集 日本子ども虐待防止学会第 14 回 学術集会（ひろしま大会）」『子どもの虐待とネグレクト』11 巻 1 号（2009 年 4 月）26－33 頁

本稿は、2007 年の児童虐待防止法および児童福祉法の改正により、児童相談所の権限強化に関する制度が創設されたものの、現実にはその多忙さから初期対応、対立する親への対応、権限行使に対する適正手続保障のための業務、親子再統合支援等の業務を適切に遂行できるか疑問であるとして、児童相談所の権限強化が児童相談所に投げかけた課題について論じている。児童福祉司の業務量が急増している状況では、現在の人口おおむね 5 万人～8 万人に 1 人の児童福祉司配置では「焼け石に水であり」、抜本的な増員が必要であると訴える。児童心理司については、児童福祉司と同数の配置とするとともに配置基準の明確化が必要であるとする。児童相談所業務の専門性の確保については、専門職任用と人事システムの弾力化が必要であるとして、民間のエキスパートの中途採用ないし任期付職員の雇用とともに、業務の中の可能な部分についてはアウトソーシングも検討すべきことを提案する。その他、一時保護所に特化された設備・運営基準の策定、職員のメンタルヘルスへの対応など、筆者が行った数多くの調査研究にもとづく詳細な分析と積極的な提言がなされており、今後の児童相談所運営体制を考える上で貴重な文献である。

【文献 20】 川崎二三彦＝岩佐嘉彦＝山口亮子＝新恵理＝成田秀樹「どうする？子ども虐待：現状と課題を考える：京都産業大学法政策学科開設記念シンポジウムパートⅡ」『産大法学』43 巻 2 号（2009 年 9 月）301－235 頁

この資料は同大学法学部法政策学科開設記念シンポジウムの記録である。子どもの虹情報研修センターの川崎二三彦氏の基調講演をはじめ、弁護士、家族法研究者、臨床心理士（被害者学）の立場からそれぞれ報告がなされている。法学部による児童虐待のシンポジウムであり、虐待と司法関与の関係が多岐にわたって議論されている。川崎氏からは、児童虐待の現状、児童相談所による対応の実情に続き、とくに一時保護をめぐる司法関与について詳細に報告され、虐待に関して司法が関与すべき場面、関与のあり方等、積極的な検討が必要であるとしている。弁護士の岩佐嘉彦氏は、司法関与の強化は重要であるものの、児童相談所の専門性や人員強化とあわせて、総合的に考えるべきであるとの意見を述べる。家族法の立場から山口亮子教授は、虐待防止にかかる予算の少なさを指摘し、虐待通告、一時保護、児童福祉司の数、虐待対応の司法手続等について、アメリカ法との比較を通じて、日本の児童相談所の負担が大きすぎること、予算と人員が絶対的に不足していること、関係機関との連携がうまくいっていないこと、親子分離においては裁判所の関与が必要であること、をわが国の課題として挙げている。最後に司法関与については、適正手続の保障や児童相談所へのチェックという点から必要であると結論づけている。臨床心理士の立場から新恵理講師は、虐待された子どものトラウマ、司法手続における子どもへの配慮、保護段階での配慮等、アメリカの取組みを紹介し、虐待する親へのカウンセリング—とくに自分自身に問題を感じていない親へのカウンセリング—が時間と労力がかかり、困難であることを挙げ、施設の充実等、被害者や子どもに予算を振り向けるべきことを

提案する。

意見交換では、通告制度、虐待問題に対する裁判所の役割、裁判所によるケア受講命令制度、一時保護制度等、虐待の法律問題がさまざまな角度から論じられ、有益な資料となっている。

【文献 21】相澤仁「子ども虐待の「今」(第 6 回) 子ども虐待防止対策における法制度上の対応と現在の課題」『子どもの虐待とネグレクト』11 巻 3 号 (2009 年 11 月) 341 - 351 頁

2000 年の児童虐待防止法成立から 2008 年の児童福祉法等一部改正までの経緯とその内容を概説し、現代の課題として①医療ネグレクト等への対応、児童相談所の相矛盾する役割の克服のための親権の一時・一部停止制度の検討 ②治療的なケアの提供・親子支援プログラムを実施している機関の活用、施設退所後の子ども・保護者への支援、ショートステイ・デイケア・トワイライトステイ等による在宅支援サービスの拡充 ③社会的養護関係職員の国家資格化 ④地域小規模児童養護施設など施設分園型グループホームの種類と運営の拡充 ⑤相談機能、シェルター機能、生活支援機能、就労支援機能、経済的支援機能、コーディネート機能などをもった総合的な青少年の自立を支援するための仮称・青少年自立センターを設置し、福祉行政と労働行政が一体となった取組みをするなどによる、年長児童の自立支援対策の拡充を挙げている。現在の社会的養護の重要課題である自立支援に対する福祉と労働分野の総合的取組みの提案は、筆者の児童自立支援施設長としての立場から、実情を踏まえた提案であり、今後の方向性を示すものとして興味深い。

【文献 22】日本弁護士連合会子どもの権利委員会『子どもの虐待防止・法的実務マニュアル<第 4 版>』(明石書店、2008 年)

本書は、2007 年の児童虐待防止法改正により、臨検捜索制度、接近禁止命令制度等が新たに創設されたこと、2004 年の児童福祉法改正で設けられた 28 条審判の更新や要保護児童対策地域協議会の実務が積み重ねられてきたことに伴い、従来版を改めたものである。書式には、出頭要求告知書、臨検捜索許可状請求書、接近禁止命令書等の書式も掲載され、児童虐待対応の実務の参考になる内容となっている。

(吉田恒雄)

2 刑事法分野

【文献 23】「特集 児童虐待をめぐる法整備と課題」『刑事法ジャーナル』12号（2008年）2－30頁

本特集は、2007年5月に児童虐待の防止等に関する法律が改正されたことを受けて組まれたもので、3本の論考で構成されている。

改正された児童虐待防止法の概要の紹介（磯谷文明論文）のほかに、ネグレクトに対する刑事責任（とりわけ不作為による共犯）に関する理論的な考察がある（平山幹子論文）。また、児童虐待に関する統計・裁判例や法改正に至るまでの動向にふれたうえで、今後の法改正に解決をゆだねられた課題として、とくに、児童期の性的虐待に関する定義や犯罪類型の新設などが論じられている（林弘正論文）。

【文献 24】林弘正『児童虐待Ⅱ：問題解決への刑事法的アプローチ』[初版]（成文堂、2007年）

本書は、児童虐待に関して筆者がこれまで著してきた論考に、書き下ろしの論考をいくつか加え、さらに児童虐待の現状に関するデータや法令資料を盛り込んでまとめられたものである。なお、後年おおよけにされた増補版（2011）も、初版発行後に公表された2つの論考とデータ・法令資料を追加したものである。

児童虐待がどのような被害から犯罪に値するのか、また、児童虐待を犯罪としてどのように規定するのかという視点から検討したうえで、解釈・立法に関する問題点を指摘し、児童虐待にかかる構成要件の新設や防止のための方策を提言している。また、児童虐待に関する最近の刑事裁判例を類型ごとに紹介・検討している。さらに、とりわけ性的虐待に関しては、アメリカの現状や法制度も紹介・検討されている。

【文献 25】前田忠弘「児童虐待の刑事対応」前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会編『刑事政策学の体系』（法律文化社、2008年）400－419頁

本稿は、刑事裁判例にあらわれた児童虐待の具体例の考察とともに、近年の実務・立法にみられる「児童虐待の刑事対応」にどのような課題があるのかを整理・検討することで、児童虐待防止対策のあり方を探ろうとするものである。

刑事政策学の立場から論じており、おおよそ3つの論点に対して考察が加えられている。児童虐待の犯罪化に関しては、これまでの学説をふまえ、被虐待者の視点から犯罪として処罰の対象にすることの意義を見いだしている。また、刑事手続上の問題として、年少者の証言・供述の信用性を刑事訴訟法の一般論に引き直して考察している。そして、加害者の更生と親子の再統合を目指して、福祉・教育の取組みと十分に結びついた「児童虐待の刑事対応」が模索されるべきものと主張される。その背景にある問題意識として、生活支援・就労支援や親子関係再構築の取組みなどと相即不離の関係にあるべき「児童虐待の刑事対応」が先行するばかりでは、治安政策に偏って再発の防止と親子関係の修復につながらない、という危惧がある。

刑事法の介入に積極的な意義を認めながらも、これを相対化して、過大な期待に留意することの必要性を主張するのとともに、教育・福祉の取組みと刑事法による介入との関係を強調するものとして参考となる。

【文献 26】 朴元奎「『家庭内暴力』に関する法的対応とその課題—いわゆる『虐待防止三法』の制定と改正をめぐる動向を中心として（特集 現代社会と刑事法の動向）」『犯罪と非行』160号（2009年）58—88頁

家庭内暴力に対する法整備の状況について、本稿の公表までに制定されていた児童虐待防止法・DV防止法・高齢者虐待防止法の各内容を比較するとともに、虐待者に対する処遇のあり方についても論じている。家族間暴力という広い枠組みで問題を捉える動きは刑事法学においてもみられるが、本稿は、その一環として、制定・改正された法律のそれぞれに残った課題を比較により明らかにしようとして試みたものである。また、虐待者に対する矯正・更生の段階での教育が充実していないという現状を指摘したうえで、施設内・施設外での処遇の充実について提言している。

【文献 27】 小長井賀興「児童虐待と修復的実践」『犯罪と非行』154号（2007年）122—140頁

筆者は、保護観察官として犯罪者の処遇に長年携わったという経験があり、本稿は、加害者の更生や親子の再統合といった視点から、加害者である親などと被害者である児童との関係を修復するうえで、その支援の方法として、修復的アプローチにもとづいた取組み、すなわち、筆者によれば「児童、保護者、拡大家族その他児童にとって重要な他者が集い、児童への虐待を巡る問題解決について話し合う過程」を提案し、このような修復的実践の過程に意義を見出すとともに、その理論的位置づけと実践的なプログラムの内容について考察を加えている（なお、本稿を加筆・修正したものは、細井洋子＝西村春夫＝高橋則夫編『修復的正義の今日・明日：後期モダニティにおける新しい人間観の可能性』（成文堂、2010年）31頁以下に掲載されている）。

筆者によれば、家族とその周辺に問題解決の道筋づくりをゆだねることは、保護者と児童との間で情緒的きずなを深めて「家族再統合」に結びつけていくための取組みとして有効な方法であるという。この「家族再統合」のプログラムについては、児童虐待の事案に対してオーストラリア・ニュージーランドや欧米で実施されているものが紹介されており、いずれも、家庭裁判所や福祉行政の各機関に所属する者及びソーシャルワーカーが、ミディエーションないしカンファレンスと呼ばれる話し合い・合意の場と手続を設けてこれに関与し、合意事項ないし裁判所の命令を形成するというものである。そのうえで、筆者は、家庭裁判所を活用して外国と同じような取組みを日本に導入するよう提言している。

刑事法学においては、「修復的司法」と呼ばれている加害者－被害者の紛争解決が大きなテーマの1つとして論じられているが、これと軌を一にする考え方が、福祉の視点に重きを置きながら、児童虐待に起因した問題の解決策として論じられているのであるから、本稿は、刑事法の分野に種々の示唆を与える文献として注目される。

【文献 28】 一場順子＝木田秋津「司法面接と諸専門領域にわたる多角的児童虐待の評価について」『自由と正義』59 卷 11 号（2008 年）77－84 頁

本稿は、弁護士である筆者らが、司法面接（いわゆるフォレンジック・インタビュー（Forensic Interview））の有益性・必要性について、主に刑事司法の観点から論じたものである。

児童虐待とりわけ性的虐待に対する刑事上・民事上の責任を追及するうえで、被害児童の供述による立証が困難であるという問題意識を出発点として、アメリカで行われている司法面接を紹介しながら、日本に導入することの必要性と導入に伴う課題について検討している。裁判における立証に耐えられるような内容の供述を得るために、一定のシステムのもとで検察官、警察、臨床心理士、ソーシャルワーカーなどが連携して司法面接を実施することで、司法の利益にかなうのと同時に、何よりも子どもの利益を保護できるというのである。

司法面接については、最近になって児童福祉の専門家が相次いで紹介・検討するようになってきているのに対し、法学の分野で詳細にふれられることはほとんどなかったが、司法・行政の作用において用いられる資料という観点からながめれば、司法面接を導入するうえでは解決されねばならない法的課題がいくつもあるため、本稿には、今後の議論を喚起するものとしての意義が認められる。

【文献 29】「共同研究 児童虐待防止に向けて」『被害者学研究』18 号（2008 年）78－103 頁

2007 年 6 月に開催された日本被害者学会のシンポジウムの内容をまとめたものである。児童虐待の被害が増加して社会的に注目されるようになったことをふまえ、被虐待児童の発見・保護に向けて児童相談所の支援や警察の援助が適切になされるための方策を示そうとする（安部哲夫）。被害の防止に向けて、児童相談所の人的・物的資源、虐待のあった家族の支援、他の機関や地域との連携の体制などを充実させること（片倉昭子論文）や、「切れ目のない児童虐待防止対策」に必要な人材の確保（相澤仁論文）などを課題として挙げるとともに、司法の関与や刑事関係機関の対応について考えるうえでも、家族に対する包括的な支援・取組みの問題として論じることを求めている（岩井宜子論文）。

【文献 30】 稲垣由子「児童虐待の現状と課題（特集 犯罪・非行と家族関係）」『犯罪と非行』163 号（2010 年）22－45 頁

筆者は、小児科医としての臨床経験に基づき、「犯罪・非行という視点から児童虐待をとらえる」ことの意義を示唆するが、これは、すでに刑事法の分野でも注目されていた犯罪・非行と児童虐待との関連性、すなわち、被害者としての被虐待児童による成長後の犯罪・非行を問題とするのに加え、加害者である養育者の内部に形成されてきた虐待行為のリスク・因子も問題としており、このリスク・因子として、精神疾患・発達障害、育児技術、人格形成・性格形成が挙げられている（本書 59 頁以下（田澤薫執筆）も参照）。医療・心理の分野では研究が進められてきた問題であるが、刑事法の分野では被虐待児童に着目した議論が中心であっただけに、本稿は、加害者の側に見出される問題を刑事法関係の刊行物で意識的に論じた文献として意義がある。

【文献 31】大矢武史「児童虐待に対する警察官の援助に関する一考察」『法政論叢』43 卷 2 号（2007 年）1 - 21 頁

2004 年 3 月に児童虐待防止法が改正され、10 条 2 項・同 3 項の新設によって警察官の援助が法的に要請されるようになったが、とりわけ立入調査との関係でこれらの規定の意義について考察したのが本稿である。立入調査にあたっては、児童相談所の職員による立入調査の権限、警察官職務執行法 6 条 1 項に定められた強制的な立入の権限、犯罪捜査に関する権限のそれぞれについて、権限を行使できる場合が明確でないため警察による不当な介入が危惧されると指摘する。その後、2007 年 6 月の改正によって裁判官の許可状による臨検捜査の制度が新設されたため、前提となる状況には変化が生じているが、警察の権限がどのような場合に行行使できるのかという問題は依然として解決されていないので、その考察は今後の議論にとって参考となる。

（岩下雅充）

3 憲法・行政法分野

【文献 32】椎名規子「親権制限と未成年養子制度における「子の福祉」—イタリアにおける「家族への子の権利」—」『専修大学法学研究所紀要 35 民事法の諸問題 X III』（2010 年 2 月）43 - 99 頁

本稿は、親権喪失後に虐待を受けた子をどのようにサポートするかという点につき、養子縁組は民法、子の保護は児童福祉法といったように法制度が分断されている日本法とは対照的に、「家族への子の権利」を親権や養子制度などの統一理念として子の権利の保障の中核に置くイタリア法から示唆を得るべく、「家族への子の権利」について考察するものである。

「家族への子の権利」は未成年養子縁組を源とするが、これを超えて親子法における子の権利保護の中心的な基本理念となり、まず第一次的には子の実親への権利の保障、さらに貧困などの困窮状態にある親を国や自治体が支援する義務とされ、養子縁組制度はこれらの援助によっても子が救済されない場合の最後の手段とされた。また子の収容施設の廃止も導かれた。

以上が本稿の要旨であるが、より具体的には、まず 1865 年民法典にまで遡って親権と養子制度の歴史を辿った後、「家族への子の権利」の分析を行う。第一に「家族への子の権利」が家族の機能による子の人格の成長を保障するものであるとした上で、第二に養子縁組等との関係における実親の下で成長する権利の優位、第三に親の不適性は貧困が原因であることが多いとの認識から憲法が保障する連帯の思想の具体化として国や自治体が親を支援する義務を負う点が強調される。次いで、親権の失効および制限につき、憲法上の根拠を確認した後、判例分析を行う。さらに子が実親の下に再び戻ることを目的とする一時的な養育委託制度、続いて子の収容施設の廃止についても検討を加えるが、とりわけ未成年養子制度について要件など詳細な考察を行う。最後に子の手続きへの参加の権利と子の自己の出自を知る権利についても扱う。

統一理念としての「家族への子の権利」の下に、子の権利保障を総合的に捉えようとするイタリア法から日本法が学ぶべき点は多く、必読の重要文献である。

【文献 33】 古野豊秋『憲法における家族—親の人権と子どもの人権』（尚学社、2010年）

本書は、親子に関するドイツ及びオーストリアの憲法判例の研究を中心とした論文集であり、「第一章 親の子どもに対する宗教教育の問題」「第二章 親の離婚後における子どもの世話の問題」「第三章 E. - W. ベッケンフェルデの所論」の三章構成となっている。加えて付録として若干の研究論文が収録されている。

このうち第一章においてもドイツでの「エホバの証人」事件に関する判例など児童虐待に関する論点を取り上げられ考察がなされているが、注目すべきは第三章である。ドイツ法における憲法上の「親の権利」につき包括的な考察を行ったベッケンフェルデの所論につき、Essener Gespräche 報告を中心に検討を加える第三章は、同報告の45のテーゼを全て紹介した上で、同報告に対する質疑応答をも踏まえて、そのドイツにおける実践的、及び学説上の意義、国法理論上の背景を論じ、わが国における意義に言及する。

ドイツにおいて親権概念を廃止した1979年の民法改正、及び同改正をめぐる議論については、すでに日本においても知られるところとなっているが、本書は、憲法上の「親の権利」に係る基本法6条2項の解釈をとおして同改正を援護するものとしてベッケンフェルデの所論を位置づける。そしてわが国の憲法における家族、親と子どもの関係を理論的に考える上で、とくにベッケンフェルデが親の権利の基礎を「親の利益は人格の発展ではなく、子どもの利益や人格の自由な発展」に求めている点（テーゼ⑩）、親の権利の法的拘束性や限界を、「親の権利は、自己本位のものではなく、子どもの自由な発展や人格の発展のために存する」ことに求めている点（テーゼ⑪）を参考とすべきとする。

ベッケンフェルデの所論も含め、ドイツ及びオーストリアの憲法判例の展開を軸に憲法上の「親の権利」を論じる点に本書の特徴があり、2000年代の新たな動向をも踏まえて貴重な憲法研究の書である。

【文献 34】 横田光平『子ども法の基本構造』（信山社、2010年）

本書は、子どもに関わる法が憲法、民法、教育法、少年法、児童福祉法といった法領域ごとに別個独立に理論展開がなされてきたとの現状理解に基づき、法領域ごとに異なる問題意識を共有するための「子ども法」の構想を提示した上で、児童虐待の場合にも問題となる「子ども・親・国家の法的関係」を包括的に考察しようとするものである。児童虐待においては、①親権の「濫用」の問題と②国家介入の「濫用」の問題の両方を視野に入れる必要があるが、従来、②子どもあるいは親と国家の関係は主として憲法学で論じられ、他方で①子どもと親の関係は民法学の対象とされていたため、児童虐待の問題を法的観点から包括的に考察することが困難であった。本書はドイツ法の考察を通じてこのような法理論状況の克服を目指すものである。

ドイツ法の考察から得られる日本法への示唆は、大要14点にまとめられるが、児童虐待との関係では、(1) 憲法上の「親の権利」と民法上の「親権」の理論的関係の解明を試みた上で、(2) 「親権」の義務説を憲法上の「親の権利」論に反映させた(β)特殊説＝「親の自己決定ではなく子どものための特殊な憲法上の権利」の理論構成を提示する点がまず注目される。この(β)特殊説に対応する

「親に養育される子どもの権利」の理論的考察も重要である。加えて、(β) 特殊説から導かれる「減少説=子どもの成長とともに権限が減少してゆく親の権利」の理論構成も子どもと親との関係を理解する上で無視できないが、他方で国家介入との関係で介入要件として「親の過失」を否定し、これに代えて「子どもの福祉の危険の重大性」を要件とする立場と整合させるため、子どもと親の関係を「実体法」、国家介入との関係を「手続法」（手続法的「家族の自律」）として両者を峻別する視点を提示する点が本書の理論的到達点である。

総じて公法と私法の双方にまたがる主題につき包括的な考察のあり方を示した点に本書の意義があるといえよう。

【文献 35】横田光平「国家による家族への介入と国民の保護—統治構造の変容と個人の権利保障—」『公法研究』70号（2008年）117—127頁

本論文は、児童虐待防止法をはじめとする近年の家族介入立法の動向を踏まえ、家族への介入という形での国家による国民の保護のあり方につき、公法学の観点から、主として個人の権利保障に焦点を当てて考察するものである。

考察の前提として、本書はまず家族の憲法論につき、個人と国家の対抗図式の中で中間団体としての家族を異質なものとして捉えるのではなく、国家に対する家族の自律を個々の家族構成員個人の尊厳に「還元」する構想＝「家族の自律の個人化」を主張する。これによって「家族の自律」が透明化され、介入の「過少」に対処しうるとともに、家族構成員にとっての「家族の自律」の意義が明確化され、介入の「過剰」をも防御しうることとなる。

他方、私人の侵害に対する国家による国民保護の増大は①個人の権利実現における「民事訴訟中心」モデルの変容と②複数の国家機関の関与に伴う機関相互の関係の調整問題をもたらすことが確認され、この観点から行政と司法の関係を問い直し、個人の権利保障にとって有する意味を明らかにすべく、DVと児童虐待を具体的素材として考察がなされる。

このうち児童虐待については、まず2007年の児童虐待防止法改正で立入調査につき強制的な実力行使とともに事前の司法関与が導入される一方で、差止め訴訟の排除が法定された点に対し、裁判を受ける権利の観点から問題となりうる旨指摘がなされる。次に、子どもの親からの引き離しにつき児童福祉法28条の家庭裁判所の審判と取消訴訟との関係の問題が扱われ、一方で家庭裁判所における手続保障の不備、他方で「裁判を受ける権利」の観点から取消訴訟を認めることに伴う家庭裁判所との関係の問題が指摘され、「裁判を受ける権利」の観点からの家庭裁判所の手続の整備が主張される。このほか、家庭裁判所の審判と取消訴訟の審査範囲の分担の問題、立入調査の司法関与と刑事手続における令状主義の関係の問題が指摘される。

以上の考察を踏まえた上で、本論文は、家族への国家介入の問題の特殊性に鑑み、自ら裁判手続を利用することが困難とされる被害者を国家が保護する必要性と、国家介入から守られる家族構成員の権利、両者の要請を同時に満たす必要があると結論づける。児童虐待問題につき、国家の統治構造、個人の権利保障といった憲法的観点から考察するものとして注目される。

【文献 36】 山本未来「児童虐待防止法 9 条の 3 に基づく児童虐待強制立入調査と令状主義—合衆国憲法修正 4 条の行政調査への適用を手がかりに—」『愛知大学法学部法経論集』183 号（2009 年 12 月）1 - 62 頁

本論文は、2007 年の児童虐待防止法改正により同法 9 条の 3 以下として導入された強制立入調査制度における裁判官の令状主義につき、行政調査に憲法 35 条の令状主義が及ぶかという従来の議論枠組みを踏まえつつ、同制度における令状主義の根拠を改めて問い直すものである。

その際、本論文は問題へのアプローチとして、行政職員に要保護者の住居への立ち入りを認めている生活保護法 28 条に基づく家庭訪問において令状主義がとられていないこととの比較という手法をとるが、日本において児童虐待や生活保護に係る裁判例がほとんど見られないことから、この分野での判例の蓄積が見られるアメリカ合衆国での法理が探求されることとなる。すなわち、本論文は、児童虐待事例や公的扶助実施に際しての行政調査への合衆国憲法修正 4 条の適用に関する合衆国判例の分析を通じて日本法への示唆を得ようとするものである。

まず、アメリカ法では行政調査にも修正 4 条が適用されるが、(1) 令状発付の要件は緩和されることがあり、また、(2) 個別事例において同意や緊急性がある場合には令状のない調査が許容され、(3) 「緊密な規制を受ける産業」への検査や、「特別の必要性」の法理が適用される場合には令状主義の例外が認められることが確認される。このような一般論の下で、公的扶助受給者の自宅への訪問は、プライバシーへの不当な侵害とならないとして修正 4 条の対象とならない。これに対して、児童虐待強制立入調査は、①強制の有無、②個別の疑いの存否、③プライバシーの期待の程度、④犯罪捜査との関連性の有無の 4 点で異なり、上記 (3) 令状主義の例外にも該当しないため、原則として令状主義が適用されるとする。一方、(2) 同意や緊急性がある場合は犯罪捜査に準じ、また、令状発付の要件は犯罪捜査との異同をどうみるかによることとなり、一義的には判断できないとされる。

以上の合衆国判例法理を踏まえた上で、本論文は、日本法においても生活保護家庭訪問は憲法 35 条の対象とならないが、児童虐待強制立入調査は憲法 35 条の対象となり、令状主義が適用されるとし、さらに、日本の判例法理である①強制力及び④刑事手続への関連性に加え、②個別の疑いの存否、③プライバシー侵害の程度といった児童虐待強制立入調査の性質ゆえの令状主義の必要性が認識されなければならないとする。また、犯罪捜査とは異なる要件により令状発付の要否が判断されることから、犯罪捜査との峻別が要求されるとする。

児童虐待強制立入調査につき、生活保護家庭訪問との比較という方法を取り入れることによって、令状主義に関する川崎民商最高裁大法廷判決以来の議論に対し、新たな視点を提示する注目すべき論考である。

【文献 37】 町野朔（編）『児童虐待の予防と対応 科学研究費補助金／基盤研究（B） 児童虐待の予防と対応—法的検証と医学的・心理学的・社会学的考察』（2010 年 3 月）

本書は科学研究費補助金の報告書であり、非売品であるが、法学的・医学的・心理学的・社会学的観点から、また理論的・実務的観点から多様なアプローチの論考が収められており、注目の書といえる。

本書は「第1章 児童福祉法・児童虐待防止法の展開」、「第2章 児童虐待と親権」、「第3章 家庭裁判所と児童虐待」、「第4章 刑事司法関与のあり方」、「第5章 児童保護、親の回復支援プログラム」、「第6章 被虐待児の治療とケア」の6章構成であり、25の論考から成る。

いずれも重要な論考であるが、全体的な特徴としては、まず編者が刑法学者であることを反映してか、刑事法的アプローチの論考が多く、とりわけ刑事法と他の法学分野、あるいは法学以外の学問分野を視野に入れた論考に注目すべきものがある。第1章では「第3節 子どものシェルターの役割(角南和子+藤田香織)」であり、また、第4章を構成する「第1節 警察と児童相談所(高橋幸成)」、「第2節 訪問調査制度に関する法的規制(鈴木一郎)」、「第3節 検視制度・死因究明システムと児童虐待(水留正流)」、「第4節 立法問題としての『児童虐待罪』(岩井宜子+渡邊一宏)」である。

もう一点の特徴としては、医学的・心理学的・社会学的考察が、虐待保護の後の子どもの治療・ケア、親の回復支援に焦点を当てる点であり、第5章、第6章あわせて13の論考が集まっている。

以上の特徴は、これまで児童虐待文献が比較的手薄であった領域に係るものであり、今後の研究動向を先取りするものとみることができよう。なお、本報告書は、町野朔・岩瀬徹編『児童虐待の防止—児童と家庭、児童相談所と家庭裁判所—』(有斐閣、2012年)として刊行されている。

【施設内虐待の主要文献】

【文献38】野津牧「児童施設における人権侵害等の現状と発生要因」『東日本国際大学福祉環境学部研究紀要』第4巻第1号(2008年3月)49—66頁

本論文は、全国の乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設を調査対象として、①施設職員による入所児童に対する体罰などの虐待、②施設職員による入所児童に対する体罰以外の虐待や不適切な養育などの人権侵害、③入所児童間の暴力行為をとめることができなかったことによる入所児童の被害、④入所児童から職員に対する暴力、⑤安全管理等が不十分なために発生した事故、⑥入所児童が一時帰宅中に発生した被害、⑦入所児童の支援に使用される措置費等の不正使用を含む管理・運営上の問題、⑧施設の幹部職員が施設外で起こした事故など、直接か間接かに関わらず入所児童にとって不適切と思われる行為につき調査、分析するものである。調査方法は、人権侵害等については、施設内虐待を許さない会の調査資料、CD毎日新聞、朝日新聞データベース、その他の新聞報道を用い、施設数は社会福祉施設等調査、施設の概要については全国児童養護施設協議会の資料を用いており、1993年1月から2007年9月までを調査対象期間としている。

本論文は、上記各類型ごとに具体例を紹介した後、これら人権侵害の発生要因として、①被虐待児など関わり方の難しい入所児童の増加、②非民主的な施設運営の問題、③職員配置基準の低さ、④施設職員の専門性の低さと人権感覚の乏しさ、⑤行政や第三者機関の機能が果たされていないこと、などを挙げた上で、施設内虐待を防ぐための方策を提示する。すなわち、1. 子どもの人権を尊重する施設運営として、(1) 職員のチームワークを機能させる援助方針の決定、(2) 権利ノート作成、2. 法人・施設の運営体制に関し、(1) 親族経営等の独善的な運営体制に対する規制、(2) 職員会議を柱とした民主的な運営体制、(3) 子どもたちの意見表明権の確保、(4) 公平な職員採用、3. 施設

長など管理者の役割に関し、(1) 施設長の資格要件の明確化、(2) リーダー的職員の確保、4. 施設で働く職員を守る課題として、職員数の確保、人権侵害通告者の保護、5. 施設の自己評価と第三者評価、6. 人権侵害発生時の対応として、(1) 施設内人権侵害の通告制度と通告後の対応の整備、(2) 苦情解決制度、(3) 都道府県運営適正化委員会の積極姿勢が挙げられ、まとめとして人権侵害の背景となっている職員配置基準の改訂や職員の資質向上のための措置など、援助体制の抜本的な見直しが主張される。

児童福祉施設内における人権侵害の具体例を詳細に検討するものとして、参考にすべき文献である。なお、本論文の著者には、他に後掲の「児童福祉施設で生活する子どもたちの人権を守るために」子どもと福祉 2009年2号 49～54頁があり、あわせ参照されたい。

【文献 39】平湯真人「施設内児童虐待をどのように防止するか」『月刊少年育成』2008年12月号 28～33頁

本論文は、施設内児童虐待に対し、住民訴訟や損害賠償訴訟に取り組んできた弁護士が、直接間接に関わりを持ったり情報を集めたりしてきた事例から得た教訓を整理するものである。

まず、施設内虐待がどうして生じたのか、その原因については、子どもの自立＝成長発達権を支援する権利支援的処遇（観）とは異なる管理的処遇（観）が直接の原因、職員の意識レベルにおける原因であり、その背景として指摘される劣悪な施設最低基準（人的物的条件）の不備は、管理的処遇の口実にされてはならないとする。

次に、どうして早期に是正できなかったのかという点については、管理的職場運営によって内部での職員の意見が管理職や施設長に押さえられ、自浄能力の喪失した施設では、良心的職員は外部に解決を委ねるしかなくなると指摘する。

その上で、良心的職員が頼る行政についても、定期的な監査は会計監査が主で、子どもの処遇についての監査はおおざなりで、行政への通報に対してもおおざんりの調査しかせず、却って管理的養育、管理的職場支配を庇ってきたことにより自浄作用を阻み、施設内虐待が発生する原因を行政の怠慢が作ってきたとする。

以上から、施設内の子どもの人権の守り手は、施設現場で子どもたちと日常を共有している施設職員であり、子どもの処遇に関する意見交換を民主的に保障することが最も重要であると主張する。行政の役割は、自浄機能の働かない施設にすみやかに監督を実施することであり、外部に通報した職員の保護も行政の責任であるとする。

一方、子どもたち自身の発言を保障することも大切であるが、管理的に運営されている施設にいる子どもたちが自分たちの権利を自覚して発言することは容易でなく、実効性のある権利保障についての真剣な検討が必要であるとする。また、第三者の実効性ある関与についても真剣な検討が必要であるとする。

最後に、2008年に改正されることになる児童福祉法改正法案につき、現行児童福祉法に規定する改善勧告などの行政権限をより補強するものであると同時に、自浄機能が喪失した場合の行政介入の

態様や通報者の保護を具体化することによって、逆に自浄機能の発揮を促しているとし、自浄機能を促すものとして、不利益処分の禁止の規定を特に評価すると述べ、論文を締めくくっている。

長年、施設内虐待の問題に取り組んできた弁護士による自らの経験を踏まえた的確な問題分析であり、施設内虐待の問題を理解する上で重要な文献である。

なお、本論文は、月刊少年育成 2008 年 12 月号の特集「施設内児童虐待」に掲載されたものであるが、同特集は他に、前橋信和「施設内児童虐待の今」、桑原教修「施設内児童虐待（施設内権利侵害）に思う」、草間吉夫「施設内虐待の発生抑制を考える」の 3 論文を掲載する。

【文献 40】黒田邦夫「施設内虐待の構造的問題とその克服に向けて」『子どもと福祉』2 号（2009 年 7 月）44 - 48 頁

本稿は、児童養護施設の運営改善に取り組んできた筆者が、施設内虐待について、施設の不適切な管理運営や監督官庁の不作為を含む構造的問題であるとの基本的立場から、具体的な問題点を指摘し、その克服に向けた視点を提示するものである。

まず施設の不適切な管理運営として、施設長のワンマン運営の下で、現場は「実力者」に支配されるという二重構造の非民主的な管理支配が指摘され、このような「いじめの構造」において職員相互の協力、外部とのつながりも認められず、結果として子どもを守ろうとする良心的な職員は、自身の身を守ることができずに辞めていくとされる。次に、施設としてのまとまりがなくなり、子どもたちの問題に対応できなくなった結果、子どもの安心、安全が守られない崩壊状態の施設においてネグレクトが蔓延した事例を挙げ、まず全職員の知恵と力を結集できる運営体制の整備が必要であるとする。さらに施設長の公私混同や不正に対し、自治体が監査や指導を通して適正な運営を確保していない問題が指摘される。

以上を踏まえた上で、問題点を、①自らの施設運営や養護実践を検証しないこと、②外部の意見を聞く耳を持たないことと整理し、問題の克服に向けて、①自らの施設の「職務の改善向上の取り組み」を推進する運営体制を構築し機能させること、②とはいえ、当該法人・施設だけで解決することは困難であるから、施設関係者や行政の協力、専門家の支援を組織して取り組むことが必要であるとする。

筆者自身の施設運営改善の実績を踏まえて説得力のある主張が展開されており、施設内虐待の問題に取り組む上で必読の文献である。

なお、本稿は子どもと福祉 2009 年 2 号の特集「児童福祉法と虐待対応」に掲載されたものであるが、同特集には本稿の他、吉田恒雄×石塚かおる×武藤素明×佐藤隆司×二宮直樹×川崎二三彦「座談会 児童福祉のこの 10 年を振り返る - 児童家庭相談／社会的養護の現場からの報告」、竹中哲夫「児童福祉関係法の変遷 - 1997 年以降の動きをめぐって」、佐藤隆司「里親制度と児童相談所 - 里親と『協働』する里親制度」、堀善一「市町村における子ども家庭相談の展望 - 地方都市、郡部での取り組みから」、野津牧「児童福祉施設で生活する子どもたちの人権を守るために」、関貴教「施設内虐待の構造と施設改善 - こうして施設内虐待はなくなった -」が掲載されている。

(横田光平)

4 児童福祉分野

【文献 41】「特集 虐待・発達障害と里親養育」『里親と子ども』2号（明石書店、2007年10月）

発刊からまだ日が浅い里親の専門誌第2号で、さっそく「虐待」「発達障害」が特集のテーマとして取り上げられたことに着目したい。しかも「虐待」と「発達障害」がそれぞれに問われているのではなくその関連に本誌の目が向けられたことが、児童虐待に関しては発達障害を切り離しては考えられず、被虐待児の受皿として里親は重要な役割を果たしており、そして里親にとって被虐待児の養育に取り組むことは多くの研究課題を内包する難題である、ということを示している。

しかしながら、本誌に収録されている論文の多くは、「児童虐待と発達障害」と「里親養育」の関連における論稿にはなっていない。「アタッチメントの機能と発達」（久保まり）、「発達障害と子ども虐待」（宮本信也）／「絡み合う子ども虐待と発達障害」（杉山登志郎）／「アタッチメント—トラウマ問題」（奥山真紀子）／「虐待を受けた子どもの心理的特徴—トラウマと愛着の問題を中心に—」（西澤哲）／「解離」（海野千歎子）／「虐待が脳の発達に及ぼす影響」（田村立、遠藤太郎、染矢俊幸）／「愛着障害」（青木豊）／「注意欠陥多動性障害—最近の話題」（原仁）／「反抗挑戦性障害・行為障害」（原田謙）／「学習障害」（宮尾益知）／「虐待を受けた子どもへの精神医学的治療」（杉山登志郎）／「虐待を受けた子どもの心理療法—トラウマに焦点をあてた心理療法を中心に」（西澤哲）／「行動への対応」（塩川宏郷）／「ADHDのペアレントトレーニング」（中田洋二郎）／「虐待を受けた乳児へのかかわり」（山崎知克）といった虐待を受けた子どもの問題特性をそれぞれの専門課題の視点から取り上げた論稿を、里親への関心を持った読者が受けとめて、総体として「児童虐待と発達障害」のテーマを「里親養育」と関連づけることが期待されているようである。

そうした全体の編集傾向のなかで、「虐待を受けた子どもを委託する場合—ソーシャルワークの立場から」（宮島清）／「虐待を受けた子どもを委託する場合—里親支援の立場から」（兼井京子）の2論文は、むしろ視点が里親養育に向けられている。とくに、宮島の論稿は、実施されたものの振るわない専門里親制度に目を向けて、その問題点を従来の日本の児童福祉における里親制度の根本から問い直すことで、今後、専門里親制度が実効性を持つための提言を具体的に行っている。

（田澤薫）

【文献 42】ボーク, Wほか、藤川洋子=小澤真嗣監訳『子どもの面接ガイドブック【虐待を聞く技術】』（日本評論社、2003年）

本書は、1999年にアメリカの児童虐待問題に関わっている医師・ソーシャルワーカー・法律家によって出版された“A Child Interviewer’s Guidebook”の翻訳である。本書で説明されている子どもの面接方法は、「虐待を疑われる子どもの面接方法の一つの到達点である」とされ「裁判の証拠とするための面接方法=司法面接（forensic interview）が用いられている」（166頁）。日本においても「子どもの虐待に対する法的介入の要請はますます増え、いずれ虐待の事実が争われることもそれほど珍しいことではなくなるであろう」という認識に立つ、東京家庭裁判所に勤務する有志によって翻訳がなされた。本書で紹介されているアメリカの司法面接は、児童虐待に犯罪という観点から関わ

る警察の警察官、子どもの保護という観点から関わる児童保護機関のケースワーカー、治療という観点から関わる医療スタッフ、加害者に対する裁判という観点から関わる検察官等が一つの調査チーム (Multidisciplinary Team) を構成して実施し、1回の面接でそれぞれの機関にとって必要な情報を収集している。

(田澤薫)

【文献 43】英国内務省＝保健省編、仲真紀子＝田中周子訳『子どもの司法面接：ビデオ録画面接ガイドライン』(誠信書房、2007年)

本書は、司法面接をもっとも早期に法制度のなかに取り入れたイギリスの内務省・保健省が1992年に発行した“Memorandum of Good Practice”(以下、MOGP)の翻訳である。MOGPは、「刑事事件における目撃者、被害者の面接に関するガイドライン」であり、「刑事手続きに焦点を当てて」(1頁)、「子どもと話す訓練を受け、経験や適性がある」(5頁)、「警察官とソーシャル・ワーカーが連携して面接を行う」(3頁)、「ワーキング・トゥギャザー(ともに働く)」(2頁)のための具体的な注意事項集である。しかしながら、あくまでガイドラインであることから、訳者が「このような場面でいざ面接を行おうとしても、具体的にどうすればよいのか、何に気をつければよいのか、ガイドラインだけでは十分なイメージがつかめないかもしれません」と述べ、巻末に訳者による「ビデオ録画面接に際して」の解説(101-142頁)を掲載しているように、実際の司法面接のイメージを共有するための十分な情報ではない。

(田澤薫)

【文献 44】阿部彩『子どもの貧困 - 日本の不公平を考える』(岩波書店、2008年)

本書が刊行された2008年は、「子どもと貧困」の問題を取り上げた著書が多く出版された年である。その中でも本書は、日本の「子どもの貧困」について、さまざまな統計から客観的なデータを提供し、データの検証から政策課題についても言及している。阿部は、日本で、貧困と虐待の関係性が議論されてこなかった理由の一つに、「貧困者＝児童虐待者」というイメージを固定させてしまうような差別を避けたいという配慮もあったと考えられると指摘し、しかし、虐待を発生させてしまうような家庭の経済問題に目をつむってきたことにより、虐待を防止する本当に必要な手段が講じられてこなかった日本の政策、社会の関心の低さについて非難する。本書の構成は7章からなっており、第1章は、貧困世帯に育つということ。第2章は、子どもの貧困を測る。第3章は、誰のための政策か - 政府の対策を検証する。第4章は、追い詰められる母子世帯の子ども。第5章は、学歴社会と子どもの貧困。第6章は、子どもにとっての「必需品」を考える。第7章は「子ども対策」に向けてとなっている。

特に、第3章では、長年にわたって子どもの貧困が重要な政策課題として論じられてきた欧米諸国において、家族政策に子どもの貧困に関する視点が盛り込まれているのに対し、日本の家族政策にその視点がなかったことを疑問視する。そして、日本において貧困研究を行うことへの関心の低さ、社

会が許すべきでない生活水準＝子どもの貧困が何であるかを問いかける。また、貧困の世代間連鎖が社会に及ぼす影響についても述べている。あとがきにおいては、「子どもの貧困」に特化したことは、そのほかの貧困問題、たとえば、単身女性や子育て後の母子世帯の母親、高齢者の貧困問題が深刻ではない、ということではないと、日本社会に充満する貧困の影を強調し締めくくっている。阿部は、日本の貧困問題は、長引く不況のために深刻化しており、それは単なる自己責任の問題ではなく、国家が、その社会がその問題に対して、真剣に向き合わなければいけないと何度も主張する。本書は、非常に緻密にデータを扱い、子どもを取り巻く様々な貧困について論理的に分析を行っている。「子どもの貧困」という新たな視点を社会に投げかけ、それを、特殊なケースに限られた現象ではなく、全ての人の身近にある問題として扱い、説得するだけの十分なデータを組み入れた優れた論考である。

(加藤洋子)

5 教育分野

【文献 45】文部科学省『養護教諭のための児童虐待対応の手引』（2007年10月）

教職員のなかでも特に児童虐待を発見しやすい立場にあると考えられる養護教諭を対象を絞って、児童虐待防止法に謳われた学校及び教職員の早期発見の努力義務（法第5条）、児童相談所への通告義務（法第6条）、関係機関への協力の努力義務（法第8条）、虐待防止のための教育の努力義務（法第5条）を受けて「学校における児童虐待への対応の重要性」を指摘し、養護教諭の職務内容にそった「早期発見の機会と視点」を例示することで、学校における児童虐待の発見に関して養護教諭による実効性のある取組みを期待するものである。児童相談所への通告書の書式例、「校内における児童虐待対応の流れ」チャートも示され、学校のなかで養護教諭が児童虐待発見以降の対応の要となることまでも期待されていることが読み取れる。この『手引』と併用する目的で教職員用のマニュアルを編んだ地方自治体もある。

(田澤薫)

【文献 46】日本スクールソーシャルワーク協会編、山下英三郎＝内田宏明＝半羽利美佳編著『スクールソーシャルワーク論（歴史・理論・実践）』（学苑社、2008年）

「（註：スクールソーシャルワーカーの）実践が学校を基盤とした支援活動である」という考え方に立って活動してきた日本スクールワーク協会が、同協会の考えるスクールワークの理念に立ってスクールソーシャルワークを概説した文献である。

スクールソーシャルワーカーの活動自体は世界的には100年以上の歴史があるというものの、日本における活動はまだ社会的認知を得ている途上である。それと同時に、スクールソーシャルワーカー自身にとっても理念や活動内容が確立されているとは言い難い状況であることが窺われる。2008年度のスクールソーシャルワーク活動事業をうけて、急ぎ、日本語版スクールソーシャルワークの理論や実践モデルの提起がなされた。

児童虐待については、「人と環境との相互作用に焦点を当てる、エコロジカルな視点から問題の発

生状況を把握し、子どもと家族が滋養豊かな環境のもとで生活できるように支援を展開していく」(113頁) ことがスクールソーシャルワーカーの役割だと主張する。この立場は、「専門家が独占的に知っていることを前提に」(114頁) した診断や指導や教育といった、学校教育の方法論に馴染んだ論理とは相いれない。そのため、ここで想定されているスクールソーシャルワーカーの活動を、学校現場が受容でき生かし切れることが今後の課題となるだろう。

(田澤薫)

【文献 47】日本学校ソーシャルワーカー学会編集『スクールソーシャルワーカー養成テキスト』(中央法規、2008年)

2008年度の文部科学省「スクールソーシャルワーカー活用事業」を歓迎しながらも、教育委員会においてスクールソーシャルワーカーの役割や業務について十分な把握がなされておらず、「スクールソーシャルワーカー」として社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、退職教員、その他、ソーシャルワーカー以外の人材も活用されている現状があることを憂い、人材養成とすでに採用された「スクールソーシャルワーカー」の専門性を向上させる研修の必要性にたって編まれた養成テキストである。

アメリカのスクールソーシャルワークの単なる移入ではなく、「わが国の学校教育領域が抱える制度や文化、課題を踏まえ、子どもや保護者、教職員に対しどのようなソーシャルワーク実践による支援が有効かを探求していくことに重点をおいていること」から、学会名に「学校ソーシャルワーク」の用語を採用しているという。

児童虐待問題への取組みに関しては、「基本的には教職員が中心であり、スクールソーシャルワーカーは教職員が適切に行動できるようにサポートする役割である」という姿勢を保っている(172頁)。その具体例として「①教職員に不足している社会福祉サービスの情報提供、②非常勤の勤務体制からくる巻き込まれない立場と全体的視点、③教職員の行っている煩雑な作業の補助、④教育関係者と福祉関係者の視点や大事にする部分の違いの説明や、用語の翻訳作業など両者の橋渡し業務など」(172頁)が挙げられている。しかしながら、その一例として「学校の組織として判断や管理職や担任など、中心者の心理的な負担を軽減するためにも判定会議に出席して意見を述べたり」(170頁)という役割期待にみられるように、本来、学校で行うべきではない「児童虐待の判定」を試みる方向性に与する立場をとり、児童虐待対応が不調である根本原因と考えられる学校独自の論理的特異性を切り崩す第三者として機能し得ない面が窺われる。

(田澤薫)

【文献 48】玉井邦夫『特別支援教育のプロとして子ども虐待を学ぶ』(学研、2009年)

教師は虐待の発見者になる可能性が高い。著者は「学校は子ども虐待防止においてわが国唯一のヒューマンサービスとして期待されている」と述べる。2007年度に『月刊実践障害児教育』誌上に連載された「特別支援教育のプロなら知らないではすまされない子ども虐待を学ぶ」をもとに単行本化したものである。

(田澤薫)

【文献 49】大河内彩子「虐待を受けた子どもの回復支援と学校の課題—学校の福祉的機能の強化を目指して—」『早稲田大学大学院 文学研究科紀要』第 54 輯（2008 年）55 - 66 頁

児童虐待問題に取り組むために学校がなすべきことに関する、新しい切り口からの論考である。従来から学校の役割として期待されてきた早期発見・早期通告に加えて、虐待を受けた子どもの回復支援の必要性について力説されている。虐待を受けた児童が学校において呈しやすい指導の困難を感じさせる言動の例を示し、取り組み事例を検討することで、これらの領域においては学校教育の指導的視点から福祉的視点への転換が求められることを示している。

学校における回復支援に実効性を持たせるためには、専門教員の加配やスクールカウンセラーの配置を含む人的加配、教職員への研修とメンタルケアのほか、被虐待児童に応じた教育環境を保障できていない現状での就学義務への見直しの必要性についても言及されている。論文の最後には、児童相談所が在宅指導として関わるケースに対する学校の回復支援機能への期待に触れられている。

（田澤薫）

6 医療・保健・心理分野

【文献 50】柳川敏彦他「児童虐待予防のための地域ペアレンティング・プログラムの評価に関する研究—「前向き子育てプログラム（トリプル P）の有用性の検討—」『子ども虐待とネグレクト』第 11 巻第 1 号（2009 年）54 - 68 頁

本研究は、虐待予防の観点から、子育て支援の家族介入プログラムであるトリプル P の有用性を検討している。和歌山（15 名）、大阪（20 名）、摂津（25 名）に在住する 2 歳から 5 歳の子どもを持つ母親を対象にグループ・トリプル P を実施し、親が報告する子どもの困難な行動、親の子育てスタイル、親の抑うつ、不安、ストレスなどの精神状態、親の子育てへの自信、夫婦間の関係の質と満足度、夫婦間の意見の衝突の程度、親の子どもへの不適切な行為の 7 種類の質問票を用いて介入前後、介入前と介入 3 ヶ月後、および待機後の変化を比較している。結果としては、子どもの状態、親の状態、夫婦間の状態、親が行う不適切な行為において、有意な効果が得られ、また持続効果ももたらされたことが明らかになった。

第 5 期には、柳川他の研究のように、子育て支援を必要とする親を対象とするプログラムの提供について、どの程度の有用性があるのか、実際に、プログラムを実施しながらその効果を証明し、それが子育て支援の一つの効果的な活動として認知されることを証明するような研究が行われるようになった。

（加藤洋子）

【文献 51】犬塚峰子＝田村毅＝広岡智子『児童虐待 父・母・子へのケアマニュアル～東京方式』（弘文堂、2009 年）

2002 年に児童相談センター治療指導課で「家族再統合のための援助事業」が開始された。この事業全体を本著では「父・母・子へのケア～東京方式」と名づけ、その内容について記述している。本

著の中で記載されている支援の対象と目的は、虐待で分離中、あるいは虐待問題を抱えつつも在宅のまま支援を受けている親子を対象に、親の虐待行為からの回復と親子の愛着関係の再構築を目的として、グループ心理療法を主体とした治療的・教育的支援を行っている。また、分離中の親子に関しては、必ずしも家庭復帰がゴールではなく、親と子どもが肯定的な関係を維持できる最適の距離を見出すことも、支援の目標としている。

本書の特徴は、虐待が生じた家族への治療的・教育的支援サービスの立ち上げと、その背景を振り返り、その支援の特徴を示し7年間のサービス実施の結果を報告しているところにある。本書は4章構成であり、第1章は「父・母子へのケア～東京方式」とは。第2章は、ファミリージョイント・グループ理論と実践。第3章は、父親グループ理論と実践。第4章は、母親グループ理論と実践となっている。第2章のファミリージョイント・グループでは、多職種のスタッフで親子グループ、親グループ、子どもグループを一体として実施するというオリジナルな方法を編み出して、その実践について記載している。

本書は、治療的・教育的支援サービスの事例とプログラムについて、7年間継続して行われてきた内容を元に、現場の専門職がどのように虐待家族への支援を実施すればよいのかについて詳細にわたり述べており、今後、同様な支援サービスを行おうと考えている側にとって非常に分かり易いマニュアルとなっている。「子育て支援事業」が法制化された第5期において、ペアレンティングプログラムに関するマニュアルは、今後、地域において子育て支援サービスを展開しようとする民間団体等にとって、非常に参考になる文献である。

(加藤洋子)

資料 1 児童虐待関係通知 (平成 19(2007)年 7 月～平成 22 年(2010)年 11 月)

| 通知名 | 通知年月日 | 通知番号 | 概要 |
|--|-------------------|--|--|
| 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布について | 平成 19 年 6 月 5 日 | 最高裁家庭局長・刑事局長・行政局長通知最高裁家一第 002471 号 | 2007 年に改正された児童虐待防止法及び児童福祉法が公布され施行される旨の通知 |
| 児童相談所運営指針の改正について | 平成 19 年 10 月 26 日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第 1026003 号 | 2007 年の少年法改正により、警察が調査を行った結果、一定の重大事件に係る触法少年と史料し、又は当該少年に係る事件につき家庭裁判所の審判に付すことが適当と史料するときは、警察の調査結果を活かし事案の真相解明を踏まえた適正な措置がとられるよう、児童相談所長に送致する制度が設けられたことに伴う、児童相談所運営指針を改正した旨の通知 |
| 特別家事審判規則の一部を改正する規則の公布について | 平成 20 年 2 月 21 日 | 最高裁家庭局長通知最高裁家一第 000772 号 | 2007 年の児童虐待防止法改正により「接近禁止命令」制度が創設されたことに伴い、従来の特別家事審判規則 18 条の 2「当該児童の保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる」を、当該保護者に対して当該児童へのつきまとい、はいかひの禁止(接近禁止)を命ずることができると改正した旨の通知 |
| 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について | 平成 20 年 2 月 22 日 | 警察庁 丙少発第 6 号・丙生企発第 10 号・丙地発第 4 号・丙給厚発第 3 号・丙捜一発第 6 号 | 2007 年に成立した児童虐待防止法・児童福祉法一部改正法について、改正の趣旨、改正の要点を示し、留意点として、臨検捜索における警察署長への援助要請があった場合の措置、立入拒否事件についてその告発があった場合の捜査等の対応方法、接近禁止命令があった場合の学校等関係機関との連携強化、違反事案に対する速やかな捜査着手、重大な虐待事例の分析とその活用等を示す。 |
| 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について | 平成 20 年 3 月 14 日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第 0314001 号 | 2007 年に立入調査の強化、接近禁止命令制度等を定める児童虐待防止法・児童福祉法の一部改正法が成立したことに伴い、同法の内容について周知を求めるとともに、運用上の留意事項として、保護者に対する指導・支援、自治体における虐待重大事例の検証についての留意事項を示す通知 |
| 「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」の施行について | 平成 20 年 3 月 14 日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第 0314002 号 | 2007 年児童虐待防止法等改正法の施行に伴い、「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」を新たに制定し、「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」を制定し、出頭要求、面会通信の制限、接近禁止命令があった場合の対応方法、児童相談所長による縁組の承諾の申請方法を定める。 |
| 地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について | 平成 20 年 3 月 14 日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発第 0314002 号 | 2007 年の児童虐待防止法等改正法 4 条で地方公共団体に重大事例の分析の責務が規定されたことに伴い、検証の基本的考え方、検証の進め方等を示し、市町村・関係機関への周知、適切な運用を図るよう求める通知 |

| | | | |
|--|------------|---|--|
| 児童相談所運営指針等の改正について | 平成20年3月14日 | 雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0314003号 | 児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正法が2008年4月1日より施行されるのに伴い、児童相談所運営指針等を改正し、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する施設入所等の措置がとられた児童との面会又は通信等の制限の強化、児童虐待を行った保護者が指導に従わない場合の措置等について、児童相談所運営指針を改正する旨の通知 |
| 児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について | 平成20年3月14日 | 雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0314001号 | 2007年に成立した「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」により、児童虐待を行った保護者が都道府県知事による指導に係る勧告に従わない場合に都道府県知事が講じるべき措置の明確化や、施設入所等の措置を解除する際に保護者指導の効果等を勘案しなければならぬとされたこと等を踏まえ、児童虐待を行った保護者に対する指導及び支援の充実の充実に資するよう、「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」を取りまとめた旨の通知 |
| 児童虐待を受けた児童の安全確認及び安全確保の徹底について | 平成20年3月17日 | 雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0317001号 | 2007年児童虐待防止法等改正法が2008年4月1日から施行されることを踏まえ、児童相談所等の関与がありながら児童虐待により死亡した事例が相次いで発生したことにかんがみ、立入り調査や一時保護の実施、虐待者本人との面接を含めた適切な調査、診断・判定の実施、情報共有等、基本に立ち返った対応の徹底、改正法により導入された出頭要求等の制度の積極的活用等により、児童の安全確認、安全確保を最優先した対応を求める通知 |
| 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について | 平成20年3月28日 | 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課・初等中等教育局児童生徒課長連名通知19生参学第4号 | 2007年成立の児童虐待防止法等一部改正法の趣旨を示し、関係機関との連携等、児童虐待防止について適切な対応を求める通知。あわせて児童虐待の防止、被虐待児の保護・自立に対する支援施策への協力、施設入所児童の教育・自立支援に関する施設等との連携強化、職員の理解促進を留意事項として示す。 |
| 妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健医療の連携体制について | 平成20年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0331003号 | 虐待死亡事例で0歳児が多いことから、医療機関と保健機関の間で効果的に情報提供・共有するための連携体制を整備するために、情報提供の対象となる親や児童の状況、各関係機関の役割を示す通知 |
| 医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について | 平成20年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0331004号 | 医療ネグレクト事例において親権喪失宣告申し立て等、対象となる事例に即した現行法上対応可能な手続を具体的に示し、関係機関への周知を求める通知 |
| 児童相談所運営指針等の改正について | 平成20年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0331034号 | 「児童福祉法の一部を改正する法律」（平成20年法律第85号）が、一部の規定を除き、2008年4月1日に施行されること等に伴い、児童相談所運営指針、市町村児童家庭相談援助指針、要保護児童対策地域協議会設置運営指針を改正し、改正の内容について、児童相談所はじめ管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し、周知徹底を求める通知 |

| | | | |
|--|------------|---------------------------------------|--|
| 里親支援機関事業の実施について | 平成20年4月11日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇発第0401011号 | より家庭的な環境で愛着関係形成を図ることができている里親制度を推進するために「里親支援機関事業実施要綱」を定め、里親制度の普及促進、里親研修の実施、児童の委託までのマッチングの調整、里親家庭への訪問等による相談支援などの業務を総合的に実施することとする通知 |
| 児童養護施設における医療的支援体制の強化について | 平成20年6月12日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇発第0612014号の4 | 児童養護施設に入所する被虐待児、発達障害児の増加に伴い医療的ケアの必要性が高まっているところから、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応などを行うことよって医療的支援体制の強化を図ることを目的に、医療的ケアを担当する職員を配置する施設を都道府県知事等が定めることができること、運営の基準、担当職員の業務内容、経費等を定める通知 |
| 児童相談所を設置する市について | 平成20年8月29日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇発第0829001号 | 2008年6月20日の地方分権改革推進要綱を受けて、児童相談所設置市として政令で個別に定める際の考え方、政令指定の手続、留意点を示す通知 |
| 乳児家庭全戸訪問支援事業ガイドラインについて | 平成21年3月16日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇発第0316001号 | 「生後4か月までの全戸訪問事業」が2007年児童福祉法改正により、同法に「乳児家庭全戸訪問事業」として位置付けられたことから、その効果的な実施のために、事業目的、対象者、訪問時期、母子保健法にもとづく訪問指導との関係、地域の子育て支援事業との関係、訪問者、実施内容を示すとともに、具体的な実施方法を定める通知 |
| 養育支援訪問事業ガイドラインについて | 平成21年3月16日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇発第0316002号 | 「育児支援家庭訪問事業」が2008年児童福祉法改正により、同法に「養育支援訪問事業」として位置付けられ、市町村に実施の努力義務が課されたことから、市町村が当面取り組むべき内容（事業目的）、対象者、中核機関とその役割、訪問支援者、個人情報保護等を定め、その実施と充実を求める通知 |
| 児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業等について | 平成21年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇発第0331002号、雇発第0331004号 | 2008年に成立した児童福祉法の一部改正法により規定された乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業が社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置付けられたことに伴い、これらの事業について、事業者の義務、都道府県等の役割についてその取扱いについて示し、あわせて小規模住居型児童養育事業の運営について、地方自治体からの疑義照会に対する回答を示す。 |
| 児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業等にかかる税法上の取扱いについて | 平成21年3月31日 | 事務連絡 | 2008年に成立した児童福祉法の一部改正法により規定された乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業および小規模住居型児童養育事業が社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置付けられたことに伴い、法人税、登録免許税、消費税、不動産取得税、固定資産税等について課税の内容等を示す事務連絡 |
| 養育里親研修制度の運営について | 平成21年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇発第0331009号 | 養育里親研修制度の運営について、その実施主体、研修の趣旨・種類・研修対象者・研修の実施方法、修了認定等の留意事項を定める。 |

| | | | |
|-----------------------------------|------------|--|--|
| 小規模住居型児童養育事業の運営について | 平成21年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 第0331011号 | 2008年の児童福祉法の一部改正により創設された小規模住居型児童養育事業について、当該事業の設備、運営に関する基準を定める児童福祉法施行規則とは別に、「小規模住居型養育事業実施要綱」を定め、その目的、設備及び運営の主体、対象児童、対象人員、事業内容等を具体的に示す通知 |
| 被措置児童等虐待対応ガイドラインについて | 平成21年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉・社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 長連名通知 雇児発 第0331002号・障害発 第0331009号 | 2008年の児童福祉法一部改正法の施行を踏まえ、被措置児童等虐待の発生予防、早期発見、迅速な対応、再発防止のための取組みを総合的に進め、被措置児童等虐待防止に向けた関係部局の連携体制、通告に対する具体的対応等の体制整備、協議会との連携強化等の周知を求めめる通知 |
| 児童相談所運営指針等の改正について | 平成21年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 第0331034号 | 2008年の児童福祉法の一部改正法の施行を踏まえ、被措置児童等虐待、小規模住居型児童養育事業(ファミリーグループホーム)について新たに記述し、自立援助ホームについて記述を改めた通知 |
| 一時保護施設における学習環境の充実について | 平成21年4月1日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 第0401003号 | 一時保護所に保護された児童の保護期間の長期化に伴い、児童の学習環境の充実が求められていることにかんがみ、都道府県等の教育委員会との連携による現職教員の人材受け入れや教員OBの活用、それに必要な経費の保護基準の改善、児童福祉法28条申立等による長期化に対しては一時保護所区域内の学校への就学を検討すること等の対応を求めめる通知 |
| 学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について | 平成22年3月24日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0324第1号 | 江戸川区で発生した児童虐待が疑われながら死亡した事件で、学校と市町村、児童相談所等との連携が十分機能しなかったことにかんがみ、文部科学省と連名で「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」を作成し、対象児童、頻度・内容、依頼の手続き、機関間での合意、緊急時の対応等の事項について基本的な考え方を示し、その周知を求めめる通知。同様の通知は文部科学省からも発出されている(「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」(平成22年1月26日文部科学省初等中等教育局児童生徒課長発通知21初児生第29号))。 |
| 児童相談所運営指針等の改正について | 平成22年3月31日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0331第6号 | 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」(平成22年3月24日付け雇児発0324第1号)を策定したこと等に伴い、児童相談所運営指針等を改正し、その改正内容について周知徹底を求めめる通知 |
| 児童の安全確認の徹底について | 平成22年8月2日 | 雇用均等・児童家庭局長通知 雇児発 0802第1号 | 大阪市で発生した2児ネグレクト死亡事件で、児童相談所が関与していたにもかかわらず児童の安全確認が行われなかったことを重く受け止め、児童相談所による安全確認措置を講じたにもかかわらず安全確認ができていない事例の早急な確認、安全確認は行えたが児童相談所による関与を拒否し、児童の姿が確認できていない事例の早急な確認、かかる事例における対応方針の見直し、立入調査、臨検捜索を念頭に置いた対応、適時適切な一時保護等の実施を求めめる通知 |

| | | | |
|---------------------------|------------|-------------------------------------|---|
| 児童の安全確認の徹底に係る調査について | 平成22年8月10日 | 雇用均等・児童家庭局 総務課長通知雇児総 発0810第1号 | 大阪府で発生した2児ネグレクト死亡事件に関連する「児童の安全確認の徹底について」平成22年8月2日雇児総発第0802号第1号にもとづいて、都道府県で確認された児童の安全確認ができていない事例を把握することで、児童虐待防止の更なる強化のための検討材料とするための調査協力を求める通知 |
| 児童の安全確認の対応について | 平成22年8月18日 | 雇用均等・児童家庭局 総務課長通知雇児総 発0818第1号 | 大阪府での2児ネグレクト死亡事件に関連して、虐待通告を受けた場合の初期対応として「児童相談所運営指針について」(平成23年3月5日雇児総第133号厚生省児童家庭局長通知)による児童の直接の目視、所定時間以内の確認等初期対応の徹底や児童虐待に関する調査事項や調査方法の適切な運用を求める通知 |
| 居住者が特定できない事案における出頭要求等について | 平成22年8月26日 | 雇用均等・児童家庭局 総務課長通知雇児総 発0826第1号 | 大阪府で発生した2児ネグレクト死亡事件を受けて、居住者が特定できない事案における出頭要求については、関係機関への協力要請、出頭要求(児童虐待防止法8条の2)、立入調査(同法9条1項)、臨検捜索制度(同法9条の3)の活用を念頭に置いた対応を図るよう求め、あわせて保護者や児童の氏名等が判明しない場合の対応について示す通知 |
| 児童の安全確認の徹底に係る調査結果について | 平成22年9月30日 | 雇用均等・児童家庭局 総務課長通知雇児総 発0930第1号 | 児童相談所による安全確認について、2010年4月1日から同6月30日までの間、13,469件の虐待通告件数中、安全確認が必要と認められた件数12,920件、うち8月10日時点で安全確認ができていない件数12,641件、確認できていない件数279件、同8月30日時点で安全確認ができていない件数が261件であるとの調査結果を示す通知 |
| 「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について | 平成22年9月30日 | 雇用均等・児童家庭局 総務課長通知雇児総 発0930第2号 | 児童虐待による死亡事件が後を絶たない状況にかんがみ、児童の安全確認の基本的な考え方、通告受付時の対応の基本事項、対応の基本事項、安全確認の基本事項等、児童相談所が虐待通告を受理した段階から児童の安全確認を行うまでの対応方法や留意事項について取りまとめられた手引きに関する通知 |

資料2 児童福祉法分野判例リスト

| 判決日 | 裁判所 | 事件番号 | 事件名 | 主文 | 概要 | 掲載誌 | 評釈 |
|----------------|----------------------|-------------------|---------------------------------|------------|--|---------------|--|
| 1 H19.8.21 | 大阪家裁 (審判) | 平成19年(家) 2638号 | 児童福祉施設入所の 承認申立事件 | 承認 (確定) | <p>児相長が、単独親権者たる実母の育児放棄のために、知的障害児施設（第一種自閉症児施設）に一時保護委託中の児童（13歳女児・父未認知）について、現在入所中の知的障害児施設（第一種自閉症児施設）のほか、次の委託先とすることが適当であると考えられる情緒障害児短期治療施設、さらにその後の委託先として検討している児童養護施設又は児童自立支援施設への入所措置の承認を求めた事件で、実母の児童に対する監護態度は極めて不適切であった等、実母に児童を監護させることは、著しく児童の福祉を害することになり、児童には、知的面及び情緒面での治療的な関わりが必要と認められるとして、知的障害児施設（第一種自閉症児施設）への入所を承認した。また、次の委託先として児相長が求めていた他の3種類の施設については、種々の事情から知的障害児施設（第一種自閉症児施設）での入所に期間の制限があり、児童自立支援施設は、それぞれ処遇内容が異なり、単に年齢のみによって区別されるというものでもなく、児童について、なお知的障害児施設（第一種自閉症児施設）での入所を継続し、その結果を見ただで次の具体的な措置先を決定する必要があると認められるから、知的障害児施設（第一種自閉症児施設）の次の措置先につき承認を与えることは相当ではないとされた。</p> | 家裁月報60-7 p.79 | |
| 2 H19.10.15 | 横浜家 裁川崎支 部(審判) | 平成19年(家) 811号 | 児童養護施設入所措 置等承認申立事件 | 承認 (確定) | <p>児相長が、児童養護施設に入所中の児童（15歳女児）について里親委託措置の承認を求めた事件。実父母は、1993年に児童とその弟の親権者を母と定めて協議離婚したが、その後、実母は児童らを無認可保育園に預けたまま行方不明となり、児童らは1994年に乳児院に入所措置され、1995年には親権者を実父に変更された。児童らは乳児院を満年齢によって退所した後、一時里親委託されていたが弟の喘息への対応が困難となつたために、現在は児童養護施設に入所しており、また、単独親権者たる実父は、児童と弟が別々のところで生活する点に難色を示し、児童の里親委託に同意していない。裁判所は、集団生活にうまく適応できない児童にとっては、個別的に細やかな対応のできる里親委託が有効であり、児童は、里親と良好な関係を築き、里親の下で安定していること、児童も里親に委託されることを希望していること、児童相談所も、将来的には児童の弟も同じ里親に委託することも想定していること等の事情に照らした上で、児童の福祉のために、里親委託措置を承認した。</p> | 家裁月報60-7 p.84 | 許未恵・民商 法雑誌140-1 p.121 |
| 3 H19.12.21 | 東京家裁 (審判) | 平成19年(家) 6813号 | 児童福祉施設入所措 置等の期間更新の承 認申立事件 | 承認 (確定) | <p>児相長が、児童養護施設への入所措置承認審判（平成17年9月5日審判）に基づいて同措置がとられている児童（7歳）の児童養護施設入所措置の期間更新の承認を求めた事件で、実母は、児相の指導に否定的であり、児童が家庭において健全な養育を受けるための環境作りや、実母の養育に対する考え方の修正に向けた働きかけは全く進展していない状況であること、養父は、出所後再び覚せい剤取締法違反で実刑に処せられており、従前の生活態度に対する反省が全く認められないこと、児童は、現在施設で安定した生活を送っているものの、実母及び養父から受けた被害待経験による精神症状が依然として続いている等、日常的な支援や指導、継続的な心理的ケアが必要な状況にあること等から、本件入所措置を継続しなければ著しく児童の福祉を害するおそれがあるとして、児童養護施設入所措置の期間を更新することを承認した。また、裁判所は、入所措置承認審判時になされた指導措置勧告の内容に沿った指導が進展していないとして、児相長に對して、児童福祉法28条6項に基づき、前審判指導勧告と同内容の事項について勧告をした。（なお、前審判は家裁月報57-11 p.73に掲載されている。）</p> | 家裁月報60-7 p.87 | 南方暁・速報 判例解説(法 学セミナー増 刊) Vol.1 p.4 |

| | | | | | | | | |
|--------|----------|--------------|--------------------|------------------------|------------|---|----------------|-------------------------------|
| 4 | H20.7.3 | 大阪家裁 (審判) | 平成20年 (家)2607号 | 児童福祉施設入所の 承認申立事件 | 却下 (確定) | 児相長が、脳挫傷等の受傷状況から虐待が疑われた児童(0歳)について児童の乳児院入所措置の承認を求めた事件で、裁判所は、児童に対して実父による虐待があったことを認定する一方で、児童については、入院による継続的な観察や治療は必要ないことから、症状の観察のために乳児院に入所させるまでの必要は認められないこと、父母が単なる仮装や方便ではなく、現実には婚姻関係が破綻した結果として離婚に至っており、虐待者である実父が自宅を退去した現在では、児童を実母の下に戻すことが養育上特に不適切であると考えられること、さらに、実母については、保育士の資格も有し、児童とその姉の養育に関して虐待に類する行為は一切うかがわれず、むしろ養育も熱心であったことがうかがわれることから、実母に関して、児童を監護させることが著しく児童の福祉を害するといふべき事情は認められないとして、申立てを却下した。 | 家裁月報61-8 p.103 | 山口亮子・民 商法雑誌141- 6 p.101 |
| 5 | H20.7.14 | 東京家裁 (審判) | 平成19年(家) 11538号 | 児童福祉施設入所措 置等の承認申立事件 | 認容 (確定) | 児相長が、実兄に対する暴行を原因として実父母が逮捕されたことを契機として一時保護され、児童養護施設に一時保護委託中の児童(4歳)について、児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件で、児童が実父母から実兄に対する暴行行為を直接目撃したことについては不明であるが、児童の言動からすると実父母から実兄に対する度重なる暴行によって児童が心的外傷を受けたことが推認されることが、児童を虐待環境から切り離し安定した環境の中で生活させることにも、ある程度長期にわたって専門的な働き掛けを行う必要があること等に加え、児童相談所において、段階的に児童を親権者たる父母の下に戻すための父母と児童の再統合プログラムを策定していることも併せて考慮すると、本件においては、児童の父母らに児童を監護させることが著しく児童の福祉を害すること、児童を児童養護施設に入所させることを承認した。また、裁判所は、再統合プログラムが円滑に実施されるためには、児童の父母らにおいて現状の問題点を認識することにも適切な養育方法に向けての努力が重要であるとして、児相長に対して、児童福祉法28条6項に基づき、親権者らに適切な指導の措置をとることを勧告をした。 | 家裁月報61-8 p.111 | 許末恵・民商 法雑誌142-1 p.131 |
| 6 ① | H21.1.23 | 大阪家裁 (審判) | 平成20年 (家)6147号 | 児童福祉施設入所期 間更新承認申立事件 | 却下 | 児相長が、児童養護施設への入所措置承認審判(2004年)を受け、その後入所措置の期間更新承認審判(2007年)を受け同措置がとられている児童(15歳女児)の児童養護施設入所措置の再度の期間更新の承認を求めた事件で、裁判所は、単独親権者である父が現在入院中であり、退院後の住居も児童との同居を前提としたものではないこと、審判後も親子の再統合に向けた動きが必ずしも十分ではないこと、児童が施設からの高校進学を希望し、父もそうした内容に同意していること等の事情から、今後も児童は児童養護施設において生活するものとすることが児童の福祉に適用するものということができる。したがら、本件では、父が明確に児童福祉法27条1項3号による児童の施設入所に(実質的に無条件に)同意する旨の意思を示しており、いわゆる同意入所に切り替えることに大きな支障はないものと考えられ、本件においては、「当該措置を継続」(児童福祉法28条2項ただし書)しなくとも、児童は児童養護施設において生活ができるのであり、著しく児童の福祉が害されるおそれがあるものと認めることは困難であるとして、児童の児童養護施設入所措置の期間更新承認申立を却下した。さらに、裁判所は、児相において、今後は、父からの連絡に応じるのみといった受動的な対応ではなく、積極的に父へも働きかけをなす、しかるべき時期に本件親子の統合ができるよう、援助を続けていくことが望まれると付言した。 | 家裁月報61-8 p.97 | |

| | | | | | | | | | |
|--------|----------|---------------------------|-----------------------------|------------------------------|-------------------|------------------------------|---|---------------|--|
| 6 ② | H21.3.12 | 大阪高裁 (決定) | 平成21年(ワ) 124号 | 児童福祉施設入所期間更新承認申立却下審判に対する抗告事件 | 取消・ 認容 (確定) | 児童福祉施設入所期間更新承認申立却下審判に対する抗告事件 | 児童による抗告を受け、抗告審は、父が、児童に頻りに電話をかけ、数回であるが児相を訪問し、その際、児童の安否を尋ね、児童への贈り物を持参する一方で、児童の施設入所に対して不満を示し、児相の職員等に対する脅迫的な発言をするなど、児童の施設入所や引き取りをめぐる父の心情が、なお穏やかでないこと、父の健康状態や生活状況が安定したものとはいえないこと、児童は、父に対して手紙や贈り物をするなど、以前に比べて父に対する心情は緩和しているが、父との同居を希望するまでは至らず、今後も本件施設で生活し、同施設から高校に通うことを希望していることを認定した上で、父は、児童の希望を知り、父なりにこれを了解し、同意書に署名捺印したものと考えられるが、父の心情やこれまでの児相への対応、父の健康状態や生活状況等にかんがみると、その同意は必ずしも父の心情を反映するものではなく、父が児童の引取りを希望して、同意を翻意する可能性は大きいといえ、なお、本件入所措置は親権者たる父の意に反する場合に当たるといふべきである等、入所措置を継続しなれば児童の福祉を著しく害するおそれがあるとして、原審判を取り消し、措置の期間更新を承認した。 | 家裁月報61-8 p.83 | 田中通裕・民 商法雑誌142- 2 p.107 |
| 7 | H21.3.24 | 秋田家裁 (審判) | 平成21年(家) 114号 | 児童福祉施設入所措置等の期間更新の承認申立事件 | 却下 (確定) | 児童福祉施設入所措置等の期間更新の承認申立事件 | 児相長が、児童養護施設への入所措置承認審判(2007年)に基づいて同措置がとられている児童(男児)の児童養護施設入所措置の期間更新の承認を求めた事件で、裁判所は、単独親権者である実母は、児相や児童の入所施設に対して批判的な言動をしつつも、(1)自らの児童に対する対応の仕方に行きすぎた部分があったこと、これを改める必要性、児童の養育方法について児相ほかの関係機関の関与を受け入れる必要性を各認識していること、(2)母が児童のための居室を準備し、経済的にも児童を受け入れることが可能な状況にあること、(3)児童が母との同居を強く望んでいることが認められることを認定したうえで、措置を継続しなれば母が児童を虐待し、著しくその監護を怠るなどして著しく児童の福祉を害すると認めるとして、児童の児童養護施設入所措置の期間更新承認申立を却下した。 | 家裁月報62-7 p.79 | 竹中智香・民 商法雑誌144- 3 p.82 |
| 8 ① | H21.4.3 | 大阪家 裁府和 田支部 (審判) | 平成20年 (家)1345号、 1346号 | 児童福祉施設入所の承認申立事件 | 却下 | 児童福祉施設入所の承認申立事件 | 児相長が、同意入所から一時保護に切り替えられた児童らについて、児童らの異父姉に対する性的虐待について有罪判決が下された実父による性的虐待のおそれがあることなどから、児童らの入所措置(児童養護施設・乳児院)の承認を求めた事件。裁判所は、実父による児童らに対する性的虐待の恐れが児相長が主張するほどは大きくないこと、実母による性的虐待等の黙認があったとは認められないこと、実父母の監護能力には不安がないわけではないが、その監護意欲は低くないこと、経済的状況に問題がないことなどから、本件においては、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合に当たるとまでは認められない」として、申立てを却下した。 | 家裁月報62-7 p.68 | |
| 8 ② | H21.9.7 | 大阪高裁 (決定) | 平成21年(ワ) 488号 | 児童福祉施設入所の承認申立却下審判に対する抗告事件 | 取消・ 認容 (確定) | 児童福祉施設入所の承認申立却下審判に対する抗告事件 | 上記審判に対する抗告審。裁判所は、原審の認定した事実を一部修正した上で、実父母の監護能力及び監護者としての適格性に疑問があること、育児の主体となったことが予想される実母の健康面にも不安があること、実父が児童らの異父姉に対する性的虐待のため執行猶予中であることを考慮しても、実母だけで児童らが性的虐待の被害に遭うことを防止できるかについて疑問があること、児相長が一定期間実父母に対して適切な指導を行う必要があることなどを認め、児童らを直ちに実父母の監護に服させるのでは児童らの福祉を著しく害する恐れがあり、実父母が児童らを監護養育するのに先立ち、1年程度の準備期間が必要であるなどとして、申立てを却下した原審判を取り消し、児童らについて、児童養護施設、児童養護施設又は乳児院への入所措置をそれぞれ承認した。 | 家裁月報62-7 p.61 | 山口亮子・ 民商法雑誌 144-3 p.88 羽生香織・速 報判例解説 (法学セミナー 増刊)8 p.141 |

| | | | | | | | | | |
|--------|-----------|--------------|------------------|--------------------------|--------------------------|--------------|---|---------------|--|
| 9 ① | H21.8.7 | 熊本家裁 (審判) | 平成21年(家) 323号 | 児童福祉施設入所措置の承認申立事件 | 児童福祉施設入所措置の承認申立事件 | 認容 | <p>児相長が、2度にわたり実母の服用していた精神薬を服薬し救急搬送された児童について、実母の「代理によるコミュニケーション障害」が疑われ、仮に故意の投薬でないとしても薬の管理について実母の監護能力が疑われることを理由として、児童養護施設への入所措置の承認を求めた事件。裁判所は、実母が故意による服薬をさせたことを否定する以上、他に証拠のない本件では、誤飲が実母による故意による服薬とすることは困難であるとす一方、実母の体調不良が児童の養育に支障を来していること、実母の薬物管理に問題があることなどから、「保護者に監護させることが著しく当該児童の福祉を害する場合」に当たるとして、児童を児童養護施設に入所させることを承認した。</p> | 家裁月報62-7 p.85 | |
| 9 ② | H21.10.15 | 福岡高裁 (決定) | 平成21年(ワ) 311号 | 児童福祉施設入所承認申立認容審判に対する抗告事件 | 児童福祉施設入所承認申立認容審判に対する抗告事件 | 抗告棄却 (確定) | <p>抗告審は、原審の認定した事実を一部修正したほかは、前記原審判の判断を支持し、抗告を棄却した。</p> | 家裁月報62-7 p.93 | |

資料3 民法（家族法）分野判例リスト

| 判決日 | 裁判所 | 事件番号 | 事件名 | 主文 | 概要 | 掲載誌 | 評釈 |
|---------------|--------------|----------------------------|--|------------|--|-------------------|--|
| 1 H20.1.24 | 高松家裁 (審判) | 平成19年(家) 427号 | 管理権喪失宣 告申立事件 | 認容 (確定) | <p>本件未成年者Aは、1988年に、申立人X(実母)と事件本人B(実父)との間に生まれた子である。1997年、XBは、Aの親権者をBと定めて協議離婚した。その際、Bは無職であったが、Bの父Cが不動産などの財産を有していたために、Xが希望してBをAの親権者としたものであった。2001年にCが死亡し、Aは遺贈によって、Bは相続によって、一筆の土地を取得した(共有持分、各2分の1ずつ。本件土地については、その後、分筆が繰り返され、2007年の時点で五筆の土地となっている)。この他に、Bは、二筆の土地をCから相続により取得し、さらに、一筆の土地について相続によって持分25分の14を取得している(なお、Bは、2003年に共有物分割を原因として残りの共有持分25分の11も取得した)。2005年、Bは、債務返済のために、自己所有の三筆の土地とAと共有の土地の一部の持分2分の1をDに売却したが、その際に、Bは、当該土地のAの持分2分の1についてもDに売却した。Aの持分を売却するに当たり、Bは、Aに対して土地売却の旨と1300万円を売れる予定であることなどを持ちかけ、これに対して、Aは売却代金のうち200から250万円は大学の授業料としてもらいたいと伝え売却を了承したが、BからAに入金されることはなかった。さらに、Bは、2007年に、Aに無断でA所有の土地を売却することを予定した。同年、Bが本件土地を売却しようとしていることに気づいたXは、Aの財産を守るために、本件財産管理喪失宣告請求を申し立てるとともに、審判前の保全処分として管理権者の職務執行停止・職務代行を選任を申し立てた(なお、同日付で、BのAに対する職務の執行を停止し、Xを職務代行者に選任する等の審判が出ている)。裁判所は、Bが離婚当時から相当の負債を抱えていたこと、Bが債務返済のために2005年にA所有の不動産を売却し、Aの申入れにもかかわらず、その売買代金をAの希望どおり大学の授業料として使用しなかったこと、2007年には、今度はAに無断でAの不動産を売却しようとしたことを認定し、さらに、Bの説明する不動産の所有者及び処分経過が事実と一致せず、Bの説明を前提としてもその管理が適切でないことは明らかであること等を認めた上で、Bは、管理が失当であったことよってAの財産を危うくしたものと認められるとして、財産管理権の喪失を宣告した。</p> | 家裁月報 62-8 p.89 | 古畑淳・季刊教育 法167 p.92 奥山恭子・民商法 雑誌144-2 p.307 |
| 2 H20.1.25 | 津家裁 (審判) | 平成20年 (家口) 501号、502号 | 親権者の職務 執行停止・職 務代行を選任 (審判前の保 全処分) 申立事件 | 認容 (確定) | <p>本件は、見相長が、未成年者(3カ月、男児)の父母が未成年者の手術・治療に同意しないことを理由に申し立てた親権喪失宣告申立事件を本案とする審判前の保全処分として親権者の職務執行停止・職務代行を選任を求めた事件である。未成年者の病状は、進行中の右眼の腫瘍と右眼と比較して腫瘍の左眼腫瘍が認められ、右眼の眼球摘出手術、左眼の局所治療及び全身化学療法を行えば、約90パーセントの確率で治療が見込まれるが、右眼の視力が失われるのに加え、左岸の視力もほぼ失われると診断されている(これに対して、緊急に手術・治療をしなければ、腫瘍の眼球外浸潤がおこり、数か月以内には死亡することになる)。未成年者の父母は、再三にわたり医師等から未成年者の病状と手術・治療の必要性の説明を受けたが、障害を持つ子供を育てていくことに不安があるとの理由から、手術・治療に同意していない。裁判所は、父母が、未成年者の親権者として、適切に未成年者の監護養育に当たれば死亡を免れない状況にあるのに、父母は再三の説得にもかかわらず手術・治療を施さなければ死亡を免れない状況にあるのに、父母は再三の説得にもかかわらず同意をせず、このまま事態を放置することは未成年者の生命を危うくするものであるし、父母の対応に合理的理由を認めることはできず、さらに、父母の対応は、親権を濫用し、未成年者の福祉を著しく損なっていると解されるものであって、父母から同意を得る時間的余裕もない等として、父母の親権者としての職務の執行を停止させ、弁護士を職務執行代行者に選任した。</p> | 家裁月報 62-8 p.83 | 古畑淳・季刊教育 法167 p.93 羽生香織・民商法 雑誌144-2 p.313 |

| | | | | | | | | |
|---|----------|-------------------------------|-------------------|--|---------------------------------|---|-----------------------|---|
| 3 | H20.1.30 | 東京高裁 (決定) | 平成19年(ラ) 1685号 | 子の監護者及び 指定審判及び 子の監護に関 する処分(子 の引渡し)申 立却下審判に 対する抗告事 件 | 一部取消・ 申立却下、 一部抗棄却 (確定) | <p>本件は、未成年者の祖父母(相手方ら)が、同居している未成年者について、その監護者と して相手方らを指定することを求めたのに対して、未成年者の親権者である母(抗告人)が、 相手方らに対して、未成年者の引渡しを求めた事件である。原審であるさいたま家裁は、未 成年者の監護者を相手方らをと定め、抗告人の申立てを却下する旨の審判をした。そこで、 抗告人が、原審判の判断を不服として、抗告を申し立てたのが本件である(本件決定は、原 審判の状況を含めて事実関係が明確ではないが、これまでの民法766条事件との関連でこ こで紹介することとした)。裁判所は、家庭裁判所が、家事審判法9条1項に定められた審判 事項及び同法9条2項によって他の法律において特に家庭裁判所の権限に属された事項につ いて審判を行う権限を有し、それ以外の事項については、審判を行う権限を有しないと述べ た上で、(1)相手方らの申立てについては、未成年の子の父母以外の親族が自らを監護者 として指定することを求めることは、家事審判法9条1項乙類4号の定める審判事項に当たら ず、同法その他の法令において未成年の子の父母以外の親族が自らを監護者として指定する ことを求めることを家庭裁判所の審判事項として定める規定はないことから、不適法として却 下すべきとされ、(2)抗告人の申立てについては、その根拠とされる家事審判規則53条は、 家庭裁判所が、家事審判法9条1項乙類4号に基づき子の監護者の指定その他の子の監護に ついて相応な処分を命ずる審判において、子の引き渡しを命ずることができ旨で定められて いるのであり、家事審判法9条1項乙類4号が定める審判事項以外の事項を家事審判規則53条 が審判事項として定める趣旨のものではないことが明らかであり、その他民法及び家事審判 法が審判事項として定める趣旨の場合に、親権者が未成年者を現に監護する者に対し て家庭裁判所が審判により未成年者の引き渡しを命ずることができ旨を定める法令上の親 権は存しないことから、抗告人の申立ては、法により家庭裁判所の審判事項として定められ ていない事項について家庭裁判所の審判を求めるものというわけではないとして、不適法として 却下すべきとされた。</p> | 家裁月報 60-8 p.59 | 梶村太市・判例タイ ムズ1281 p.142 二宮周平・判例タイ ムズ1284 p.153 野田愛子・判例タイ ムズ1285 p.22 平田厚・民商法雑 誌139-4・5 p.575 梶村太市・別冊判 例タイムズ25(平成 20年度主要民事判 例解説) p.112 |
| 4 | H21.5.21 | 青森家庭裁 判所五所川 原支部 (審判) | 平成19年(家) 117号 | 特別養子縁組 成立申立事件 | 認容 (確定) | <p>申立人であるAB夫婦が、養子となるべき者Cを特別養子とする審判を申し立てた事件。C は、D(実父)E(実母)夫婦間の二男として2002年に出生したが、2003年に、生後11カ 月で受診した病院から低体重や予防接種の未接種等を理由として児童相談所に通告がなさ れ、緊急一時保護の後に乳児院に入所措置が取られた(Cの実兄F(2000年生)について も、2000年と2001年にネグレクトを理由として通告され、乳児院、児童養護施設入所を経 て、2004年以降は里親委託されている)。DEは、2003年に離婚し、EがCFの親権者となっ た。Cは、2004年に、AB夫婦に里親委託され、現在まで引き続きAB夫婦に監護養育さ れている。AB夫婦は、2004年にも一度、Cを特別養子とすることを前提にしてこれを取り であるDの同意が得られなかったことから、再度の申立てをすることを前提にしてこれを取り 下げた。本件の特別養子縁組の申立てについて、Cの実母であるEはこれに同意しているも の、実父であるDは、Cを引き取りたい旨述べ、これに同意していない。裁判所は、AB 夫婦によるCの監護状況等から、CをAB夫婦の特別養子とすることがその利益のために 特に必要であることを認め、実父Dの同意がない点については、CFだけでなく実父 Dの他の子についても児童養護施設入所や里親委託措置等がなされていること、実父Dが、 Cの特別養子縁組に反対し、親権者変更の手続を行う旨回答しているにもかかわらず、なん ら引取りのための手続をしていないこと、家庭裁判所調査官の照会に応答せず審問期日に 出頭しないこと等から、実父Dの行動は同意権の濫用にあたるものであり、不同意を認 する事由がある場合に該当すると、実父Dの同意なしに特別養子縁組の成立を認容した。</p> | 家裁月報 62-2 p.137 | 梅澤彩・月報司法 書士460 p.90 伏由子・速報判 例解説(法学セミ ナー増刊)7 p.113 |

資料 4 刑事法分野判例リスト

| 判決日 | 裁判所 | 事件番号 | 事件名 | 主文 | 概要 | 掲載誌 | 評釈等 | 備考 |
|---------------|----------------------|-----------------|--|--------------|---|--------------------|-----|----------------|
| 1 H19.7.18 | 東京家裁 (決定) | 平19(少) 1727号 | 19歳の少年に対する窃盗、ぐ犯保護事件において、少年を中等少年院送致とした事例 | 中等少年院送致 | 少年の窃盗及びシンナー吸引に係るぐ犯の事実に対する保護処分について、少年の窃盗に対する規範意識は著しく鈍磨しており、違法薬物に対する親和性及び依存性並びに認識の甘さを考慮すると薬物事犯に係るぐ犯性は極めて大きいことに加え、幼少期から、母又はその交際相手より著しい身体的及び心理的虐待を受け続け、児童相談所に計5回一時保護され、児童養護施設に入所したこともあったといえ、愛情欲求が満たされない生育歴を経たために自分を受け入れる存在を渴望するという資質的な問題点は根深く、また、少年に保護環境がないこと等に鑑みれば、少年に前歴がないことを考慮しても、矯正施設に収容して、自己の問題点を改善させるとともに、社会に戻った際に母として幼い子を育てるといふ現実を正確に把握させる必要があるとして、少年を中等少年院に送致すると決定した。 | 家裁月報 60-1 p.139 | | (被虐待者による犯罪・非行) |
| 2 H19.7.20 | 奈良地裁 (判決) | 平18(わ) 454号 | 雇い入れた女性とその実子を自宅に寄宿させていた間、自宅浴室内で暴行を加えて傷害を負わせた事例 | 懲役6年 | 被告人が、風俗店店長を務めていた頃に風俗嬢として雇い入れたA及びその子Bを自宅に寄宿させていたところ、自宅の浴室内において、B(当時生後8か月)に対し、その身体を強く揺さぶり、顔面を殴るなどの暴行を加え、Bに完治不能の急性硬膜下血腫等の傷害を負わせたという事案につき、被告人がBの顔面を殴ったり、その身体を強く揺さぶったりした際、被告人にBに対する未必的殺意があったと認められるには、合理的な疑いが残り、被告人の前記所為は刑法204条に該当するとして、被告人を懲役6年に処した。 | 裁判所HP | | (身体的虐待事例) |
| 3 H19.9.13 | 札幌高裁 (判決) | 平18(う) 351号 | 当時6歳の被害者にタバコの火を押しつけたと認めるにはなお合理的な疑いが残るといふべきであるとして、控訴を棄却した事例 | 控訴棄却 (無罪) | 被害者の母親と交際していた被告人が、当時6歳の被害者Aに対し、タバコの火を押しつけ、腕や足の4か所に熱傷及び統発性膿疱疹の傷害を負わせたという公訴事実に対し、原判決が被告人を無罪としたため、検察官が控訴した事案につき、Aの年齢やその供述内容に照らすと、タバコを押しつけられた旨の供述内容は相当具体的なものと評価でき、被告人がタバコの火を押しつけられたという証言は一応信用できるようなみえが、本件創傷がタバコによる熱傷により生じた可能性が非常に高いことを前提にしても、被告人が本件創傷を負わせたとするAの供述には拭い難い重大な疑問点があることからすると、被告人がAにタバコの火を押しつけたと認めるにはなお合理的な疑いが残るといふべきであるとして、控訴を棄却した。 | 裁判所HP | | (証言能力) |
| 4 H19.9.20 | 水戸地裁 土浦支部 (判決) | 平19(少) 363号 | 非行及びぐ犯の事案で、少年の家庭状況や生活力に照らして少年を中等少年院送致とした事例 | 中等少年院送致 | 少年は、B及びCと共に謀の上、女子高校生から現金を喝取することを企て、D及びEらに対し、金員を要求し、さらに暴行を加える等して金員を喝取しようとしたが、同人が店内に逃げ込み、店員を介して警察に通報したためその目的を遂げなかった非行、及び、少年が正当な理由なく家庭に寄りつかず、犯罪性のある人と交際する等して、そのまま放置すれば将来犯罪行為を犯すおそれがあるといふぐ犯の事案につき、少年の家庭状況はしばしば虐待を通告されていたなど悪いもので、性格傾向についての家庭調査官調査及び少年鑑別所の鑑別結果や就職状況から、少年が自ら勤労して健全な生活を営む力を持ち合わせていないと判断されること、少年が小学校低学年から非行を繰り返しており、保護され施設に入所することを繰り返しても改善がみられないこと等から、少年を中等少年院送致とした。 | 裁判所HP | | (被虐待者による犯罪・非行) |

| | | | | | | | | | |
|---|-----------|----------------------|---------------------|---|------------|--|-----------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 5 | H19.11.13 | 札幌高裁 (判決) | 平19(う) 144号 | 母親と共謀の上、母親の内縁の夫である被害者を殺害し、その死体を遺棄した事案について、被告人の少年には、被害者を殺害し、その死体を遺棄した事案につき、被告人の少年には、直ちに刑事処分を相当とする事情がないとして、懲役刑の原判決を破棄し、家庭裁判所に移送した事例 | 破棄移送 | 母親と共謀の上、母親の内縁の夫である被害者を殺害し、その死体を遺棄した事案について、原審は懲役2年6月以上3年6月以下を言い渡したが、控訴審において、被告人は、本件当時16歳6か月で、本件各犯行は故意に被害者1名の人命を奪った重大事件であるものであり、少年法20条2項所定の原則檢察官送致事件ではあるが、被告人のこれまでの育成歴等にも照らすと、被告人の判断力は社会適応性の未熟さが強く現れているものとみることができ、被告人の妹に對する被害者の虐待も引き金になっていることから、直ちに刑事処分を相当とする事情とはいえず、刑罰を科すよりも保護処分によってその健全育成を図ることが相当と認められる特段の事情があるものとして、原判決を破棄し、函館家庭裁判所に移送した。 | 季刊刑事 弁護58 p.198 | 中島宏・季 刊刑事弁護: 無罪判例要 旨58 | (被虐待者 による犯罪・ 非行) |
| 6 | H19.12.17 | 札幌地裁 室蘭支部 (判決) | 平19(わ) 24号 | 交際相手の長男と三男を自宅に置き去りにして、長男を遺棄、三男を殺害した上、死体を遺棄した事例 | 懲役15年 | 3歳の長男と1歳3か月の三男を養育していた実母である被告人が、同人らの存在が疎ましくなり、その世話を厭う気持ちから、ドアに鍵をかけて容易に他者が立ち入りできない状態にした上で自宅から立ち去って同人らを置き去りにし、1か月余りの間一度も自宅に戻ることなく同人らを放置し、三男を脱水及び栄養不良による飢餓、低体温又はその競合により殺害するとともに長男を遺棄し、三男の死体を遺棄した殺人、保護責任者遺棄及び死体遺棄の事案につき、被告人の刑事責任は極めて重く、被告人を懲役15年に処した。 | 裁判所 HP | (ネグレクト 事例) | |
| 7 | H20.4.3 | 東京地裁 (判決) | 平12(合 わ)274 号 | 実子に対する傷害致死事件において、被告人兩名を有罪とするには合理的な疑いが残るとされた事例 | 無罪 | 事件当時4歳の実子に対する傷害致死の公訴事実について、裁判所は、検察官において、被害児は死亡する直前まで継続的に強度の暴行を加えられていたもので、被害児にそのような暴行を加え続ける人物としては被告人兩名以外には想定することができず、したがって、被害児兩名が被害児に対する一環として継続的に強度な打撃を加えたことにより被害児を死に至らしめたものと主張を改め、医師の鑑定書等により上記の想定に沿った事実を立証するとい、いわば消去法的な立証方針を採用するに至ったと認定し、被害児の死因は、背部及び左右下肢の打撲若しくは圧迫による外傷性ショックであると認められるものの、本件において取調べた全証拠を総合しても、上記死因をもたらし暴行が被告人兩名が共謀して加えた暴行によるものと認定するには合理的な疑いが残り、被告人らの共謀に基づく暴行によって惹起されたとの証明があったと認めることはできないとして、無罪を言い渡した。 | 判タ1293 p.307 | (その他) | |
| 8 | H20.6.11 | 東京高裁 (判決) | 平19(う) 449号 | 当時3歳の被告人の二男を死亡させた傷害致死被告事件につき、共犯者の被害者に対する暴行を阻止することなく容認していたこと、被告人が共犯者の暴行を阻止するに当たるとして事例 | 懲役3年 6月 | 被告人が、当時3歳の被告人の二男である被害者に対し、暴行を加えた上、下半身裸のまま約1時間屋外に出し、被告人方を訪れた甲と共謀の上、甲において、被害者に対し、その後頭部を床等に打ち付けるなどの暴行を加え、よって急性硬膜下血腫等の傷害を負わせ、同傷害により死亡させた傷害致死被告事件の控訴審において、甲の不在証明が破れたことに踏まえ、甲の関与をい、被告人の新供述は排斥できず、被告人の単独犯行を認定した原判決には、結果的に事実の認定があり、これが判決に影響することは明らかである等として、原判決を破棄し、その上で、先行行為として既に被害者に対して相当な暴行を加えていた被告人には他の者によるさらなる暴行を積極的に阻止すべき義務があること、共犯者による暴行の懲罰は被告人が十分予想しうる範囲内であったこと、また、被告人が共犯者の暴行を止めることはその途中でも可能であったことにかんがみれば、被告人は共犯者の暴行を阻止することなく容認していたと認められるから、被告人の責任は、幫助犯に止まるものではなく、不作為の正犯者のそれに当たるといふべきであるとして、被告人に傷害致死罪の正犯としての責任を認めた。 | 判タ1291 p.306 | 中森喜彦・ 近畿大学法 科大学院論 集7 p.125 | (不作為によ る関与) |

| | | | | | | | | |
|----|----------|--------------|--------------------|--|---------|--|--------------------|----------------|
| 9 | H20.6.27 | 大阪地裁 (判決) | 平20(わ) 1151号 | 同棲していた交際相手の子である6歳の女児に対して、長時間にわたって暴行を加えて死亡させた事案で、被告の日常的な暴行等を目的として行われたこと、被告と被害者の関係が悪化することをおそれて被告人に迎合する態度をとっていたこと、被告人の被害者に対する暴行が繰り返され、被告人自身の問題が大きいこと、被告人の経緯については被害者自身の問題が大きいこと、被告人の経緯や動機に特別酌量すべき事情はないこと、基本的評価は動かないこととして、被告人を懲役7年に処した。 | 懲役7年 | 同棲していた交際相手の子である6歳の女児に対して、長時間にわたって暴行を加えて死亡させた事案で、被告の日常的な暴行等を目的として行われたこと、被告と被害者の関係が悪化することをおそれて被告人に迎合する態度をとっていたこと、被告人の被害者に対する暴行が繰り返され、被告人自身の問題が大きいこと、被告人の経緯については被害者自身の問題が大きいこと、被告人の経緯や動機に特別酌量すべき事情はないこと、基本的評価は動かないこととして、被告人を懲役7年に処した。 | 裁判所 HP | (身体的虐待事例) |
| 10 | H21.6.16 | 水戸家裁 (決定) | 平21(少) 222・249号 | 18歳の少年に対する窃盗、傷害、器物損壊保護事件において、中等少年院に送致し、併せて保護観察所長に対して環境調整命令を発した事例 | 中等少年院送致 | 少年が、当時の交際相手であるCと些細なことから口論になった末、Cに腹を立てて、同様に暴行を加えて傷害を負わせるとともに、同人の携帯電話を壊したという窃盗の各事案につき、本件各非行それぞれ自体をみれば比較的軽微であり、また、実母から虐待を受けたことによる児童相談所の一時保護や児童養護施設の入所などがあつたとはいえず、少年のこれまでの生育歴や資質に問題があり、また、健全な生活とはかけ離れた現在の生活状況、それに伴う再非行のおそれ、保護環境等を総合考慮すれば、少年の抱える問題は根深く、深刻であり、その要保護性は大きく、中等少年院に収容して、矯正教育を施すこと、性格の矯正を図り、規範意識や健全な価値観を涵養することが相当である等として、性別の矯正を巡り、規範意識や健全な価値観の環境調整に関する措置を命じた。 | 家裁月報 61-10 p.87 | (被虐待者による犯罪・非行) |
| 11 | H21.7.13 | 神戸地裁 (判決) | 平21(わ) 1158号 | 前夫との間の次女(当時5歳11か月)に対して暴行を加えて死亡させた事案で、被告人なりに被害者を何とか育てたいと努力しようとしていた一面もあること、被告人を懲役5年に処した事例 | 懲役5年 | 被告人が、離婚した前夫との間の次女(当時5歳11か月)である被害者に対し、その頭部を激しく揺さぶる、あるいは、その頭部を同所に置かれた布団等柔らかいものに打ち付けるなど外傷を伴わない何らかの暴行を加え、被害者に急性硬膜下血腫の傷害を負わせ、脳腫脹により死亡させた事案で、被告人の前記暴行は故意に加えられたものと認められた上で、被害者の被害者に対する虐待につき、日常から暴行を加えていたのではないかと疑いがあるという限度で量刑上考慮し、日常から暴行を加えていた期間をすくなくとも被害者とうまく接することができず、両親の過干渉があり、夫にも相談できず、他に3人の子をかかえ、被害者の育児に大きな不安を抱きながらも、被告人なりに被害者を何とか育てたいと努力しようとしていた一面もあることなどを被告人のために酌むべき事情として指摘し、懲役5年に処した。 | 裁判所 HP | (身体的虐待事例) |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|----------------------|-----------------------|--|---------|--|--------------------|-------------------------|
| 12 | H21.7.14 | 福岡地裁 飯塚支部 (判決) | 平20(わ) 82・179 号 | 食事を一切与えず、かつ水分を摂ることも禁じ、また、断続的に殴打することを繰り返した保護責任者遺棄及び傷害の事例 | 懲役3年 | 被告人が内縁関係にあったBと共謀の上、Bの妻子である当時6歳の被害者に対し、椅子にビニールテープで縛り付けた上、その顔面を手拳で殴打するなどして加療約1か月半を要する上口唇裂傷等の傷害を負わせた傷害、及び、約2か月間にわたり、食事を減らしたり与えなかつたことにより被害者が衰弱していたのに、その後も食事を抜くなどの措置を継続して生存に必要な保護をしなかつたという保護責任者遺棄及び傷害の事案につき、被害者の実母であるBと共謀の上、食事を一切与えず、かつ水分を摂ることも禁じたのは、事実上の親として負うべき保護責任を果たさなかつた点から、積極的な虐待の手段としており、また、傷害事犯についても、犯行態様は、約1日半にわたって断続的に手拳や金属バットで殴打するというものであり、平成18年に一時保護の措置を講じられ、再びBが被害者らを引き取ってから、わずかなうちに被害者らに対する虐待を再開したのであって、本件傷害は、日常的に継続されてきた虐待行為の一環であるとして、懲役3年の実刑に処した。 | 裁判所 HP | (身体的虐待事例)・ (ネグレクト事例) |
| 13 | H21.8.21 | 広島家裁 (決定) | 平21(少) 541号 | 過去に長期間の少年入院歴のある19歳の少年に対する建造物侵入、窃盗保護事件において、少年を特別少年院に送致した事例 | 特別少年院送致 | 少年による店舗荒らしの事案で、小学校就学時前後から実父及び継母から虐待を受け、小学3年時から養護施設で生活したが、盗み等の問題行動があったことから、小学2年時と同施設を退所したのが家庭内で落ち着けず、中学3年時以降、万引きや家出を頻繁に繰り返すようになり、保護観察決定を受け、その後も原付盗、侵入盗、自動車盗及び無免許運転などを次々に敢行し、過去に中等少年院送致の決定を受けた少年について、本件非行に至る経緯及び過去の経緯、家庭環境及び少年の非行性の深度に照らせば、あらためて少年院に送致した上、緻密な専門的教育を施すことが不可欠である等として、特別少年院への送致を決定し、別途、保護観察所長に対し、環境調整命令を発した | 家裁月報 61-12 p.73 | (被虐待者による犯罪・非行) |
| 14 | H21.8.28 | 大阪地裁 (判決) | 平19(わ) 4841号 | 長男(当時5ヶ月)に傷害を負わせたとして起訴された事案で、妻の供述を全面的に信用することは困難であり、犯罪の証明がないとして無罪を言い渡した事例 | 無罪 | 自宅で長男(当時5ヶ月)に対し、その両足首をつかんで同人を逆さにし、同人の顔面を平手で10数回殴打するなどの暴行を加えたほか、不詳の方法によりその頭部を殴打あるいは床等の硬質性の物に打ち付けけるなどの暴行を加え、一連の暴行により被害者に後遺症を伴う外傷性も皮下出血等の傷害を負わせたとして起訴された事案につき、被告人の妻の供述を唯一絶対の根拠として検察官が暴行行為を特定するに至っていないところ、妻の供述には様々な疑点があり、これを採択することができず、この供述を直ちに信用することは困難であって、このほかこの事実を認めるに足りる証拠は存在しないため、結局被告事件については犯罪の証明がないとして、無罪を言い渡した。 | LEX/DB インターネット | (その他) |
| 15 | H21.11.11 | 名古屋家裁 (決定) | 平21(少) 3393号 | 少年を医療少年院に送致した上、医療措置終了後は中等少年院に移送するのが相当である旨の処遇勧告を付した事例 | 医療少年院送致 | 少年が、Aと共謀のうえ、被害者らに対し、目があったと因縁をつけて現金を喝取したという非行事実につき、本件非行は少年らの不良性を背景にした卑劣で悪質なものであり、少年は終始主導的に関与していること、本件以前にも、同種行為や万引き等の非行も反復しており、非行性の深化も認められること、母からの身体的虐待により施設入所を繰り返してきた少年の生育歴等による根深い資質の問題を背景に、非行性を急速に拡大・深化させ、本件非行を始めとした問題行動に及んだといえることなどからすると、落ち着いた環境で信頼できる大人との関係をゆくりと醸成し、その対話の中で生育歴に対する心情の整理とこれまで身に付けた反社会的価値観の払拭を図り、適正な規範意識と将来の社会適応能力を身に付けさせるため、少年を少年院に収容しておりながら、これまででんかんに付けた反社会的価値観の払拭を促す必要があるとした上で、少年がでんかんと反応性愛着障害の診断を受けておりながら、まずは医療少年院に送致し、でんかんに付けた適切な医療措置終了後に中等少年院に移送する措置が相当であると判示した。 | 家裁月報 62-6 p.86 | (被虐待者による犯罪・非行) |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|--------------|--------------------------------|--|------------|--|-------------------|---------------------------------|
| 16 | H21.11.30 | 札幌地裁 (判決) | 平18(わ) 1414号 | 交際相手の長女と次女 を被害者とする傷害致 死と死体遺棄が認めら れた事例 | 懲役17年 | 被告人は、交際相手の次女(当時3歳)に対し、両足をつかんで逆さ吊りにして、 身体が床と平行になるくらいまで前後に何回も振るといふ暴行を加え、意識を喪失 するなどしても治療を受けさせず、もって暴行から約45分後に次女を死 に至らしめ、その上で、その死体を遺棄したとして、傷害致死と死体遺棄で起訴され、 同時に、交際相手の長女(当時4歳)に対し、顔面を平手で殴打するなどの暴行を 加え、長女が重篤な意識障害を呈しているにもかかわらず、暴行を加えた後に殺意 をもって放置し、もって暴行から約21時間後に長女を死に至らしめ、その上で、そ の死体を遺棄したとして、不作為の殺人と死体遺棄で起訴されたが、長女に対する 不作為の殺人については、医師による医療行為を受けさせたとしても長女を救命で きたのかには合理的な疑いが残るなどとして、殺人罪の成立が否定され、傷害致死 罪が認定された。 | 裁判所HP | (身体的虐 待事例)・ (ネグレクト 事例) |
| 17 | H21.12.10 | 神戸地裁 (判決) | 平20(わ) 888・ 1247号 | 児童ポルノ製造及び強 姦の事例につき、被害 者である養女の供述の 信用性が高いとして、 有罪を認定した事例 | 懲役14年 | 被告人は、養女であったA(12ないし13歳)に対して長期間にわたり虐待を加え同 児童を極度に畏怖させていたものであるが、Aの裸の姿態を撮影させ、画像データ ファイルを保存して記録し、もって、同児童に義務なきことを行わせることともに、 児童ポルノを製造し、また、Aが極度に畏怖しているのに乗じて、着衣を脱ぐよう申 し向けて脅迫し、その反抗を抑圧した上、強いて同児童を姦淫するなど、複数の児 童ポルノ製造及び強姦の罪で起訴されたが、Aの供述は、被告人から姦淫されるま での経緯につき、具体的、かつ詳細に供述しており、その内容に格別不自然・不 合理な点は見当たらず、他の証拠と概ね符合しており、精神医学的にも裏付けのあ るもので、その信用性は高いと評価できると認め、被告人が、Aを畏怖させ、その犯 行を抑圧して強姦した等の事実が認定できるとして、有罪が言い渡された。 | 裁判所HP | (証言能力)・ (性的虐待 事例) |
| 18 | H21.10.19 | 広島地裁 (判決) | 平21(わ) 502・576 号 | 広島少年院の法務教 官であった被告人が、 在院中の少年2名に対 し、暴行及び陵辱加虐 をした事例 | 懲役9月 | 少年院の法務教官である被告人が、在院中の少年Aに対し、その胸ぐらをつか んでロッカーに押し付け、さらに、その頭部を洗面台に近付けるなどした上、その口 に洗剤の容器を押し付けるなどしたほか、在院中の少年Bに対し、その襟首をつ かみながら、同人を浴槽内に投げ入れて同浴槽内に倒した上、その腹部にまたが り、その顔面を平手で数回はたくなどしたという特別公務員暴行陵辱の事例で、本 件各犯行が被害少年らの成長等に重大な影響を及ぼすとともに、少年院における 矯正教育に対する国民の信頼を大きく失墜させたことなどのほか、行為態様の悪質 さ、犯行の経緯ないし動機に酌量の余地が全くないこと等の事情に照らすと、被告 人の刑事責任は重いというべきであり、被告人のために酌むべき事情を最大限考慮 しても、本件は、被告人に刑の執行を猶予するのが相当な事案とは到底いい難いと して、被告人を実刑に処した。 | LEX/DB インターネット | (施設等にお ける虐待事 例) |
| 19 | H21.12.15 | 広島地裁 (判決) | 平21(わ) 500・ 574・630 号 | 広島少年院の法務教 官であった被告人が、 単独で、あるいは他の 法務教官と共謀の上、 在院中の8人の少年に 対して暴行及び陵辱・ 加虐の行為をした事例 (裁判員裁判) | 懲役1年 4月 | 少年院の法務教官である被告人が、在院中の少年8名に対し、単独で、あるいは、 他の法務教官と共謀の上、殴る蹴るの暴行を加え、あるいは、全裸の状態での義務 なきことを行わせるなどしたという特別公務員暴行陵辱の事例につき、被告人らが 常習的かつ多数の件数の少年に対する暴行虐待の犯行を犯していること、犯行に 至る経緯や動機に酌量の余地が乏しいこと、犯行態様が極めて悪質であること、 少年らの更生や心身の成長に深刻な影響を及ぼしたことをはじめとして犯行が及ぼし た結果も重大であることなどを併せて考えると、被告人の刑事責任は相当重いもので あるといわざるを得ないとして、被告人を実刑に処した。 | LEX/DB インターネット | (施設等にお ける虐待事 例) |

| | | | | | | | | |
|----|----------|--------------|-----------------|---|-------------------|--|------------------------------------|----------------|
| 24 | H22.8.3 | 東京高裁 (判決) | 平22(う) 317号 | 養父が児童をして自己を相手に性交させた行為が児童福祉法34条1項6号にいう「児童に淫行をさせる行為」に該当するとされた事例 | 原判決破棄 懲役3年 | 被告人が、養女につき満18歳に満たない児童であることを知りながら、養父の立場を利用して、被害児童をして被告人を相手に性交させ、もって、児童に淫行をさせる行為をした事案の控訴審において、被告人が養女をして被告人を相手方として性交させた行為が児童福祉法34条1項6号にいう「児童に淫行をさせる行為」に当たるとした上で、養女は、当時15歳でアルバイトをしていたものの生活のほとんどを被告人と実母に頼っていた上、被告人の暴力を恐れて抵抗することすらできない状況に置かれていたとあるが、被告人は、そのような被害児童の養父であるという立場を利用して、被害児童と性交したものであり、自己中心的な犯行の動機に酌量の余地は全くないとして、原判決を破棄し懲役3年に処した。 | 裁判所 HP | (性的虐待事例) |
| 25 | H22.8.24 | 前橋家裁 (判決) | 平22(少) 273号 | 数人による傷害の事案につき、生育歴もふまえた少年の要保護性の高さから少年を初等少年院に送致とした事例 | 初等少年院送致 | 少年が、友人らとの間で、少年の同級生が少年の友人の所属する暴走族を馬鹿にしたという話や、その同級生が少年の悪い噂を広めたという話をするうちに、同級生を呼び出すこととなり、数人で暴行を加えて傷害を負わせた事案につき、少年は、実母から虐待を受けたことや児童相談所に一時保護されたことがあるが、本件犯行当時は不良交友や非行性を急速に深めており、保護環境及び少年の性格等に照らせば、その要保護性は極めて高いとし、少年にはこれまで家庭裁判所の係属歴はないが、その要保護性の高さを考えれば、少年の健全育成を図るためには、本人の抱える問題点を改善し、健全な社会生活を営む能力を付けさせるべく、落ち着いた環境のもとで、ある程度時間をかけて系統的な矯正教育を施す必要があるとして、少年を初等少年院に送致するとした。 | 家裁月報 63-4 p.167 | (被虐待者による犯罪・非行) |
| 26 | H22.9.14 | 福岡地裁 (判決) | 平22(わ) 545号 | ライターで次女にやけどを負わせ浴室内に監禁するなどした事例 | 懲役3年 執行猶予5年 | 被告人が、点火して加熱させたライターの金属部分を次女である被害者の左頸部に数回押しつける暴行を加え、3度熱傷の傷害を負わせたほか、夫と共謀の上、浴室で空の状態の浴槽内に入れ、その右手首をガムテープで水道の蛇口に巻き付けて緊縛し放置して逮捕監禁したり、テーパーの上に立っていた次女を突き押しして傷害を負わせるなど、児童虐待を繰り返して、本件各犯行に及んだものであり、常習性が認められるようになり、その一環として、本件各犯行に及んだものでもあり、常習性が認められ、その犯行態様はいずれも悪質というほかないが、反省の態度を示していること、被告人の実父が、今後の被告人の更生に助力する旨述べていること、そして、被告人の夫も、被害者への虐待を容認していたので心許ない面もあるが、本件を機に現状を認識し、被告人に十分な支援をする旨述べていること、被告人の帰りを待つ長女がいることなどから、被告人を直ちに実刑に処するのはためらわれ、今回に限って、社会内での更生の機会を与えることが相当であると判断し、執行猶予を付した有罪判決を下した。 | 裁判所 HP 正木祐史・ 法セミ672 p.126 | (身体的虐待事例) |
| 27 | H22.9.15 | 東京地裁 (判決) | 平22(わ) 1547号 | 同様していた男女が共謀して男児をトイレ内に閉じ込めた事例 | 懲役1年6月・ 懲役1年4月 | 被告人A(男性)とその交際相手である被告人B(女性)が、共謀の上、Aの次男である被害者を、2回にわたって、A方トイレ内に閉じ込めた事案で、被告人らは、本件の約3ないし4か月前から、被害者の些細な嘘や約束違反を咎め、しつこく称して、はなはだ独善的な考えの下に、およそしつけの名に値しない苛烈な暴力や理不尽な仕打ちを繰り返して加えていたものであり、本件犯行はこれら日常的に継続された虐待行為の一環と評価すべきであって、本件犯行に至る経緯・動機に特に酌量すべきものは見当たらないとして、Bに懲役1年4月、Aに懲役1年6月を言い渡した。 | LEX/DB インターネット | (身体的虐待事例) |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|---------------------|------------------------|---|------|--|-------------------|----------------------|
| 28 | H22.10.1 | 大阪地裁 堺支部 (判決) | 平22(わ) 488・569 号 | 同居していた女性に長男に断続的に暴行を加えて死亡させたことにつき被告人を実刑に処した事例(裁判員裁判) | 懲役8年 | 被告人が、当時同居していた女性の長男が泣きやままないこと等に腹を立て、長男の額を拳で殴り頭突きをすする暴行を加えて、約1週間の治療を要するけがを負わせ、その後も断続的に、長男の腹部を平手等で強く押さえ付けたり、その額を殴ったりして腸間膜・小腸裂傷等のけがを負わせ、これによる出血性ショックにより死亡させた傷害及び傷害致死の事案につき、被告人がこのように日常的な虐待を加えていたとは認められず、また、被告人のために酌むべき事情があることを十分考慮しても、被告人がAに加えた各暴行の態様や、Aが死亡したという被害結果の重大性からすれば、その刑事責任を厳しく自覚させるためには、被告人を実刑に処するのが相当であるとして、被告人を懲役8年に処した。 | LEX/DB インターネット | (身体的虐待事例) |
| 29 | H22.11.12 | 東京地裁 (判決) | 平22(合 わ)25号 | 同居していた2人が共謀して、当時1歳の長女を揺さぶる、殴打するなどの暴行を加えて死亡させた事例(裁判員裁判) | 懲役9年 | 被告人が、同居していた共犯者と共謀の上、共犯者の当時1歳の長女に対し、被告人において、数回にわたって、その頭部を浴槽やその付近に打ちつけるなどし、共犯者において、その頭部等をヘアブラシで殴打するなどの暴行を加えて脳腫脹等の傷害を負わせ、低酸素脳症により死亡させた事案につき、犯行態様は、一方的かつ執拗、凶暴で、しつこい程度を越えた暴力を率先して加え、死亡の直接の原因となる傷害を負わせるなど、主導的に犯行を行っていること、窃盗罪による累犯前科2犯を含む前科3犯を有することなどから、児童虐待が社会的にも大きな問題と認識されており、今後同種の事案が頻発しないためにも、厳しい姿勢を示す必要があるとして、懲役9年を言い渡した(なお、共犯者である女性に対しては懲役6年の刑が確定していた)。 | LEX/DB インターネット | (身体的虐待事例) |
| 30 | H22.10.27 | 京都地裁 (判決) | 平21(わ) 1661号 | 長男に対し左大腿骨骨折の傷害を負わせたとして起訴された事案で、合理的な疑いが残るとして無罪を言い渡した事例 | 無罪 | 被告人は、被告人方において、長男に対し、その左大腿部に不詳の方法で暴行を加え、よって、同児に加療約1か月間を要する左大腿骨幹部骨折の傷害を負わせたとして起訴されたが、本件骨折は故意による暴行行為によって生じたものと認められ、その犯人としては被告人である可能性が高いとは考えられるものの、そのように断定するにはなお合理的な疑いが残ると言わざるを得ないとし、無罪が言い渡された。 | LEX/DB インターネット | (その他) |
| 31 | H19.10.26 | 大津地裁 (判決) | 平18(わ) 207号 | 長男の殺害について、犯行当時の被告人は、妄想型統合失調症に起因した心神喪失の状態にあったとして、被告人に無罪を言渡した事例 | 無罪 | 被告人が長男である被害者を殺害して自らも死のうと決意し、文化包丁で被害者の前頭部及び左胸部等を突き刺し、よって死亡させたという事案で、被告人は、被害者を妊娠したところから被害的な思考を見せるようになり、やがて被害妄想が強固になるとともに妄想の対象が拡大し、同時に生活能力の低下が見られるようになり、犯行直前には幻聴も現れていて、被告人は、妄想型統合失調症を発症していたものと認められ、その後、本件犯行当時の被告人は、妄想型統合失調症が急性増悪し、それに伴う妄想及び幻聴に支配された状態にあり、是非善悪を判断する能力及びその判断に従って行動を制御する能力が残されていたとは認めがたく、心神喪失の状態にあったというべきであるとして、無罪が言い渡された。 | LEX/DB インターネット | (子殺し事例)・(心神喪失・耗弱の事例) |

| | | | | | | | | |
|----|-----------|--------------|--------------------|---|--------------------|--|-------------------|----------------------|
| 32 | H20.1.8 | 仙台地裁 (判決) | 平18(わ) 385号 | 犯行時18歳であった被告人が、自己が出産した男児の処置に困り、同児を殺害し、その死体を遺棄した事例 | 懲役3年 | 被告人が、自己が出産した男児の処置に困り、同児を殺害し、その死体を遺棄した殺人、死体遺棄の事実で、被害者が自然死・事故死した可能性は認められず、被害者の死亡は被害者を出産した被告人の作為あるいは不作為の行為により生じたといふべきであり、被告人に被害者に対する殺意を認めることができる上、被告人は、自己が出産した被害者の処置に困り、被害者を殺害したものと認められ、動機に酌量の余地はなく、結果も、一人の尊い命を奪ったもので重大であり、捜査段階から公判に至るまで不合理的な弁解を繰り返しており、被告人には十分な反省が見られないが、他方で、行為当時18歳と若年であることや、これまでに前科、前歴がないこと、死体遺棄については自首が成立することなど被告人に酌むべき事情も認められるとして、懲役3年に処した。 | 裁判所 HP | (子殺し事例) |
| 33 | H20.5.30 | 大阪地裁 (判決) | 平19(わ) 110号 | 二男に対する殺人と長男に対する殺人未遂の事実について、被告人は本件犯行当時の統合失調症型障害のため心神耗弱の状態にあったと認定した事例 | 懲役6年 | 被告人が、就寝中の二男(当時5歳)を絞殺した殺人、続いて長男(当時8歳)を絞殺しようとしたが、父親らに制止されたため、加療日数不詳の傷害を負わせるにとどまった殺人未遂の事実で、「本件各犯行当時の被告人の事理弁識能力とそれによって自己の行動を制御する能力は大きく障害されていた」等の鑑定に加え、被告人の平素の人格からのかい離の大きさや、犯行動機の異常性等を併せ考えれば、本件各犯行当時の被告人の事理弁識能力及び犯行制御能力は、当時罹患していた統合失調症型障害の影響により著しく低下していた可能性は否定することができず、本件各犯行当時、心神耗弱の状態にあったものと認めるのが相当であるとし、懲役6年を言い渡した。 | 裁判所 HP | (子殺し事例)・(心神喪失・耗弱の事例) |
| 34 | H22.5.20 | 京都地裁 (判決) | 平21(わ) 678・882号 | 「代理コミュニケーション障害」と診断された母親による傷害及び傷害致死の事例(裁判) | 懲役10年 | 被告人が、多数回にわたって、四女の点滴回路中に水道水を注入し、両側性多発性肺動脈内血栓症による呼吸・循環障害により同女を死亡させた傷害致死の事実、3回にわたって、同様に三女の点滴回路中に水道水を注入して同女に血管炎等を発症させた各傷害の事実、3回にわたって、同様に五女の点滴回路中にスポーツドリンクなどを注入して同女に敗血症や菌血症等を発症させた各傷害の事実につき、本件犯行は極めて悪質であり、それによって重大な結果を生じさせたもので、通常の傷害致死事件や傷害事件よりも非常に強い社会的非難を受けるべきものであることに加え、被告人が代理コミュニケーション障害と診断される精神状態にあること、被告人が一定程度事理弁識能力及び犯行制御能力が低下していたことや被告人の反省の態度、被告人に前科前歴が見当たらないことなど、被告人に有利な事情を十分考慮してもなお、被告人を相当長期間の懲役刑に服させる必要があるとして、被告人を懲役10年に処した。 | LEX/DB インターネット | (身体的虐待事例)・(その他) |
| 35 | H22.10.21 | 静岡地裁 (判決) | 平21(わ) 515号 | 実子の殺人の事実において、犯行当時、心的外傷後ストレス障害(PTSD)による抑うつ状態による心神耗弱の状態にあることを認められた事例(裁判員裁判) | 懲役3年 執行猶予 5年 | 被告人は、当時6歳の長男と心中しようとして決意し、その場にあって紐を頸部に巻き付けて強く絞め付け、よって長男を絞頸により窒息死させたものであり、被告人は、本件犯行当時、心的外傷後ストレス障害(PTSD)に基づき強い希死念慮を伴った急性一過性の抑うつ状態のため、心神耗弱の状態にあったものであり、被告人に有利な事情も含め総合的に考慮すれば、被告人を実刑に処することも考えられるが、今回は、社会内において、直面する困難と正面から向き合わせ、物心ともに自立した生活を営ませることが相当であるため、その刑の執行を猶予することとした上で、これまでの被告人の生活態度等に照らし、保護観察所の適切な指導監督に服させ、補導支援を受けさせるのが相当であるとして、その猶予の期間中保護観察に付することとした。 | 裁判所 HP | (子殺し事例)・(心神喪失・耗弱の事例) |

| | | | | | | | | | |
|----|----------|--------------|---|---|----------------|--|---------------------------|------------------------|----------------------------------|
| 36 | H21.9.14 | 広島地裁 (判決) | 平20(わ) 385・ 464・ 541・ 626・ 743・910 号・平21 (わ)4号 | 小学校教師であった被告人が勤務先の女子児童計10名にわたり複数回、強姦46件、強姦未遂11件、強姦わいせつ25件、児童福祉法違反(児童に淫行させる行為)13件からなる事案につき、被告人は、初めは指導上の必要などといった虚言を弄して女子児童の身体に触るようになり、その反応を確かめながら徐々にわいせつ行為の度合いを高めていき、自らが教師という被害児童に対して絶対的に優位な立場にあることを利用し、意のままに被害児童の身体をもてあそび長期間にわたって、極めて多数回にわたる姦行に及び、多数の被害児童らの人生の歯車にも相当な衝撃をもって狂わせているのであり、また、周辺地域の教育界にとどまらず、全国的にも相当な衝撃をもって受けとめられたのであって、その責任は余りに重大であり、被告人にとって酌むべき事情をもって、被告人に対する刑責を大幅に軽減させるものと評価することなど到底できないうとして、被告人を懲役30年に処した。 | 懲役30年 | 小学校教師であった被告人が、約4年8か月の間に、その勤務先の女子児童であつた計10名の13歳未満の少女に対し、主として校内で多数回にわたりわいせつ行為等を行い、強姦46件、強姦未遂11件、強姦わいせつ25件、児童福祉法違反(児童に淫行させる行為)13件からなる事案につき、被告人は、初めは指導上の必要などといった虚言を弄して女子児童の身体に触るようになり、その反応を確かめながら徐々にわいせつ行為の度合いを高めていき、自らが教師という被害児童に対して絶対的に優位な立場にあることを利用し、意のままに被害児童の身体をもてあそび長期間にわたって、極めて多数回にわたる姦行に及び、多数の被害児童らの人生の歯車にも相当な衝撃をもって狂わせているのであり、また、周辺地域の教育界にとどまらず、全国的にも相当な衝撃をもって受けとめられたのであって、その責任は余りに重大であり、被告人にとって酌むべき事情をもって、被告人に対する刑責を大幅に軽減させるものと評価することなど到底できないうとして、被告人を懲役30年に処した。 | 裁判所 HP | (施設等における虐待事例)・(性的虐待事例) | |
| 37 | H19.1.29 | 東京高裁 (判決) | 平18(う) 1585号 | 3歳の幼児を飢餓死させた事案において、実母の交際相手にも殺人の不真正不作為犯の成立を認められた事例 | 控訴棄却 (懲役8年) | 3歳の幼児に十分な飲食物を与えなかつたことなどによって極度の低栄養により飢餓死させた事案において、被告人は、被害児の実母の交際相手であり、両名と同居していたことのみで法律上の身分関係にはないため、身分関係を基礎とした作為義務が生じることはないが、本件は、被害児を救命するための行動に出ることができ、かつ、被告人が被害児を除くと被告人しかいないといった密室的な環境の中で、被害児が実母を殺すか、被告人が被害児を殺すか、結局は被害児を死亡させる契機を作っており、被告人が一家の実権を握っていたなどの生活実態があつたことを総合考慮すると、条理ないし社会通念から見て、被告人には、不真正不作為犯による殺人罪において被害児を救命すべき作為義務があつたと認められた。 | 高等裁判所 刑事部 平成19年判速報集 号107頁 | 櫻庭 総・学 九大法 101p.149 | (ネグレクト事例)・(性的虐待事例) 第5報39②の上訴審 |

資料 5 行政法分野判例リスト

| 判決日 | 裁判所 | 事件番号 | 事件名 | 主文 | 概要 | 掲載誌 | 評釈 |
|----------------|--------------|---------------------|----------------|----------------------------|--|--|---|
| 1 H19.1.25 | 最高裁第一小法廷(判決) | 平成17年(受)2335号、2336号 | 損害賠償請求事件 | 一部破棄 自判 一部棄却 (確定) | 県による児童福祉法27条1項3号に基づき入所措置により、社会福祉法人が設置運営する児童養護施設に入所した原告が、他の児童らから暴行を受けて被った損害に対する損害賠償請求事件において、同施設職員が加害児童を保護監督すべき注意義務を懈怠したとした上で、職員等による養育監護行為は都道府県の公権力の行使に当たるとして国家賠償法1条1項に基づき県に対する損害賠償請求を認容するとともに、社会福祉法人に対する民法715条に基づき損害賠償請求を棄却した。 | 民集61-1 p.1 裁判所時報 1428 p.6 判時1957 p.60 判タ1233 p.136 賃金と社会保障 1445 p.77 | 羽根一成・地方自治職員研修40-4 p.57 岡田正則・賃金と社会保障1445 p.70 岡田正則・法学セミナー632 p.117 稲葉一将・法学セミナー増刊(速報判例解説 Vol.1) p.67 武田真一郎・判時1978 p.175 西塾章・民商法雑誌136-6 p.711 原田大樹・法政研究74-2 p.117 杉原丈史・早稲田法学83-4 p.239 板垣勝彦・自治研究84-8 p.133 増森珠美・ジュリスト1365 p.124 中野妙子・法政論集226 p.263 良永和隆・民事研修618 p.44 横田光平・法学協会雑誌125-12 p.145 岩崎勝成・判例地方自治310 p.96 山本隆司・法学教室342 p.58 豊島明子・ジュリスト臨時増刊1354 p.56 田上富信・私法判例リマックス(判例時報別冊)37 p.52 増森珠美・法曹時報61-4 p.254 秋元美世・別冊ジュリスト191 p.224 野田崇・法学論叢165-3 p.136 寛康生・専修ロージャーナル5 p.177 朝倉亮子・別冊判例タイムズ22号(平成19年度主要民事判例解説) p.98 増森珠美・ジュリスト増刷(最高裁時の判例6平成18～20) p.51 増森珠美・最高裁判所判例解説民事篇平成19年度 p.1 小幡順子・法曹時報64-3 p.1 |
| 2 H19.12.20 | 千葉地裁(判決) | 平成12年(ワ)544号 | 損害賠償請求事件 | 一部認容 一部棄却 | 児童福祉法27条1項3号の措置に基づき社会福祉法人の設置する養護施設に入所した児童に対して同養護施設の長が行った暴行により被った損害に対する損害賠償請求事件において、当該行為が児童福祉施設の長の正当な懲戒権行使の範囲内とはいえず、不法行為を構成するとした上で、同養護施設の長の養育監護行為が県の公権力の行使に当たるとして国家賠償法1条1項に基づき県に対する損害賠償請求を認容する一方で、暴行を行った施設の長、及び社会福祉法人に対する損害賠償請求は棄却した。 | 裁判所 HP LEX/DB (文献番号: 28140616) | |
| 3 H20.7.11 | 東京地裁(判決) | 平成19年(行ウ)745号 | 福祉施設入所措置取消請求事件 | 棄却 | 児童福祉法28条1項1号に基づき家庭裁判所の承認の審判を得て同法27条1項3号に基づき児童相談所長がした児童福祉施設への入所措置決定に対して提起された取消訴訟につき、取消訴訟を提起しうることを前提とした上で、審判手続及びその上訴審手続で争いうる事項は専ら当該手続で争うことが予定されており、当該手続において審判が有効に確定した以上、後行の手続においてそれらの違法事由を主張することはできないとして訴えを棄却した。 | 裁判所 HP LEX/DB (文献番号: 25440329) | |

資料6 児童虐待関係文献リスト

| 著者名 | 著者名カナ | 発行年 | 著書・論文等タイトル | 編集者名 | 雑誌名(巻号) | ページ | 出版社 |
|---------------------------------|--------------------|---------|---|----------------------|-----------------------|---------|-----------|
| W. ボーグ他 藤川洋子 小澤真嗣 監訳 | フジカワヨウコ オザワマサツグ | 2003.10 | 子どもの面接ガイドブック | | - | - | 日本評論社 |
| 椎名規子 | シイナノリコ | 2005.12 | イタリヤ憲法の家族条項および国家と家族の関係についての家族法的考察(1) — ファシズム下における国家による家族への介入の歴史とともに | | 専修法学論集 95 | 75-115 | 専修大学 |
| | | 2006.2 | 児童虐待のポリテイクス—「こころの問題」から「社会」の問題へ— | 上野加代子 | - | - | 明石書店 |
| 椎名規子 | シイナノリコ | 2006.3 | イタリヤ憲法の家族条項および国家と家族の関係についての家族法的考察(2) — ファシズム下における国家による家族への介入の歴史とともに | | 専修法学論集 96 | 145-179 | 専修大学 |
| 植野妙実子 | ウエノマミコ | 2006.10 | 憲法24条と憲法「改正」・教育基本法「改正」(特集 現代家族をめぐる法状況—個人の尊厳と両性の平等をめぐって—) | | 法律時報 78-11 | 13-18 | |
| 椎名規子 | シイナノリコ | 2006.12 | イタリヤ憲法の家族条項および国家と家族の関係についての家族法的考察(3) — ファシズム下における国家による家族への介入の歴史とともに | | 専修法学論集 98 | 215-263 | 専修大学 |
| 花田裕子 他 | ハナダヒロコ | 2007 | 児童虐待の歴史的背景と定義 | 長崎大学大学院医歯薬学総合研究科 | 保健学研究 19-2 | 1-6 | 長崎大学 |
| 柳川敏彦 他 | ヤナガワトシヒコ | 2007 | 児童虐待防止ネットワーク構築と評価への支援:3年間の取り組みより | 和歌山県立医科大学保健看護学紀要 4 | 福祉社会学研究 8 | 61-68 | 和歌山県立医科大学 |
| 山口敬子 | ヤマダケイコ | 2007 | 要養護児童のアタッチメント形成と里親委託制度 | 京都府立大学福祉社会学部福祉社会学研究会 | 福祉社会学研究 8 | 65-79 | 京都府立大学 |
| 太田由加里 | オオタユカリ | 2007 | 児童虐待死亡事例の検証と再発予防に関する今後の施策 | 田園調布学園大学人間福祉学部 | 田園調布学園大学紀要2 | 81-95 | 田園調布学園大学 |
| 三島重紀子 | ミシマアキコ | 2007 | 書評論文 日本の児童虐待問題に関する研究の10年—社会福祉学の研究者 vs. 社会学の研究者?— [田邊泰美著,2006『イギリスの児童虐待防止とソーシャルワーク』明石書店 田澤あけみ著,2006『20世紀児童福祉の展開』ドメス出版 上野加代子編著,2006『児童虐待のポリテイクス』明石書店] | | 福祉社会学研究 4 | 189-196 | 福祉社会学会 |
| 笠原正洋 | カサハラマサヒロ | 2007 | シンポジウム 虐待を受けた子どもたちを守るために—保育園や幼稚園にできること— (第6回長崎純心大学心理学教育相談センター講演会記録) | 長崎純心大学心理学教育相談センター | 長崎純心大学心理学教育相談センター紀要 6 | 33-39 | 長崎純心大学 |
| Gabriele Wolflast 山本敏之(訳) | ヤマモトヒロユキ | 2007 | 翻訳 未成年者の治療における医師の守秘義務について | 日本比較法研究所 | 比較法雑誌 40-4 | 47-61 | 中央大学 |
| 横島三和子 岡田雅樹 | ヨコジマミワコ オカダマサキ | 2007.3 | 教育現場における児童虐待に対する意識調査:兵庫県内小中学校教員のアンケートにもとづいて | 湊川短期大学 | 湊川短期大学紀要 43 | 1-9 | 湊川短期大学 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|----------------------------------|--------|--|--------------------------|------------------------------|---------|-----------------|
| 横島三和子 岡田雅樹 | ヨゴジマミワコ オカダマサキ | 2007.3 | 児童虐待の現状と学校の支援のあり方について：子どもに力を育成する PowerBaseの視点より | 湊川短期大学 | 湊川短期大学紀要 43 | 11-21 | 湊川短期大学 |
| 伊尻正一 野津牧 井上秀之 他 | イジリシヨウイチ ノヅマキ イノウエヒデアユキ | 2007.3 | 学校現場における子ども虐待対応支援研究 | 東日本国際大学福祉環境学 部 | 東日本国際大学福祉環境学 部研究紀要 3-1 | 31-50 | 東日本国際大学 |
| 加藤曜子 | カトウヨウコ | 2007.3 | 市町村ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)多機関協議会—実務 者会議を中心に考える— | 流通科学大学学術研究 会 | 流通科学大学論集 人間・社会・自然編 19-3 | 29-42 | 流通科学大学 |
| 高橋浩夫 | タカハシカツオ | 2007.3 | 児童虐待の背景要因と虐待防止における予防視点の検討 | 常磐大学コミュニケーション 学部 | コミュニケーション研究 7 | 57-72 | 常磐大学 |
| 川上輝昭 | カワカミテルアキ | 2007.3 | 児童虐待と現代の貧困に関する考察—経済的貧困と教育的貧困を中心 に— | 名古屋女子大学 | 名古屋女子大学紀要 人文 ・社会編 53 | 25-35 | 名古屋女子大学 |
| 森本陽美 | モリモトヒトミ | 2007.3 | 児童虐待死と刑事罰 | 山村学園短期大学 | 山村学園短期大学紀要 18 | 33-52 | 山村学園短期大学 |
| 碓井光明 | ウスイミツアキ | 2007.3 | 政府業務の民間開放と法制度の変革 | 江頭憲治郎 碓井光明 | 『法の再構築ⅡⅠ国家と 社会』 | 3-40 | 東京大学出版会 |
| 上田庄一 | ウエダシヨウイチ | 2007.3 | 児童虐待と児童相談所 | 東大阪大学・東大阪大学短 期大学短期大学部 | 東大阪大学・東大阪大学短 期大学部教育研究紀要 4 | 15-22 | 東大阪大学 |
| 鈴木玉緒 | スズキタマオ | 2007.3 | 児童虐待と現代の家族(一) | 広島大学法学会 | 広島法學 30-4 | 250-231 | 広島大学 |
| 斎藤和子 | サイトウカズコ | 2007.4 | 要保護児童における無国籍児に対するソーシャルワーク(特集 第12回 学術集会(みやぎ大会)) | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-1 | 55-67 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 菱川愛 鈴木浩之 | ヒシカワアイ スズキヒロユキ | 2007.4 | 【活動報告】神奈川県児童相談所における司法面接(事実確認面接)導 入の取り組み(特集 第12回学術集会(みやぎ大会)) | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-1 | 117-120 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 林弘正 | ハヤシヒロマサ | 2007.5 | 児童虐待Ⅱ：問題解決への刑事法的アプローチ(初版) | | - | - | 成文堂 |
| 仲真紀子 田中周子(訳) | ナカマキコ タナカヒロコ | 2007.5 | 子どもの司法面接：ビデオ録画面接のためのガイドライン | 英国内務省 英国保健省 | - | - | 誠信書房 |
| 大矢武史 | オオヤタケシ | 2007.5 | 児童虐待に対する警察官の援助に関する一考察—児童虐待防止法10条 2項、3項の規定をめぐって— | 日本法政学会 | 法政論叢 43-2 | 1-21 | 日本法政学会 |
| 才村純 | サイムラジュン | 2007.5 | わが国における虐待防止制度の現状と課題(国際シンポジウム：少子高 齢社会における日韓の家族問題の現状と課題) | 日本社会福祉学会編 | 社会福祉学 48-1 | 205-208 | 日本社会福祉学会 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2007.7 | 児童虐待を防ぐ—急がれる「現場」の強化(VOL.1・新連載)急増する 児童虐待に— | | ガバナンス 75 | 121-123 | ぎょうせい |
| 池田恭子 | イケダキョウコ | 2007.7 | 特集 被虐待の子どもたちと学ぶ権利 | 乳幼児発達研究所 | はらっぱ 275 | 2-8 | 乳幼児発達研究所 |
| 椎名篤子 | シイナアツコ | 2007.7 | 育ちなおしの教室 児童心理療育施設・施設内学級の取り組み | 乳幼児発達研究所 | はらっぱ 275 | 3-8 | 乳幼児発達研究所 |
| 福岡淑子 稲垣由子 他 | フクオカオトシコ イナガキユキヨコ | 2007.7 | 「愛されたい」と拒絶される子どもたち—虐待ケアへの挑戦— 保護者から不適切な養育(虐待)を受けている学齢児童に関する研究： 第2報 兵庫県小学校における教諭の虐待認識と対応システム | 日本小児保健協会 | 小児保健研究 66-4 | 545-550 | 日本小児保健協会 |
| 最高裁判所事 務総局家庭局 | サイコウサイイバン シヨジムソウキヨ クカテイキヨク | 2007.8 | 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情(平成18年4月1日～平 成19年3月31日) | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 59-8 | 139-155 | 最高裁判所事務総局 |

| | | | | | | | |
|--------|--------|--|--|------------------------|------------------------------|---------|-------------|
| 2007.8 | 2007.8 | 特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題 | 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題 | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 145-178 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 日本で里親制度が利用されない理由とは？—国際比較研究を通して— ること— (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 日本で里親制度が利用されない理由とは？—国際比較研究を通して— ること— (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 147-155 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 里親制度の問題点と新生児養子縁組の実践例—実親が養育放棄している乳幼児処遇の在り方— (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 里親制度の問題点と新生児養子縁組の実践例—実親が養育放棄している乳幼児処遇の在り方— (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 156-161 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 里親制度の現状と課題—里親制度を発展させるために— (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 里親制度の現状と課題—里親制度を発展させるために— (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 162-170 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 里親を求める愛の手運動45年の実践から (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 里親を求める愛の手運動45年の実践から (特集 子ども家庭福祉における里親制度の現状と課題) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 171-178 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | [特別寄稿] 児童虐待防止法・児童福祉法の改正について | [特別寄稿] 児童虐待防止法・児童福祉法の改正について | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 179-183 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | [問題提起 児童相談所をめぐって] 児童相談所から見た虐待対応の課題—事例を通して考える— | [問題提起 児童相談所をめぐって] 児童相談所から見た虐待対応の課題—事例を通して考える— | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 184-189 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 児童虐待相談における児童福祉司のバーンアウトモデル | 児童虐待相談における児童福祉司のバーンアウトモデル | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9.2 | 213-235 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 児童虐待を防ぐ—急がれる「現場」の強化(2) 死亡事例は何を語るのか— | 児童虐待を防ぐ—急がれる「現場」の強化(2) 死亡事例は何を語るのか— | | ガバナンス 76 | 117-119 | ぎょうせい |
| 2007.8 | 2007.8 | 特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設 | 特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設 | 全国社会福祉協議会 児童養護施設協議会 | 児童養護 38-1 | 17-27 | 全国社会福祉協議会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 児童相談所のいま (特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設) | 児童相談所のいま (特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設) | 全国社会福祉協議会 児童養護施設協議会 | 児童養護 38-1 | 18-21 | 全国社会福祉協議会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 児童養護施設の立場から (特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設) | 児童養護施設の立場から (特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設) | 全国社会福祉協議会 児童養護施設協議会 | 児童養護 38-1 | 21-23 | 全国社会福祉協議会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 児童虐待防止制度改正の意義と課題 (特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設) | 児童虐待防止制度改正の意義と課題 (特集 児童虐待防止法の改正・児童相談所運営指針の改定と児童養護施設) | 全国社会福祉協議会 児童養護施設協議会 | 児童養護 38-1 | 24-27 | 全国社会福祉協議会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 覚せい剤事犯受刑者の現状(2) 児童虐待被害経験からの分析 | 覚せい剤事犯受刑者の現状(2) 児童虐待被害経験からの分析 | 家族機能研究所 | アディクションと家族 24-2 | 160-168 | ヘルスワーク協会 |
| 2007.8 | 2007.8 | 子どもの虐待をめぐる法的諸問題 <日本司法福祉学会第7回大会分科会報告> | 子どもの虐待をめぐる法的諸問題 <日本司法福祉学会第7回大会分科会報告> | 日本司法福祉学会 | 司法福祉学研究 7 | 107-112 | 日本司法福祉学会 |
| 2007.8 | 2007.8 | スクールソーシャルワークの可能性—学校と福祉の協働・大阪からの発信— | スクールソーシャルワークの可能性—学校と福祉の協働・大阪からの発信— | | — | — | ミネルヴァ書房 |
| 2007.9 | 2007.9 | 近隣地域が児童虐待と犯罪との関係に及ぼす影響—シユックとワイダムの研究 (The Role of Neighborhood Context in the Criminal Consequence of Child Maltreatment: The Study by Schuck and Widom <共同研究>— (アメリカ犯罪学の基礎研究 (95)) | 近隣地域が児童虐待と犯罪との関係に及ぼす影響—シユックとワイダムの研究 (The Role of Neighborhood Context in the Criminal Consequence of Child Maltreatment: The Study by Schuck and Widom <共同研究>— (アメリカ犯罪学の基礎研究 (95)) | 日本比較法研究所 | 比較法雑誌 41-2 | 145-163 | 中央大学 |
| 2007.9 | 2007.9 | DV・子ども虐待 | DV・子ども虐待 | 内田貴 大村敦志 | 民法の争点「ジュリスト増刊 新・法律学の争点シリーズ1」 | 342-343 | 有斐閣 |
| 2007.9 | 2007.9 | 新法の紹介 児童虐待防止制度改正の概要と課題 | 新法の紹介 児童虐待防止制度改正の概要と課題 | | 人権のひろば 10-5 | 4-6 | 人権擁護協力会 |

| | | 2007.9 | 【通達・回答】児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布について | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 59-9 | 59-94 | 最高裁判所事務総局 |
|---------------------|------------------------------|---------|---|--------------------------|--|---------|-------------|
| 小久保裕美 | コクボヒロミ | 2007.9 | 2007年「児童虐待防止法」改正の動向と今後の課題 | 最高裁判所事務総局 日本精神保健福祉士協会 | 精神保健福祉 38-3 (通号71) | | 日本精神保健福祉士協会 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2007.9 | 児童虐待を防ぐ一急がれる「現場」の強化(3)もとめられる自治体全体での理解と努力— | | ガバナンス 77 | 117-119 | ぎょうせい |
| 倉石哲也 | クラインテツヤ | 2007.9 | 各国の福祉事業(第38回) 米・ベイエリア(Bay Area)の虐待予防と子育て支援(1) | | 月刊福祉 90-10 | 94-97 | 全国社会福祉協議会 |
| 小島妙子 | コジマタエコ | 2007.9 | ドメスティック・バイオレンスをめぐる法政策—「人権アプローチ」と「福祉アプローチ」— | 辻村みよ子 | 『ジェンダーの基礎理論と法(東北大学21世紀COEプログラムジェンダー法・政策研究叢書10巻)』 | - | 東北大学出版会 |
| 藤田修二 | フジタシユウジ | 2007.9 | なぜ、いまポピュレーションアプローチなのか | | 保健師ジャーナル 63-9 | 756-761 | |
| | | 2007.10 | 特集 虐待・発達障害と里親養育 | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 4-143 | 明石書店 |
| 庄司順一 | ショウジジュンイチ | 2007.10 | 特集「虐待・発達障害と里親養育」の企画にあたって(特集 虐待・発達障害と里親養育) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 5 | 明石書店 |
| 庄司順一 篠島里佳 | ショウジジュンイチ ササジマリカ | 2007.10 | 虐待・発達障害と里親養育(特集 虐待・発達障害と里親養育) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 6-12 | 明石書店 |
| 久保田まり | クボタマリ | 2007.10 | アタッチメントの機能と発達(特集 虐待・発達障害と里親養育) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 13-18 | 明石書店 |
| 宮本信也 | ミヤモトシンヤ | 2007.10 | 発達障害と子ども虐待(特集 虐待・発達障害と里親養育) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 19-25 | 明石書店 |
| 杉山登志郎 | スギヤマトシロウ | 2007.10 | 絡み合う子ども虐待と発達障害(特集 虐待・発達障害と里親養育—虐待の影響—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 26-32 | 明石書店 |
| 奥山真紀子 | オクヤママキコ | 2007.10 | アタッチメント—トラウマ問題—(特集 虐待・発達障害と里親養育—虐待の影響—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 33-39 | 明石書店 |
| 西澤哲 | ニシザワサトル | 2007.10 | 虐待を受けた子どもたちの心理的特徴—トラウマと愛着の問題を中心に—(特集 虐待・発達障害と里親養育—虐待の影響—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 40-47 | 明石書店 |
| 海野千敬子 | ウノノチホコ | 2007.10 | 解離(特集 虐待・発達障害と里親養育—虐待の影響—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 48-53 | 明石書店 |
| 田村立 遠藤太郎 染矢俊幸 | タムラリユウ エンドウタロウ ソメヤトシユキ | 2007.10 | 虐待が脳の発達に及ぼす影響(特集 虐待・発達障害と里親養育—虐待の影響—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 54-60 | 明石書店 |
| 青木豊 | アオキユタカ | 2007.10 | 愛着障害(特集 虐待・発達障害と里親養育—心理・行動上の問題—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 61-69 | 明石書店 |
| 原仁 | ハラヒトシ | 2007.10 | 注意欠陥多動性障害—最近の話題—(特集 虐待・発達障害と里親養育—心理・行動上の問題—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 70-77 | 明石書店 |
| 原田謙 | ハラダケン | 2007.10 | 反抗挑戦性障害・行為障害(特集 虐待・発達障害と里親養育—心理・行動上の問題—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 78-85 | 明石書店 |
| 宮尾益知 | ミヤオオストモ | 2007.10 | 学習障害(特集 虐待・発達障害と里親養育—心理・行動上の問題—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 86-91 | 明石書店 |

| | | | | | | | |
|-------|-----------|---------|---|------------------------|------------------------|---------|-----------|
| 杉山登志郎 | スギヤマトシロウ | 2007.10 | 虐待を受けた子どもへの精神医学的治療 (特集 虐待・発達障害と里親養育—対応と治療—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 92-98 | 明石書店 |
| 西澤哲 | ニシザワサトル | 2007.10 | 虐待を受けた子どもの心理療法—トラウマに焦点を当てた心理療法を中心に— (特集 虐待・発達障害と里親養育—対応と治療—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 99-105 | 明石書店 |
| 塩川宏郷 | シオカワヒロサト | 2007.10 | 行動への対応 (特集 虐待・発達障害と里親養育—対応と治療—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 106-112 | 明石書店 |
| 中田洋二郎 | ナカタヨウジロウ | 2007.10 | ADHD のペアレントトレーニング (特集 虐待・発達障害と里親養育—対応と治療—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 113-118 | 明石書店 |
| 山崎知克 | ヤマザキトモカツ | 2007.10 | 虐待を受けた乳児へのかかわり (特集 虐待・発達障害と里親養育—対応と治療—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 119-125 | 明石書店 |
| 宮島清 | ミヤジマキヨシ | 2007.10 | 虐待を受けた子どもを委託する場合—ソーシャルワークの立場から— (特集 虐待・発達障害と里親養育—虐待を受けた子どもの委託—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 126-136 | 明石書店 |
| 兼井京子 | カネイケキヨウコ | 2007.10 | 虐待を受けた子どもを委託する場合—里親支援の立場から— (特集 虐待・発達障害と里親養育—虐待を受けた子どもの委託—) | 『里親と子ども』編集委員会 | 里親と子ども 2 | 137-143 | 明石書店 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2007.10 | 児童虐待防止法の改正—第2次改正の概要と今後の課題— (行政 up to date (3)) | 『そだちと臨床』編集委員会 | そだちと臨床 3 | 67-71 | 明石書店 |
| 森田ゆり | モリタユリ | 2007.10 | エンパワメントと人権 (続編 第75回) 子どもの性的虐待から目をそむけない—あなたにできる大切なこと— | 部落解放研究所 | ヒューマンライツ 235 | 58-63 | 部落解放研究所 |
| 菊澤信夫 | キクザワノブオ | 2007.10 | 児童虐待防止法等の改正及び児童虐待防止に向けた取組について | 警察学論集 | 60-10 | 153-185 | 立花書房 |
| 若林栄児 | ワカバヤシエイジ | 2007.10 | 改正児童虐待防止法と児童虐待への今後の対応 | 警察学論集 | 62-10 | 30-37 | 立花書房 |
| 平岡篤武 | ヒラオカアツタケ | 2007.10 | 虐待と家族 (3) 子供虐待支援の現場から—児童相談所— | Sexuality 33 | Sexuality 33 | 122-127 | エイデル研究所 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2007.10 | 児童虐待を防ぐ—急がれる「現場」の強化 (最終回) 現場の努力を支える抜本的な体制の整備— | ガバナンス 78 | ガバナンス 78 | 131-133 | ぎょうせい |
| 新穂美代子 | シンホミホコ | 2007.10 | 主任児童委員発の「児童虐待防止ネットワーク」活動 (特集 制度創設100周年に向けた民生委員・児童委員活動) | 月刊福祉 90-11 | 月刊福祉 90-11 | 32-35 | 全国社会福祉協議会 |
| 倉石哲也 | クライシテツヤ | 2007.10 | 各国の福祉事業 (第39回) 米国・ベイエリア (Bay Area) の虐待予防と子育て支援 (2) 被虐待児と養育者の支援; 愛着障害の理解と対応 | 月刊福祉 90-11 | 月刊福祉 90-11 | 94-97 | 全国社会福祉協議会 |
| 濱田多衛子 | ハマダタエコ | 2007.10 | 子ども家庭福祉 虐待防止のための児童養護施設の役割—児童家庭支援センターの活動から— (特集 社会福祉の制度と実践の総検証—人間の尊厳を基盤として—) | 鉄道弘済会 社会福祉研究 100 | 社会福祉研究 100 | 93-98 | 鉄道弘済会 |
| 佐藤喜宣 | サトウヨシノブ | 2007.10 | 基礎医学から 臨床法医学からみた子ども虐待 | 日本医事新報 4356 | 日本医事新報 4356 | 66-69 | 日本医事新報社 |
| 藤本哲也 | フジモトテツヤ | 2007.10 | 犯罪学の森 | — | — | — | 中央大学出版部 |
| 山本浩子 | ヤマモトヒロコ | 2007.11 | 保健室からの心のサポート (8) 被虐待問題を抱えた児童への支援 | 心とからだの健康 11-11 (通号117) | 心とからだの健康 11-11 (通号117) | 72-75 | 健学社 |
| 砂川恵正 | スナガワケイシヨウ | 2007.11 | 児童虐待相談の現場から | 研究論集 5 | 研究論集 5 | 31-38 | 沖縄女性研究者の会 |
| 倉石哲也 | クライシテツヤ | 2007.11 | 各国の福祉事業 (第40回) 米国・ベイエリア (Bay Area) の虐待予防と子育て支援 (3) 「親」への支援—里親による子どもと実親への支援— | 月刊福祉 90-12 | 月刊福祉 90-12 | 94-97 | 全国社会福祉協議会 |
| 鈴木浩之 | スズキヒロユキ | 2007.11 | 「子ども虐待」への保護者参加型支援モデルの構築を目指して—児童相談所における家族再統合についての取り組み— | 社会福祉学 48-3 (通号83) | 社会福祉学 48-3 (通号83) | 79-93 | 日本社会福祉学会 |

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|---------|--|---|-------------|--------------------|-----------|-------------|
| 秋元美世 | アキモトミヨ | 2007.11 | 書評 田澤あけみ著「20世紀児童福祉の展開—イギリス児童虐待防止の動向から探る—」 | 児童虐待防止の防止に向けて—きこえよ 耳をすませば 心のさげび— | 厚生労働問題研究会 | 社会福祉学 48-3 (通号 83) | 229-233 | 日本社会福祉学会 |
| 奥山真紀子 才村純 平湯真人 他 | オクヤママキコ サイムラジュン ヒラユマサト | 2007.11 | 特集 児童虐待の防止に向けて—きこえよ 耳をすませば 心のさげび— | 児童虐待の防止に向けて—きこえよ 耳をすませば 心のさげび— | 厚生労働問題研究会 | 厚生労働 62-11 | 4-23 | 中央法規出版 |
| 藤城宏樹 岩城正光 水ノ内博道 他 | フジシロヒロキ イワキマサテル キノウチヒロミチ | 2007.11 | 児童虐待に向けた関係者の思い (特集 児童虐待の防止に向けて—きこえよ 耳をすませば 心のさげび—) | 児童虐待の防止に向けて—きこえよ 耳をすませば 心のさげび— | 厚生労働問題研究会 | 厚生労働 62-11 | 20-23 | 中央法規出版 |
| 坂本正子 | サカモトマサコ | 2007.11 | 特集 STOP 虐待—発生予防・早期対応のために— | 児童虐待を防止するために (特集 STOP 虐待—発生予防・早期対応のために—) | こども未来財団 | こども未来 434 | 6-14 | こども未来財団 |
| 厚生労働省雇 用均等児童家 庭局総務課虐 待防止対策室 | コウセイロウドウ シヨウコヨウキン トウジドウカテ イキョクソウムカ キヤクタイボウシ タイサクシツ | 2007.11 | 生後4ヶ月までの全戸訪問事業「こんにちは赤ちゃん事業」[含 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正について] (特集 STOP 虐待—発生予防・早期対応のために—) | 児童虐待を防止するために (特集 STOP 虐待—発生予防・早期対応のために—) | こども未来財団 | こども未来 434 | 10-12 | こども未来財団 |
| 平岩幹夫 | ヒライウミキオ | 2007.11 | 児童相談所との連携 (特大号 こんにちとどうする「学校保健」—すべきこと、してはいけないこと—) | 児童相談所との連携 (特大号 こんにちとどうする「学校保健」—すべきこと、してはいけないこと—) | | 小児科診療 70-11 | 1942-1944 | 診断と治療社 |
| 武田真一郎 | タケダシンイチロウ | 2007.11 | 社会福祉法人が運営する養護施設に入所していた児童が傷害を受けた場合の泉および同法人の賠償責任 (平成19.1.25最高一小判)〈最新判例批評81〉 | 社会福祉法人が運営する養護施設に入所していた児童が傷害を受けた場合の泉および同法人の賠償責任 (平成19.1.25最高一小判)〈最新判例批評81〉 | | 判例時報 1978 | 175-178 | 判例時報社 |
| 佐柳忠晴 | サヤナギタダハル | 2007.11 | 裁判する心(司法改革の流れの中で) 第20回全国裁判官懇談会報告(3完) [家事関係・少年関係] | 裁判する心(司法改革の流れの中で) 第20回全国裁判官懇談会報告(3完) [家事関係・少年関係] | | 判例時報 1979 | 18-29 | 判例時報社 |
| 佐藤万作子 | サトウマサコ | 2007.11 | 児童虐待の実態と現行法制の問題点 | 児童虐待の実態と現行法制の問題点 | 日本法政学会 | 法政論叢 44-1 | 46-65 | 日本法政学会 |
| 虐待防止法研究会 | ギヤクタイボウシ ホウケンキユウカイ | 2007.11 | 虐待の家—義母は十五歳を餓死寸前まで追い詰めた— | 虐待の家—義母は十五歳を餓死寸前まで追い詰めた— | 虐待防止法研究会 | — | — | 中央公論新社 |
| 小長井賢興 | コナガイカヨ | 2007.12 | 児童虐待と修復的实践 | 児童虐待と修復的实践 | | 犯罪と非行 154 | 122-140 | 日立みらい財団 |
| 久保真一 | クボシンイチ | 2007.12 | 特集 法医学から見た子ども虐待 | 特集 法医学から見た子ども虐待 | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 277-321 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 向井敏二 内ヶ崎西作 一場一江 | ムカイトシジ ウチガサキセイサク イチハカズエ | 2007.12 | 日本法医学会の子どもの虐待への取り組みについて (特集 法医学から見た子ども虐待) | 日本法医学会の子どもの虐待への取り組みについて (特集 法医学から見た子ども虐待) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 279-288 | 日本子ども虐待防止学会 |
| | | 2007.12 | 法医学から見た児童虐待死亡事例の課題 (特集 法医学から見た子ども虐待) | 法医学から見た児童虐待死亡事例の課題 (特集 法医学から見た子ども虐待) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 289-297 | 日本子ども虐待防止学会 |

| | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|---------|--|--------------------------|----------------------------|---------|-----------------|
| 佐藤喜宣 松村桜子 高木徹也 他 | サトウシノブ マツムラサクラコ タカギテツヤ | 2007.12 | 臨床法医学と子ども虐待 (特集 法医学から見た子ども虐待) | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 298-302 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 大高徹 大津由紀 恒成茂行 | オオシマトオル オオツユキ ツネナリシゲユキ | 2007.12 | 法医学教室と児童相談所のかかわりについて (特集 法医学から見た子ども虐待) | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 303-313 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 美作宗太郎 恒成茂行 | ミササカソウタロウ ネナリシゲユキ | 2007.12 | 被虐待児における損傷の客観的な評価法 (特集 法医学から見た子ども虐待) | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 314-321 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 岩城正光 才村純 津崎哲郎 他 | イワキマサテル サイムラジュン ツサキテツロウ | 2007.12 | 座談会 法改正をめぐって | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 322-344 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 西澤哲 | ニシザワサトル | 2007.12 | 子ども虐待の「今」(第2回) 子ども虐待をめぐる社会の動向 | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 351-356 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 河合直樹 野口啓示 | カワイナオキ ノグチケイジ | 2007.12 | ペアレント・トレーニングを用いた家族再統合への援助—効果測定の試み— | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 373-383 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 佐々木大樹 | ササキダイキ | 2007.12 | 一時保護中に児童相談所が行う面接—その役割と課題について— | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 9-3 | 394-400 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| 瀧澤透 | タキザワトオル | 2007.12 | 青森県における地域子育て支援センターの実態—実施事業と子育て支援センターの役割の関連— | 日本子ども家庭福 祉学会 | 子ども家庭福祉学 7 | 1-10 | 日本子ども家庭福 祉学会 |
| 本多修 | ホンダオサム | 2007.12 | 子ども時代からの虐待と被支配を克服し母になる面接過程—家族療法的視点による個人心理療法— | 武庫川女子大学発達臨床 心理学研究紀要 9 | 武庫川女子大学発達臨床 心理学研究紀要 9 | 139-144 | 武庫川女子大学 |
| 山野則子 中里昌子 | ヤマノノリコ ナカザトシヨウコ | 2007.12 | 通知文から見た児童虐待防止体制—市町村への拡充— | 大阪府立大学人間 社会学部 | 社会問題研究 57-1 (通号 135) | 225-250 | 大阪府立大学 |
| 鈴木博人 | スズキヒロヒト | 2007.12 | 児童虐待事例における一時保護制度と強制立入制度—日本法とドイツ法の比較法的考察— | 中央大学法科大学院 | 中央ロー・ジャーナル 4-3 (通号13) | 59-77 | 中央大学 |
| 坪井節子 片岡洋子 | ツボイセツコ カタオカヨウコ | 2007.12 | インタビュ—親から守らなければならない子どもたち—児童虐待の発見と対応— (特集 ジェンダー平等と家族) | | 教育 57-12 (通号743) | | |
| 平田厚 | ヒラタアツシ | 2007.12 | 親権法の争点 | 明治大学法科大学院 | 明治大学法科大学院論集 3 | 163-225 | 明治大学 |
| 立花直樹 吉川知己 | タチバナナオキ ヨシカワトモキ | 2007.12 | 市町村における子ども虐待ネットワーク—要保護児童対策地域協議会の現状と課題— | | 大阪薫英女子短期大学児 童教育学科研究誌 13 | 9-17 | 大阪薫英女子短期 大学 |
| 小林美智子 松本伊智朗 | コバヤシミチコ マツモトイチロウ | 2007.12 | 子ども虐待 介入と支援のはざま—「ケアする社会」の構築に向けて— | | - | - | 明石書店 |
| 保坂亨 | ホサカトオル | 2007.12 | 日本の子ども虐待—戦後日本の「子どもの危機的状況」に関する心理学会的分析— | | - | - | 福村出版 |
| 田上時子 | タガミトキコ | 2007.12 | 知っていますか?子どもの虐待—問一答 第2版 | | - | - | 解放出版社 |
| 玉井邦夫 | タマイクニオ | 2007.12 | 学校現場で役立つ子ども虐待対応の手引き—子どもと親への対応から専門機関との連携まで— | | - | - | 明石書店 |

| | | | | | | | |
|---|-------------------------------|---------|--|--------------------------------|---------|---|---------------|
| 高橋重宏 (監修) | タカハシシゲヒロ | 2007.12 | 日本の子ども家庭福祉—児童福祉法制定60年の歩み— | 児童福祉法制定60周年記念全国子ども家庭福祉社会議実行委員会 | - | - | 明石書店 |
| 三林真弓 | ミツバヤシマユミ | 2008 | カナダにおける児童虐待のスクールカウンセリング事情 (研究ノート) | 臨床心理学部研究報告1 | 109-120 | | |
| 田中麻衣 | タナカマイ | 2008 | 日本における児童虐待に関する社会的対応の変遷：明治時代・大正時代 | 社会福祉49 | 101-114 | | |
| 波田聖英治 | ハタノエイジ | 2008 | 児童虐待防止法の意義と課題 | 聖和大学論集.A・B、教育学系・人文学系36 | 175-181 | | 聖和大学 |
| 藤野京子 | フジノキョウコ | 2008 | 児童虐待が後年の生活に及ぼす影響について | 犯罪心理学研究46-1 | 31-43 | | 日本犯罪心理学会 |
| 大河内彩子 | オオコウチアヤコ | 2008 | 虐待を受けた子どもの回復支援と学校の課題—学校の福祉的機能の強化を目指して— | 早稲田大学大学院文学研究学系研究科 | 55-66 | | 早稲田大学 |
| 望月初音 北村愛子 大久保ひろ美 他 | モチヅキハツネキ タムラアイコ オオクボヒロミ | 2008 | 子ども虐待の早期発見・予防に関する研究—保育士が子どもの虐待を疑った時の対応と苦慮していること— | 研究紀要14 | 175-188 | | つくば国際大学 |
| 岩城正光 | イワキマサテル | 2008 | 児童虐待防止法の改正と課題 (人権キーワード2008 子ども・教育) | 部落解放598増刊 | 54-57 | | 解放出版社 |
| 高橋美恵子 | タカハシミエコ | 2008 | スウェーデンにおける子ども虐待対策と現状—子どもの権利擁護と社会的ネットワークの視点から— (社会篇) | IDUN 18 | 179-204 | | 大阪大学 |
| Jonathan Picken | | 2008 | 特別講演より 公開講座 イギリスから学ぶ児童虐待対応 | 子どもの虹情報研修センター紀要6 | 18-32 | | 子どもの虹情報研修センター |
| Jonathan Picken 青木紀久代 山下洋 他 | アオキキクヨ ヤマシタヒロシ | 2008 | 特別講演より シンポジウム イギリスから学ぶ児童虐待対応 | 子どもの虹情報研修センター紀要6 | 33-56 | | 子どもの虹情報研修センター |
| 保坂亨 他 | ホサカトオル | 2008 | 児童虐待の援助法に関する文献研究 (第4報) 2000~2006年まで—戦後日本社会の「子どもの危機的状況」という視点からの心理社会的分析— | 子どもの虹情報研修センター紀要6 | 154-199 | | 子どもの虹情報研修センター |
| 柴橋祐子 | シバハシユウコ | 2008 | 児童虐待に関する文献の概観—2000年から2006年までの雑誌特集号を中心として— | 千葉工業大学研究報告人文編45 | 37-48 | | 千葉工業大学 |
| 松原康雄 | マツバラヤスオ | 2008 | 児童虐待の理解と対応 (1) 児童虐待の「発見」と通告 | Nurse eye 21-4 | 92-97 | | 桐書房 |
| | | 2008 | 特集 2008年度・第1回福祉社会フォーラム 児童問題の社会構築と児童福祉 | 福祉社会研究9 | 1-33 | | 京都府立大学 |
| 上野加代子 | ウエノカヨコ | 2008 | 児童虐待の社会構築 (特集 2008年度・第1回福祉社会フォーラム 児童問題の社会構築と児童福祉) | 福祉社会研究9 | 3-10 | | 京都府立大学 |
| 津崎哲雄 | ツザキテツオ | 2008 | 児童社会的養護の構築性 (特集 2008年度・第1回福祉社会フォーラム 児童問題の社会構築と児童福祉) | 福祉社会研究9 | 11-22 | | 京都府立大学 |

| | | | | | | | | |
|--------------------------|-------------------------------|--------|--------|--|---------------------|--------------------|---------|-------------|
| 羽間京子 | ハザマキヨウコ | 2008 | 2008 | 質疑応答 (特集 2008年度・第1回福祉社会フォーラム 児童問題の社会構築と児童福祉) | 京都府立大学福祉社会学部福祉社会研究会 | 福祉社会研究 9 | 22-33 | 京都府立大学 |
| 羽間京子 | ハザマキヨウコ | 2008 | 2008 | 少年非行をめぐって(12) 非行少年が背景にもつ被害体験について(1) 虐待が大きな影響を与えたと思われるK君のこと | 京都府立大学福祉社会学部福祉社会研究会 | 精神医療第4次 51 | 108-113 | 批評社 |
| 岩下美代子 岩本愛子 | イワシタミヨコ イワモトアイコ | 2008 | 2008 | 少年非行をめぐって(13) 非行少年が背景にもつ被害体験について(2) 虐待が影響を与えたLさんのこと | 京都府立大学福祉社会学部福祉社会研究会 | 精神医療第4次 52 | 114-118 | 批評社 |
| 平本謙 | ヒラモトユズル | 2008 | 2008 | 日本における「子ども虐待」の変遷 (第1報) | 京都府立大学福祉社会学部福祉社会研究会 | 鹿児島純心女子短期大学研究紀要 38 | 31-55 | 鹿児島純心女子短期大学 |
| 田中晶子 | タナカアキコ | 2008 | 2008 | アメリカ合衆国における児童養護の現状と課題 | 京都府立大学福祉社会学部福祉社会研究会 | 上智社会福祉専門学校紀要 3 | 81-88 | 上智社会福祉専門学校 |
| 茂木俊彦 | モギトシヒコ | 2008 | 2008 | 子どもへの事実確認面接—司法面接を使った3歳児への面接事例より—量的分析の報告 | 日本教育法学会 | 四天王寺大学紀要 47 | 63-74 | 四天王寺大学 |
| 丸岡桂子 | マルオカケイコ | 2008 | 2008 | 障害のある子どもとの発達とじめ・虐待 (新教育基本法と教育法学—第2分科会 いじめと学校安全—) | 日本教育法学会 | 日本教育法学会年報 37 | 111-117 | 有斐閣 |
| 横田光平 | ヨコタコウヘイ | 2008 | 2008 | ドイツにおける子ども虐待に関する保護制度・ソーシャルワーカーの刑事事件・法改正について | 奈良女子大学大学院人間文化研究 | 人間文化研究科年報 24 | 225-238 | 奈良女子大学 |
| 兼田智彦 | カネダトモヒコ | 2008.1 | 2008.1 | 国家による家族への介入と国民の保護—統治構造の変容と個人の権利保障—(統合と保護の諸相) | 全国社会福祉協議会 | 公法研究 70 | 117-127 | 日本公法学会 |
| 柏女靈峰 | カシワメレイホウ | 2008.1 | 2008.1 | 事務局長 虐待から子どもを守る—子ども虐待防止ネットワーク・あいちの取り組み—(小特集 地域の性と生・愛知) | 全国社会福祉協議会 | Sexuality 34 | 62-65 | エイデル研究所 |
| 若穂井透 | ワカホイトオル | 2008.1 | 2008.1 | 特集 子どもの権利を守る | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 10-47 | 全国社会福祉協議会 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2008.1 | 2008.1 | 子どもの権利を保障するための視点—子ども家庭福祉の再構築期を迎えて—(特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 12-17 | 全国社会福祉協議会 |
| 山縣文治 | ヤマノケフミハル | 2008.1 | 2008.1 | 少年法の改正と児童福祉の課題 (特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 18-21 | 全国社会福祉協議会 |
| 橋本明 | ハシモトアキラ | 2008.1 | 2008.1 | 児童虐待の実態と対応の動向 (特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 22-25 | 全国社会福祉協議会 |
| 福田雅章 | フクダマサアキ | 2008.1 | 2008.1 | 子どもの権利擁護・権利保障と児童福祉施設—専門職の視点から—(特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 26-29 | 全国社会福祉協議会 |
| 本間博彰 | ホンマヒロアキ | 2008.1 | 2008.1 | 里親支援の現状と課題 (特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 30-32 | 全国社会福祉協議会 |
| 才村純 | サイムラジュン | 2008.1 | 2008.1 | 子どもの権利を守るための児童福祉施設の取り組み (特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 33-35 | 全国社会福祉協議会 |
| 田村勲 平岡朋洋 藤野興一 他 | タムライサオ ヒラノカトモヒロ フジノコウイチ | 2008.1 | 2008.1 | 自治体における児童福祉の相談支援機能の強化 (特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 36-38 | 全国社会福祉協議会 |
| 石川義之 | イシカワヨシユキ | 2008.1 | 2008.1 | 児童虐待の再発防止に向けた取り組み (特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 39-41 | 全国社会福祉協議会 |
| 田邊泰美 | タナベヤスミ | 2008.1 | 2008.1 | 児童家庭支援センターにおける地域協働の実践 (特集 子どもの権利を守る) | 全国社会福祉協議会 | 月刊福祉 91-1 | 42-44 | 全国社会福祉協議会 |
| | | | | 子ども虐待の基礎理論—身体的虐待を中心に— | 大阪樟蔭女子大学人間科学研究紀要 7 | | 1-35 | 大阪樟蔭女子大学 |
| | | | | 英国児童虐待防止研究—児童社会サービス改革と児童虐待防止— | 園田学園女子大学論文集 42 | | 247-270 | 園田学園女子大学 |

| | | | | | | | | |
|------------------------------|------------------------------|--------|---|----------------|--|-------------------------|---------|----------|
| 加藤曜子 | カトウヨウコ | 2008.1 | 要保護児童対策地域協議会への移行期における課題 | | | 流通科学大学論集、人間・社会・自然編 20-2 | 63-77 | 流通科学大学 |
| 岩井直子 | イワイヨシコ | 2008.1 | 児童虐待防止法改正の意義と課題 | | | 刑事法ジャーナル 10 | 87-91 | イウス出版 |
| 金子恵美 | カネコメグミ | 2008.1 | 児童虐待防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19年法律第73号) <資料> | | | 刑事法ジャーナル 10 | 92-98 | イウス出版 |
| 山崎佐季子 | ヤマザキサキコ | 2008.1 | 児童虐待防止、子ども・家庭支援ソーシャルワークに関する研究(日本社会事業大学社会福祉学会)第46回社会福祉研究大会報告—教員研究報告— | 日本社会事業大学社会福祉学会 | | 社会事業研究 47 | 39-46 | 日本社会事業大学 |
| Duijst, Wilma L.J.M. 甲斐克則[訳] | カイカツノリ | 2008.1 | 関係と回復 子ども虐待と動物虐待の関連性(日本社会事業大学社会福祉学会)第46回社会福祉研究大会報告—教員研究報告— | 日本社会事業大学社会福祉学会 | | 社会事業研究 47 | 83-85 | 日本社会事業大学 |
| 原田綾子 | ハラダアヤコ | 2008.1 | 致死の経過を辿る児童虐待—オランダの解決— | 早稲田大学比較法研究所 | | 比較法 41-2 | 293-303 | 早稲田大学 |
| 大國美智子 川並利治 | オオクニミチコ カワナミトシハル | 2008.1 | 「虐待大国」アメリカの苦闘—児童虐待防止への取り組みと家族福祉政策— | | | - | - | ミネルヴァ書房 |
| 田島朝信 寺岡祥子 | タジマチヨウシン テラオカシヨウコ | 2008.2 | 権利擁護相談事例集—財産侵害・借金・虐待への対応— | | | - | - | 中央法規出版 |
| 寺岡祥子 田島朝信 他 | テラオカシヨウコ テラジマチヨウシン | 2008.2 | Q & A 児童虐待防止ハンドブック | 児童虐待問題研究会 | | - | - | ぎょうせい |
| 高藤学 | サイトウサトル | 2008.2 | 児童虐待について(第1報) 新聞紙上で見る児童虐待の実態 | | | 熊本大学医学部保健学科紀要 4 | 53-58 | 熊本大学 |
| 岩城正光 | イワキマサテル | 2008.2 | 児童虐待について(第2報) 児童虐待予防に関する助産師の職責について | | | 熊本大学医学部保健学科紀要 4 | 59-69 | 熊本大学 |
| 津崎哲郎 | ツザキテツロウ | 2008.2 | 特集 改正児童虐待防止法施行に向けて | | | アディクションと家族 24-4 | 286-326 | ヘルスワーク協会 |
| 徳永雅子 | トクナガマサコ | 2008.2 | 特集にあたって—児童虐待における福祉的保護主義の限界—(特集 改正児童虐待防止法施行に向けて) | | | アディクションと家族 24-4 | 286-287 | ヘルスワーク協会 |
| 森田ゆり | モリタユリ | 2008.2 | 児童虐待防止法の改正と今後の課題について(特集 改正児童虐待防止法施行に向けて) | | | アディクションと家族 24-4 | 288-293 | ヘルスワーク協会 |
| 坪井節子 平川和子 高藤学 | ツボイセツコ ヒラカワカズコ サイトウサトル | 2008.2 | 児童虐待における警察の関与と連携(特集 改正児童虐待防止法施行に向けて) | | | アディクションと家族 24-4 | 294-300 | ヘルスワーク協会 |
| 辻保彦 | ツジヤスヒコ | 2008.2 | 保健機関における親支援グループ等の現状と課題(特集 改正児童虐待防止法施行に向けて) | | | アディクションと家族 24-4 | 301-305 | ヘルスワーク協会 |
| 伊藤悠子 | イトウユウコ | 2008.2 | 虐待する親の回復と法改正—MY TREE ペアレンツ・プログラムの実践から—(特集 改正児童虐待防止法施行に向けて) | | | アディクションと家族 24-4 | 306-312 | ヘルスワーク協会 |
| | | | 座談会 児童虐待防止法をめぐって(特集 改正児童虐待防止法施行に向けて) | | | アディクションと家族 24-4 | 313-326 | ヘルスワーク協会 |
| | | | 被害者が被害を否定した児童虐待事件の捜査について(実例捜査セミナー) | | | 捜査研究 57-2 | 43-49 | 東京法令出版 |
| | | | ジェンダーの視点でみる子どもの虐待—予防教育の可能性—(特集 ジェンダーをめぐる新たな課題—歴史に学び未来を拓く—) | | | 解放教育 38-2 | 50-58 | 明治図書出版 |

| | | | | | | |
|--------|--------|--|-------------------|-----------------------------|---------|-----------|
| 2008.2 | 2008.2 | スクールソーシャルワーク論—歴史・理論・実践— | 日本スクーローソーク協会 | — | — | 学苑社 |
| 2008.2 | 2008.2 | ねじれ国会方程式—児童虐待防止法改正の舞台裏— | | — | — | 北國新聞社 |
| 2008.2 | 2008.2 | 虐待防止のため、立ち入り調査等を強化し面会・通信等の制限を強化—児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成19. 6.1公布平成20. 4.1施行法律第73号)—〈法令解説〉 | | 時の法令 1803 | 21-29 | 朝陽会 |
| 2008.3 | 2008.3 | 乳幼児虐待への保育所の対応—当該乳幼児の登園日が減少した事例に對する援助— | 日本福祉大学大学院社会福祉学研究科 | 社会福祉学研究 3 | 25-34 | 日本福祉大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 児童施設における人権侵害等の現状と発生要因 | 東日本国際大学福祉環境学部 | 東日本国際大学福祉環境学部研究紀要 4-1 (通号4) | 49-66 | 東日本国際大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 保育現場における子ども虐待対応の現状—いわき市内保育士・幼稚園教諭に對する調査研究報告— | 東日本国際大学福祉環境学部 | 東日本国際大学福祉環境学部研究紀要 4-1 (通号4) | 67-88 | 東日本国際大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 近年における英国児童虐待対策の展開過程とその諸相—何に問題があつたのか、システムの問題と人間の問題— (The Development of Child Protection Policy and the State: Analysing Systematic Problems and Humanity Problems) | 上智大学総合人間科学部社会福祉学科 | 上智大学社会福祉研究平成19年度年報 | 65-79 | 上智大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 子どもの虐待の背景—学校の子どもの通して— (学校・家庭のなかの人權研究—虐待・いじめ問題について—) | 研究紀要編集委員会 | 研究紀要 9 | 33-49 | 兵庫県人権啓発協会 |
| 2008.3 | 2008.3 | 阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について | 研究紀要編集委員会 | 研究紀要 9 | 181-193 | 兵庫県人権啓発協会 |
| 2008.3 | 2008.3 | 共同研究 児童虐待防止に向けて | | 被害者学研究 18 | 78-108 | 日本被害者学会 |
| 2008.3 | 2008.3 | 共同研究の趣旨 (共同研究 児童虐待防止に向けて) | | 被害者学研究 18 | 78-80 | 日本被害者学会 |
| 2008.3 | 2008.3 | 児童相談所の立場から (共同研究 児童虐待防止に向けて) | | 被害者学研究 18 | 81-86 | 日本被害者学会 |
| 2008.3 | 2008.3 | 児童虐待の防止に向けて—改正児童虐待防止法の改正を中心として— (共同研究 児童虐待防止に向けて) | | 被害者学研究 18 | 87-93 | 日本被害者学会 |
| 2008.3 | 2008.3 | 児童虐待防止に向けての法制度 (共同研究 児童虐待防止に向けて) | | 被害者学研究 18 | 94-103 | 日本被害者学会 |
| 2008.3 | 2008.3 | シンポジウム報告 日本・韓国における児童虐待・性虐待の諸相 | 立正大学社会福祉学会 | 立正大学福祉研究 9-2 (通号16) | 79-116 | 立正大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 韓国における青少年たちの性意識・性問題の理解と性非行に對する社会的対応様式 (シンポジウム報告 日本・韓国における児童虐待・性虐待の諸相) | 立正大学社会福祉学会 | 立正大学福祉研究 9-2 (通号16) | 81-95 | 立正大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 韓国における青少年たちの性意識・性問題の理解と性非行に對する社会的対応様式 (シンポジウム報告 日本・韓国における児童虐待・性虐待の諸相) | 立正大学社会福祉学会 | 立正大学福祉研究 9-2 (通号16) | 96-104 | 立正大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 児童虐待の本当の姿を考える—家族支援の立場から— (シンポジウム報告 日本・韓国における児童虐待・性虐待の諸相) | 立正大学社会福祉学会 | 立正大学福祉研究 9-2 (通号16) | 105-111 | 立正大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 育児、児童虐待、少年非行 (シンポジウム報告 日本・韓国における児童虐待・性虐待の諸相) | 立正大学社会福祉学会 | 立正大学福祉研究 9-2 (通号16) | 113-116 | 立正大学 |
| 2008.3 | 2008.3 | 事例で考える 実践教育法規セミナー (36) 児童虐待と公立学校教員—守秘義務の免除、研修— | | 総合教育技術 62-15 | 95-92 | 小学館 |

| | | | | | | | |
|------------------------------|--------|---|---|--------------|-----------------------|---------|--------------|
| 杉田菜穂 | 2008.3 | スギタナホ | 日本における児童権論の展開と社会政策：1933年児童虐待防止法を見据えて | | 経済学雑誌 108-4 | 53-76 | 大阪市立大学 |
| 小湊慶彦 | 2008.3 | コミナトヨシヒコ | 特別講演 法医学からみた子どもの虐待 (第54回 日本小児保健学会(群馬)) | | 小児保健研究 67-2 | 198-201 | 日本小児保健協会 |
| 頭川典子 | 2008.3 | ズカワノリコ | 乳児期における育児参加と虐待予防に対する父親の意識—核家族の父親への面接調査より— | | 小児保健研究 67-2 | 403-410 | 日本小児保健協会 |
| 平田厚 | 2008.3 | ヒラタアツシ | わが国における親権概念の成立と変遷 | 明治大学法科大学院 | 明治大学法科大学院論集 4 | 55-209 | 明治大学 |
| 山本隆司 | 2008.3 | ヤマモトリユウジ | 日本における公私協働 | 稲養馨 巨理格 | 『行政法の思考様式』 | 171-232 | 青林書院 |
| 荒牧重人 吉永省三 吉田恒雄 半田勝久 | 2008.3 | アラマキシゲト ヨシナガシヨウゾウ ヨシダツネオ ハンダカツヒサ | 子ども支援の相談・救済—子どもが安心して相談できる仕組みと活動— | | - | - | 日本評論社 |
| 信田さよ子 | 2008.3 | ノブタサヨコ | 加害者は変わるか? : DVと虐待をみつめながら | | - | - | 筑摩書房 |
| 高橋保 | 2008.3 | タカハシタモツ | 女性をめぐる法と政策：原理・体系・課題 | | - | - | ミネルヴァ書房 |
| 松田博雄 | 2008.3 | マツダヒロオ | 子ども虐待 多職種専門家チームによる取り組み (淑徳大学総合福祉学部研究叢書 28) | | - | - | 学文社 |
| 高橋重宏 庄司順一 才村純 他 | 2008.3 | タカハシシゲヒロ シヨウジジュンイチ サイムラジュン | ファミリーソーシャルワークと児童福祉の未来—子ども家庭援助と児童福祉の展望— | 中山正雄編集代表 | - | - | 中央法規出版 |
| 玉井邦夫 | 2008.4 | タマイクニオ | 一時保護所の職員のストレスに関する研究 (子ども虐待に関する研究(11)) | 日本子ども家庭総合研究所 | 日本子ども家庭総合研究所紀要 44 | 3-36 | 日本子ども家庭総合研究所 |
| 滝川一廣 | 2008.4 | タキガワカズヒロ | 巻頭インタビュー この人に聞く(第42回) 玉井邦夫 子どもの児童虐待について考える | | 心とからだの健康 12-4 (通号122) | 6-8 | 健学社 |
| 山田不二子 田中真一郎 彦根備子 他 | 2008.4 | ヤマダフジコ タナカシンイチロウ ヒコネトモコ | 子育てと児童虐待 (特集 子育て論のこれから) —(子育て論をめぐって) 特集(日本子どもの虐待防止学会) 第13回学術集会(みえ大会) | 日本子ども虐待防止学会 | そだちの科学 10 | 80-86 | 日本評論社 |
| 秋津佐智恵 山崎嘉久 加藤直実 | 2008.4 | アキツサチエ ヤマザキヨシヒサ カトウナオミ | 乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome) 予防プログラムの試験的実施 (特集[日本子ども虐待防止学会]第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 17-24 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 鈴木昭 藤沢直子 水品きく枝 他 | 2008.4 | スズキアキラ フジサワナオコ ミズシナキクエ | 小児科医の子育て支援や虐待対応に関する意識と取り組み (特集[日本子ども虐待防止学会]第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 45-53 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 佐藤拓代 | 2008.4 | サトウタクヨ | 裁判例に見る子ども虐待死過程の実証的研究—パワレスな人々の支援に向けた evidence based practice (EBP) を目指して— (特集[日本子どもの虐待防止学会]第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 54-65 | 日本子ども虐待防止学会 |
| | 2008.4 | | 保健分野における乳幼児虐待リスクアセスメント指標の評価と虐待予防のためのシステム的な地域保健活動の構築 (特集[日本子どもの虐待防止学会]第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 66-74 | 日本子ども虐待防止学会 |

| | | | | | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------|--------|---|---|-------------------|---------|-------------|
| 実方由佳 笠原麻里 奥山真流子 | ジツカタユカ カサハラマリ オクヤママキコ | 2008.4 | Munchausen Syndrome By Proxy の症例における「接近困難性」に対する一考察 (特集「日本子どもの虐待防止学会」第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 75-82 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 吉田敬子 長尾圭造 | ヨシダケイコ ナガオケイゾウ | 2008.4 | 養育者に精神疾患がみられる場合の虐待事例への支援—支援スタッフに潜む問題と周産期からの予防— (特集「日本子どもの虐待防止学会」第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 83-91 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 鈴木浩之 菱川愛 佐々木智子 | スズキヒロユキ ヒシカワアイ ササキトモコ | 2008.4 | 性的虐待を受けた子どもから被害を聞き取るための課題—「性的虐待調査」(2003-2005)と「司法面接」のスキルを導入した実践(2006-)から— (特集「日本子どもの虐待防止学会」第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 92-100 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 中村友紀 関口博久 | ナカムラユキ セキグチヒロヒサ | 2008.4 | 特殊教育学校における虐待対応に関する研究—東北6件の学校へのアンケート調査をもとに— (特集「日本子どもの虐待防止学会」第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 101-108 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 鈴宮寛子 山下洋 吉田敬子 | スズミヤヒロコ ヤマシタヒロシ ヨシダケイコ | 2008.4 | 周産期における虐待予防活動の課題—周産期精神保健の技術研修と継続支援システム構築の取り組みから— (特集「日本子どもの虐待防止学会」第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 109-117 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 山田不二子 田中真一郎 彦根倫子 他 | ヤマダフジコ タナカシンイチロウ ヒコネトモコ | 2008.4 | 乳幼児揺さぶられ症候群 (Shaken Baby Syndrome) 予防プログラムの一例 (特集「日本子どもの虐待防止学会」第13回学術集会(みえ大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 118-123 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 山本知加 尾崎仁美 沼谷直子 他 | ヤマモトチカ オザキヒトミ ヌマタニナオコ | 2008.4 | 虐待を受けた子どもの行動チェックリスト (ACBL-R) の標準化の試み | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-1 | 124-136 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 松原康雄 | マツハラヤスオ | 2008.4 | 赤ちゃんポストが投げかけたこと (特集「子どもの命が輝くとき」—(子ども)のいのちと育ちを支える取り組みから) | | 世界の児童と母性 64 | 36-39 | 資生堂社会福祉事業財団 |
| 加納尚美 | カノウナオミ | 2008.4 | DVと子ども虐待を考える—第48回日本母性衛生学会学術集会ワークショップより— | | 母性衛生 49-1 | 39-47 | 日本母性衛生学会 |
| 池田ひかり | イケダヒカリ | 2008.4 | 保健・医療の現場からできること (DVと子ども虐待を考える—第48回日本母性衛生学会学術集会ワークショップより—) | | 母性衛生 49-1 | 39-41 | 日本母性衛生学会 |
| 松山谷子 | マツヤマヨウコ | 2008.4 | DVと子ども虐待を考える—女性からの相談を通して— (DVと子ども虐待を考える—第48回日本母性衛生学会学術集会ワークショップより—) | | 母性衛生 49-1 | 42-44 | 日本母性衛生学会 |
| 遠藤浩 | エントウヒロシ | 2008.4 | 子ども虐待 (DVと子ども虐待を考える—第48回日本母性衛生学会学術集会ワークショップより—) | | 母性衛生 49-1 | 45-47 | 日本母性衛生学会 |
| 山田利行 他 | ヤマダトシユキ | 2008.4 | 自立援助ホーム—虐待を受けた子どもたちの心の安全基地— | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 60-4 | 27-73 | 最高裁判所事務総局 |
| 前田忠弘 | マエダタダヒロ | 2008.4 | 配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究 | | 法務総合研究所研究報告 40 | 1-146 | 法務総合研究所 |
| Turnell Andrew, Essex Susie | アンドリュー・ターネル スージー・エセックス | 2008.4 | 児童虐待の刑事対応 児童虐待を認めない親への対応—リゾリエンション・アプローチによる家族の再統合— | 前野育三先生古稀祝賀論文集刊行委員会 井上薫 井上直美 板倉賢事 | 『刑事政策学の体系』 | 400-419 | 法律文化社 |
| | | | | | | - | 明石書店 |

| | | | | | | | | | |
|-------|--------|---|-----------------------|---|-----------------------|----------------------------|---------|---|----------|
| | | 子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために— | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために— | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—』 | — | — | 明石書店 |
| 松本伊智朗 | 2008.4 | 子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために— | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために— | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—』 | 14-61 | — | 明石書店 |
| 川松亮 | 2008.4 | 児童相談所からみる子どもの虐待と貧困—虐待のハイリスク要因としての貧困— | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 児童相談所からみる子どもの虐待と貧困—虐待のハイリスク要因としての貧困— | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—』 | 84-111 | — | 明石書店 |
| 松本伊智朗 | 2008.4 | 貧困は見ようとしなさいと見えな | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 貧困は見ようとしなさいと見えな | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—』 | 377-381 | — | 明石書店 |
| 湯澤直美 | 2008.4 | いのちをつなぐ | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | いのちをつなぐ | 浅井春夫 松本伊智朗 湯澤直美 | 『子どもの貧困—子ども時代のしあわせ平等のために—』 | 382-385 | — | 明石書店 |
| 柏女霊峰 | 2008.4 | 子ども虐待—子どもへの最大の人権侵害— 新版 | 高橋重宏 | 子ども虐待—子どもへの最大の人権侵害— 新版 | 高橋重宏 | — | — | — | 有斐閣 |
| | 2008.4 | 子ども家庭福祉サービス供給体制—切れ目のない支援をめざして— | | 子ども家庭福祉サービス供給体制—切れ目のない支援をめざして— | | — | — | — | 中央法規出版 |
| 仁田山義明 | 2008.5 | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第113号）／児童虐待防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）（弁護士のための新法紹介309） | | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第113号）／児童虐待防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成19年法律第73号）（弁護士のための新法紹介309） | | 自由と正義 59-5（通号712） | 163-166 | — | 日本弁護士連合会 |
| | 2008.5 | 特集 発達障害と子ども虐待 | | 特集 発達障害と子ども虐待 | | 発達障害研究 30-2（通号120） | 63-120 | — | 日本発達障害学会 |
| 宮本信也 | 2008.5 | 子ども虐待の理解（特集 発達障害と子ども虐待） | | 子ども虐待の理解（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害研究 30-2（通号120） | 64-76 | — | 日本発達障害学会 |
| 宮本信也 | 2008.5 | 発達障害と子ども虐待（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害と子ども虐待（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害研究 30-2（通号120） | 77-81 | — | 日本発達障害学会 |
| 林隆 | 2008.5 | 発達障害の危険因子・増悪因子としての子ども虐待（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害の危険因子・増悪因子としての子ども虐待（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害研究 30-2（通号120） | 82-91 | — | 日本発達障害学会 |
| 下泉秀夫 | 2008.5 | 発達障害のある子どもへの医療機関での育児支援（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害のある子どもへの医療機関での育児支援（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害研究 30-2（通号120） | 92-101 | — | 日本発達障害学会 |
| 玉井邦夫 | 2008.5 | 発達障害と虐待状況が絡み合う事例への援助（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害と虐待状況が絡み合う事例への援助（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害研究 30-2（通号120） | 102-110 | — | 日本発達障害学会 |
| 杉山登志郎 | 2008.5 | 子どものトラウマと発達障害（特集 発達障害と子ども虐待） | | 子どものトラウマと発達障害（特集 発達障害と子ども虐待） | | 発達障害研究 30-2（通号120） | 111-120 | — | 日本発達障害学会 |
| | 2008.5 | 特集 子ども格差 | | 特集 子ども格差 | | 週刊東洋経済 6142（特大号） | 36-105 | — | 東洋経済新報社 |
| | 2008.5 | 浅井春夫 立教大学コミュニケーション福祉学部教授—森信茂樹 中央大学法科大学院教授（特集 子ども格差 INTERVIEW） | | 浅井春夫 立教大学コミュニケーション福祉学部教授—森信茂樹 中央大学法科大学院教授（特集 子ども格差 INTERVIEW） | | 週刊東洋経済 6142（特大号） | 45 | — | 東洋経済新報社 |
| | 2008.5 | 生活苦、虐待、家庭破壊…「子どもの貧困」最前線（特集 子ども格差 PART1） | | 生活苦、虐待、家庭破壊…「子どもの貧困」最前線（特集 子ども格差 PART1） | | 週刊東洋経済 6142（特大号） | 46-63 | — | 東洋経済新報社 |
| | 2008.5 | 虐待問題への対応で疲弊 バンク状態の児童相談所（子ども格差—このままでは日本の未来が危ない！—「子どもの貧困」最前線） | | 虐待問題への対応で疲弊 バンク状態の児童相談所（子ども格差—このままでは日本の未来が危ない！—「子どもの貧困」最前線） | | 週刊東洋経済 6142（特大号） | 46-48 | — | 東洋経済新報社 |
| | 2008.5 | 生活苦、虐待、家庭破壊…「子どもの貧困」最前線—COLUMN 社会的養護に子どもへの視点を 声を上げ始めた施設出身者たち—（特集 子ども格差 PART1） | | 生活苦、虐待、家庭破壊…「子どもの貧困」最前線—COLUMN 社会的養護に子どもへの視点を 声を上げ始めた施設出身者たち—（特集 子ども格差 PART1） | | 週刊東洋経済 6142（特大号） | 49 | — | 東洋経済新報社 |

| | | | | | | | |
|---|---|--------|---|--------------------------------|-----------------------|---------|----------|
| 佐藤香代 | サトウカヨ | 2008.5 | 生活苦、虐待、家庭破壊…「子どもの貧困」最前線—「際限なく広がる母子家庭の貧困」過酷さを増す就労指導 生活保護家庭が上げる悲鳴—(特集 子ども格差 PART1) 教育問題 法律相談 (No.7) 学校が、保護者による児童虐待の疑いを通告した場合の「留意点」 | | 週刊東洋経済 6142 (特大号) | 50-52 | 東洋経済新報社 |
| ジョン・E. B. マイヤーズ ルーシー・バリナー ジョン・ブリエール C・テリー・ヘンドリックス キャロル・ジェニード テレザ・A・ライド | ジョン・E. B. マイヤーズ ルーシー・バリナー ジョン・ブリエール C・テリー・ヘンドリックス キャロル・ジェニード テレザ・A・ライド | 2008.5 | マルトリートメント 子ども虐待対応ガイド | 小木曾宏 和泉広憲 佐藤まゆみ 御園生直美 | 週刊教育資料 1028 | 28 | 教育公論社 |
| 庄司順一 | ショウジジュンイチ | 2008.6 | 児童虐待の現状とその防止等のための課題 (特集 刑事政策を支えるボランティア) | 日立みらい財団 | 犯罪と非行 156 | 144-166 | 日立みらい財団 |
| 守山正 | モリヤマタダシ | 2008.6 | イギリス保護観察100年～回顧と展望～ | 日立みらい財団 | 犯罪と非行 156 | 167-190 | 日立みらい財団 |
| 山本謙司 | ヤマモトジョウジ | 2008.6 | 罪を犯した障害者との関わりの中で | 日立みらい財団 | 犯罪と非行 156 | 191-210 | 日立みらい財団 |
| 金子龍太郎 中島賢介 | カナコリュウタロウ ナカジマケンスケ | 2008.6 | NPO 法人による被虐待児に対応する新たな社会的養護の創出—国際児童支援組織 SOS こどもの村の導入の理論的根拠を探る— 国際児童福祉組織 SOS こどもの村の導入をめざして (2) 世界での新たな展開と日本での導入経過 | 龍谷大学 国際社会文化研究所 | 龍谷大学国際社会文化研究所紀要 10 | 53-68 | 龍谷大学 |
| 中山和広 | ナカヤマカズヒロ | 2008.6 | 現場からのレポート 我が子への虐待事件の対象者を振り返って | 日本更生保護協会 | 更生保護 59-6 | 48-50 | 日本更生保護協会 |
| 武市敏孝 | タケイチシタカ | 2008.6 | 母親が知的障害と判定された家庭内児童虐待の検討 | 日本小児精神神経学会 | 小児の精神と神経 48-2 | 111-120 | アークメディア |
| 奥山真紀子 | オクヤママキコ | 2008.6 | 司法面接—性的虐待を中心に | | 児童青年精神医学とその近接領域 49-3 | 320-321 | |
| 嶋崎政男 | シマザキマサオ | 2008.6 | 教育の危機管理<実務編>児童虐待の現状と対応 | 日本教育新聞社 | 週刊教育資料 1030 (通号 1160) | 18-19 | 教育公論社 |
| 若井彌一 | ワカイイチ | 2008.7 | 教育と時事—解説・提言 (60) 児童虐待防止法と少年法の改正と課題 | 教育開発研究所 | 教職研修 431 | 84-86 | 教育開発研究所 |
| 林弘正 | ハヤシヒロマサ | 2008.7 | 特集 児童虐待をめぐる法整備と課題 | | 刑事法ジャーナル 12 | 2-30 | イウス出版 |
| 磯谷文明 | イソガエフミアキ | 2008.7 | 児童虐待をめぐる現況と課題 (特集 児童虐待をめぐる法整備と課題) | | 刑事法ジャーナル 12 | 2-14 | イウス出版 |
| 平山幹子 | ヒラヤマミキコ | 2008.7 | 児童虐待の実態と法的対応 (特集 児童虐待をめぐる法整備と課題) | | 刑事法ジャーナル 12 | 15-22 | イウス出版 |
| 西原尚之 原田直樹 山口のり子 他 | ニシハラナオユキ ハラダナオキ ヤマグチノリコ | 2008.7 | 子ども虐待防止—不作為による共犯を中心として— (特集 児童虐待をめぐる法整備と課題) | | 刑事法ジャーナル 12 | 23-30 | イウス出版 |
| | | 2008.7 | 子ども虐待防止にむけた保育所、学校等の役割と課題 | 福岡県立大学人間社会学部 | 福岡県立大学人間社会学部紀要 17-1 | 45-58 | 福岡県立大学 |
| | | 2008.7 | 特集 児童虐待にかかわる視点 | 日本精神科看護技術協会 | 精神科看護 35-7 (通号 190) | 11-43 | 精神看護出版 |

| | | | | | | | |
|---|--|--------|--|-------------------|---------------------|---------|-------------------|
| 天賀谷隆 | アマガヤタカシ | 2008.7 | 児童虐待の実態からみえてくる課題 (特集 児童虐待にかかわる視点) | 日本精神科看護技術協会 | 精神科看護 35-7 (通号 190) | 12-16 | 精神看護出版 |
| 才村純 | サイムラジュン | 2008.7 | 児童虐待防止法改正の意義と課題 (特集 児童虐待にかかわる視点) | 日本精神科看護技術協会 | 精神科看護 35-7 (通号 190) | 17-21 | 精神看護出版 |
| 伊達直利 | ダテナオトシ | 2008.7 | 地域で暮らせる社会的養護を充実させたい—児童養護施設での支援で感じること— (特集 児童虐待にかかわる視点) | 日本精神科看護技術協会 | 精神科看護 35-7 (通号 190) | 22-27 | 精神看護出版 |
| 向山晴子 | ムコウヤマハルコ | 2008.7 | 児童相談所・児童福祉との連携を考える—地域精神保健福祉の視点から— (特集 児童虐待にかかわる視点) | 日本精神科看護技術協会 | 精神科看護 35-7 (通号 190) | 28-33 | 精神看護出版 |
| 寺田悦子 中野るみ子 | テラダエツコ ナカノルミコ | 2008.7 | 精神疾患をもつ母親と子どもを支える—訪問看護ステーションが支援をつなぐ— (特集 児童虐待にかかわる視点) | 日本精神科看護技術協会 | 精神科看護 35-7 (通号 190) | 34-38 | 精神看護出版 |
| 秋津佐智恵 | アキツサチエ | 2008.7 | 子ども虐待へのチームアプローチ—あいち小児保健医療総合センターにおける取り組み— (特集 児童虐待にかかわる視点) | 日本精神科看護技術協会 | 精神科看護 35-7 (通号 190) | 39-43 | 精神看護出版 |
| 吉田彩 | ヨシダアヤ | 2008.7 | 医療ネグレクト事案における親権者の職務執行停止・職務代行者選任の保全処分に關する裁判例の分析 | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 60-7 | 1-42 | 最高裁判所事務総局 |
| 松村徹 田中寛明 | マツムラトオル タナカヒロアキ | 2008.7 | 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (平成19年法律第73号) の概要及び特別家事審判規則の一部を改正する規則 (平成20年最高裁判所規則第1号) の解説 | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 60-7 | 43-75 | 最高裁判所事務総局 |
| Christopher J.Hobbs, Helga G.I.Hanks, Jane M.Wynne | クリストファー・J. ホブズ, ヘルガ・G. I. ハ ンクス, ジェーン・M. ウィ ン | 2008.7 | [通達・回答] 特別家事審判規則の一部を改正する規則の公布について [資料] 「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」の施行並びに児童相談所運営指針等の改正について | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 60-7 | 105-107 | 最高裁判所事務総局 |
| 朝日新聞大阪 本社編集部 | アサヒシンブンオ オサカホンシンヤ ンシユウキヨク | 2008.7 | 子どもの虐待とネグレクト 臨床家ハンドブック | 稲垣由子 岡田由香 | - | - | 日本小児医学出版社 |
| 最高裁判所事 務総局家庭局 | サイコウサイイバン シヨジムソウキヨ クカテイキヨク | 2008.7 | ルポ 児童虐待 (朝日新書) | 最高裁判所事務総局 | - | - | 朝日新聞出版 |
| 佐藤隆司 | サトウタカシ | 2008.8 | 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情 (平成19年4月1日～平成20年3月31日) | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 60-8 | 267-284 | 最高裁判所事務総局 |
| 吉田恒雄 | ヨシダツネオ | 2008.8 | 虐待防止法の改正と福祉の現場 (特集 岐路に立つ子ども政策—厳罰主義か、支援主義の道か—) | 子どもの権利条約 総合研究所 | 子どもの権利研究 13 | 4-11 | 子どもの権利条約 総合研究所 |
| 鈴木敦子 | スズキアツコ | 2008.8 | 福祉の現場から—児童相談所の活動から (特集 岐路に立つ子ども政策—厳罰主義か、支援主義の道か—) | 子どもの権利条約 総合研究所 | 子どもの権利研究 13 | 4-7 | 子どもの権利条約 総合研究所 |
| | | 2008.8 | 家庭への強制介入と2007年法改正 (特集 岐路に立つ子ども政策—厳罰主義か、支援主義の道か—) | 子どもの権利条約 総合研究所 | 子どもの権利研究 13 | 8-11 | 子どもの権利条約 総合研究所 |
| | | 2008.8 | 特集 子ども虐待への看護職の対応視点 | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 163-197 | 日本子ども虐待防 止学会 |
| | | 2008.8 | 特集にあたって (特集 子ども虐待への看護職の対応視点) | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 163-165 | 日本子ども虐待防 止学会 |

| | | | | | | | |
|------------------------|--|---------|--|---------------------------|---------------------------|---------|----------------|
| 長谷川喜久美 | ハセガワキクミ | 2008.8 | 助産師の妊娠中からの母親へのかわわり—事例を通して— (特集 子ども虐待への看護職の対応視点) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 166-174 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 島田佐織 | シマダサオリ | 2008.8 | 子どもが新生児期にある母親への支援—家庭訪問に焦点をあてて— (特集 子ども虐待への看護職の対応視点) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 175-180 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 上野昌江 | ウエノマサエ | 2008.8 | 保健師の母親の『しんどさ』に焦点をあてた支援と虐待発生予防をめざす支援 (特集 子ども虐待への看護職の対応視点) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 181-187 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 鎌田佳奈美 | カマタカナミ | 2008.8 | 入院初期の被虐待児に対する看護師の治療的なかかわりと課題 (特集 子ども虐待への看護職の対応視点) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 188-192 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 植木野裕美 | ナラギノヒロミ | 2008.8 | 虐待を受け入院してきた5歳児に対する看護師のケア (特集 子ども虐待への看護職の対応視点) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 193-197 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 日本子ども虐待防止学会虐待度検討委員会 | ニホンコドモギヤクタイボウシガツカイギヤクタイニカンスルセイドケントウイイシカイ | 2008.8 | 委員会調査報告 児童虐待防止における児童相談所と警察の連携に関する調査 (概要) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 198-206 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 佐々木大樹 | ササキダイキ | 2008.8 | 児童相談所の早期虐待予防への関与—保育所巡回相談の活用— | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-2 | 250-253 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 高良麻子 | タカラアサコ | 2008.8 | 児童虐待におけるスクールソーシャルワーカーの役割に関する一考察—児童相談所と小学校との連携に注目して— | 日本学校ソーシャルワーク学会研究誌編集委員会 | 学校ソーシャルワーク研究 3 | 2-13 | 日本学校ソーシャルワーク学会 |
| 津崎哲郎 | ツザキテツロウ | 2008.8 | 子ども虐待をめぐる課題 (特集 子ども・若者政策再考) | 大阪市政調査会 | 市政研究 161 | 18-27 | 大阪市政調査会 |
| 仁田山義明 | ニタヤマヨシアキ | 2008.9 | 法律解説 厚生労働 児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律 (平成19.6.1法律第73号) | 法令解説資料総覧 320 | 法令解説資料総覧 320 | 15-20 | 第一法規 |
| 家庭問題情報センター | カテイモンダイジヨウホウウセセンター | 2008.9 | 時報サロン 家庭問題よろず相談室 (171) 実父からの性的虐待に苦悩するA子 | 戸籍時報 631 | 戸籍時報 631 | 91-93 | 日本加除出版 |
| 私市紀代子 | シイチキヨコ | 2008.9 | 子ども虐待防止—民間活動の広がり— ひとりひとりの存在を守るために | 月刊少年育成 53-9 | 月刊少年育成 53-9 | 40-45 | 社団法人大阪少年補導協会 |
| 藤岡孝志 | フジオカオカシ | 2008.9 | 愛着臨床と子ども虐待 | — | — | — | ミネルヴァ書房 |
| 山野良一 | ヤマノリョウイチ | 2008.9 | 子どもの最貧困国・日本 | — | — | — | 光文社 |
| 和歌山県福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課 | ワカヤマケンフクシホケンブフクシホケンセイサクキョクコドモミライカ | 2008.10 | 自治体発条例 REPORT 和歌山県の未来を託す子どもを虐待から守るために—和歌山県子どもを虐待から守る条例— | 自治体法務 navi 25 | 自治体法務 navi 25 | 34-39 | 第一法規 |
| 薬師川厚子 | ヤクシガワアツコ | 2008.10 | 自治体発条例 REPORT 大阪府東大阪市 子どもの人権を守る虐待防止ネットワーク—東大阪市子どもを虐待から守る条例— | 自治体法務 navi 25 | 自治体法務 navi 25 | 40-45 | 第一法規 |
| 北川拓 | キタガワタク | 2008.10 | 虐待相談を通しての発信—子どもたちの代弁者として声をあげる— (特集「子どもの貧困」に向き合って)— (実態と実践報告) | 福祉のひろば 103 (通号468) | 福祉のひろば 103 (通号468) | 18-20 | 大阪福祉事業財団 |
| 佐藤喜宣 | サトウヨシノブ | 2008.10 | 臨床法医学から見た子ども虐待 | 日本新生児看護学会 | 日本新生児看護学会誌 14-2 | 2-5 | 至文堂 |
| 大原天青 楡木満生 | オホハラタカハル ニレキミツキ | 2008.10 | 児童自立支援施設入所児童の被虐待経験と非行の関係 | 日本カウンセリング学会 | カウンセリング研究 41-3 | 193-203 | 日本カウンセリング学会 |
| 吉田恒雄 | ヨシダツネオ | 2008.10 | 児童相談所長の申立による親権喪失の宣告 (昭和54.5.16東京家八王子支審判) | 家族法判例百選<第7版> [別冊ジュリスト193] | 家族法判例百選<第7版> [別冊ジュリスト193] | 96-97 | 有斐閣 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|------------------------------|---------|--|---------------------|--------------------------|-----------|-----------|
| 矢澤克徳 橋本美香 | ヤザワカツノリ ハシモトミカ | 2008.10 | 日本子ども虐待防止学会第13回学術集会出席報告(家庭裁判所調査官及び裁判所技官(医師)の学会出席報告(2)) | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 60-10 | 158-165 | 最高裁判所事務総局 |
| 沖潤一 雨宮聡 小久保雅代 他 | オキジュンイチ アマミヤサトシ コクボマサヨ | 2008.10 | 児童虐待防止法改正後の3年間に一地方都市で起きた重篤な子ども虐待4例について | 日本小児科学会 | 日本小児科学会雑誌 112-10 | 1562-1566 | 日本小児科学会 |
| 仲真紀子 | ナカマキコ | 2008.10 | 児童虐待における子どもとの司法面接—出来事を話す— | 『そだちと臨床』編 集委員会 | そだちと臨床 5 | 147-150 | 明石書店 |
| バーバラ・ロー エンサル | バーバラ・ロー エンサル | 2008.10 | スクールソーシャルワーカー養成テキスト | 日本学校ソーシャル ワーカー学会 | - | - | 中央法規出版 |
| 佐藤香代 | サトウカヨ | 2008.10 | 子ども虐待とネグレクト—教師のためのガイドブック— | 玉井邦夫 森田由美 | - | - | 明石書店 |
| 森田ゆり | モリタユリ | 2008.10 | 教育問題法律相談(No.25) 虐待があり、家に帰れない子どもへの法的対応 | 日本教育新聞社 | 週刊教育資料 1046 (通号 1176) | 25 | 教育公論社 |
| 横田光平 | ヨコタコウヘイ | 2008.11 | 子どもへの性的虐待 親の権利・子どもの自由・国家の関与(10・完)—憲法理論と民法理論の統合的理解— | 法学協会事務所 | 法学協会雑誌 125-11 | 2435-2534 | 法学協会事務所 |
| 桂子 石川麻子 | ケイコ イシカワリョウコ | 2008.11 | 性虐待の未然防止—現場からの報告— インタビュ—性虐待を生き抜いて—トラウマを抱えて生きる意義—(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 5-198 | 至文堂 |
| 石川麻子 | イシカワリョウコ | 2008.11 | はじめに 性虐待と性暴力のはざま—性虐待の未然防止—(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 40-68 | 至文堂 |
| 柳沼初江 | ヤギスマハツエ | 2008.11 | 児童期の現場からの報告—小学校の現場から—(性的虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 69-81 | 至文堂 |
| 佐藤量子 | サトウリョウコ | 2008.11 | 思春期の現場からの報告—中学生の事例から—(性的虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 82-92 | |
| 湯浅とも子 | ユアサトモコ | 2008.11 | 青年期の現場からの報告—早期発見の視点—(性的虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 93-101 | 至文堂 |
| 森時尾 | モリトキオ | 2008.11 | 性的虐待を受けた子どもに代わって(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 102-115 | 至文堂 |
| 津嶋悟 | ツシマサトル | 2008.11 | 児童養護施設における性被害・性加害の防止に向けた取り組み(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 116-128 | 至文堂 |
| 吉川由香 | ヨシカワユカ | 2008.11 | 臨床心理士の立場からの援助と予防について(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 129-138 | 至文堂 |
| 織田栄子 | オダエイコ | 2008.11 | 性犯罪被害者家族に対する警察の支援(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 139-150 | 至文堂 |
| 手塚一朗 | テヅカイチロウ | 2008.11 | 「母と子のクリニク(精神科)」での取り組みからの報告(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 151-157 | 至文堂 |
| 齊藤麻里子 | サイトウマリコ | 2008.11 | 事例から考える性虐待の予防—絵本を読んで学んだこと—(性虐待の未然防止—現場からの報告—) | | 現代のエスプリ 496 | 158-173 | 至文堂 |

| | | | | | | |
|--------------------------|--|---------|---|-------------------|-----------|-------------|
| 村本邦子 | ムラモトクニコ | 2008.11 | 女性ライフサイクル研究所における性虐待防止の取り組み（性虐待の未然防止—現場からの報告—民間支援機関） | 現代のエスプリ 496 | 174-185 | 至文堂 |
| 西澤哲 | ニシザワサトル | 2008.11 | 子ども虐待における性的虐待の動向（性虐待の未然防止—現場からの報告） | 現代のエスプリ 496 | 186-198 | 至文堂 |
| 柳澤正義 | ヤナギサワマサヨシ | 2008.11 | 子ども虐待をめぐって | 小児科臨床 6-11（通号730） | 2190-2193 | 日本小児医事出版社 |
| | | 2008.11 | 特集 児童虐待防止のために | こどもも未来 446 | 6-14 | こどもも未来財団 |
| 才村純 | サイムラジュン | 2008.11 | 改正児童虐待防止法の円滑な運用をめぐって—保護者援助ガイドライン等の概要—（特集 児童虐待防止のために） | こどもも未来 446 | 7-9 | こどもも未来財団 |
| 杉山登志郎 | スギヤマトシロウ | 2008.11 | 性的虐待への取り組みを（特集 児童虐待防止のために） | こどもも未来 446 | 10-12 | こどもも未来財団 |
| 厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課虐待防止対策室 | コウセイロウドウシヨウコウユウキカイキンコトウジドウカテイキョクソウムカギキョクタイボウシタイスカクシツ | 2008.11 | 小特集 児童虐待の防止に向けて | 厚生労働 63-11 | 24-27 | 中央法規出版 |
| 松田博雄 | マツダヒロオ | 2008.11 | 発達障害と子ども虐待（特集 発達障害 up to date） | 月刊地域保健 39-11 | 22-33 | 東京法規出版 |
| 新井肇三浦薫 | アライハジメミウラカオル | 2008.11 | 教師カウンセラーのための生徒指導実践プログラム（8）担任として虐待を受けている子どもをどう支援するか？ | 月刊生徒指導 38-13 | 40-49 | 学事出版 |
| 一場順子木田秋津 | イチハヨリコキダアキツ | 2008.11 | 司法面接と諸専門領域にわたる多角的児童虐待の評価について—寄稿— | 自由と正義 59-11 | 77-84 | 日本弁護士連合会 |
| 阿部彩 | アベアヤ | 2008.11 | 子どもの貧困—日本の不公平を考える— | — | — | 岩波書店 |
| 奥山真紀子 | オクヤママキコ | 2008.12 | 虐待が疑われる子どもに対するケア（特集 目の病気ににおける看護ケアのポイント—入院治療を要する重症眼疾患を対象に一知っておきたい知識） | 小児看護 31-13（通号395） | 1756-1760 | へるす出版 |
| 山田典子米山奈奈子宮本真巳他 | ヤマダノリコヨネヤマナナコミヤモトマミ | 2008.12 | 暴力や虐待の被害を繰り返さないために必要な日本における法看護学教育の検討 | 看護学雑誌 72-12 | 1024-1028 | 医学書院 |
| 庄司順一 | シウジョジュンイチ | 2008.12 | 特集 アタッチメント | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 275-321 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 北川恵 | キタガワめぐみ | 2008.12 | 特集にあたって（特集 アタッチメント） | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 275-277 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 青木豊 | アオキユタカ | 2008.12 | アタッチメントと分離、喪失（特集 アタッチメント） | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 278-284 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 西澤哲 | ニシザワサトル | 2008.12 | アタッチメントの問題とアタッチメント障害（特集 アタッチメント） | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 285-296 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 御園生直美 | ミノノオナオミ | 2008.12 | 施設養育におけるアタッチメントの形成—アタッチメントに焦点をあてた心理治療の実践を通して—（特集 アタッチメント） | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 197-306 | 日本子ども虐待防止学会 |
| | | 2008.12 | 里親養育とアタッチメント（特集 アタッチメント） | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 307-314 | 日本子ども虐待防止学会 |

| | | | | | | | |
|---------------|---------------------|---------|--|-----------------------|--------------------------|-----------|-------------|
| 庄司順一 | ショウジジュンイチ | 2008.12 | 子どもに対する母親の結びつき (特集 アタッチメント) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 315-321 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 長尾正崇 | ナガオマサタカ | 2008.12 | 臨床法医学で読む虐待事件(2) 不登校の原因が子ども虐待であった虐待死事例 | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 322-328 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 松本伊智朗 | マツモトイチロウ | 2008.12 | 子ども虐待の「今」(第4回) 貧困と子ども虐待 | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 329-334 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 山崎佐季子 | ヤマサキサキコ | 2008.12 | 日本と米国における子ども虐待と動物虐待の関連性に関する歴史と現状の比較 | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 10-3 | 353-362 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 前橋信和 | マエハシノブカズ | 2008.12 | 特集 施設内児童虐待 | | 月刊少年育成 53-12 | 8-33 | 大阪少年補導協会 |
| 桑原教修 | クワハラキョウシュウ | 2008.12 | 施設内児童虐待の今 (特集 施設内児童虐待) | | 月刊少年育成 53-12 | 8-13 | 大阪少年補導協会 |
| 草間吉夫 | クサマヨシオ | 2008.12 | 施設内虐待の発生抑制を考える (特集 施設内児童虐待) | | 月刊少年育成 53-12 | 14-19 | 大阪少年補導協会 |
| 平湯真人 | ヒラユマサト | 2008.12 | 施設内児童虐待をどのように防止するか (特集 施設内児童虐待) | | 月刊少年育成 53-12 | 20-26 | 大阪少年補導協会 |
| 田中俊英 | タナカトシヒデ | 2008.12 | なぜ民間支援機関に事件が起こるのか (僕たちのドーナツーク153) | | 月刊少年育成 53-12 | 28-33 | 大阪少年補導協会 |
| 貴田美鈴 | キダミスズ | 2008.12 | 2002年の里親制度の改定に影響を及ぼした社会的要因—子どもの権利条約批准と児童虐待の社会問題化— | 名古屋市立大学大学院人間文化研究科 | 名古屋大学大学院人間文化研究科人間文化研究 10 | 48-49 | 大阪少年補導協会 |
| 大原天青 楡木満生 | オハラタカハル ニレギミツキ | 2008.12 | 児童自立支援施設入所児童の行動特徴と被虐待経験の関係 | 日本発達心理学会 機関誌編集委員会 | 発達心理学研究 19-4 | 77-89 | 名古屋市立大学 |
| 田中和泉 | タナカイズミ | 2008.12 | 声なき声を聴け—権利擁護のまちづくり(7) 家庭用・施設用の虐待防止マニュアルを独自に作成 千葉県松戸市— | | 介護保険情報 9-9 (通号105) | 58-61 | 社会保険研究所 |
| 米丸恒治 | ヨネマルツネハル | 2008.12 | 子どもの虐待防止・法的実務マニュアル<第4版> | 日本弁護士連合会 子どもの権利委員会 | - | - | 明石書店 |
| 川崎二三彦 増沢高 | カワサキフミヒコ マスザワタカシ | 2008.12 | 行政の多元化と行政責任 | 磯部力 小早川光郎 芝池義一 | 『行政法の新構想Ⅲ』 | | 有斐閣 |
| 才村純 | サイムラジュン | 2008.12 | いっしょに考える子ども虐待 | | - | - | 明石書店 |
| 岩下美代子 岩本愛子 | イワシタミヨコ イワモトアイコ | 2009 | 図表でわかる子ども虐待—保育・教育・養育の現場で活かすために— | | - | - | 明石書店 |
| 浅倉むつ子 | アサクラムツコ | 2009 | 日本における「子ども虐待」の変遷 (第2報) | 日本法社会学会 | 法社会学 70 | 291-296 | 有斐閣 |
| 岡部真勝 桑原博道 | オカベマサカツ クワハラヒロミチ | 2009 | 書評 原田綾子著『「虐待大国」アメリカの苦闘—児童虐待防止への取組みと家族福祉政策—』 | | 小児科臨床 62(通号 738) | 1517-1523 | 日本小児医事出版社 |
| 黒岡亮 桑原博道 | クワハラヒロミチ | 2009 | 児童虐待防止法 (知っておきたい日常診療に關わる法律と制度—医療トリアルを起こさないために—) (医療関連法規について) | | 小児科臨床 62(通号 738) | 1539-1544 | 日本小児医事出版社 |
| 倉石哲也 | クラインテツヤ | 2009 | 医師の守秘義務について (知っておきたい日常診療に關わる法律と制度—医療トリアルを起こさないために—) (個人情報保護について) | | 臨床教育学研究 15 | 15-37 | 武庫川女子大学 |
| | | | 海外研修報告 アメリカ西海岸を中心とした虐待対応の取組について | 武庫川女子大学 院臨床教育学研究科 | | | |

| | | | | | | | |
|---------------------|---|--------|---|------------------|-------------------------|--------------|--------------------------|
| 栄留里美 | エイドメサトミ | 2009 | 市町村行政における児童虐待防止対応の課題—子どもの人権の視点に立った家庭援助とは— | 大阪市立大学人権問題研究センター | 人権問題研究 9 | 25-41 | 大阪市立大学 |
| 相原真人 | アイハラマサト | 2009.1 | アメリカおよびイギリスとの比較に見るわが国児童虐待対応システムの課題 | 静岡福祉大学紀要・図書館委員会 | 静岡福祉大学紀要 5 | 77-89 | 静岡福祉大学 |
| 厚生労働省雇用均等児童家庭局家庭福祉課 | コウセイロウウコウシヨウコヨウキカイキントウジトウカテイキョクソウムカキキョクタイボウシタイサイクシン | 2009.1 | 被措置虐待児童等虐待対応ガイドライン(案)—都道府県・児童相談所設置市向け—(特集 改正児童福祉法施行を見据え、権利擁護のため)に児童養護施設が取り組むべき課題 | | 児童養護 39-3 | 34-36 | 全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会 |
| 加藤曜子 | カトウヨウコ | 2009.1 | 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)のための共通アセスメントシートと合同研修の効果 | 流通科学大学学術研究会 | 流通科学大学論集・人間・社会・自然編 21-2 | 115-126 | 流通科学大学 |
| 渡辺 咲子 | ワタナベサキコ | 2009.1 | 刑事法よろろず相談室(第43回) 子どもの虐待に関する問題 | | Keisatsu koron 64-1 | 97-103 | 立花書房 |
| 田邊泰美 | タナベヤスミ | 2009.1 | 英国児童虐待防止研究—児童性的虐待ペドフィアール:児童性愛者/集団)対策に関する一考察(その1)— | | 園田学園女子大学論文集 43 | 119-133 | 園田学園女子大学 |
| 美務判例研究会 | ジツムハンレンレイケンキユウカイ | 2009.1 | 最新判例にみる身近な犯罪(第3回) 児童虐待 | 東京法令出版 | 捜査研究 58-1 | 80-85 | 東京法令出版 |
| 石川義之 | イシカワヨシユキ | 2009.1 | 子ども虐待の基礎理論—身体的虐待を中心に: その2— | | 大阪樟蔭女子大学人間科学部研究紀要 8 | 1-24 | 大阪樟蔭女子大学 |
| 金澤ますみ | カナザワマスミ | 2009.2 | 児童虐待と貧困—スクールソーシャルワークの現場から—(特集 子どもと暴力—暴力からの回復—) | | 解放教育 39-2 | 25-31 | 明治図書出版 |
| 岩井宜子 | イワイヨシコ | 2009.2 | ファミリー・バイオレンスの法的問題とその課題 | | ジュリスト 1371 | 2-5 | 有斐閣 |
| 遠藤野ゆり | エンドウノユリ | 2009.2 | 虐待された子どもたちの自立—現象学からみた思春期の意識— | | — | — | 東京大学出版会 |
| 佐藤香代 | サトウカヨ | 2009.2 | 教育問題法律相談(N0.39) 虐待から子どもを守るための法的な対処法 | 日本教育新聞社 | 週刊教育資料 1060(通号 1190) | 27 | 教育公論社 |
| 西澤哲 | ニシザワサトル | 2009.2 | 子ども虐待—虐待による心理的影響とそのケア、虐待傾向を示す親の理解とケア— | 家庭事件研究会 | ケース研究 298 | 45-73 | 家庭事件研究会 |
| 池谷和子 | イケヤカズコ | 2009.3 | アメリカ児童虐待防止法制度の研究 | | — | — | 樹芸書房 |
| 植原真也 藤澤陽子 | ナラハラシンヤ フジザワヨウコ | 2009.3 | 児童養護施設の子どもの施設入所をどのように捉えているのか | | 臨床心理学 9-2 | 230-240 | 金剛出版 |
| 菊池美恵 | キクチミエ | 2009.3 | 児童虐待防止ネットワークが機能するための要因—要保護児童対策地域協議会構成員への面接調査の分析から— | 高知女子大学紀要編集委員会 | 高知女子大学紀要 社会学部編 58 | 1-14 | 高知女子大学 |
| 平田厚 | ヒラタアツシ | 2009.3 | 公開シンポジウム 虐待防止法の法的横断的検討—被害者虐待防止の法制化をにらんで— | 岡山大学大学院法務研究科 | 臨床法務研究 7 | 1-85 | 岡山大学 |
| 水島真寿美 | ミズシママスミ | 2009.3 | シンポジウム 児童分野報告 子ども虐待対応の現状と今後目指すもの—子どもの最善の利益のために—(公開シンポジウム 虐待防止法の横断的検討—被害者虐待防止の法制化をにらんで—) | 岡山大学大学院法務研究科 | 臨床法務研究 7 | 5-19, 65-68 | 岡山大学 |
| | | | | 岡山大学大学院法務研究科 | 臨床法務研究 7 | 27-32, 73-76 | 岡山大学 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|-----------------------------|--------|--|---------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|
| 西田和弘 小田敬美 平田厚 他 | ニシダカズヒロ オダタカヨシ ヒラタアツシ | 2009.3 | パネル討議 虐待防止法制の横断的検討—障害者虐待防止の法制化を らんで（公開シンポジウム 虐待法制の横断的検討—障害者虐待防止 の法制化をにらんで—） | 岡山大学大学院法 務研究科 | 臨床法務研究 7 | 41-62 | 岡山大学 |
| 朴志允 | カタオカユウコ | 2009.3 | 韓国における虐待の現状と地域支援システム | 東洋大学人間科学 総合研究所 | 東洋大学人間科学総合研 究所紀要 10 | 133-152 | 東洋大学 |
| 片岡優子 | カタオカユウコ | 2009.3 | 原胤昭の生涯とその事業：児童虐待防止事業を中心として | 関西学院大学人間 福祉学部 | Human Welfare: HW 創 刊号 | 19-31 | 関西学院大学 |
| 木下隆志 | キノシタタカシ | 2009.3 | 阪神間における子ども家庭福祉施策の現状について—声屋市住民を対象 とした児童虐待に対する意識調査から— | | 研究紀要 10 | 55-65 | 関西国際大学 |
| 庄司順一 | シヨウジジュンイチ | 2009.3 | 第三セクション 子ども虐待と社会的養護—子どもの権利の視点から— （日本小児精神神経学会】第100回記念学術集会 特集 小児精神神経 学の過去・現在・未来（その2）） | 日本小児精神神経学会 | 小児の精神と神経 49-1 （通号182） | 11-36 | 日本小児精神神経 学会 |
| 小林美智子 | コバヤシミチコ | 2009.3 | 社会的養護のこれまでとこれから（日本小児精神神経学会】第100回 記念学術集会 特集 小児精神神経学の過去・現在・未来（その2））—（第 三セクション 子ども虐待と社会的養護—子どもの権利の視点から） | 日本小児精神神経学会 | 小児の精神と神経 49-1 （通号182） | 11-16 | 日本小児精神神経 学会 |
| 井上登生 | イノウエナリオ | 2009.3 | 虐待を受けた子どもの社会的養護—これまでとわれわれがなすべきこと —（日本小児精神神経学会】第100回記念学術集会 特集 小児精神 神経学の過去・現在・未来（その2））—（第三セクション 子ども虐待と 社会的養護—子どもの権利の視点から） | 日本小児精神神経学会 | 小児の精神と神経 49-1 （通号182） | 17-25 | 日本小児精神神経 学会 |
| 大野貴子 | オノノウエナリオ | 2009.3 | 小規模市町村における子ども虐待の予防と社会的養護（日本小児精神 神経学会】第100回記念学術集会 特集 小児精神神経学の過去・現在・ 未来（その2））—（第三セクション 子ども虐待と社会的養護—子どもの 権利の視点から） | 日本小児精神神経学会 | 小児の精神と神経 49-1 （通号182） | 26-32 | 日本小児精神神経 学会 |
| 田中陽子 藤田由美子 横山裕 | オノノウエナリオ | 2009.3 | 障害児と虐待（日本小児精神神経学会】第100回記念学術集会 特 集 小児精神神経学の過去・現在・未来（その2））—（第三セクション 子 ども虐待と社会的養護—子どもの権利の視点から） | 日本小児精神神経学会 | 小児の精神と神経 49-1 （通号182） | 33-36 | 日本小児精神神経 学会 |
| 才村純 | サイムラジュン | 2009.3 | 児童虐待に対する教師の意識に関する調査研究（5） 保護者の社会意 識と児童虐待判断指標の予備的分析 | 九州保健福祉大学 研究紀要委員会 | 九州保健福祉大学研究紀 要 10 | 25-30 | 九州保健福祉大学 |
| 小嶋勇 | コジマイサム | 2009.3 | 子ども虐待防止の観点から（特集 札幌学院大学文学部創立30周年 記念講演とシンポジウム）—（シンポジウム 共通テーマ「家族・学校・地 域の再生を考える」） | 札幌学院大学人文 学会 | 札幌学院大学人文学会紀 要 85 | 28-34, 53-56 | 札幌学院大学 |
| 横田光平 | ヨコタコウヘイ | 2009.3 | 子どもの人権と子の福祉 | 日本大学法科大学院法務 研究 5 | 日本大学法科大学院法務 研究 5 | 67-79 | 日本大学 |
| 田中義人 | タナカヨシヒト | 2009.4 | 児童福祉法の一部を改正する法律—社会的養護：施設内虐待の防止を 中心に—（特集時の法律） | 日本子ども虐待防 止学会 | ジュリスト 1374 | 39-47 | 有斐閣 |
| 才村純 | サイムラジュン | 2009.4 | 法改正に伴う児童相談所の現状と課題（特集【日本子ども虐待防止学 会】第14回学術集会（ひろしま大会）） | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 3-5 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| | | 2009.4 | 特集【日本子ども虐待防止学会】第14回学術集会（ひろしま大会） | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 6-103 | 日本子ども虐待防止 学会 |
| | | 2009.4 | 法改正に伴う児童相談所の現状と課題（特集【日本子ども虐待防止学 会】第14回学術集会（ひろしま大会）） | 日本子ども虐待防 止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 26-33 | 日本子ども虐待防止 学会 |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|--|--------|--|----------------------|------------------------|---------|-------------|
| 奥山眞紀子 | オクヤママキコ | 2009.4 | ケアの現場からみた子どもの権利擁護 (特集「日本子ども虐待防止学会」第14回学術集会(ひろしま大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 34-42 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 柳川敏彦 平尾恭子 他 | ヤナガワトシヒコ ヒラオキヨウコ | 2009.4 | 児童虐待予防のための地域ペアレンティング・プログラムの評価に関する研究—「前向き子育てプログラム(トリプルP)」の有効性の検討 (特集「日本子ども虐待防止学会」第14回学術集会(ひろしま大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 54-68 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 森田展彰 春原由紀 古市志麻 他 | モリタノブアキ スノハラユキ フルイチシマ | 2009.4 | ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み(その1) プログラムの概要と子どもに関する有効性 (特集「日本子ども虐待防止学会」第14回学術集会(ひろしま大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 69-80 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 春原由紀 森田展彰 古市志麻 他 | スノハラユキ モリタノブアキ フルイチシマ | 2009.4 | " 論題 ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み(その2) 子どもグループについて (特集「日本子ども虐待防止学会」第14回学術集会(ひろしま大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 81-89 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 大原美知子 妹尾栄一 信田さよ子 他 | オオハラミチコ セノエエイチ ノブタサヨコ | 2009.4 | ドメスティック・バイオレンスに曝された母子に対する同時並行グループプログラムの試み(その3) 母親の回復過程について (特集「日本子ども虐待防止学会」第14回学術集会(ひろしま大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 90-97 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 山田光治 佐々木大樹 | ヤマダミツハル ササキダイキ | 2009.4 | 愛知県全児童相談所における児童虐待対応法医学医師への相談実績 (特集「日本子ども虐待防止学会」第14回学術集会(ひろしま大会)) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 11-1 | 98-103 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 許末恵 | キヨスエ | 2009.4 | 児童養護施設入所中の児童につき里親委託を承認した例 | 民商法雑誌 140-1 | 121-125 | | |
| 村田文世 | ムラタフミヨ | 2009.4 | 福祉多元化における障害当事者組織と「委託関係」—自立性維持のための戦略的組織行動— | | — | — | ミネルヴァ書房 |
| 浅井春夫 他 | アサハイハルオ | 2009.5 | 福祉・保育の現場の貧困 | | — | — | 明石書店 |
| 朴元奎 | PARK Won-Kyu | 2009.5 | 「家庭内暴力」に関する法的対応とその課題—いわゆる「虐待防止三法」の制定と改正をめぐる動向を中心として— (特集 現代社会と刑事法の動向) | | 犯罪と非行 160 | 58-88 | 日立みらい財団 |
| 椎名規子 | シイナノリコ | 2009.5 | イタリヤにおける「家庭への子の権利」—国や自治体の実親援助義務と未成年養子制度の関係— | 民事研修編集室 | 民事研修(みんけん) 625 | 2-13 | 金剛出版 |
| 田中周子 | タナカヒロコ | 2009.5 | 子どもの司法面接 (特集 子ども臨床において事実を分かちあう) | | 臨床心理学 9-3 | 320-325 | 文芸社 |
| 佐藤馨 | サトウカオル | 2009.5 | 子どもの人権—児童虐待と法的対応— 改訂版 | | — | — | |
| 社会的養護の 当事者参加 推進団体日向 はまこ | シヤカイテキヨウ ゴノトウジシヤサ ンカンクシンダン タイヒナタボッコ | 2009.6 | 施設で育った子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護 | | — | — | 明石書店 |
| 千葉華月 横井恵 永水裕子 | チノカズキ ヨコイメグミ ナガミズユウコ | 2009.6 | 親による治療拒否・医療ネグレクト | 玉井真理子 永水裕子 横野恵 | 『子どもの医療と生命倫理 資料で読む』 | 155-176 | 法政大学出版局 |
| 永水裕子 | ナガミズユウコ | 2009.6 | 代理に因るコミュニケーションハウゼン症候群 | 玉井真理子 永水裕子 横野恵 | 『子どもの医療と生命倫理 資料で読む』 | 177-178 | 法政大学出版局 |
| 柴田朋 | シバタトモ | 2009.7 | 子どもの性虐待と人権—社会的ケア構築への視座— | | — | — | 明石書店 |

| | | | | | | | |
|----------------------------|-----------------------------------|--------|--|------------------|----------------|----------|---------|
| | | | 特集 児童福祉法と虐待対応 | | | 子どもと福祉 2 | 4-78 |
| 吉田桓雄 石塚かおる 武藤素明 他 | ヨシダツネオ イシヅカカオル ムトウソメイ | 2009.7 | 座談会 児童福祉のこの10年を振り返る—児童家庭相談 / 社会的養護の現場からの報告— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 6-19 |
| 竹中哲夫 | タケナカテツオ | 2009.7 | 児童福祉法改正 児童福祉関係法の変遷—1997年以降の動きをめぐって— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 20-25 |
| 佐藤隆司 | サトウタカシ | 2009.7 | 里親制度と児童相談所—里親と「協働」する里親制度— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 26-31 |
| 村田和木 | ムラタカズキ | 2009.7 | 里親制度促進のための課題—子どもの支援 + 子育て支援としての位置づけを— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 32-37 |
| 和泉広恵 | イズミヒロエ | 2009.7 | 里親家族支援は進むのか—児童福祉法改正と里親支援事業の未来— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 38-43 |
| 黒田邦夫 | クロダクニオ | 2009.7 | 施設内虐待の構造的課題とその克服に向けて (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 44-48 |
| 野津牧 | ノヅマキ | 2009.7 | 児童福祉施設で生活する子どもたちの人権を守るために (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 49-54 |
| 関貴教 | セキタカノリ | 2009.7 | 施設内虐待の構造と施設改善—こうして施設内虐待はなくなった— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 55-59 |
| 堀善一 | ホリヨシカズ | 2009.7 | 市町村における子ども家庭相談の展望—地方都市、郡部での取り組みから— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 60-65 |
| 小川衛子 | オガワエイコ | 2009.7 | 児童相談所と市町村児童家庭相談窓口との連携 (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 66-71 |
| 志村浩二 | シムラコウジ | 2009.7 | 市町村における児童家庭相談の実体と今後の課題—「亀山市子ども総合支援室」の取り組みを参考に— (特集 児童福祉法と虐待対応) | | | 子どもと福祉 2 | 72-78 |
| 岩佐嘉彦 | イワサヨシヒコ | 2009.8 | 弁護士から見た児童虐待事件 (2) —児童虐待の防止等に関する法律の二度にわたる改正を経て— | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 61-8 | | 1-48 |
| 大久保香織 廣田幸紀 | オオクボカオリ ヒロタコウキ | 2009.8 | 英国における児童虐待防止制度の実情について | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 61-8 | | 49-89 |
| 最高裁判所事務総局 家庭局 | サイコウサイイバン シヨジムソウキョク クカテイキョク | 2009.8 | 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情—平成20年1月～12月— | 最高裁判所事務総局 | 家庭裁判月報 61-8 | | 141-159 |
| 宮腰英一 | ミヤコシエイイチ | 2009.8 | 世界の動き 進む「子供行政」の統合化—児童虐待の急増を受けた英国— | | 内外教育 5928 | | 4-6 |
| | | 2009.8 | 子どもの権利—日韓共同研究— | 喜多明人 李在然 他 | — | | — |
| 磯谷文明 | イソガフミアキ | 2009.8 | 日本における子ども虐待の現状と課題 | 喜多明人 李在然 他 | 子どもの権利—日韓共同研究— | | 127-138 |

| | | | | | | | |
|--------------------------------------|--|---------|--|----------------------|--------------------|---------|--------------------|
| 吉田桓雄 | ヨシダツネオ | 2009.8 | 日本における児童虐待防止の法制度 | 喜多明人 李在然他 | 子どもの権利—日韓共同 研究— | 139-149 | 日本評論社 |
| 張化貞 | Jang Hwa-jung | 2009.8 | 韓国における子ども虐待の現状と保護体制 | 喜多明人 李在然 他 | 子どもの権利—日韓共同 研究— | 188-196 | 日本評論社 |
| 浅井春夫 松本伊智朗 他 | アサイハルオ マツモトイチロウ | 2009.8 | 子どもの貧困白書 | | - | - | 明石書店 |
| 川崎二三彦 岩佐嘉彦 山口亮子 新恵理 成田秀樹 | カワサキフミヒコ イワサヨシヒコ ヤマグチリョウコ アタラシエリ ナリタヒデアキ | 2009.9 | どうする？子ども虐待：現状と課題を考える：京都産業大学法政政策学科 開設記念シンポジウムパートII | 京都産業大学法学 会 | 産大法学 43-2 | 301-235 | 京都産業大学 |
| 井樋三枝 (訳) | イビミエコ | 2009.9 | 子ども虐待対応の手引き—平成21年3月31日厚生労働省の改正通知— | 日本子ども家庭総 合研究所 | - | - | 有斐閣 |
| 星野崇啓 | ホシノタカヒロ | 2009.9 | 合衆国法典第18編犯罪及び刑事訴訟手続 第110章子どももの 性的搾取及びその他の虐待(抄)(児童ポルノ及び子どもに対する性犯罪 に関する法律) | 国立国会図書館調 査及び立法参考局 | 外国の立法 241 | 26-42 | 紀伊国屋書店 |
| 中田裕康 | ナカタヒロヤス | 2009.9 | 子ども虐待と社会的養護—子どもの権利の視点から— 社会的養護への 医学心理学的支援に関して (第100回記念学術集会特集 小児精神神 経学の過去・現在・未来(その4)) | 日本小児精神神経 学会 | 小児の精神と神経 49-3 | 181-186 | 日本小児精神神 経 学会 |
| 大村敦志 | オオムラアツシ | 2009.9 | 特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に— | | ジュリスト 1384 | 4-97 | 有斐閣 |
| 窪田充見 | クボタアツミ | 2009.9 | 検討の経緯—「民法改正委員会家族法作業部会」について— (特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に—) | | ジュリスト 1384 | 4-5 | 有斐閣 |
| 床谷文雄 | トコタニフミオ | 2009.9 | 婚姻法 (特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に—) | | ジュリスト 1384 | 6-21 | 有斐閣 |
| 水野紀子 | ミズノノリコ | 2009.9 | 実子法 (特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に—) | | ジュリスト 1384 | 22-40 | 有斐閣 |
| 山下純司 | ヤマシタヨシカズ | 2009.9 | 親子法 (特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に—) | | ジュリスト 1384 | 41-57 | 有斐閣 |
| 久保野恵美子 | クボノエミコ | 2009.9 | 親権法 (特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に—) | | ジュリスト 1384 | 58-74 | 有斐閣 |
| 原田綾子 | ハラダアヤコ | 2009.10 | 婚姻外カップルの関係 (特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に—) | | ジュリスト 1384 | 75-86 | 有斐閣 |
| | | | 親子の養育関係 (特集 家族法改正—婚姻・親子法を中心に—) | | ジュリスト 1384 | 87-97 | 有斐閣 |
| | | | 要保護児童のための養子縁組支援—アメリカでの実情と日本法への示唆— (上) | | 戸籍時報 646 | 67-78 | 日本加除出版 |
| | | | 特集 児童福祉法改正と里親制度 | | 里親と子ども 4 | 82-116 | 明石書店 |
| 柏女霊峰 | カシワメレイホウ | 2009.10 | 新しい里親制度の概要と今後の課題 (特集 児童福祉法改正と里親制度) | | 里親と子ども 4 | 84-92 | 明石書店 |
| 米沢晋子 | ヨネヅワヒロコ | 2009.10 | 養子縁組里親についての改正点と今後の課題 (特集 児童福祉法改正と里親制 度) | | 里親と子ども 4 | 93-96 | 明石書店 |
| 鈴木力 | スズキツトム | 2009.10 | ファミリーホームとは何か (特集 児童福祉法改正と里親制度) | | 里親と子ども 4 | 97-101 | 明石書店 |
| 宮島清 | ミヤジマキヨシ | 2009.10 | 里親支援機関の可能性と課題—質の高い里親支援機関作りへの提言— (特集 児童福祉法改正と里親制度) | | 里親と子ども 4 | 107-112 | 明石書店 |

| | | | | | | | | |
|----------------------|--------------------------------|---------|--|--|--|-------------------|---------|-------------|
| 櫻井奈津子 | サクライナツコ | 2009.10 | 被措置児童の虐待問題—児童福祉法改正の概要と課題— (特集 児童福祉法改正と里親制度) | | | 里親と子ども 4 | 113-116 | 明石書店 |
| 原田綾子 | ハラダアヤコ | 2009.11 | 要保護児童のための養子縁組支援—アメリカでの実情と日本法への示唆— (下) | | | 戸籍時報 648 | 60-73 | 日本加除出版 |
| 佐藤拓代 | サトウタクヨ | 2009.11 | 特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ— | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 272-334 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 佐藤拓代 | サトウタクヨ | 2009.11 | 特集にあたって 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ— (特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ—) | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 272-278 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 井村真澄 | イムラマシミ | 2009.11 | 虐待予防と母乳育児 (特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ—) | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 285-287 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 大場千佳 | オオバチカ | 2009.11 | 北海道の母子保健活動における虐待予防の取り組み (特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ—) | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 288-297 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 石塚りか | イシヅカリカ | 2009.11 | 乳幼児健診と虐待予防 (特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ—) | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 298-304 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 江原伯陽 | エバラハクヨウ | 2009.11 | 虐待防止の観点から見た围産期医療と地域小児科外来の病診連携 (特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ—) | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 305-312 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 米生奈巳子 | キシギナミコ | 2009.11 | こんにちは赤ちゃん事業と養育支援訪問事業 (特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ—) | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 313-321 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 小林美智子 | コハヤシミチコ | 2009.11 | 子ども虐待発生予防における母子保健のめざすもの (特集 母子保健と小児保健による虐待予防—ポピュレーションアプローチからハイリスクアプローチへ—) | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 322-334 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 都築民幸 | ツヅキタミユキ | 2009.11 | 臨床法医学で読む虐待事件(4) 子ども虐待の早期発見における臨床菌科法医学の果たす役割 | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 335-340 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 相澤仁 | アイザワマサシ | 2009.11 | 子ども虐待の「今」(第6回) 子ども虐待防止対策における法制度上の対応と現在の課題 | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 341-351 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 迫田朋子 | サコクトモコ | 2009.11 | "文化の中の子ども虐待(13) メディアのなかの、子ども虐待" | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 352-356 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 山田和子 森岡能晴 柳川敏彦 | ヤマダカズコ モリオカイクハル ヤナガワトシヒコ | 2009.11 | 「児童虐待を含む継続的な支援を必要とする養育上の問題をもち親子」の実態とその関連要因—A市における平成16年調査と平成17年調査の比較— | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 357～365 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 前田清 | マエダキヨシ | 2009.11 | 被虐待児の医療機関受診状況の実態 | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 366-371 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 鈴木浩之 | スズキヒロユキ | 2009.11 | 性的虐待事例における被虐待親支援のためのリーフレット | | | 子どもの虐待とネグレクト 11-3 | 372-380 | 日本子ども虐待防止学会 |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|--|------------|---------|---------|
| 瀬谷昌史 | シブヤマサシ | 2009.11 | 特集 虐待・DV 予防—地域のつながりの中で子育て家庭を支える— 子育て支援としての虐待予防 (特集 虐待・DV 予防—地域のつながり の中で子育て家庭を支える—) | こども未来 458 | 6-14 | こども未来財団 |
| 湯澤直美 | ユザワナオミ | 2009.11 | DVの予防および支援 (特集 虐待・DV 予防—地域のつながりの中で 子育て家庭を支える—) | こども未来 458 | 10-12 | こども未来財団 |
| 厚生労働省雇 用均等児童家 庭局総務課虐 待防止対策室 | コウセイロウドウ シヨウコウキカ イキントウジドウ カテイキョクソウ ムカギキョクタイ ウシタイサクシツ | 2009.11 | 小特集 児童虐待防止対策の推進について—守ろうよ 未来を見つめる 小 さなひとみ— | 厚生労働 64-11 | 36~40 | 中央法規出版 |
| 阿部晋也 高田治 | アベシンヤ タカダオサム | 2009.11 | 被虐待児がキレるのをやめるとき (キレる—怒りと衝動の心理学—) | こころの科学 148 | 39-43 | 日本評論社 |
| 戸部真澄 | トベマスマ | 2009.11 | 行政判例研究 (551・862) 保育ママによる児童虐待と国家賠償責任 [東 京地方裁判所平成19.11.27判決] | 自治研究 85-11 | 125-139 | 第一法規 |
| 数井みゆき | カズイミユキ | 2009.Win. | 特集 子ども虐待の現状と支援 | 発達 30(117) | 1-88 | ミネルヴァ書房 |
| 金井剛 | カナイツヨシ | 2009.Win. | 現状の概観—虐待を社会全体の問題として考える— (特集 子ども虐待 の現状と支援—子ども虐待の現状—) | 発達 30(117) | 2-7 | ミネルヴァ書房 |
| 木村秀 | キムラシユウ | 2009.Win. | 児童相談所—虐待が生じる背景・メカニズムと支援— (特集 子ども虐 待の現状と支援—子ども虐待の現状—) | 発達 30(117) | 8-15 | ミネルヴァ書房 |
| 八木修司 | ヤギシユウジ | 2009.Win. | 児童養護施設—トラウマのケアのための養育環境— (特集 子ども虐待 の現状と支援—子ども虐待の現状—) | 発達 30(117) | 16-23 | ミネルヴァ書房 |
| 塩崎尚美 | シオザキナオミ | 2009.Win. | 情緒障害児短期治療施設—心理治療と生活支援による回復— (特集 子ど も虐待の現状と支援—子ども虐待の現状—) | 発達 30(117) | 24-31 | ミネルヴァ書房 |
| 山崎知克 | ヤマザキトモカツ | 2009.Win. | 保育所—コンサルテーション活動を通して見えてきたこと— (特集 子ど も虐待の現状と支援—子ども虐待の現状—) | 発達 30(117) | 32-39 | ミネルヴァ書房 |
| 八木安理子 | ヤギアリコ | 2009.Win. | 医療機関—親子を支え治療する安全基地として— (特集 子ども虐待の 現状と支援—子ども虐待の現状—) | 発達 30(117) | 40-47 | ミネルヴァ書房 |
| 森田展彰 | モリタノブアキ | 2009.Win. | 家庭児童相談室 (市町村)—虐待の発見からネットワークによる支援へ — (特集 子ども虐待の現状と支援—子ども虐待の現状—) | 発達 30(117) | 48-56 | ミネルヴァ書房 |
| 徳永雅子 | トクナガマサコ | 2009.Win. | 子どもへの支援—児童福祉施設での治療的介入— (特集 子ども虐待の 現状と支援—子ども虐待への支援—) | 発達 30(117) | 57-65 | ミネルヴァ書房 |
| 宮口智恵 | ミヤグチトモエ | 2009.Win. | 親への支援—親支援グループと個別支援— (特集 子ども虐待の現状と 支援—子ども虐待への支援—) | 発達 30(117) | 66-73 | ミネルヴァ書房 |
| 竹田伸子 | タケダノブコ | 2009.Win. | 親子への支援—NPOによる新たな親教育プログラムの試み— (特集 子ども虐待の現状と支援—子ども虐待への支援—) | 発達 30(117) | 74-80 | ミネルヴァ書房 |
| | | 2009.Win. | 虐待予防のための支援—地域の子育て力を高める取り組み— (特集 子 ども虐待の現状と支援—子ども虐待への支援—) | 発達 30(117) | 81-88 | ミネルヴァ書房 |

| | | | | | | | | |
|---------------------------|-------------------------------|---------|--|--|---------|------------------------|-----------|---------------|
| 青木一憲 澤田杏子 佐治洋介 他 | アオキカズノリ サワダキョウコ サハツヨウスケ | 2009.12 | 2歳未満の虐待が疑われる頭部外傷の臨床的特徴 | | | 日本小児科学会雑誌 113-12 | 1814-1819 | 日本小児科学会 |
| 小野真樹 杉山登志郎 | オノマキ スギヤマトシロウ | 2009.12 | 背景に親の虐待行為がある場合（通常学級で使える 特別支援教育 実践のコツ—「難しい親」との付き合い方—臨床の現場から） | | | 児童心理 63(18 臨増) | 138-141 | 金子書房 |
| 岡田邦之 他 | オカダクニユキ | 2009.12 | 児童虐待とその予防（特集 今、改めて「思春期」を考える—その問題点と対策—） | | | 産婦人科治療 99-6 | 623-626 | 永井書店 |
| 幸喜一史 | コウキカズフミ | 2009.12 | 児童虐待の現状と児童虐待への適切な対応（特集 少年保護対策） | | | Keisatsu koron 64-12 | 19-26 | 立花書房 |
| 林弘正 | ハヤシヒロマサ | 2009.12 | 児童虐待—その現況と課題— | | | 憲法論叢 16 | 115-152 | 関西憲法研究会 |
| 森田ゆり | モリタユリ | 2009.12 | 性的虐待に対応する六つの困難性と被害児への影響（特集 性暴力と教育の課題） | | | 教育 59-12 | 4-12 | 国土社 |
| 山本未来 | ヤマモトミライ | 2009.12 | 児童虐待防止法9条の3に基づく児童虐待強制立入調査と令状主義—台衆国憲法修正4条の行政調査への適用を手がかりに— | | | 愛知大学法学部法経論集 183 | 1-62 | 愛知大学 |
| 奥山真紀子 | オクヤママキコ | 2009.12 | 乳幼児健診と虐待の予防、発見、対応（特集 乳幼児健診とその周辺） | | | 小児科臨床 62-12 | 2601-2607 | 日本小児医事出版社 |
| 犬塚峰子 他 | イヌヅカミネコ | 2009.12 | 児童虐待 父・母・子へのケアマニュアル〜東京方式 | | | - | - | 弘文堂 |
| 山崎将文 | ヤマザキマサフミ | 2009.12 | 憲法における個人と家族 | | 関西憲法研究会 | 憲法論叢 16 | 35-68 | 関西憲法研究会 |
| 岩下美代子 岩本愛子 | イワシタミヨコ イワモトアイコ | 2010 | 日本における「子ども虐待」の変遷（第3報） | | | 鹿児島純心女子短期大学 研究紀要 40 | 17-34 | 鹿児島純心女子短期大学 |
| 大岡由佳 杉本正 他 | オオオカユカ スギモトタダシ | 2010 | 市町村における児童虐待相談の実態—市町村における被害児事例のレポートスベクタイプ調査の結果から— | | | 帝塚山大学心理福祉学部紀要 6 | 1-13 | 帝塚山大学 |
| 柏野健三 | カシワノケンゾウ | 2010 | 日英政府における児童虐待防止対策の比較研究 | | | 帝塚山大学心理福祉学部紀要 6 | 49-66 | 帝塚山大学 |
| 上野央里 長尾光城 | ウエノカオリ ナガオミツキ | 2010 | 看護師の児童虐待認識に関する研究—虐待発見に必要な対策— | | | 川崎医療福祉学会誌 19-2 | 379-385 | 川崎医療福祉学会 |
| 藤野京子 | フジノキョウコ | 2010 | 児童虐待を受けた女性サバイバーが30歳代に至るまでのプロセス | | | 犯罪心理学研究 47-2 | 33-46 | 日本犯罪心理学会 |
| 鈴木麻佳 田中哲 | スズキアサカ タナカテツ | 2010 | 居場所がないと訴え続けた被害待女児の入院治療 | | | 聖マリアンナ医学研究誌 10 | 19-21 | 聖マリアンナ医学研究所 |
| 伊勢麻衣子 | イセマイコ | 2010 | 被害待児に対する環境療法的アプローチ—わが国における研究の動向と今後の課題— | | | 聖マリアンナ医学研究誌 10 | 34-39 | 聖マリアンナ医学研究所 |
| 徳永健介 | トクナカケンスケ | 2010 | 児童自立支援施設の『生活』場面において、転移が遭遇の転回点として機能した事例について | | | 非行問題 216 | 214-228 | 全国児童自立支援施設協議会 |
| 金井剛 | カナイツヨシ | 2010 | 児童虐待と ADHD（特集 ADHD をめぐって） | | | 児童青年精神医学とその近接領域 51-2 | 133-142 | 日本児童青年精神医学会 |
| 藤川洋子 | フジカワヨウコ | 2010 | 教育講演 虐待を聴く技術—子ども司法面接とは？—（第50回日本児童青年精神医学会総会特集（1）スローガン：螺旋—共生社会への歩み—） | | | 児童青年精神医学とその近接領域 51-3 | 271-274 | 日本児童青年精神医学会 |
| 櫻庭総 | サクラバサトシ | 2010 | 刑事判例研究 近時の児童虐待事案に関する判例動向（東京高裁平成19年1月29日判決） | | | 九大法学 101 | 149-178 | 九州大学 |

| | | | | | | | | |
|---------------------------------------|---|--------|---|--|--|-------------------------|---------|----------|
| 池田聡 小林麻莉 | イケダサトシ コバヤシマリ | 2010 | 児童虐待の現状と防止対策 | | | 芦屋大学論叢 53 | 75-90 | 芦屋大学 |
| 江川みえ子 | エガワミエコ | 2010 | 保育士・教員に求められる子ども虐待対応について—死亡事例検証などから見る現状について— | | | 大阪成蹊短期大学研究紀要 7 | 75-95 | 大阪成蹊短期大学 |
| 初川愛美 | ハツカワマナミ | 2010 | 女性による性的虐待の特性—米国における児童保護機関および刑事司法機関の標本比較—(アメリカ犯罪学の基礎研究105) | | | 比較法雑誌 43-4 | 181-193 | 中央大学 |
| 仲真紀子 | ナカマキコ | 2010 | 子どもの記憶—子どもの証言と司法面接— | | | 子どもの虹情報研修センター紀要 8 | 39-55 | |
| 加藤洋子 | カトウヨウコ | 2010 | 虐待問題を抱える家族と貧困—児童相談所が対応する虐待家族の類型化— | | | 『子ども虐待の予防とケアのすべて』 | 851-862 | 第一法規 |
| 鈴木博人 高橋由紀子 中川良延 西川公明 横田光平 | スズキヒロヒト タカハシユキコ ナカガワヨシノブ ニシカワキミアキ ヨコタコウヘイ | 2010.1 | 親権法及び関連法改正提案 | | | 戸籍時報 650 | 4-13 | 日本加除出版 |
| 谷沢春美 | タニザワハルミ | 2010.1 | 初めて被虐待児と向き合って—寄宿舎での取り組み— | | | Sexuality 44 | 66-71 | エイデル研究所 |
| 田邊泰美 | タナベヤスミ | 2010.1 | 英国児童虐待防止研究—児童性的虐待ペドフィイル:児童性愛者/集団)対策に関する一考察(その2)— | | | 園田学園女子大学論文集 44 | 189-201 | 園田学園女子大学 |
| 加藤曜子 | カトウヨウコ | 2010.1 | 市町村ネットワーク—調整機関の役割—要保護児童対策地域協議会調整機関と個別ケース検討会議参加機関調査から— | | | 流通科学大学論集 人間・社会・自然編 22-2 | 51-62 | 流通科学大学 |
| 木田秋津 | キダアキツ | 2010.1 | チャイルド・アドヴォカシーセンターモデルの理論と実践—アメリカにおける多職種専門家チームによる虐待事案への対応— | | | 自由と正義 61-1 | 91-100 | 日本弁護士連合会 |
| 岩永靖 | イワナガヤスシ | 2010.1 | スクールソーシャルワーカーから見た児童虐待の現状と課題 (特集 生きづらい子どもたち) | | | 部落解放 623 | 20-27 | 解放出版社 |
| | | 2010.1 | 総務省、今年度「平成21年度」第3期行政評価等計画に着手 児童虐待、食品流通、職員研究施設調査など3計画 | | | 官界通信 2655 | 18-21 | 官界通信社 |
| | | 2010.1 | 親権一時停止を提言—虐待防止へ民法改正・法務省研究会— | | | 厚生福祉 5699 | 10 | 時事通信社 |
| | | 2010.2 | 特集 児童虐待 | | | 小児科 51-2 | 117-190 | 金原出版 |
| 上野加代子 | ウエノカヨコ | 2010.2 | 児童虐待の社会学 (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 117-124 | 金原出版 |
| 高木徹也 佐藤喜宣 | タカギテツヤ サトウヨシノブ | 2010.2 | 死に至る児童虐待 (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 125-133 | 金原出版 |
| 市川光太郎 | イチカワコウタロウ | 2010.2 | 児童虐待の診断 (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 135-147 | 金原出版 |
| 小熊栄二 | コグマエイジ | 2010.2 | 虐待の画像診断 (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 149-159 | 金原出版 |
| 山本正二 | ヤマモトシヨウジ | 2010.2 | 死に至る児童虐待における Autopsy imaging(Ai)の役割 (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 161-170 | 金原出版 |
| 有瀬健太郎 | アリタケケンタロウ | 2010.2 | 虐待を疑ったら (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 171-176 | 金原出版 |
| 田崎みどり 金井剛 | タザキミドリ カナイヨシ | 2010.2 | 児童相談所の現場 (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 177-184 | 金原出版 |
| 岡田邦之 堀江都美 | オカダクニユキ ホリエサトミ | 2010.2 | 児童虐待の予防—対処システムのあべき姿— (特集 児童虐待) | | | 小児科 51-2 | 185-190 | 金原出版 |

| | | | | | | | | |
|-------|-----------|-----------|--|-----------------|--|-------------------------------|---------|----------------|
| 秋山邦久 | アキヤマクニヒサ | 2010.2 | 配偶者が子どもに虐待(暴力等)をします(特集 子育てを楽しむ親になる—子育てを楽しむ悩み 私ならこうアドバイスする「家族内の関係で」—) | | | 児童心理 64(3臨増) | 109-114 | 金子書房 |
| 田中千鶴子 | タナカチホコ | 2010.2 | 「虐待不安」から見えるもの(特集「お受験」と「貧困」) | | | 都市問題 101-2 | 84-91 | 東京市政調査会 |
| 山野良一 | ヤマノリョウイチ | 2010.2 | 子ども虐待の背景にある貧困(特集 子どもの貧困と社会保障) | | | 月刊保団連 1018 | 22-27 | 全国保険医団体連 合会 |
| 武田卓也 | タケダタクヤ | 2010.2 | 「不適切な処遇」の概念枠組みに関する基礎的研究 | | | 桃山学院大学社会学論集 43-2 | 49-74 | 桃山学院大学 |
| 小林浩子 | コバヤシヒロコ | 2010.2 | 『愛されない子』にみられるリハビリテーション教育—虐待の連鎖を断ち切る教育への一考察— | | | 羽陽学園短期大学紀要 8-4 | 419-427 | 羽陽学園短期大学 |
| 稲垣由子 | イナガキヨシコ | 2010.2 | 児童虐待の現状と課題(特集 犯罪・非行と家族関係) | | | 犯罪と非行 163 | 22-45 | 日立みらい財団 |
| 大井倫太郎 | オオイリントウロウ | 2010.2 | 教育問題法律相談(No.84) 児童虐待通告義務と保護者のクレームへの対応方法 | | | 週刊教育資料 1105 | 29 | 教育公論社 |
| | | 2010.2 | 子ども虐待と貧困—「忘れられた子ども」のいない社会をめざして— | 松本伊智朗 | | — | — | 明石書店 |
| | | 2010.2 | 教育法規あらかると 児童虐待と親権制限 | | | 内外教育 5973 | 19 | 時事通信社 |
| 椎名規子 | シイナノリコ | 2010.2 | 親権制限と未成年養子制度における「子の福祉」—イタリアにおける「家族への子の権利」— | 専修大学法学研究所 | | 『専修大学法学研究所紀要 35(民事法の諸問題XIII)』 | 43-99 | 専修大学 |
| 原田綾子 | ハラダアヤコ | 2010.3 | 児童虐待への対応における親族の位置づけ—アメリカでの親族里親・養子縁組・後見の動向を手がかりに— | 早稲田大学比較法 研究所 | | 比較法学 43-3 | 63-102 | 早稲田大学 |
| 西谷祐子 | ニシタニユウコ | 2010.3 | ドイツにおける児童虐待への対応と親権制度(一) | | | 民商法雑誌 141-6 | 1-36 | |
| 山口亮子 | ヤマグチリョウコ | 2010.3 | 虐待が疑われる父と離婚後の親権者母による子の監護(大阪家裁平成20年7月3日審判) | | | 民商法雑誌 141-6 | 101-108 | |
| | | 2010.3 | 児童虐待防止のための親権制度研究会報告書 | | | 民事月報 65-3 | 63-125 | 法務省民事局 |
| | | 2010.3 | 児童虐待防止のための親権制度研究会報告書添付資料 | | | 民事月報 65-3 | 126-151 | 法務省民事局 |
| 石川義之 | イシカワヨシユキ | 2010.3 | 家庭のしつけ放棄と虐待(特集 今どきの家庭のしつけ) | | | 教育と医学 58-3 | 258-265 | 教育と医学の会 |
| | | 2010.3 | シンポジウム 子ども虐待の「予防」を考える—発生予防・再発防止、そして世代間連鎖を断つために—(第56回 日本小児保健学会(大阪)講演内容論文—シンポジウム 子ども虐待の「予防」を考 文) | | | 小児保健研究 69-2 | 217-229 | 日本小児保健協会 |
| 奥山真紀子 | オクヤママキコ | 2010.3 | 虐待死亡事例検証から見える発生予防・再発予防(第56回 日本小児保健学会(大阪)講演内容論文—シンポジウム 子ども虐待の「予防」を考 える—発生予防・再発防止、そして世代間連鎖を断つために—) | | | 小児保健研究 69-2 | 217-221 | 日本小児保健協会 |
| 佐藤拓代 | サトウタクヨ | 2010.3 | 妊娠中・乳児期・幼児期の保健活動が発生予防の鍵(第56回 日本小児保健学会(大阪)講演内容論文—シンポジウム 子ども虐待の「予防」を考 える—発生予防・再発防止、そして世代間連鎖を断つために—) | | | 小児保健研究 69-2 | 222-225 | 日本小児保健協会 |
| 加藤曜子 | カトウヨウコ | 2010.3 | 市町村ネットワークが挑戦する親と子のための在宅支援(第56回 日本小児保健学会(大阪)講演内容論文—シンポジウム 子ども虐待の「予防」を考 える—発生予防・再発防止、そして世代間連鎖を断つために—) | | | 小児保健研究 69-2 | 226-229 | 日本小児保健協会 |
| 森田展彰 | モリタノブアキ | 2010.3 | ドメスティックバイオレンスと児童虐待—被害を受けた母子と加害男性に 対する包括的な介入—(特集 ドメスティックバイオレンスをどう克服す るか) | | | 臨床精神医学 39-3 | 327-337 | アークメディア |
| 上野千鶴子 | ウエノチヅコ | 2010.Spr. | ニッポンのミソジニー(14) 児童性虐待者のミソジニー | | | Scripta 4-3 | 40-50 | 紀伊國屋書店出版部 |

| | | | | | | |
|--------------|-----------------------|-----------|--|-----------------|---------|-----------|
| 竹沢純子 | タケザワジュンコ | 2010.Spr. | 特集 児童虐待の背景と新たな取り組み 児童虐待の現状と子どものいる世帯を取り巻く社会的状況—公的統 計及び先行研究に基づく考察—(特集 児童虐待の背景と新たな取り組み) | 季刊社会保障研究 45-4 | 346-416 | |
| 水野紀子 | ミズノノリコ | 2010.Spr. | 児童虐待への法的対応と親権制限のあり方(特集 児童虐待の背景と新 たな取り組み) | 季刊社会保障研究 45-4 | 361-372 | |
| 久保田まり | クボタマリ | 2010.Spr. | 児童虐待における世代間連鎖の問題と援助的介入の方略—発達臨床心 理的学的視点から—(特集 児童虐待の背景と新たな取り組み) | 季刊社会保障研究 45-4 | 373-384 | |
| 津崎哲郎 | ツザキテツロウ | 2010.Spr. | 児童相談所の取組みの現状と今後の課題(特集 児童虐待の背景と新た な取り組み) | 季刊社会保障研究 45-4 | 385-395 | |
| 小本曾宏 | オギソヒロシ | 2010.Spr. | 児童養護施設・児童自立支援に入所する児童の現状と支援施策の課題(特 集 児童虐待の背景と新たな取り組み) | 季刊社会保障研究 45-4 | 396-406 | |
| 加藤曜子 | カトウヨウコ | 2010.Spr. | 児童虐待の防止に向けた地域の取り組みの現状と課題—自治体、NPO 等との連携—(特集 児童虐待の背景と新たな取り組み) | 季刊社会保障研究 45-4 | 407-416 | |
| 稲月正 | イナヅキタダシ | 2010.3 | 図書紹介『青少年の治療・教育的援助と自立支援』—虐待・発達障害・ 非行など深刻な問題を抱える青少年の治療・教育モデルと実践構造—〔土 井高徳著〕 | リベラシオン 137 | 120-123 | 福岡県人権研究所 |
| 辻佐恵子 鈴木敦子 | ツジサエコ スズキアツコ | 2010.3 | 子ども虐待のケアにおいて小児看護師が感じる困難さの内容とその要因 | 四日市看護医療大学紀要 3-1 | 43-51 | 四日市看護医療大学 |
| 高橋利一 | タカハシトシカズ | 2010.3 | 特集「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」を読み解く—社会 的養護・児童養護施設への課題提起— | 児童養護 40-4 | 29-41 | |
| 藤井美江 | フジイヨシエ | 2010.3 | 児童養護施設における親権問題の現状と今後の課題(特集「児童虐待防 止のための親権制度研究会報告書」を読み解く—社会的養護・児童養護 施設への課題提起—) | 児童養護 40-4 | 31-34 | |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2010.3 | 報告書を読み解く(特集「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」 を読み解く—社会的養護・児童養護施設への課題提起—) | 児童養護 40-4 | 35-37 | |
| 中島悦子 | ナカジマエツコ | 2010.3 | 児童相談所から考える親権制度の課題—施設・里親との関係性—(特集 「児童虐待防止のための親権制度研究会報告書」を読み解く—社会的養 護・児童養護施設への課題提起—) | 児童養護 40-4 | 37-39 | |
| 教育政策研究会 | キョウウケクセイサク ケンキュウカイ | 2010.3 | 里親委託・養子縁組と親権制度—実践からの報告—(特集「児童虐待 防止のための親権制度研究会報告書」を読み解く—社会的養護・児童養 護施設への課題提起—) | 児童養護 40-4 | 39-41 | |
| 新島一彦 | ニイジマカズヒコ | 2010.4 | 文部科学省通知(42) 児童虐待防止に向けた学校等における適切な対 応の徹底について(通知) | 週刊教育資料 1111 | 36-37 | 教育公論社 |
| 伊藤暢章 | イトウノブアキ | 2010.4 | 児童虐待防止に専門家チームを派遣—電気自動車の普及目指す—大阪 市(特集 都道府県政令都市2010年度厚生・労働・環境関係予算(9)) 青森県、山口県、大阪府、石川県) | 厚生福祉 5714 | 19-20 | 時事通信社 |
| | | | 養子制度の課題と展望—未成年養子を中心に—(特集「家族法改正」 の課題と展望) | 法律時報 82-4 | 23-27 | 日本評論社 |
| | | | 未成年者に対する輪血強制と親権者の職務執行停止—実例に基づく問 題点の考察— | 法律時報 82-4 | 84-89 | 日本評論社 |

| | | | | | | | | |
|---------------|--------------------|--------|--|--|-------------|------------------|---------|-------------|
| 吉田恒雄 | ヨシダツネオ | 2010.4 | 親権法の見直し 児童虐待防止に関する親権制度改正の経緯と課題(行 政 up to date8) | | | そだちと臨床 8 | 58-62 | 明石書店 |
| 内藤光博 | ナイトウミツヒロ | 2010.4 | 特集 子どものための親権法をめぐって | | | 法と民主主義 447 | 2-45 | 日本民主法律家協会 |
| 広渡清吾 | ヒロワタリセイゴ | 2010.4 | 特集にあたって(特集 子どものための親権法をめぐって) 国家と家族—家族法における子の位置—(特集 子どものための親権法をめぐって) | | | 法と民主主義 447 | 2-3 | 日本民主法律家協会 |
| 岩志和一郎 | イワシワイイチロウ | 2010.4 | 児童の権利条約からみた親権法(特集 子どものための親権法をめぐって) | | | 法と民主主義 447 | 4-9 | 日本民主法律家協会 |
| 家永登 | イエナガノボル | 2010.4 | 親権行使における意見の対立—医療行為を中心に—(特集 子どものための親権法をめぐって) | | | 法と民主主義 447 | 16-21 | 日本民主法律家協会 |
| 鈴木博人 | スズキヒロヒト | 2010.4 | 親権濫用論の限界と親権制限制度の課題(特集 子どものための親権法をめぐって) | | | 法と民主主義 447 | 22-27 | 日本民主法律家協会 |
| 椎名規子 | シイナノリコ | 2010.4 | 離婚後の共同親権—イタリヤにおける共同分担監護の原則から—(特集 子どものための親権法をめぐって) | | | 法と民主主義 447 | 28-33 | 日本民主法律家協会 |
| 本山敦 | モトヤマアツシ | 2010.4 | 婚外子への親権(特集 子どものための親権法をめぐって) | | | 法と民主主義 447 | 34-40 | 日本民主法律家協会 |
| 大塚正之 | オオツカマサユキ | 2010.4 | 家事事件手続における子の参加の保障(特集 子どものための親権法をめぐって) | | | 法と民主主義 447 | 41-45 | 日本民主法律家協会 |
| 西谷祐子 | ニシタニユウコ | 2010.4 | ドイツにおける児童虐待への対応と親権制度(二完) | | | 民商法雑誌 142-1 | 1-56 | |
| 許末恵 | キヨスエ | 2010.4 | 児童相談所に対する児童福祉法に基づく指導措置の勧告(東京家裁平成20年7月14日審判) | | | 民商法雑誌 142-1 | 101-108 | |
| 河津英彦 | カワヅヒデヒコ | 2010.4 | 子どもの生命危機と虐待—全国児童相談所調査を手がかりに— | | | 社会福祉研究 107 | 2-11 | |
| 小林美智子 | コバヤシミチコ | 2010.4 | 基調講演 虐待問題が日本の社会に与えた警鐘—虐待防止法での10年、その後の10年、そしてこれからの10年—(特集 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定10周年記念シンポジウム—) | | 日本子ども虐待防止学会 | 子ども虐待とネグレクト 12-1 | 8-24 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 平湯真人 | ヒラユマサト | 2010.4 | 虐待防止システムの進歩と法律の役割(特集 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定10周年記念シンポジウム—) | | 日本子ども虐待防止学会 | 子ども虐待とネグレクト 12-1 | 25-27 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 徳永雅子 | トクナガマサコ | 2010.4 | 児童虐待防止法と母子保健援助論—虐待の気づきと支援を振り返って—(特集 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定10周年記念シンポジウム—) | | 日本子ども虐待防止学会 | 子ども虐待とネグレクト 12-1 | 28-31 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 青木孝志 | アオキタカシ | 2010.4 | 児童虐待防止法前の取り組み—児童相談所の活動をとらえて—(特集 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会(埼玉大会)—児童虐待防止法制定10周年記念シンポジウム—) | | 日本子ども虐待防止学会 | 子ども虐待とネグレクト 12-1 | 32-34 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 森田展彰 徳山美知代 | モリタノブアキ トクヤマミチヨ | 2010.4 | 日本の児童福祉施設における被虐待児童の持つアタッチメントの問題に対する援助(特集 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会(埼玉大会)—国際シンポジウム「虐待とアタッチメント」—) | | 日本子ども虐待防止学会 | 子ども虐待とネグレクト 12-1 | 49-51 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 坂本雅子 | サカモトマサコ | 2010.4 | 活動報告 市民がつくる社会的養護—子どもの村福岡—(特集 日本子ども虐待防止学会第14回学術集会(埼玉大会)) | | 日本子ども虐待防止学会 | 子ども虐待とネグレクト 12-1 | 93-98 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 岩井亘子 | イワイヨシコ | 2010.4 | ファミリー・バイオレンス(第2版) | | | — | — | 尚学社 |
| | | 2010.4 | 社説拝見 [2010年13月前期] 孤立した家庭で児童虐待 | | | 厚生福祉 5715 | 12-14 | 時事通信社 |

| | | | | | | | | |
|---------------------------|---------------------------------|--------|--|-----------|--|---------|------------------|---------------|
| 笠原正洋 | カサハラマサヒロ | 2010.5 | 児童虐待防止のための親権制度研究会報告書 児童虐待防止における保育所の役割と課題(特集 今、必要な子育て支援とは) | | | 97-212 | 家庭裁判月報 62-5 | |
| 田中通裕 | タナカミチヒロ | 2010.5 | 児童養護施設入所措置の再度の更新が認識された事例 | | | 406-413 | 教育と医学 58 - 5 | |
| 山野順子 | ヤマノノリコ | 2010.6 | 市町村児童虐待防止ネットワークとコミュニティソーシャルワーク(特集 コミュニティソーシャルワークにおける介入1) | 日本地域福祉研究所 | | 107-114 | 民商法雑誌 142-2 | 中央法規出版 |
| 都筑民幸 | ツヅキタタムキ | 2010.6 | 子ども虐待と臨床歯科法医学(第46回日本犯罪学会総会報告—シンポジウム 歯科法医学の新しい展開—) | | | 32-42 | コミュニティソーシャルワーク 5 | 日本犯罪学会 |
| 金子勇 | カネコイサム | 2010.6 | 児童虐待の防止等のための学校、教育委員会等の的確な対応について(通知)(特集 家庭教育支援の充実について) | 文部科学省 | | 53-55 | 犯罪学雑誌 76 - 3 | 第一法規 |
| 古野豊秋 | フルノトヨアキ | 2010.6 | 都市の児童虐待とコミュニティ・ケア(特集 社会政策研究のニュー・フロンティア) | | | 122-145 | 教育委員会月報 62 - 3 | 東信堂 |
| 戸田典子 | トダノリコ | 2010.6 | 憲法における家族—親の人權と子どもの人權— | | | - | - | 尚学社 |
| 増沢高 | マサザワタカシ | 2010.7 | 海外法律情報 トイツ—児童虐待の防止のために— | | | 73 | ジュリスト 1402 | 有斐閣 |
| 平塚真人 | ヒラエマサト | 2010.7 | 情緒障害児短期治療施設の治療的援助と子どもたちの姿 | | | 1-58 | 家庭裁判月報 62-7 | 明石書店 |
| 吉田恒雄 | ヨシダツネオ | 2010.7 | 児童虐待防止法制定10年で見えてきたもの | | | 29-53 | 子どもと福祉 3 | 明石書店 |
| 川崎二三彦 川島順子 山口薫 他 | カワサキフミヒコ カワシマジュンコ ヤマグチカオル | 2010.7 | 児童虐待防止法制定から10年を振り返って(特集 児童虐待防止法制定10年で見えてきたもの) | | | 30-34 | 子どもと福祉 3 | 明石書店 |
| 加藤洋子 | カトウヨウコ | 2010.7 | 親権制度見直し研究会で何が議論されたのか(特集 児童虐待防止法制定10年で見えてきたもの) | | | 35-40 | 子どもと福祉 3 | 明石書店 |
| 津崎哲郎 | ツサキテツロウ | 2010.7 | 座談会 初期対応強化だけでは虐待は防げない。今こそ虐待予防の総合的な対策を(特集 児童虐待防止法制定10年で見えてきたもの) | | | 41-48 | 子どもと福祉 3 | 明石書店 |
| 山野良一 斎藤大 | ヤマノリョウイチ サイトウフトシ | 2010.7 | 児童虐待防止最前線 児童相談現場が抱える苦悩と課題(特集 児童虐待防止法制定10年で見えてきたもの) | | | 49-53 | 子どもと福祉 3 | 明石書店 |
| 渡部たづ子 | ワタベタツコ | 2010.7 | 児童虐待防止対策からみえる家族にとつての子どもの存在 | | | 117-127 | 子どもと福祉 3 | 明石書店 |
| 角田幸代 | ツノダユキヨ | 2010.7 | 特集 子ども虐待と社会的支援 | | | 6-23 | 住民と自治 567 | 自治体研究社 |
| 斎藤大 | サイトウフトシ | 2010.7 | 子ども虐待の背景と社会的支援の基本課題(特集 子ども虐待と社会的支援) | | | 7-10 | 住民と自治 567 | 自治体研究社 |
| 南部さおり | ナンブサオリ | 2010.7 | 子ども虐待が問いかけるもの—児童虐待防止10年の到達点と私たちの課題—(特集 子ども虐待と社会的支援) | | | 11-14 | 住民と自治 567 | 自治体研究社 |
| | | 2010.7 | 世田谷区の児童虐待予防の取り組み—東京都世田谷区—(特集 子ども虐待と社会的支援) | | | 15-17 | 住民と自治 567 | 自治体研究社 |
| | | 2010.7 | 要保護児童対策地域協議会が子ども虐待防止に果たす役割—神奈川県横須賀市—(特集 子ども虐待と社会的支援) | | | 18-20 | 住民と自治 567 | 自治体研究社 |
| | | 2010.7 | 自分が3人欲しい—児童相談所 第一線の苦悩—埼玉県・東京都—(特集 子ども虐待と社会的支援) | | | 21-23 | 住民と自治 567 | 自治体研究社 |
| | | 2010.7 | 代理コミュニティハウゼン症候群 | | | - | - | アスキー・メディアワークス |

| | | | | | | | | |
|----------------------|-------------------------------|-----------|---|--|-------------|-------------------|---------|-----------|
| 田中智子 | タナカトモコ | 2010.8 | 親権喪失宣告事件の実情に関する考察 | | 日本子ども虐待防止学会 | 家庭裁判月報 62-8 | 1-61 | 子ども虐待防止学会 |
| 石田文三 | イシダブンゾウ | 2010.8 | 実務法学の現場(1) 親権とは何か | | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-2 | 243-249 | 子ども虐待防止学会 |
| 古畑淳 | フルハタアツシ | 2010.8 | 児童福祉法・児童虐待防止法—その立法動向と課題—(特集 子どもの権利基本法の提言と子ども法制の転換) | | | 子どもの権利研究 17 | 10-16 | 日本評論社 |
| 平田厚 | ヒラタアツシ | 2010.8 | 児童虐待の摘発、過去最多—実父や養父7割を占める・警察庁— | | | 厚生福祉 5749 | 14 | 時事通信社 |
| 岩本泉 竹林千佳 大西由香里 | イワモトイズミ タケハヤシチカ オオニシユカリ | 2010.9 | 親権と子どもの福祉—児童虐待時代に親の権利はどうあるべきか— | | | - | - | 明石書店 |
| 大久保真紀 | オオクボマキ | 2010.9 | 北海道立保健所が取り組み児童虐待予防活動—その成果と課題— | | | 保健師ジャーナル 66 - 9 | 840-846 | 医学書院 |
| 衣斐哲臣 | イビテツオミ | 2010.9 | 児童虐待防止法制定後の虐待の現状(特集 子どもの命と育ちを守る) | | | 月刊福祉 93 - 11 | 12-15 | 全国社会福祉協議会 |
| 菅原哲男 | スガワラテツオ | 2010.9 | 児童虐待対応の最前線としての児童相談所の取り組み(特集 子どもの命と育ちを守る) | | | 月刊福祉 93 - 11 | 16-19 | 全国社会福祉協議会 |
| 高田治 | タカダオサム | 2010.9 | 虐待を受けた子どもや家族への関わり(特集 子どもの命と育ちを守る) | | | 月刊福祉 93 - 11 | 20-23 | 全国社会福祉協議会 |
| 杉山登志郎 | スギヤマトシロウ | 2010.9 | 情緒障害児短期治療施設における被虐待児支援(特集 子どもの命と育ちを守る) | | | 月刊福祉 93 - 11 | 24-27 | 全国社会福祉協議会 |
| 茂籠知美 | モロトモミ | 2010.9 | 子ども虐待への医療機関を核とした子どもと親へのケア(特集 子どもの命と育ちを守る) | | | 月刊福祉 93 - 11 | 32-35 | 全国社会福祉協議会 |
| 前川寿子 | マエカワヒサコ | 2010.9 | 地域連携で取り組む虐待予防(特集 子どもの命と育ちを守る) | | | 月刊福祉 93 - 11 | 36-39 | 全国社会福祉協議会 |
| 松宮透高 井上信次 | マツミヤユキタカ イノウエシンジ | 2010.9 | 児童虐待対応にかかる児童相談所と医療機関との組織化実践に関する研究的取組—児童相談所における医療的機能強化事業の構築— | | | 厚生労働 65 - 9 | 46-51 | 中央法規出版 |
| 青木悦 | アオキエツ | 2010.Aut. | 児童虐待と親のメンタルヘルス問題—児童福祉施設への量的調査にみるその実態と支援課題— | | | 厚生の指標 57 | 6-12 | 厚生統計協会 |
| 井上仁 | イノウエヒトシ | 2010.Aut. | 支配・被支配の関係を見抜く—「教育」「しつけ」という名の児童虐待を減らすために—(特集 虐待の構造からどう抜け出すか) | | | 福祉労働 128 | 8-16 | 現代書館 |
| 山野良一 | ヤマノリョウイチ | 2010.Aut. | 子どもの権利擁護から見た児童虐待防止法の課題—法改正と制度の整備—(特集 虐待の構造からどう抜け出すか) | | | 福祉労働 128 | 17-27 | 現代書館 |
| 高橋亜美 | タカハシアミ | 2010.Aut. | 子どもと家族への棄民政策—児童相談所から見える子ども虐待問題—(特集 虐待の構造からどう抜け出すか) | | | 福祉労働 128 | 28-37 | 現代書館 |
| 松山容子 | マツヤマヨウコ | 2010.Aut. | 自立援助ホームから見えた子どもの虐待、虐待を受けた子どもの支援とは—自立援助ホームあすなろ荘の取組から—(特集 虐待の構造からどう抜け出すか) | | | 福祉労働 128 | 38-46 | 現代書館 |
| 安藤由紀 | アンドウユキ | 2010.Aut. | 病院の緊急外来から見える虐待の諸相(特集 虐待の構造からどう抜け出すか) | | | 福祉労働 128 | 47-54 | 現代書館 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2010.9 | 子どもへの虐待防止の取り組み—民間のNPOの取組みから—(特集 虐待の構造からどう抜け出すか) | | | 福祉労働 128 | 100-106 | 現代書館 |
| | | 2010.9 | (シリーズ) ファミリー・バイオレンス I 児童虐待 | | | ジュリスト 1407 | 81-105 | 有斐閣 |
| | | 2010.9 | 児童虐待の実情と課題 ((シリーズ) ファミリー・バイオレンス I 児童虐待) | | | ジュリスト 1407 | 82-86 | 有斐閣 |

| | | | | | | | |
|-----------------------|------------------------------|---------|---|--|--|---------|---------|
| 横田光平 | ヨコタコウヘイ | 2010.9 | 「関係」としての児童虐待と「親」によって養育される子どもの権利」(〈シリーズ〉ファミリー・バイオレンス I 児童虐待) | | | 87-94 | 有斐閣 |
| 西澤哲 | ニシザワサトル | 2010.9 | 子ども虐待傾向のある親の心理の理解と支援—(〈シリーズ〉ファミリー・バイオレンス I 児童虐待) | | | 95-101 | 有斐閣 |
| 白井京 | シライキョウ | 2010.9 | 海外の動向—韓国—(〈シリーズ〉ファミリー・バイオレンス I 児童虐待) | | | 102-105 | 有斐閣 |
| 横田光平 | ヨコタコウヘイ | 2010.9 | 子ども法の基本構造 | | | — | 信山社 |
| | | 2010.10 | 特集 児童虐待を考える | | | 6-48 | |
| 櫻谷眞理子 | サクラヤマリコ | 2010.10 | 子ども虐待—介入と援助について考える—(特集 児童虐待を考える) | | | 6-15 | |
| 田中幹夫 | タナカミキオ | 2010.10 | 「児童虐待防止法」から10年(特集 児童虐待を考える) | | | 16-23 | |
| 山野良一 | ヤマノリョウイチ | 2010.10 | アメリカと日本の現場から見える子ども虐待(特集 児童虐待を考える) | | | 24-31 | |
| 仙田富久 | センダトミヒサ | 2010.10 | 児童虐待・子どもの人権と私たちの運動(特集 児童虐待を考える) | | | 32-39 | |
| 菅江佳子 | スガエケイコ | 2010.10 | 子ども虐待の相談現場から—社会福祉法人子どもの虐待防止センターの取り組み—(特集 児童虐待を考える) | | | 40-48 | |
| | | 2010.10 | 性的虐待を受けた子どもたち(特集 子ども性と性—児童養護施設からのメッセージ—児童養護施設での性の課題とその取り組み) | | | 54-67 | エイデル研究所 |
| | | 2010.10 | 性的虐待への法的対応を求めます(特集 子ども性と性—児童養護施設からのメッセージ—児童養護施設からの提言) | | | 90-97 | エイデル研究所 |
| 望月由紀子 篠原亮次 他 | ノチヅキユキコ シノハラレイロウジ | 2010.10 | 被虐待児の保育環境の特徴と支援に関する研究 | | | 24-30 | 厚生統計協会 |
| 上松幸一 笹川宏樹 伏見眞理子 | ウエマツコウイチ ササガフヒロキ シミマリコ | 2010.10 | こんなときどうする? 事例で学ぶ市区町村の児童家庭相談—児童虐待相談への対応—初期段階編(特集 児童家庭相談 はじめの一歩、二歩、三歩) | | | 110-116 | 明石書店 |
| 藤井美江 | フジイヨシエ | 2010.10 | 被措置児童の虐待防止と権利擁護—里親家庭で生活する子どもの権利ノート—(特集 子どもからみた里親制度) | | | 21-26 | 明石書店 |
| 岩城正光 | イワキマサテル | 2010.10 | 法制定後の児童虐待対策の現状と課題(特集 母子保健をめぐる今日的課題) | | | 854-859 | 医学書院 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2010.10 | 教育の危機管理(実践編) 児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(1) 管理職には、子どもだけでなく、保護者と教職員を守る義務が存在する | | | 20-21 | 教育公論社 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2010.10 | 教育の危機管理(実践編) 児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(2) 2004年の「岸和田中学生虐待事件」のころから変わらない虐待発見の難しさ | | | 18-19 | 教育公論社 |
| | | 2010.10 | 教育法規あらかると 児童虐待死事件と保護者啓発 | | | 19 | 時事通信社 |
| 川崎二三彦 | カワサキフミヒコ | 2010.10 | 教育の危機管理(実践編) 児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(3) 虐待の通告に慎重な学校現場。阻害要因を直視し、取り除く勇気を持つ | | | 20-21 | 教育公論社 |

| | | | | | | | |
|--------------------------|---|---------|---|-------------|-------------------|---------|-------------|
| 川崎二三彦 | カワサキアツミヒコ | 2010.10 | 教育の危機管理(実践編)児童虐待への対応で、学校管理職がやるべきこと(4)児童相談所に、通告する場合に管理職が踏まえておきたい四つの注 意点 | | 週刊教育資料 1137 | 18-19 | 教育公論社 |
| 厚生労働省雇用均等児童家庭局総務課虐待防止対策室 | コウセイロウドウシヨウコヨウキカケテイクョクソウムカギキョクタイボウシタイサクシツ | 2010.11 | 特集 児童虐待防止対策の推進について—見すごすな 幼い子どもの SOS—児童虐待防止法施行10年を迎えて | | 厚生労働 65 - 11 | 4-14 | 中央法規出版 |
| 安部哲夫 | アベテツオ | 2010.11 | なぜ児童ポルノは規制されるのか?—児童の性的虐待・偏執的趣味(ペドフェリア)からの保護(児童ポルノ禁止法を考える)— | 日本子ども虐待防止学会 | 法学セミナー 55 - 11 | 37-39 | 日本評論社 |
| 宮本信也 | ミヤモトシンヤ | 2010.11 | 特集 医療ネグレクト | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-3 | 318-367 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 柳川敏彦 | ヤナガワトシヒコ | 2010.11 | 医療ネグレクトとは(特集 医療ネグレクト) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-3 | 318-334 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 山本恒雄 | ヤマモトツネオ | 2010.11 | 医療の場における医療ネグレクトの実態と課題(特集 医療ネグレクト) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-3 | 335-344 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 磯谷文明 | イソガエフミアキ | 2010.11 | 児童福祉の場における医療ネグレクトの実態と課題—ヘルスケア・ネグレクトという考え方を含めて—(特集 医療ネグレクト) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-3 | 345-353 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 石田文三 | イシダブンゾウ | 2010.11 | 医療ネグレクトに関する法的論点(特集 医療ネグレクト) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-3 | 354-362 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 浜田雄久 | ハマダタケヒサ | 2010.11 | 精神科の治療と親の同意(特集 医療ネグレクト) | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-3 | 363-367 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 梅澤彩 | ウメザワアヤ | 2010.11 | 実務法学の現場(2) 法的対応における親等の有する当事者の地位 | 日本子ども虐待防止学会 | 子どもの虐待とネグレクト 12-3 | 379-385 | 日本子ども虐待防止学会 |
| 菱川愛 | ヒシカワアイ | 2010.12 | 虐待防く、連携の試み—2児死亡事件後の大阪市児童相談所— | 中田裕康 | 厚生福祉 5773 | 2-3 | 時事通信社 |
| 鈴木浩之 | スズキヒロユキ | 2011 | 代理によるコミュニケーション—児童虐待としての概念と対応について— | | 摂南法学 42・43 | 229-250 | 摂南大学 |
| 後藤弘子 | ゴトウヒロコ | 2011.3 | 家族法改正—婚姻・親子関係を中心に— | | — | — | 有斐閣 |
| 坂本佳鶴恵 | サカモトカズエ | 2011.3 | でも、子どもたちから話を聞かなかつたら… | | CAP ニューズ 80 | 1-5 | |
| 小高妙子 | コジマタエコ | 2011.3 | 司法面接(被害者確認面接)の導入と「子どもの調査面接ピアスパービジョン(PSPV)の会」の活動 | | CAP ニューズ 80 | 6-9 | |
| 林美月子 | ハヤシミツコ | 2011.3 | 特集 ファミリー・バイオレンス | 日本刑法学会 | 刑法雑誌 50-3 | 391-443 | |
| | | 2011.3 | ファミリー・バイオレンス—新たな制裁のあり方をめぐって—(特集 ファミリー・バイオレンス) | 日本刑法学会 | 刑法雑誌 50-3 | 391-395 | |
| | | 2011.3 | ファミリー・バイオレンスの特性をめぐって—社会学の視点から—(特集 ファミリー・バイオレンス) | 日本刑法学会 | 刑法雑誌 50-3 | 396-405 | |
| | | 2011.3 | ドメスティック・バイオレンスの法的救済—警察の法的機能—(特集 ファミリー・バイオレンス) | 日本刑法学会 | 刑法雑誌 50-3 | 406-416 | |
| | | 2011.3 | 家庭内暴力(DV)と犯罪立法(特集 ファミリー・バイオレンス) | 日本刑法学会 | 刑法雑誌 50-3 | 417-427 | |

| | | | | | | | |
|-----------------------|------------------------------|---------|---|-----------------------|------------------------------------|---------|-------------|
| 朴元奎 | PARK Won-Kyu | 2011.3 | ファミリー・バイオレンスの加害者への対応策の現状と課題 (特集 ファミリー・バイオレンス) | 日本刑法学会 | 刑法雑誌 50-3 | 428-443 | |
| 小名木明宏 | オナギアキヒロ | 2011.3 | 女性と児童の犯罪被害と対策 (ワークショップ) | 日本刑法学会 | 刑法雑誌 50-3 | 501-505 | |
| | | 2011.3 | 子ども家庭福祉 | 佐々木政人 瀧谷昌史 | - | - | 光生館 |
| | | 2011.5 | 日本社会保険法学会第57回大会 シンポジウム 近親者からの虐待・暴力に対する法制度の課題—各国比較をふまえて— (虐待・暴力に対する法制度 / 医療制度改革) | 日本社会保険法学会 | 社会保障法 26 | 3-100 | |
| 山口亮子 | ヤマグチリョウコ | 2011.6 | 原審判を取り消し児童福祉施設入所を承認した事例 | 民商法雑誌 | 144-3 | 88-94 | |
| 許末恵 | キヨスエ | 2011.6 | 児童虐待防止のための親権法改正の意義と問題点—民法の視点から— (小特集 児童虐待防止を目的とする親権法の一部改正について) | 法律時報 | 83-7 | 65-71 | 日本評論社 |
| 津崎哲雄 | ツザキテツオ | 2011.6 | 民法改正と被虐待児の社会的養護—児童福祉法の観点から— (小特集 児童虐待防止を目的とする親権法の一部改正について) | 法律時報 | 83-7 | 72-77 | 日本評論社 |
| 多田元 | タダゲン | 2011.6 | 親権法の改正と子どもの虐待—子どもの自立支援・親子の関係修復— (小特集 児童虐待防止を目的とする親権法の一部改正について) | 法律時報 | 83-7 | 78-83 | 日本評論社 |
| 佐伯仁志 太田達也 川出敏裕他 | サエキヒトシ オオタタツヤ カワイデトシヒロ | 2011.7 | 座談会 (刑事政策研究会 (新連載・1) 児童虐待) | | ジュリスト | 1426 | 有斐閣 |
| | | 2011.8 | イギリスに学ぶ 子どもの貧困解決—日本の「子どもの貧困対策法」に むけて— | 「なくそう!子どもの貧困」全国ネットワーク | - | - | かもかわ出版 |
| | | 2011.10 | 社会的養護 | 春見静子 谷口純世 | - | - | 光生館 |
| 茶谷由紀子 | チャタユキコ | 2011.11 | 子ども家庭支援センターでの『子どもの貧困』との係わり | 荒川区自治総合研究所 | 『子どもの未来を守る子どもの貧困・社会排除問題への荒川区の取り組み』 | 34-43 | 三省堂 |
| 永野咲 | ナガノサキ | 2011.12 | 当事者活動の今を考える | 日本子ども虐待防止学会 | 子ども虐待とネグレクト | 363-368 | 日本子ども虐待防止学会 |

資料7 日本における児童福祉に関する年表 ー 児童虐待防止を中心に ー 2007年～2011年

| 年 | 月 | 法律・政策・事件・研究等の動向 | 年 | 月 | 東京都・大阪府・大阪市の動向 |
|--------|----|---|------|----|---|
| 2007 | 1 | 「児童相談所の運営指針等の改正について」厚生労働省通知（雇児発第0123002号） | 2007 | 4 | 東京都 「専門機能強化型児童養護施設」（東京都単独事業・社会的養護） |
| (平成19) | 1 | 児童相談所運営指針等の改正により、安全確認に関する基本ルールの設定（48時間以内が望ましい）要保護児童対策地域協議会の運営強化などが規定される。 | | 4 | 大阪市 こども青少年局が新設、中央児童相談所は部職場となる。 |
| | 1 | 「子ども虐待対応の手引きの改正について」厚生労働省通知（雇児発第0123003号） | | 6 | 大阪府 6月より「児童相談ITナビシステム」の運用開始 |
| | 1 | 「児童虐待防止対策の強化について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課、虐待防止対策室）（平成19年1月23日） | | 6 | 東京都 「10年後の東京」（平成18年12月）で掲げた「待機児童5千人の解消」などの実現に向けて、社会全体で子ども子育て家庭を支援する取組みをさらに強力に推進していくため、平成19年6月、関係局で構成する「子育て応援戦略会議」を設置。 |
| | 2 | 「児童虐待等緊急対策の実施について」厚生労働省通知（雇児発第0215002号） | | 8 | 大阪府 大阪市福祉審議会児童福祉専門分科会・児童相談所審査部会に「児童相談所の機能強化について」を提言 |
| | 2 | 内閣府 第6回少子化社会対策会議において「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議開催を決定。第4回「子どもと家族を応援する日本」「地域・家族の再生分科会」で、「困難な状況にある家族や子どもを支える地域の取組強化」（厚生労働省作成等）が配付される（2007年5月） | | 10 | 大阪府 児童虐待対応児童福祉司 4名増員 |
| | 3 | 「児童虐待・配偶者等からの暴力（DV）の早期発見のための取組の促進について」厚生労働省通知（医政局総務課長通知 医政総発第0316001号） | | 12 | 大阪府（仮称） こども総合相談センター基本構想をまとめる |
| | 3 | 児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（厚生労働省令第29号） | | | 東京都 「事業所内保育所施設への支援」（東京都単独事業） |
| | 4 | 「こうのとりのゆりかご」設置（熊本県熊本市（赤ちゃんポスト） | | | 東京都 「子育てスタート事業」（東京都単独事業・子育て支援）（平成19年度から平成21年度はモデル実施） |
| | 4 | 「出産や育児に悩みを持つ保護者に対する相談窓口の周知等について」厚生労働省通知（雇児発第0405001号）（平成19年4月5日） | | | 東京都 「学童クラブ環境改善事業」（国庫補助事業、児童健全育成） |
| | 4 | 生後4ヶ月までの全戸訪問事業「こんには赤ちゃん事業」開始。2007年度から厚生労働省 | | | 東京都 「ドクターアザーバイザー」（東京都単独事業、児童相談所の運営） |
| | 4 | 「児童相談所における安全確認を行う際の「時間ルール」の設定状況について」（平成19年4月1日現在）厚生労働省 | | | 大阪府 「すこやか家族再生応援事業」の開始 |
| | 5 | 少年法改正（平成19年11月施行） | | | （大阪府 朝日新聞「ルポ児童虐待」連載） |
| | 5 | 児童虐待防止法改正（平成20年4月施行） | | | 大阪府 点検・検証チーム立ち上げ（大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置審査部会） |
| | 5 | 「児童虐待等における関係機関との連携強化について」法務省通知（法務省権調第219号） | | | 東京都 「専門機能強化型児童養護施設」（東京都単独事業） |
| | 5 | 「今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討中間とりまとめ」（今後目指すべき児童の社会的養護体制に関する構想検討会）2009年2月2日に設置、現在の社会的養護の課題を整理し、今後目指すべき社会的養護体制のあり方とそれを実現するための具体的方策について検討を進めてきた。 | | | 東京都 「母子自立支援プログラム策定事業」（国庫補助事業） |
| | 5 | 「要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）スタートアップマニユアル」2007（平成19）年5月に公表。厚生労働省 | | | |
| | 6 | 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」（社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第3次報告）（平成19年6月22日） | | | |
| | 6 | 「児童虐待の防止に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の公布について」（平成19年6月5日最高裁家庭局長・刑事局長・行政局長通知最高裁第一第002471号）最高裁判所 | | | |
| | 7 | 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）法の施行後も、討議を重ね法の改正に向けて検討をすすめる、平成16年12月「改正DV防止法」が施行。保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務を定めた、一部改正法が、平成19年の通常国会で成立し、7月11日に公布。20年1月11日に施行。 | | | |
| | 7 | 「児童相談所一時保護施設における教員OB等の配置について」（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長補佐事務連絡） | | | |
| | 10 | 「児童相談所運営指針の改正について」厚生労働省通知（雇児発第1026003号） | | | |

| 年 | 月 | 法律・政策・事件・研究等の動向 | 年 | 月 | 東京都・大阪府・大阪市の動向 |
|--------|---|---|--------|---|--|
| 11 | | 「社会的養護体制の充実を図るための方策について」(社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会) 厚生労働省→施設内虐待への対応等 | | | |
| 12 | | 日本子ども虐待防止学会「児童虐待防止法及び児童福祉法の改正に向けて」提言を発表。 | | | |
| 12 | | 第1回社会保障審議会 少子化対策特別部会 設置 「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等について。「社会的養護体制の現状と今後の見直しの方向性について」 | | | |
| 2008 | | 1 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法) 法改正 平成20年1月1日施行 | 2008 | 4 | 大阪府 児童虐待対応児童福祉司 3名増員 |
| (平成20) | | 2 大阪府泉南郡岬町 乳児虐待死亡事件。2月16日、岬町在住の生後5ヶ月の乳児(男児)が救急搬送先の病院で死亡した。警察が事故と事件の両面で捜査を開始し、2月26日夜、父親を殺人容疑で逮捕した。 | (平成20) | 4 | 大阪府 児童相談所業務システム稼働 |
| | | 2 大阪府寝屋川市 幼児虐待死事件。2月16日、6歳の女児が母親の内縁男性からの暴行により、意識不明の重体となり、病院に搬送される。同日、警察が内縁男性を殺人未遂容疑で逮捕。2月20日、本児死亡。 | | 6 | 東京都 「親の子育て力向上支援事業」(東京都単独事業) |
| | | 2 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平成20年2月22日警察庁丙少発第6号・丙生企発第10号・丙地発第4号・丙給厚発第3号・丙捜一発第6号) 警察庁 | | 6 | 大阪府 岬町・寝屋川市における児童死亡 死亡事案検証結果報告書発表。(大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置審査委員会 点検・検証チーム) |
| | | 2 「特別家事審判規則の一部を改正する規則の公布について」(平成20年2月21日最高裁家庭局長通知最高裁第一第000772号)を示し、従来の特別家事審判規則18条の2「当該児童の保護者について当該児童との面会又は通信を制限することができる」を、当該保護者に対して当該児童へのつきまとい、はいかひの禁止(接近禁止)を命ずることができると改正した旨を通知。最高裁判所 | | | 東京都 「地域生活支援事業(ふらっとホーム)」(国庫補助事業) 社会的養護の当事者参加推進団体 日向ほっこ 「地域生活支援事業(ふらっとホーム)」を8月に受託。 |
| | | 3 「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(平成20年3月14日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0314001号) 厚生労働省 | | | 東京都 「区市町村相談対応力強化事業」(東京都単独事業) |
| | | 3 「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」(平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0314002号) 厚生労働省 | | | 東京都 「子育て親子の外出環境整備事業(赤ちゃん・ふらっと事業)」(東京都単独事業) |
| | | 3 「児童相談所運営指針等の改正について」(平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0314003号) | | | 東京都 「院内保育所整備費補助」(国庫補助事業) |
| | | 3 「医療ネットワークにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について」(平成20年3月31日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発第0331004号) 厚生労働省 | | | 東京都 「子育て応援とうきょう会議事業」(東京都単独事業) |
| | | 3 「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(平成20年3月14日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0314002号) | | | 東京都 「要支援家庭の早期発見・支援事業」(東京都単独事業) |
| | | 3 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第4次報告 | | | 東京都 「病児・病後児ケア相談支援事業」(包括) (東京都単独事業) |
| | | 3 「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平成20年3月14日雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0314001号) 厚生労働省 | | | 大阪府 大阪府虐待対応の手引き 改訂 |
| | | 4 児童福祉法、児童虐待防止法の一部改正施行 (平成20年4月) 立入調査等の強化・面会・通信等の制限 | | | 大阪府 「すこやか家族再生支援事業」の継続実施 |
| | | 4 「里親支援機関事業の実施について」(平成20年4月1日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0401011号) | | | 大阪府 「里親委託推進事業」(里親支援機関の設置) |
| | | 6 「児童養護施設における医療的支援体制の強化について」(平成20年6月12日雇用均等・児童家庭局長通知第0612014号の4) 厚生労働省 | | | 大阪府 一時保護児童の権利擁護についての取り組み(権利ノート作成など) |
| | | 8 「児童相談所を設置する市について」(平成20年8月29日雇用均等・児童家庭局長通知雇児総発第0829001号) | | | 大阪府 大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置審査委員会 点検・検証チームが、各センターの点検、報告書まとめる。 |
| | | 12 改正児童福祉法 成立(平成20年12月3日公布、平成21年4月。家庭的保育事業等一部は平成22年4月施行) 厚生労働省 | | | 大阪府 大阪府市町村児童家庭相談援助指針の改訂及び市町村虐待防止モデルマニュアルの作成について |
| | | 保育所持機児童対策については、平成20年度末に創設された国の「子育て支援対策臨時交付金」を原資として、各都道府県が「安心こども基金」を造成し、保育所施設整備等に取り組んでいる。安心こども基金については、期限が平成23年度まで延長されるなど一定の改善がなされた。 | | | 東京都 「マンション等併設型保育所設置促進事業」(東京都継ぎ足し事業) |
| | | | | | 東京都 「ひとり親家庭生活支援事業」(国庫補助事業) |
| | | | | | 東京都 「子供の心診療支援拠点病院事業」(国庫補助事業) |

| 年 | 月 | 法律・政策・事件・研究等の動向 | 年 | 月 | 東京都・大阪府・大阪市の動向 |
|---------|---|--|------|---|--|
| 2009 | 3 | 厚生労働省「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」を策定（厚労省通知 雇児発第 0316001 号「乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて」平成 21 年 3 月 16 日）「養育支援訪問事業ガイドライン」を策定（厚労省通知 雇児発第 0316002 号「養育支援訪問事業ガイドラインについて」平成 21 年 3 月 16 日） | 2009 | 3 | 東京都 都内区市町村の実情に即した、新生児訪問とこんにちは赤ちゃん事業のあり方について、「東京都版ガイドライン」を作成。（母子保健法）に基づく新生児訪問と、児童福祉法に基づくこんにちは赤ちゃん事業は、同じ新生児から乳児期にかけての子育て家庭へのアプローチ） |
| (平成 21) | 3 | 「平成 20 年度子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の交付について」（平成 21 年 3 月 5 日 20 文科初第 1278 号・厚生労働省発雇児第 0305005 号）をもって通知。「安心こども基金管理運営要領」を定め、平成 21 年 1 月 27 日から適用する。（20 文科初第 1279 号 雇児発第 0305005 号 平成 21 年 3 月 5 日） | 8 | 8 | 大阪市 大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会・児童虐待事例検証部会「大阪市における小学生女児死亡事例 検証結果報告書」を公表。 |
| | 3 | 児童相談所運営指針等の改正について（平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331034 号）「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 21 年 3 月 31 日法律第 85 号）が、一部の規定を除き、平成 21 年 4 月 1 日に施行されること等に伴い、児童相談所運営指針等を改正。 | | | 東京都 「待機児童解消市区町村支援事業」（東京都単独事業） |
| | 3 | 「小規模住居型児童養育事業の運営について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0331011 号） | | | 東京都 「認証保育所運営指導事業」（東京都単独事業） |
| | | 「養育里親研修制度の運営について」（平成 21 年 3 月 31 日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0331009 号） 厚生労働省 | | | 東京都 「病児・病後児保育ネットワーク事業」（包括）（東京都単独事業） |
| | 3 | 「児童福祉法等の一部を改正する法律」によって新たに第二種社会福祉事業として位置付けられた事業等について（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0331004 号） | | | 東京都 「児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業」（国庫補助事業） |
| | 3 | 「被措置児童虐待対応ガイドラインについて」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 0331004 号） | | | 大阪府 「児童虐待 110 番」に虐待通告電話の名称を変更 |
| | 3 | 障害保険福祉部障害福祉課長連名通知雇児発第 0331002 号・障障発第 0331009 号） | | | 大阪府 「児童虐待 110 番」リーフレット配付 |
| | 3 | 厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン」作成 平成 21 年 3 月 | | | 大阪府 「大阪府社会的養護体制整備計画」策定 |
| | 3 | 「児童相談所運営指針等の改正について」（平成 21 年 3 月 31 日雇児発第 0331034 号） 厚生労働省 | | | 大阪府 施設内虐待防止のための「あなたのお知らせ」リーフレットを入所児へ配布 |
| | 4 | 平成 21 年 4 月に施行された児童福祉法改正により、施設職員等による被措置児童等虐待について、都道府県市等が公表する制度の等が法定化。 | | | 東京都 「一時預かり事業」（東京都単独事業） |
| | 4 | 「一時保護施設における学習環境の充実について」（平成 21 年 4 月 1 日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 04101003 号） 厚生労働省 | | | 東京都 「里親支援機関事業」（国庫補助事業） |
| | 4 | 大阪市の西淀川区に居住する女児の母が、夕方になっても女児が帰宅しないと捜索願を出すのが、4 月 23 日、母、同居男性、その知人（男性）の 3 人が死体遺棄容疑にて逮捕、5 月 13 日に死体遺棄罪で起訴。6 月 10 日、母、同居男性の 2 人が保護責任者遺棄致死罪で起訴される。 | | | 東京都 「児童養護施設等人材育成支援事業」（東京都継ぎ足し事業） |
| | 4 | 改正児童福祉法施行（平成 20 年 12 月に改正）平成 21 年 4 月施行（乳児全戸家庭訪問事業、養育支援訪問事業の法制化等）乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業などの子育て支援事業が法律上位置づけられ、市町村の役割が明確化される。 | | | 東京都 「再チャレンジホーム」（東京都継ぎ足し事業） |
| | 4 | 児童福祉法一部改正（里親関係 平成 21 年 4 月 1 日施行）に伴い、里親の種類は養子縁組によって養親となることを希望する里親と養育里親を区別し、さらに養育里親については、養育里親と専門里親に区分する。また、従来の短期里親は養育里親の中に含まれるものとする。したがって、里親の種類は、養子縁組を前提としない養育里親・専門里親・従来の短期里親を合わせた「養育里親」、さらに「養子縁組によって養親となることを希望する里親」、「親族里親」となる。（財団法人 全国里親会） | | | 東京都 「養護児童グループホーム」平成 21 年度から、本施設に加え小規模グループケア地域型ホームを開始（東京都継ぎ足し事業） |
| | 7 | 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省 社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第 5 次報告 | | | 東京都 「保育人材確保事業」（東京都継ぎ足し事業） |
| | 7 | 東京都練馬区 2 歳児虐待死亡事件（男児をゴミ箱に閉じ込めて窒息死） 2010 年 2 月父親は監禁致死で懲役 11 年判決。母親は後日判決。 | | | 東京都 「保育所緊急整備事業」（国庫補助事業） |
| | | | | | 東京都 「母子家庭高等技能訓練促進費等事業補助」（区市分 安心こども基金） |
| | | | | | 東京都 「児童相談所の評価・検証委員会」（国庫補助事業） |
| | | | | | 東京都 「東京都児童相談業務研修」（国庫補助事業） |
| | | | | | 東京都 「墨田児童相談所移転改築工事」（東京都継ぎ足し事業） 一時保護需要対応 |
| | | | | | 東京都 「立川児童相談所一時保護所移転改築工事」（東京都継ぎ足し事業） 一時保護所の環境改善 |

| 年 | 月 | 法律・政策・事件・研究等の動向 | 年 | 月 | 東京都・大阪府・大阪市の動向 |
|--------|---|---|--------|----|---|
| | | | | | 東京都 「東京都妊産健康診査補助事業」 (国庫補助事業) |
| 2010 | | 「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」(平成22年1月26日文部科学省初等中等教育局児童生徒徒課長発通知 初見生第29号) 文部科学省 | 2010 | 5 | 東京都 「児童虐待死亡ゼロを目指した支援のあり方」について提言(江戸川区事例 最終報告) 平成21年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書 福祉保健局 平成22年5月11日 平成22年4月28日に(江戸川区事例 中間報告)公表。 |
| (平成22) | | 1 東京都江戸川区小学1年男児 両親(父親は継父、母親22歳・本児は15歳の若年出産)に虐待され死亡。2009年9月に産科医師からの通報あり、学校、子ども家庭支援センターとも情報を知っており家庭訪問などで対応していたが死亡。長期欠席(2009年9月以降85日欠席)、2009年10月に急性硬膜下血腫で都立墨東病院にも入院していたが病院も虐待と疑わず通報せず。 | (平成22) | 9 | 大阪府 「児童虐待ホットライン」の専用電話を設置 |
| | | 1 平成22年1月27日、寝屋川市在住の1歳8ヶ月の女児が心肺停止で病院に救急搬送され、顔面にあざ、体にタバコを押し当てられたような痕があり虐待が疑われると大阪府中央子ども家庭センターが児童虐待通告を受け、同日、職権による一時保護を行ったが、平成22年3月7日、硬膜下血腫による脳腫脹により死亡。(大阪府 寝屋川市・門真市における幼児死亡事案検証結果報告書 抜粋) | | 10 | 大阪府 寝屋川市・門真市における幼児死亡事案検証結果報告書(平成22年10月発表)(大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置審査部会 点検・検証チーム) |
| | | 3 平成22年3月28日、大阪府門真市在住の2歳の男児が病院へ搬送され、搬送先の病院で死亡(全身打撲と硬膜下血腫の疑い)。警察は、同日、繰り返り暴力を加えていたとして、母の知人である19歳の少年を傷害容疑で逮捕。なお、大阪府中央子ども家庭センターの関わりはなかった。(大阪府 寝屋川市・門真市における幼児死亡事案検証結果報告書 抜粋) | | 12 | 大阪府 教育センター教育相談部門と統合し、「大阪府子ども相談センター」を開設(大阪府中央区森ノ宮中央1丁目17番5号に移転) |
| | | 3 「児童相談所運営指針等の改正について」(平成22年3月31日雇用均等・児童家庭局長通知雇児発0331第6号) 厚生労働省 | | 12 | 大阪府 大阪府西区のマンションで幼児2人が母親に置き去りにされて死亡した事件を受け、大阪府は12月24日、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会・児童虐待事例検証部会(部会長・津崎哲郎花園大教授)がまとめた再発防止のための報告書「大阪府における幼児死亡事例検証結果報告書」を公表。児童の安否確認ができていないのに、ことも相談センター(児童相談所)内で、この情報が共有されていなかったことを問題視。情報管理体制の見直しや、初期対応マニュアルの作成などを求めた。 |
| | | 5 改正児童福祉法施行による養育里親の制度化がスタート。確認すること平成20年の児童福祉法改正:養育里親を養子縁組里親と区別して法定、里親研修の義務化、欠格事由の法定化等。・平成20年度:里親手当の倍額への引上げ、里親支援機関事業の実施 | | | 東京都 病児・病後児保育事業費補助 (東京都単独事業) |
| | | 6 文部科学省「児童虐待防止に向けた学校等における適切な対応の徹底について」 21 初見生第29号 初等中等教育局児童生徒徒課長通知 | | | 大阪府 家庭的養護推進プロジェクト設置 |
| | | 6 川端達夫文部科学大臣、2月19日に閣議後会見で、警察庁の暫定集計で児童虐待事件の摘発と虐待を受けた児童数が過去最多だったことに対して「深刻な問題だ。(学校現場でも)子どもがいらいらんなメッセージを出している時にしっかり対応する力を向上させなければならぬ」と述べる。」産経新聞 2010.2.19 | | | 大阪府 母子寡婦福祉資金貸付金滞納整理特別推進事業3ヵ年計画開始 |
| | | 6 奈良県、4歳の息子殴り傷害容疑で、養父逮捕。養父増田文彦容疑者が自宅で男児の右頬を殴り、内出血などで約10日間の怪症を負わせた疑い。実子の2歳長女にも虐待の可能性あり。 | | | 大阪府 「大阪府社会的養護体制整備計画」策定 |
| | | 6 東京都、当時中学3年の次男(15)を自宅トイレに閉じ込めたとして監禁の疑いで母親(47)と交際相手の男(34)が逮捕されたことを受け、次男が通っていた東京都練馬区中学の校長が記者会見し「家庭訪問などを繰り返したことがほとんど会えず、虐待と気付かなかった」と謝罪。 | | | 東京都 「児童虐待への対応について(通知)」東京都教育庁指導部企画課長通知 21 教指企第1074号 大阪府 「大阪府社会的養護体制整備計画」策定 |
| | | 6 臓器提供の拒否、十分確認を 臓器移植法の新指針了承 (朝日新聞 asahi.com) 厚生労働省の臓器移植委員会は10日、7月に本格施行される改正臓器移植法の運用方法を定めた施行規則とガイドラインの改正案を了承。改正法では本人の意思が不明でも家族の同意で臓器提供が可能。そのためガイドラインは、コーディネーターに対し、本人が臓器提供を拒否していたかを十分確認するよう求めた。拒否の意思は年齢にかかわらず有効で、書面以外の方法でもかまわない。新たに子どもの法的脳死判定基準も決め、6歳未満の判定は24時間以上の間隔で2回実施。(2010.6) | | | 東京都 「医療機関における虐待対応力強化事業」(東京都単独事業) |
| | | 7 改正臓器移植法が施行。15歳未満の子どもから脳死で臓器提供ができるようになった。 | | | 東京都 「子供家庭支援区市町村包括補助事業」(東京都単独事業) |
| | | 7 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」厚生労働省 社会保障審議会児童部会「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」第6次報告 | | | 東京都 「児童養護施設退所等の就業支援事業」(国庫補助事業) |

| 年 | 月 | 法律・政策・事件・研究等の動向 | 年 | 月 | 東京都・大阪府・大阪市の動向 |
|--------|---|--|--------|---|---|
| 7 | | インターネット上の児童ポルノ画像へのアクセスを遮断する「ブロックリング」を発見後に即時実施することなどを柱とする総合対策案「児童ポルノ排除総合対策(案)」を関係9省庁(内閣府、警察庁、総務省、文部省、厚生労働省、外務省、法務省など)のワーキンググループで「児童ポルノ排除対策ワーキングチーム」が公表。 | | | 東京都「子育てでスタート支援事業」(東京都単独事業) <平成19年度から平成21年度はモデル事業> |
| 7 | | 大阪府西区マシジョンで、幼児2人(3歳女児及び1歳男児)が母親に置き去りにされて餓死。(ネグレクト)による虐待死亡事件) | | | 東京都「都型学童クラブ事業補助」(東京都単独事業) |
| 8 | | 岐阜北署は、児童相談所に相談に来た女子中学生(14)と顔見知りになった後、みだらな行為をしたとして県青少年健全育成条例違反の疑いで「岐阜県中央子ども相談センター」の元非常勤職員小池正人容疑者(23)を逮捕。 | | | 東京都「地域子育て創生事業」(国庫補助事業) |
| 8 | | 「児童の安全確認の徹底に係る調査について」(平成22年8月10日厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0810第1号) 厚生労働省 | | | 東京都「児童養護施設等の職員への資質向上のための研修事業」(国庫補助事業) |
| 8 | | 「児童の安全確認の対応について」(平成22年8月18日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0818第1号) 厚生労働省 | | | 東京都「定期利用保育事業」(東京都単独事業)・「特定保育事業」(国庫補助事業) |
| 8 | | 「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」(平成22年8月26日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0826第1号) 厚生労働省 | | | 東京都「児童養護施設の退所者等の就業支援事業」(国庫補助事業) |
| 9 | | 「児童の安全確認の徹底に係る調査結果について」(平成22年9月30日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0930第1号) 厚生労働省 (児童の安全確認について、児童相談所又は児童相談所が依頼した者が、子どもを直接目視することにより行うこと。) | | | 東京都「児童福祉施設等耐震化等施設整備事業補助」(東京都継ぎ足し事業) |
| 9 | | 「虐待通告のあった児童の安全確認の手引き」について(平成22年9月30日雇用均等・児童家庭局総務課長通知雇児総発0930第2号) | | | 東京都「ひとり親家庭等就業コーディネート事業」(国庫補助事業) |
| 12 | | 児童虐待の防止等に関する意識等調査結果 公表。(平成22年12月7日) 総務省 <行政評価の一環として、児童虐待対応を行う現場の実務者の負担感や意見等を把握するための調査> | | | 東京都「一時保護対応協力員」(国庫補助事業) |
| 12 | | 「児童虐待防止のための親権に係る制度の見直しに関する要綱案」公表 平成22年12月15日(法制審議会児童虐待防止関連親権制度部会) 法務省 | | | 東京都「児童虐待防止対策強化事業」(国庫補助事業) 児童の安全確認等 |
| 2011 | 1 | 宇都宮市で、2歳女児死亡 母(22歳)に傷害致死容疑 朝日新聞朝刊(2011.1.15) | 2011 | 2 | 大阪府「大阪府子どもを虐待から守る条例」施行。 |
| (平成23) | 1 | 社会保障審議会児童部会「児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会報告書」(平成23年1月28日 社会保障審議会児童部会児童虐待防止のための親権の在り方に関する専門委員会) 厚生労働省 | (平成23) | 5 | 東京都「児童虐待死亡を日指した支援のあり方について提言」平成22年度東京都児童福祉審議会児童虐待死亡事例等検証部会報告書 東京都福祉保健局 |
| | 2 | 「児童の安全確認の徹底に係る調査の追跡調査結果について」(平成23年2月10日 事務連絡 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課) | | 8 | 東京都「児童養護施設等退所者へのアンケート調査結果」公表 |
| | 2 | 「大阪府子どもを虐待から守る条例」が、平成23年2月1日より施行。 | | | 東京都「定期借地権利用による認可保育所整備促進事業」(東京都単独事業) |
| | 3 | 「震災により親を亡くした子どもへの対応について」(平成23年3月25日 事務連絡 厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課)「親を亡くした子どもへの対応(支援者向け)」(子どもの心の診療中央拠点病院(国立成育医療研究センター)作成を事務連絡通知にて公表。 | | | 東京都「児童虐待防止対策強化事業」(東京都単独事業) |
| | 3 | 「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供の実施状況について」平成23年3月4日 22初児生第64号・雇児総発0304第1号 文部科学省初等中等教育局児童厚生課長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知 | | | 東京都「医療機関における虐待対応力強化事業」(東京都単独事業) |
| | 4 | 2011年4月に「里親委託ガイドライン」を策定し、一層の推進を図ることとしたところであり、養育里親、専門里親、養子縁組希望里親、親族里親の4つの類型の特色を生かしながら推進することとしたこと(ハーフ条約) | | | 東京都「区市町村児童虐待対応力向上支援事業」(東京都単独事業) |
| | 5 | 「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の締結に向けた準備について」(平成23年5月20日 閣議了解)(ハーフ条約の締結に向けて、必要となる法律案作成準備にとりかかろうことを閣議決定した。) | | | 東京都「萩山実務学校全体改築工事・児童寮新設工事」(東京都単独事業) |
| | 5 | 私立九州国際大学が、両親との死別により市内6カ所の児童養護施設で暮らす高校生が同大学に進学する場合、学費4年分を全額負担すると発表。開学80年の記念事業の一環。 | | | |
| | 6 | 大阪府と大阪産婦人科医会が府内の約160の産婦人科施設を対象に調査。定期的な妊婦健診を受けず、出産間近に病院に駆け込む「未受診妊婦」による出産の実態調査結果を発表、「児童虐待につながるリスクがあり、自治体と医療機関が連携した支援が必要」とする見解を明らかにした。2011年6月9日 | | | |
| | 5 | 親権を最長2年間停止する制度の新設を柱とした改正民法が27日参院本会議で全員一致で可決、成立。2012年4月施行。 | | | |

| 年 | 月 | 法律・政策・事件・研究等の動向 | 年 | 月 | 東京都・大阪府・大阪市の動向 |
|----|---|--|---|---|----------------|
| 6 | | 愛知県豊田白濁は、長女(5つ)に約7ヶ月間適切な食事を与えずに衰弱した状態を放置、意識不明の重体にさせたとして保護責任者遺棄致傷容疑で無職大野宏容疑者(34)と妻看護師忍容疑者(34)を逮捕。 | | | |
| 7 | | 「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」厚生労働省通知 雇見総発0727第1号 雇見福発0727第1号 雇見母発0727第1号 (平成23年7月27日) | | | |
| 7 | | 『社会的養護の課題と将来像』厚生労働省 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ 平成23年7月 | | | |
| 7 | | 「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」(第7次報告) 厚生労働省社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 2011年7月20日 <第1次報告から第7次報告の対象期間内に発生・発覚した0日・0か月児の死亡77人(69事例)> | | | |
| 7 | | 宮城県、東日本大震災で親を失った県内の子どもたちを支援するため、全国の企業、団体、個人などから寄付金を募る「東日本大震災みやぎこども育英募金」を開設したと発表。 | | | |
| 8 | | 岡山市で、知的障害のある長女(16歳)を裸で浴室に監禁、死亡させたとして母親の清原陽子容疑者を逮捕。地元の児童相談所が約2年前に虐待を認識、県警に通報し、定期的に連絡を取り合い、学校とも一定の連携があった。 | | | |
| 8 | | 親権の最長2年停止新設、改正民法成立。2012年4月に施行 | | | |
| 8 | | 2010年8月に東京都杉並区の自宅で里子として養育していた保育園児(当時3歳)を虐待して死亡させたとして警視庁は、傷害致死容疑で声優の鈴池静容疑者(43)を逮捕 (2011年8月20日) | | | |
| 8 | | 千葉県警が、2歳10ヶ月の長男に十分な食事を与えずに餓死させた保護責任者遺棄致死の疑いで無職小坂雄造容疑者(39)と妻アルバイトリ美容疑者(27)を逮捕。陽には何らかの理由で口に入れたとみられる紙やプラスチック片が詰まっていた。長女(6歳)、次女(5歳)も5月に児童相談所が保護。 | | | |
| 8 | | 千葉県警行徳署が、長男(3歳)に熱湯をかけてやけどを負わせたとして、傷害の疑いで、中山容疑者(24)を逮捕。妻の連れ子の長男=当時(2)=を虐待して、やけどを負わせた。調べに対し「腹が立ったので、風呂場のシャワーで背中に熱湯をかけた」と容疑を認めている。(産経新聞 2011.8.22) | | | |
| 8 | | 大阪府西淀川区で2011年8月、小学2年の藤永翼君(7)を死なせたとして、傷害致死容疑で継父と母親が逮捕された虐待事件がめぐり、市こども相談センター(児童相談所)や学校などの関係機関が一家と深く関わっていきながら、虐待事例として共通認識ができなかった実態が、再発防止に向け市が進める検証作業で浮き上がっている。翼君は生後3カ月で乳児院に入所。その後ずっと施設で暮らしていたが、母親が引き取りを強く希望した。担当者は、翼君と母親を一緒に何度も外出・外泊させ、様子を見た上で「家庭に引き取っても大丈夫」と判断。翼君は2011年3月、家に戻った。(産経新聞 2011.10.5) | | | |
| 8 | | 厚生労働省は、2011年8月23日東日本大震災の孤児について、親族が里親となつて養育することを希望しても、震災後に18歳の誕生日が来て児童福祉法により対象外となるケースについて、特例として里親認定し通常と同様に養育費用を支給する方針を明らかにした。震災孤児231人(2011年8月19日現在)のうち震災時17歳で、児童相談所が把握した際には18歳になっていたため、親族里親の申請ができなかった孤児4人いることが判明。弾力的対応による支援が必要と判断。 | | | |
| 9 | | 「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知(雇見発第0901第1号) 1.児童福祉施設最低基準の一部改正<施設長に係る資格要件の明確化及び研修の義務化。第三者評価等の義務化(乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設)>。2.児童福祉法施行規則の一部改正<親族里親等の要件の見直し。母子生活支援施設及び児童自立生活援助事業所の位置に関する情報の提供方法の見直し。家庭の保育事業に係る見直し。 | | | |
| 10 | | 長崎県警は2011年10月18日、出産して間もない乳児の遺体を、当時勤務していた保育所内に捨てたとして、死体遺棄容疑で元保育士勝見久美容疑者(39歳)を逮捕。勝見容疑者は対馬市内の病院で出産し、女兒は2010年3月に退院。同容疑者は当時独身。(2011年10月18日) | | | |
| 10 | | 改正臓器移植法の運用指針(ガイドライン)の改正案が、厚生労働省の臓器移植委員会です承認され、事実上決まった。改正法では、現在は不可能な15歳未満からの脳死での提供が可能となる。改正指針は、小児の提供施設に、児童虐待に対応する院内体制やマニュアルの整備を求め、虐待の疑いがあるかの確認や児童相談所や警察との連携を定めた。(平成22年7月) →「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)」(平成23年10月1日一部改正) | | | |
| 11 | | 愛知県名古屋市中東区で、2011年10月、中学2年服部昌巳君(14歳)が母親の交際相手の男に暴行され死亡した事件で、名古屋地裁は11日、傷害致死罪で無職酒井秀志容疑者(37歳)を起訴。 | | | |
| | | 子育て支援交付金(国制度)創設 | | | |

| 年 | 月 | 法律・政策・事件・研究等の動向 | 年 | 月 | 東京都・大阪府・大阪市の動向 |
|---|---|--|---|---|----------------|
| | | 参考文献(アルファベット順) | | | |
| | | 「臓器提供の拒否、十分確認を 臓器移植法の新指針了承」(朝日新聞 http://www.asahi.com) 2010年6月 | | | |
| | | 朝日新聞 朝刊 2011年1月15日 「宇都宮市で、2歳女児死亡 母(22歳)に傷害致死容疑」 | | | |
| | | 林浩康「児童養護施設職員による子どもへの虐待予防とその課題」『子どもの虐待とネグレクト』Vol.11 No.2, 2009年 | | | |
| | | 「児童虐待防止法等 関係法令通知集」中央法規, 2007年 | | | |
| | | 児童虐待防止協会 協会概要 活動のあゆみ http://www.apca.jp/ 2007.4.29掲載内容 | | | |
| | | 警察庁編「警察白書 平成19年版」大蔵省印刷局 | | | |
| | | 厚生省編「厚生白書 平成19年版」財団法人厚生問題研究会 | | | |
| | | 厚生労働省 第1回社会保険審議会 少子化対策特別部会 配布資料 2007年 | | | |
| | | 子どもと保育総合研究所 代表/森上史朗編「最新保育資料集」2007 ミネルヴァ書房, 2007年 | | | |
| | | 子どもと保育総合研究所 代表/森上史朗編「最新保育資料集」2010 ミネルヴァ書房, 2010年 | | | |
| | | 「子ども虐待の予防とケアのすべて ハートライン」Vol.87-103 第一法規, 2010-2012年 | | | |
| | | 「難しい帰宅判断、生かされなかった虐待情報 大阪・淀川川の7歳男児死亡事件」産経新聞 2011年10月5日 msm 産経ニュース http://sankei.jp.msns.com | | | |
| | | 大阪府 子ども家庭センター「大阪子ども家庭白書」平成23年版(平成22年度事業概要), 2011年 | | | |
| | | 大阪府 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置審査部会 点検・検証チーム「岬町・寝屋川市における児童死亡事案 検証結果報告書」平成20年6月, 2008年 | | | |
| | | 大阪府 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童措置審査部会 点検・検証チーム「寝屋川市・門真市における幼児死亡事案 検証結果報告書」平成22年10月, 2010年 | | | |
| | | 大阪市 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会「大阪市における小学生女児死亡事例検証結果報告書」平成21年8月, 2009年 | | | |
| | | 大阪市 社会福祉審議会児童福祉専門分科会 児童虐待事例検証部会「大阪市における幼児死亡事例検証結果報告書」平成22年12月, 2010年 | | | |
| | | 大阪市 子ども相談センター「大阪市の児童相談」2010年(平成21年度実績), 2010年 | | | |
| | | 大阪市 「大阪市における児童虐待防止にかかわる主な取り組み」平成19年度 | | | |
| | | 大阪市 「育児支援家庭訪問事業実施要綱」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成19年4月1日 | | | |
| | | 大阪市 「専門的家庭訪問支援事業実施要綱」制定 平成17年7月1日 最近改正 平成20年4月1日 | | | |
| | | 大阪市 「エンゼルサポーター派遣事業実施要綱」制定 平成17年7月1日 改正 平成19年4月1日 | | | |
| | | 社会的養護の当事者参加推進団体日向ぼっこ編著「施設で育った子どもたちの居場所「日向ぼっこ」と社会的養護」(明石書店, 2009年) | | | |
| | | 産経新聞 2011年8月22日(千葉県 児童虐待 傷害の疑い) msm 産経ニュース http://sankei.jp.msns.com | | | |
| | | 東京都福祉保健局「子供と家庭・女性福祉、母子保健施設策概要 平成23年度」東京都福祉保健局少子社会対策部計画課, 2011年3月発行 | | | |
| | | 高橋重宏監修「日本の子ども家庭福祉-児童福祉法制定60年の歩み」明石書店, 2007年 | | | |

資料 8 児童虐待司法関係統計

表 A 児童福祉法 28 条の事件

| | 受理 | | | 既済 | | | | | | 未済 |
|---------|-----------|---------|-----------|-----------|-----------|-------|---------|----|-------|---------|
| | 総数 | 旧受 | 新受 | 総数 | 認容 | 却下 | 取下げ | 移送 | その他 | |
| 昭和 27 年 | 6 | - | 6 | 6 | 6 | - | - | - | - | - |
| 28 | 10 | - | 10 | 7 | 2 | - | 5 | - | - | 3 |
| 29 | 9 | 3 | 6 | 7 | 3 | - | 4 | - | - | 2 |
| 30 | 8 | 2 | 6 | 4 | 4 | - | - | - | - | 4 |
| 31 | 12 | 4 | 8 | 10 | 3 | - | 5 | - | 2 | 2 |
| 32 | 12 | 2 | 10 | 9 | 7 | - | 2 | - | - | 3 |
| 33 | 16 | 3 | 13 | 10 | 5 | - | 4 | - | 1 | 6 |
| 34 | 14 | 6 | 8 | 7 | 7 | - | - | - | - | 7 |
| 35 | 12 | 7 | 5 | 12 | 5 | - | 7 | - | - | - |
| 36 | 20 | - | 20 | 13 | 9 | - | 4 | - | - | 7 |
| 37 | 14 | 7 | 7 | 10 | 5 | - | 5 | - | - | 4 |
| 38 | 19 | 4 | 15 | 17 | 13 | - | 4 | - | - | 2 |
| 39 | 9 | 2 | 7 | 7 | 6 | - | 1 | - | - | 2 |
| 40 | 11 | 2 | 9 | 4 | 2 | 2 | - | - | - | 7 |
| 41 | 13 | 7 | 6 | 11 | 10 | - | 1 | - | - | 2 |
| 42 | 16 | 2 | 14 | 6 | 3 | - | 3 | - | - | 10 |
| 43 | 36 | 10 | 26 | 28 | 23 | - | 5 | - | - | 8 |
| 44 | 15 | 8 | 7 | 11 | 8 | - | 3 | - | - | 4 |
| 45 | 9 | 4 | 5 | 5 | 2 | - | 3 | - | - | 4 |
| 46 | 27 | 4 | 23 | 13 | 9 | - | 4 | - | - | 14 |
| 47 | 31 | 14 | 17 (-) | 20 | 14 | 3 | 3 | - | - | 11 |
| 48 | 30 | 11 | 19 (-) | 23 | 16 | - | 7 | - | - | 7 |
| 49 | 24 | 7 | 17 (-) | 12 | 5 | - | 7 | - | - | 12 |
| 50 | 34 | 12 | 22 (-) | 24 | 14 | 2 | 8 | - | - | 10 |
| 51 | 25 | 10 | 15 (-) | 19 | 8 | - | 11 | - | - | 6 |
| 52 | 26 | 6 | 20 (-) | 23 | 13 | - | 10 | - | - | 3 |
| 53 | 28 | 3 | 25 (-) | 24 | 16 | 2 | 6 | - | - | 4 |
| 54 | 32 | 4 | 28 (3) | 20 | 14 | 1 | 3 | - | 2 | 12 |
| 55 | 26 | 12 | 14 (-) | 17 | 12 | 1 | 4 | - | - | 9 |
| 56 | 20 | 9 | 11 (-) | 11 | 4 | - | 5 | - | 2 | 9 |
| 57 | 20 | 9 | 11 (-) | 14 | 8 | - | 6 | - | - | 6 |
| 58 | 21 | 6 | 15 (-) | 18 | 10 | - | 8 | - | - | 3 |
| 59 | 23 | 3 | 20 (-) | 17 | 14 | - | 3 | - | - | 6 |
| 60 | 18 | 6 | 12 (-) | 16 | 16 | - | - | - | - | 2 |
| 61 | 14 | 2 | 12 (-) | 14 | 9 | - | 5 | - | - | - |
| 62 | 13 | - | 13 (-) | 7 | 4 | - | 3 | - | - | 6 |
| 63 | 21 | 6 | 15 (-) | 18 | 10 | - | 8 | - | - | 3 |
| 平成元年 | 17 | 3 | 14 (-) | 10 | 3 | - | 4 | - | 3 | 7 |
| 2 | 44 | 7 | 37 (-) | 33 | 19 | 2 | 12 | - | - | 11 |
| 3 | 32 | 11 | 21 (-) | 25 | 17 | - | 8 | - | - | 7 |
| 4 | 26 | 7 | 19 (1) | 22 | 18 | - | 4 | - | - | 4 |
| 5 | 19 | 4 | 15 (-) | 12 | 6 | - | 6 | - | - | 7 |
| 6 | 35 | 7 | 28 (-) | 20 | 12 | - | 8 | - | - | 15 |
| 7 | 51 | 15 | 36 (1) | 43 | 18 | 1 | 22 | - | 2 | 8 |
| 8 | 62 | 8 | 54 (-) | 51 | 39 | - | 12 | - | - | 11 |
| 9 | 74 | 11 | 63 (1) | 49 | 36 | - | 13 | - | - | 25 |
| 10 | 90 | 25 | 65 (1) | 69 | 40 | 1 | 26 | - | 2 | 21 |
| 11 | 118 | 21 | 97 | 81 | 58 | - | 23 | - | - | 37 |
| 12 | 179 | 37 | 142 | 142 | 101 | 6 | 35 | - | - | 37 |
| 13 | 206 | 37 | 169 | 170 | 131 | 2 | 36 | - | 1 | 36 |
| 14 | 165 | 36 | 129 | 133 | 93 | 6 | 34 | - | - | 32 |
| 15 | 184 | 32 | 152 | 139 | 106 | 4 | 24 | - | 5 | 45 |
| 16 | 279 | 45 | 234 | 221 | 163 | 9 | 44 | - | 5 | 58 |
| 17 | 242 [43] | 58 [-] | 184 [43] | 195 [-] | 141 [-] | 6 [-] | 40 [-] | - | 8 [-] | 47 [43] |
| 18 | 260 [185] | 47 [43] | 213 [142] | 204 [169] | 169 [156] | 2 [-] | 32 [13] | - | 1 [-] | 56 [16] |
| 19 | 302 [75] | 55 [17] | 247 [58] | 241 [59] | 195 [56] | 4 [-] | 42 [3] | - | - | 61 [16] |
| 20 | 260 [141] | 61 [16] | 199 [125] | 197 [114] | 169 [105] | 3 [-] | 25 [9] | - | - | 63 [27] |
| 21 | 265 [119] | 63 [27] | 202 [92] | 207 [97] | 174 [87] | 4 [2] | 29 [8] | - | - | 58 [22] |
| 22 | 295 [151] | 58 [22] | 237 [129] | 234 [125] | 192 [112] | 8 [1] | 32 [10] | - | 2 [2] | 61 [26] |

注) ・ () 内は渉外事件の内数
 ・平成 17 年以降は 28 条 1 項と 2 項を掲載。□ 内は児童福祉法 28 条 2 項の事件数
 ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし
 ・昭和 27 年以前は独立した項目として計上されていない

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編』昭和 27 年～平成 22 年

表B 親権または管理権の喪失の宣告及びその取消し（全国家庭裁判所）

| | 受理 | | | 既済 | | | | | | 未済 |
|-------|----------|--------|---------|---------|-----|----|-----|----|-----|--------|
| | 総数 | 旧受 | 新受 | 総数 | 認容 | 却下 | 取下げ | 移送 | その他 | |
| 昭和23年 | | | 229 | 146 | 55 | 7 | 80 | 4 | | 83 |
| 24 | | | 258 | 247 | 110 | 15 | 117 | 5 | | 90 |
| 25 | | | 246 | 241 | 86 | 28 | 125 | 2 | | 97 |
| 26 | | | 261 | 262 | 82 | 22 | 153 | 5 | | 96 |
| 27 | 501 | 96 | 405 | 387 | 127 | 35 | 217 | 8 | - | 114 |
| 28 | 452 | 114 | 338 | 314 | 98 | 28 | 175 | 12 | 1 | 138 |
| 29 | 731 | 137 | 594 | 558 | 152 | 34 | 352 | 15 | 5 | 173 |
| 30 | 568 | 173 | 395 | 436 | 115 | 26 | 275 | 14 | 6 | 132 |
| 31 | 414 | 132 | 282 | 306 | 87 | 20 | 194 | 4 | 1 | 108 |
| 32 | 333 | 108 | 225 | 211 | 48 | 8 | 147 | 6 | 2 | 122 |
| 33 | 366 | 122 | 244 | 253 | 84 | 16 | 139 | 8 | 6 | 113 |
| 34 | 295 | 113 | 182 | 185 | 40 | 13 | 125 | 4 | 3 | 110 |
| 35 | 266 | 110 | 156 | 178 | 53 | 8 | 113 | 3 | 1 | 88 |
| 36 | 226 | 88 | 138 | 150 | 34 | 11 | 99 | 2 | 4 | 76 |
| 37 | 211 | 76 | 135 | 136 | 31 | 5 | 100 | - | - | 75 |
| 38 | 221 (5) | 75 (2) | 146 (3) | 136 (3) | 34 | - | 97 | 2 | 3 | 85 (2) |
| 39 | 176 (2) | 85 (2) | 91 (-) | 109 (2) | 24 | 8 | 74 | 2 | 1 | 67 (-) |
| 40 | 203 (6) | 67 (-) | 136 (6) | 125 (1) | 31 | 3 | 90 | 1 | - | 78 (5) |
| 41 | 177 (5) | 78 (5) | 99 (-) | 115 (-) | 23 | 11 | 81 | - | - | 62 (5) |
| 42 | 159 (6) | 62 (5) | 97 (1) | 104 (1) | 14 | 6 | 80 | 3 | 1 | 55 (5) |
| 43 | 151 (10) | 55 (5) | 96 (5) | 89 (2) | 11 | 16 | 60 | 1 | 1 | 62 (8) |
| 44 | 159 (10) | 62 (8) | 97 (2) | 98 (2) | 27 | 7 | 61 | 2 | 1 | 61 (8) |
| 45 | 150 (11) | 61 (8) | 89 (3) | 80 (4) | 6 | 7 | 64 | 3 | - | 70 |
| 46 | 129 (12) | 70 (7) | 59 (5) | 84 (7) | 25 | 2 | 54 | 3 | - | 45 (5) |
| 47 | 157 | 45 | 112 (1) | 93 | 16 | 5 | 59 | 7 | 6 | 64 |
| 48 | 147 | 64 | 83 (2) | 85 | 12 | 4 | 65 | 2 | 2 | 62 |
| 49 | 136 | 62 | 74 (5) | 87 | 21 | 3 | 63 | - | - | 49 |
| 50 | 151 | 49 | 102 (-) | 78 | 17 | 3 | 57 | - | 1 | 73 |
| 51 | 170 | 73 | 97 | 99 | 10 | 14 | 74 | - | 1 | 71 |
| 52 | 156 | 71 | 85 (9) | 106 | 14 | 2 | 87 | 2 | 1 | 50 |
| 53 | 144 | 50 | 94 (9) | 100 | 18 | 8 | 74 | - | - | 44 |
| 54 | 140 | 44 | 96 (11) | 87 | 10 | 3 | 73 | 1 | - | 53 |
| 55 | 135 | 53 | 82 (2) | 86 | 12 | 7 | 65 | - | 2 | 49 |
| 56 | 136 | 49 | 87 (-) | 87 | 13 | 5 | 68 | 1 | - | 49 |
| 57 | 130 | 49 | 81 (2) | 88 | 14 | 5 | 66 | 3 | - | 42 |
| 58 | 115 | 42 | 73 (1) | 71 | 19 | 5 | 46 | 1 | - | 44 |
| 59 | 113 | 44 | 69 (6) | 77 | 18 | 3 | 56 | - | - | 36 |
| 60 | 110 | 36 | 74 (1) | 77 | 13 | 7 | 54 | 2 | 1 | 33 |
| 61 | 98 | 33 | 65 (2) | 61 | 10 | 6 | 41 | 1 | 3 | 37 |
| 62 | 125 | 37 | 88 (2) | 72 | 14 | 6 | 52 | - | - | 53 |
| 63 | 145 | 53 | 92 | 90 | 7 | 11 | 71 | - | 1 | 55 |
| 平成元年 | 160 | 55 | 105 (1) | 111 | 16 | 9 | 82 | 4 | - | 49 |
| 2 | 130 | 49 | 81 (7) | 65 | 10 | 6 | 49 | - | - | 65 |
| 3 | 164 | 65 | 99 (3) | 112 | 23 | 7 | 65 | 10 | 7 | 52 |
| 4 | 134 | 52 | 82 (6) | 82 | 8 | 11 | 61 | - | 2 | 52 |
| 5 | 106 | 52 | 54 (1) | 71 | 5 | 12 | 53 | - | 1 | 35 |
| 6 | 147 | 35 | 112 (1) | 82 | 3 | 6 | 71 | 2 | - | 65 |
| 7 | 131 | 65 | 66 (9) | 97 | 15 | 10 | 58 | 2 | 12 | 34 |
| 8 | 156 | 34 | 122 (-) | 103 | 13 | 19 | 70 | - | 1 | 53 |
| 9 | 161 | 53 | 108 (3) | 107 | 21 | 8 | 77 | - | 1 | 54 |
| 10 | 166 | 54 | 112 (1) | 102 | 18 | 11 | 71 | 1 | 1 | 64 |
| 11 | 152 | 64 | 88 | 100 | 20 | 12 | 67 | | 1 | 52 |
| 12 | 160 | 52 | 108 | 109 | 13 | 11 | 82 | | 3 | 51 |
| 13 | 153 | 51 | 102 | 89 | 17 | 8 | 63 | | 1 | 64 |
| 14 | 194 | 64 | 130 | 142 | 17 | 18 | 100 | | 7 | 52 |
| 15 | 155 | 52 | 103 | 102 | 7 | 29 | 65 | | 1 | 53 |
| 16 | 167 | 53 | 114 | 115 | 30 | 24 | 61 | | - | 52 |
| 17 | 191 | 52 | 139 | 137 | 22 | 18 | 94 | | 3 | 54 |
| 18 | 179 | 54 | 125 | 139 | 15 | 20 | 102 | | 2 | 40 |
| 19 | 143 | 40 | 103 | 103 | 15 | 11 | 76 | | 1 | 40 |
| 20 | 179 | 40 | 139 | 130 | 20 | 18 | 89 | | 3 | 49 |
| 21 | 159 | 49 | 110 | 111 | 21 | 11 | 74 | | 5 | 48 |
| 22 | 195 | 48 | 147 | 136 | 16 | 32 | 84 | | 4 | 59 |

注) ・() 内は涉外事件の内数
 ・昭和23～26年については昭和27年版を参照
 ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27年～平成22年

表 C 親権喪失等・児童福祉法 28 条の新受件数

| | 親権喪失等 | 児福祉法 28 条 | | 親権喪失等 | 児福祉法 28 条 | | 親権喪失等 | 児福祉法 28 条 |
|---------|---------|-----------|---------|---------|-----------|--------|---------|-----------|
| 昭和 23 年 | 229 | | 昭和 44 年 | 97 (2) | 7 | 平成 2 年 | 81 (7) | 37 (-) |
| 24 | 258 | | 45 | 89 (3) | 5 | 3 | 99 (3) | 21 (-) |
| 25 | 246 | | 46 | 59 (5) | 23 | 4 | 82 (6) | 19 (1) |
| 26 | 261 | | 47 | 112 (1) | 17 (-) | 5 | 54 (1) | 15 (-) |
| 27 | 405 | 6 | 48 | 83 | 19 (-) | 6 | 112 (1) | 28 (-) |
| 28 | 338 | 10 | 49 | 74 (5) | 17 (-) | 7 | 66 (9) | 36 (1) |
| 29 | 594 | 6 | 50 | 102 (-) | 22 (-) | 8 | 122 (-) | 54 (-) |
| 30 | 395 | 6 | 51 | 97 (8) | 15 (-) | 9 | 108 (3) | 63 (1) |
| 31 | 282 | 8 | 52 | 85 (9) | 20 (-) | 10 | 112 (1) | 65 (1) |
| 32 | 225 | 10 | 53 | 94 (9) | 25 (-) | 11 | 88 | 97 |
| 33 | 244 | 13 | 54 | 96 (11) | 28 (3) | 12 | 108 | 142 |
| 34 | 182 | 8 | 55 | 82 (2) | 14 (-) | 13 | 102 | 169 |
| 35 | 156 | 5 | 56 | 87 (-) | 11 (-) | 14 | 130 | 129 |
| 36 | 138 | 20 | 57 | 81 (2) | 11 (-) | 15 | 103 | 152 |
| 37 | 135 | 7 | 58 | 73 (1) | 15 (-) | 16 | 114 | 234 |
| 38 | 146 (3) | 15 | 59 | 69 (6) | 20 (-) | 17 | 139 | 184 [43] |
| 39 | 91 (-) | 7 | 60 | 74 (1) | 12 (-) | 18 | 125 | 213 [142] |
| 40 | 136 (6) | 9 | 61 | 65 (2) | 12 (-) | 19 | 103 | 247 [58] |
| 41 | 99 (-) | 6 | 62 | 88 (2) | 13 (-) | 20 | 139 | 199 [125] |
| 42 | 97 (1) | 14 | 63 | 92 (2) | 15 (-) | 21 | 110 | 202 [92] |
| 43 | 96 (5) | 26 | 平成元年 | 105 (1) | 14 (-) | 22 | 147 | 237 [129] |

注) ・ () 内は渉外事件の内数

・平成 17 年以降は児童福祉法 28 条 1 項と 2 項を記載。□ 内は 28 条 2 項の事件数

・「-」については該当数値のない場合

・昭和 23～26 年については昭和 27 年版を参照

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編』昭和 27～平成 22 年

表 D 親権者、管理権者等の職務執行停止又は職務代行者選任の申立て（全国家庭裁判所）

| | 受理 | | | 既済 | | | | | 未済 |
|-------|----|----|---------|---------|---------|-------|---------|-------|--------|
| | 総数 | 旧受 | 新受 | 総数 | 認容 | 却下 | 取下げ | その他 | |
| 昭和28年 | | | 46 | | | | | | |
| 29 | | | 27 | | | | | | |
| 30 | | | 19 | | | | | | |
| 31 | | | 28 | | | | | | |
| 32 | | | 19 | | | | | | |
| 33 | | | 35 | | | | | | |
| 34 | | | 31 | | | | | | |
| 35 | | | 30 | | | | | | |
| 36 | | | 14 | | | | | | |
| 37 | | | 10 | | | | | | |
| 38 | | | 6 | | | | | | |
| 39 | | | 10 | | | | | | |
| 40 | | | 13 | | | | | | |
| 41 | | | 7 | … | | | | | |
| 42 | | | 5 | … | | | | | |
| 43 | | | 18 | … | | | | | |
| 44 | | | 9 | … | | | | | |
| 45 | | | 8 | … | | | | | |
| 46 | | | 15 | … | | | | | |
| 47 | | | 9 | … | | | | | |
| 48 | | | 6 | … | | | | | |
| 49 | | | 5 | … | | | | | |
| 50 | | | 16 | … | | | | | |
| 51 | | | 10 | … | | | | | |
| 52 | | | 11 | … | | | | | |
| 53 | | | 4 | … | | | | | |
| 54 | | | 14 | … | | | | | |
| 55 | | | 14 | … | | | | | |
| 56 | 23 | 2 | 21 | 18 | 6 | - | 11 | 1 | 5 |
| 57 | 26 | 5 | 21 | 18 | 9 | - | 9 | - | 8 |
| 58 | 24 | 8 | 16 | 17 | 9 | 1 | 7 | - | 7 |
| 59 | 33 | 9 | 24 | 25 | 10 | 1 | 13 | 1 | 8 |
| 60 | 33 | 6 | 27 | 24 | 4 | 4 | 13 | 3 | 9 |
| 61 | 29 | 7 | 22 | 23 | 10 | 2 | 11 | - | 6 |
| 62 | 37 | 8 | 29 | 20 | 7 | 2 | 11 | - | 17 |
| 63 | 50 | 17 | 33 | 37 | 13 | 2 | 19 | 3 | 13 |
| 平成元年 | 59 | 13 | 46 | 40 | 23 | 1 | 16 | - | 19 |
| 2 | 44 | 19 | 25 | 27 | 10 | 3 | 14 | - | 17 |
| 3 | 40 | 17 | 23 | 30 | 12 | 3 | 14 | 1 | 10 |
| 4 | 29 | 10 | 19 | 23 | 10 | 2 | 10 | 1 | 6 |
| 5 | 48 | 6 | 42 | 39 | 22 | 3 | 11 | 3 | 9 |
| 6 | 56 | 9 | 47 | 38 | 17 | 4 | 15 | 2 | 18 |
| 7 | 50 | 18 | 32 | 40 | 6 | 2 | 31 | 1 | 10 |
| 8 | | | 52 (23) | 46 (19) | 12 (6) | 6 (-) | 26 (13) | 2 (-) | 16 (6) |
| 9 | | | 55 (19) | 57 (23) | 21 (6) | 1 (-) | 34 (16) | 1 (1) | 14 (2) |
| 10 | | | 53 (30) | 57 (28) | 28 (21) | 7 (2) | 22 (5) | - | 10 (4) |
| 11 | | | 55 | 49 | 19 | 6 | 22 | 2 | 16 |
| 12 | | | 65 | 68 | 26 | 2 | 37 | 3 | 12 |
| 13 | | | 68 | 53 | 19 | 10 | 21 | 3 | 27 |
| 14 | | | 65 | 68 | 17 | 21 | 29 | 19 | 24 |
| 15 | | | 75 | 74 | 31 | 8 | 34 | 1 | 25 |
| 16 | | | 82 | 74 | 23 | 11 | 40 | - | 33 |
| 17 | | | 106 | 108 | 36 | 15 | 56 | 1 | 31 |
| 18 | | | 94 | 101 | 38 | 17 | 43 | 3 | 24 |
| 19 | | | 96 | 92 | 39 | 7 | 40 | 6 | 28 |
| 20 | | | 100 | 105 | 36 | 12 | 51 | 6 | 23 |
| 21 | | | 123 | 115 | 58 | 9 | 38 | 10 | 31 |
| 22 | | | 99 | 92 | 49 | 12 | 25 | 6 | 38 |

注) ・() 内は特に親権喪失等に関して申立てが行われた数
 ・「-」については該当数値のない場合、…については不詳、表示省略または調査対象外の場合
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3家事編』昭和27～平成22年

表 E 児童との面会又は通信の制限の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則 18 条の 2）

| | 受理 | | | 既済 | | | | | 未済 |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| | 総数 | 旧受 | 新受 | 総数 | 認容 | 却下 | 取下げ | その他 | |
| 平成 17 年 | | | 6 | 6 | 2 | 1 | 3 | - | - |
| 18 | | | 7 | 5 | 1 | - | 2 | 2 | 2 |
| 19 | | | 8 | 7 | 3 | - | 4 | - | 3 |
| 20 | | | 2 | 4 | - | - | 4 | - | 1 |

注) ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編』平成 17～20 年

表 F 児童の身辺へのつきまとい又は住所等の付近のはいかい禁止の申立て（全国家庭裁判所）（特別家事審判規則 18 条の 2）

| | 受理 | | | 既済 | | | | | 未済 |
|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| | 総数 | 旧受 | 新受 | 総数 | 認容 | 却下 | 取下げ | その他 | |
| 平成 20 年 | | | - | - | - | - | - | - | - |
| 21 | | | - | - | - | - | - | - | - |
| 22 | | | 3 | 2 | - | - | 2 | - | 1 |

注) ・「-」については該当数値のない場合
 ・空欄については記載なし

資料：最高裁判所事務総局『司法統計年報 3 家事編』平成 20～22 年

表 G 保護者に対する措置に関する都道府県への勧告件数（児童福祉法 28 条 6 項）

| | 28 条 1 項容認審判 | | 28 条 2 項容認審判 | |
|----------|--------------|----------------|--------------|----------------|
| | 総数 | うち勧告の あったもの | 総数 | うち勧告の あったもの |
| 平成 17 年度 | 121 | 15 | 84 | 17 |
| 18 | 164 | 22 | 69 | 6 |
| 19 | 165 | 23 | 68 | 10 |
| 20 | 145 | 16 | 88 | 7 |
| 21 | 152 | 20 | 77 | 22 |
| 22 | 176 | 22 | 89 | 8 |

資料：最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情 平成 17 年 4 月 1 日～平成 18 年 3 月 31 日』
 『同 平成 18 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日』
 『同 平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日』
 『同 平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日』
 『同 平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日』
 『同 平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日』

表 H 施設入所等の措置の期間の更新回数（児童福祉法 28 条 2 項）

| | 承認の対象 | | | 合計 |
|----------|---------------|---------------|---------------|----|
| | 1 回目の 期間更新 | 2 回目の 期間更新 | 3 回目の 期間更新 | |
| 平成 19 年度 | 40 | 28 | - | 68 |
| 平成 20 年 | 41 | 47 | - | 88 |
| 平成 21 年 | 60 | 17 | - | 77 |
| 平成 22 年 | 50 | 15 | 24 | 89 |

資料：最高裁判所事務総局家庭局『児童福祉法 28 条事件の動向と事件処理の実情平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日』
 『同 平成 20 年 1 月 1 日～平成 20 年 12 月 31 日』
 『同 平成 21 年 1 月 1 日～平成 21 年 12 月 31 日』
 『同 平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日』

表Ⅰ 児童相談所における親権・後見人関係請求・承認件数

| | 児童福祉法28条第1項・第2項による措置 | | 親権喪失宣告の請求 | | 後見人選任の請求 | | 後見人解任の請求 | |
|--------|----------------------|------|-----------|----|----------|----|----------|----|
| | 請求件数 | 承認件数 | 請求 | 承認 | 請求 | 承認 | 請求 | 承認 |
| 昭和49年度 | 14 | 10 | 5 | - | 70 | 57 | 2 | 2 |
| 50 | 10 | 2 | 4 | - | 51 | 46 | - | - |
| 51 | 9 | 6 | - | - | 27 | 26 | 1 | 1 |
| 52 | 5 | 5 | - | - | 49 | 50 | 2 | 2 |
| 53 | 8 | 7 | - | - | 32 | 30 | 2 | 1 |
| 54 | 5 | 4 | 1 | 1 | 40 | 33 | 1 | 1 |
| 55 | 2 | 1 | - | - | 37 | 41 | 1 | 1 |
| 56 | 2 | 2 | 1 | - | 21 | 23 | - | - |
| 57 | 6 | 3 | 3 | 2 | 23 | 21 | 1 | 1 |
| 58 | 4 | 4 | - | 1 | 25 | 26 | - | - |
| 59 | 14 | 13 | 2 | - | 21 | 17 | - | - |
| 60 | 3 | 3 | 1 | - | 25 | 19 | - | - |
| 61 | - | 1 | - | 1 | 14 | 18 | - | - |
| 62 | 5 | 5 | - | - | 11 | 11 | - | - |
| 63 | 6 | 3 | 1 | - | 9 | 8 | 1 | 1 |
| 平成元年度 | 3 | - | - | - | 8 | 8 | - | - |
| 2 | 19 | 15 | 2 | - | 8 | 4 | - | - |
| 3 | 10 | 9 | 2 | 3 | 15 | 13 | - | - |
| 4 | 7 | 5 | 1 | 1 | 9 | 8 | - | - |
| 5 | 5 | 1 | 1 | - | 7 | 6 | - | - |
| 6 | 4 | 3 | 1 | 1 | 8 | 4 | 1 | 1 |
| 7 | 31 | 11 | 2 | - | 7 | 4 | - | - |
| 8 | 35 | 19 | 3 | - | 10 | 8 | - | - |
| 9 | 49 | 36 | 3 | 1 | 8 | 7 | 2 | 2 |
| 10 | 39 | 22 | 9 | 2 | 10 | 5 | - | - |
| 11 | 88 | 48 | 1 | 6 | 14 | 8 | 1 | 1 |
| 12 | 127 | 87 | 8 | - | 7 | 3 | - | - |
| 13 | 134 | 99 | 4 | 1 | 11 | 6 | - | 1 |
| 14 | 117 | 87 | 3 | 3 | 9 | 10 | - | - |
| 15 | 140 | 105 | 3 | - | 8 | 6 | - | - |
| 16 | 186 | 147 | 4 | 1 | 7 | 8 | - | - |
| 17 | 176 | 147 | 2 | 2 | 6 | 5 | - | - |
| 18 | 185 | 163 | 3 | 2 | 4 | 4 | 1 | - |
| 19 | 235 | 182 | 4 | 1 | 14 | 9 | 2 | 2 |
| 20 | 230 | 173 | 3 | 2 | 9 | 8 | - | - |
| 21 | 230 | 214 | 3 | 2 | 14 | 9 | 1 | 1 |

注) 「-」については係数のない場合

資料：厚生省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(厚生省報告例)』昭和49年度～平成11年度
 厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』平成12年度～平成20年度
 厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度

表Ⅱ 児童相談所における知事勧告件数及び家庭裁判所勧告件数

| | 知事勧告 | 家庭裁判所勧告 |
|--------|------|---------|
| 平成17年度 | - | 9 |
| 18 | 1 | 16 |
| 19 | 2 | 31 |
| 20 | 2 | 35 |
| 21 | - | 34 |

注) 「-」については係数のない場合

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』平成15年度～平成20年度
 厚生労働省大臣官房統計情報部『福祉行政報告例』平成21年度

表Ⅲ 児童相談所における児童虐待相談の対応件数(立入調査・警察官の同行)

| | 立入調査 | 警察官の同行 |
|--------|------|--------|
| 平成15年度 | 249 | 247 |
| 16 | 287 | 364 |
| 17 | 243 | 320 |
| 18 | 238 | 340 |
| 19 | 199 | 342 |

資料：厚生労働省大臣官房統計情報部『社会福祉行政業務報告(福祉行政報告例)』平成15年度～平成19年度

表 L 嬰兒殺の検挙人員

| | 認知件数 | 検挙件数 | 検挙人員 | | | |
|---------|------|------|------|----|-----|------|
| | | | 計 | 男 | 女 | 女子比 |
| 昭和 48 年 | 196 | 156 | 145 | 11 | 134 | 92.4 |
| 49 | 190 | 160 | 153 | 13 | 140 | 91.5 |
| 50 | 207 | 177 | 156 | 17 | 139 | 89.1 |
| 51 | 183 | 161 | 152 | 19 | 133 | 87.5 |
| 52 | 187 | 168 | 151 | 12 | 139 | 92.1 |
| 53 | 163 | 149 | 137 | 12 | 125 | 91.2 |
| 54 | 165 | 142 | 120 | 9 | 111 | 92.5 |
| 55 | 167 | 154 | 122 | 7 | 115 | 94.3 |
| 56 | 138 | 123 | 111 | 9 | 102 | 91.9 |
| 57 | 138 | 124 | 118 | 9 | 109 | 92.4 |
| 58 | 146 | 127 | 106 | 6 | 100 | 94.3 |
| 59 | 112 | 106 | 97 | 9 | 88 | 90.7 |
| 60 | 129 | 120 | 109 | 10 | 99 | 90.8 |
| 61 | 99 | 93 | 78 | 3 | 75 | 69.2 |
| 62 | 107 | 102 | 87 | 5 | 82 | 94.3 |
| 63 | 91 | 78 | 70 | 4 | 66 | 94.3 |
| 平成元年 | 85 | 74 | 56 | 5 | 51 | 91.1 |
| 2 | 82 | 81 | 69 | 3 | 66 | 95.7 |
| 3 | 71 | 64 | 47 | 2 | 45 | 95.7 |
| 4 | 67 | 57 | 49 | 1 | 48 | 98.0 |
| 5 | 66 | 63 | 57 | 5 | 52 | 91.2 |
| 6 | 45 | 43 | 34 | 2 | 32 | 94.1 |
| 7 | 52 | 49 | 38 | 4 | 34 | 89.5 |
| 8 | 52 | 51 | 39 | 6 | 33 | 84.6 |
| 9 | 41 | 40 | 38 | 3 | 35 | 92.1 |
| 10 | 38 | 37 | 32 | 4 | 28 | 87.5 |
| 11 | 26 | 24 | 19 | - | 19 | 100 |
| 12 | 33 | 31 | 29 | 4 | 25 | 86.2 |
| 13 | 40 | 33 | 35 | 4 | 31 | 88.6 |
| 14 | 29 | 25 | 21 | 1 | 20 | 95.2 |
| 15 | 27 | 26 | 18 | 6 | 12 | 66.7 |
| 16 | 24 | 23 | 21 | 1 | 20 | 95.2 |
| 17 | 27 | 23 | 19 | 1 | 18 | 94.7 |
| 18 | 22 | 21 | 17 | 1 | 16 | 94.1 |
| 19 | 23 | 22 | 18 | 0 | 18 | 100 |
| 20 | 28 | 25 | 19 | 2 | 17 | 89.4 |
| 21 | 17 | 17 | 12 | 1 | 11 | 91.6 |
| 22 | 13 | 11 | 10 | 1 | 9 | 90.0 |

注) ・「-」については該当数値のないもの

資料：警察庁 犯罪統計書 『昭和 48 年の犯罪』～『平成 22 年の犯罪』平成 12 年以降は警察庁のホームページ上で情報公開されている。

表 M 児童虐待に係る検挙件数・検挙人員

| | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| ①検挙件数 | | | | | | | | | | | |
| 平成 11 年 | 120 | 19 | 42 | 15 | 1 | - | 12 | 3 | 20 | 4 | 19 |
| 12 | 186 | 31 | 92 | 20 | 4 | - | 15 | 9 | 13 | 2 | 20 |
| 13 | 189 | 31 | 97 | 23 | 8 | - | 4 | 5 | 17 | 3 | 24 |
| 14 | 172 | 19 | 94 | 18 | 5 | 1 | 7 | 4 | 20 | - | 22 |
| 15 | 157 | 23 | 80 | 17 | 6 | - | 6 | 3 | 16 | 3 | 20 |
| 16 | 229 | 30 | 128 | 22 | 16 | 1 | 15 | 8 | 12 | 3 | 16 |
| 17 | 222 | 24 | 125 | 17 | 9 | - | 16 | 7 | 7 | 2 | 32 |
| 18 | 297 | 48 | 133 | 15 | 14 | 1 | 14 | 26 | 20 | 2 | 39 |
| 19 | 300 | 39 | 156 | 15 | 16 | 2 | 22 | 10 | 16 | 1 | 38 |
| 20 | 307 | 45 | 135 | 19 | 19 | 5 | 16 | 18 | 18 | 2 | 49 |
| 21 | 335 | 23 | 183 | 12 | 22 | 4 | 26 | 18 | 7 | 4 | 48 |
| 22 | 354 | 27 | 201 | 14 | 35 | 4 | 16 | 10 | 16 | 1 | 44 |
| ②検挙人員 | | | | | | | | | | | |
| 平成 11 年 | 130 | 20 | 48 | 18 | 1 | - | 12 | 3 | 22 | 5 | 19 |
| 12 | 208 | 35 | 105 | 26 | 4 | - | 15 | 9 | 17 | 3 | 20 |
| 13 | 216 | 38 | 109 | 32 | 9 | - | 4 | 5 | 23 | 3 | 25 |
| 14 | 184 | 20 | 101 | 20 | 5 | 1 | 7 | 4 | 25 | - | 21 |
| 15 | 183 | 26 | 98 | 25 | 6 | - | 6 | 3 | 20 | 4 | 20 |
| 16 | 253 | 33 | 142 | 29 | 16 | 1 | 16 | 8 | 16 | 3 | 18 |
| 17 | 242 | 25 | 141 | 19 | 9 | - | 16 | 7 | 8 | 3 | 33 |
| 18 | 329 | 49 | 153 | 19 | 15 | 1 | 14 | 27 | 27 | 3 | 40 |
| 19 | 323 | 39 | 171 | 17 | 16 | 3 | 22 | 10 | 21 | 1 | 40 |
| 20 | 319 | 45 | 144 | 23 | 18 | 5 | 16 | 17 | 21 | 3 | 50 |
| 21 | 356 | 25 | 196 | 14 | 22 | 6 | 26 | 18 | 9 | 5 | 49 |
| 22 | 387 | 29 | 220 | 18 | 37 | 7 | 16 | 11 | 20 | 1 | 46 |

注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く

・罪名の「その他」について平成 18 年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成 19 年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成 19 年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)

・「-」については該当数値が 0 のとき又は非該当のとき

資料：法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成 11 年～23 年版 大蔵省印刷局(～平成 12 年)、財務省印刷局(平成 13・14 年)、国立印刷局(平成 15 年～)

表 N 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（事件別）

1) 全事件

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 60 | 22 | 47 | 8 | 64 | 1 | | 6 |
| 13 | | 50 | 31 | 46 | 9 | 74 | 2 | | 4 |
| 14 | | 43 | 34 | 34 | 5 | 60 | 3 | | 5 |
| 15 | | 49 | 40 | 23 | 7 | 58 | 2 | | 4 |
| 16 | | 81 | 41 | 30 | 11 | 72 | 7 | | 11 |
| 17 | | 77 | 47 | 43 | 1 | 69 | 3 | | 2 |
| 18 | | 86 | 56 | 52 | 24 | 96 | 8 | | 7 |
| 19 | | 91 | 55 | 46 | 23 | 97 | 1 | - | 10 |
| 20 | | 85 | 66 | 52 | 18 | 95 | 2 | - | 1 |
| 21 | | 118 | 67 | 53 | 13 | 98 | 2 | - | 5 |
| 22 | | 109 | 86 | 64 | 9 | 108 | 4 | 3 | 4 |

2) 殺人

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 9 | - | 3 | - | 23 | - | | - |
| 13 | | 5 | - | 4 | 1 | 26 | - | | 2 |
| 14 | | 3 | 1 | - | - | 15 | - | | 1 |
| 15 | | 6 | 1 | 3 | - | 16 | - | | - |
| 16 | | 7 | 2 | - | 1 | 21 | 1 | | 1 |
| 17 | | 2 | 1 | 2 | - | 20 | - | | - |
| 18 | | 10 | 2 | 3 | - | 34 | - | | - |
| 19 | | 7 | - | - | 1 | 29 | - | - | 2 |
| 20 | | 8 | - | 1 | 1 | 34 | 1 | - | - |
| 21 | | 6 | - | 1 | - | 17 | - | - | 1 |
| 22 | | 4 | 2 | 1 | - | 22 | - | - | - |

注) 無理心中、出産直後の嬰兒殺を除く

3) 傷害・傷害致死

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|---------|--------|---------|---------|---------|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 28 (8) | 10 (-) | 31 (7) | 3 (-) | 26 (9) | 1 (-) | | 6 (2) |
| 13 | | 30 (5) | 14 (3) | 31 (9) | 3 (2) | 27 (10) | 2 (2) | | 2 (1) |
| 14 | | 23 (2) | 14 (2) | 29 (4) | 4 (1) | 24 (7) | 3 (2) | | 4 (2) |
| 15 | | 25 (5) | 24 (5) | 17 (4) | 1 (1) | 27 (8) | 2 (-) | | 2 (2) |
| 16 | | 48 (10) | 20 (2) | 21 (2) | 6 (2) | 32 (9) | 6 (1) | | 9 (3) |
| 17 | | 48 (7) | 23 (1) | 28 (2) | - | 37 (8) | 3 (1) | | 2 (-) |
| 18 | | 42 (5) | 26 (3) | 29 (3) | 6 (1) | 36 (5) | 8 (-) | | 6 (2) |
| 19 | | 57 (4) | 24 (2) | 28 (2) | 11 (3) | 44 (6) | 1 (-) | - | 6 (-) |
| 20 | | 48 (8) | 24 (2) | 29 (3) | 6 (2) | 35 (7) | 1 (-) | - | 1 (1) |
| 21 | | 78 (2) | 29 (-) | 31 (3) | 4 (1) | 48 (7) | 2 (1) | - (-) | 4 (-) |
| 22 | | 64 (4) | 48 (5) | 42 (2) | 1 (-) | 57 (6) | 4 (1) | 2 (-) | 2 (-) |

注) ()内は傷害致死事件の内数
傷害事件数には傷害致死事件数も含まれる

4) 暴行

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 1 | 1 | 1 | - | 1 | - | | - |
| 13 | | 5 | - | 2 | - | 2 | - | | - |
| 14 | | 2 | - | 1 | - | 2 | - | | - |
| 15 | | 4 | - | 1 | - | - | - | | 1 |
| 16 | | 7 | 2 | 4 | - | 3 | - | | - |
| 17 | | 4 | 2 | 1 | - | 2 | - | | - |
| 18 | | 7 | 5 | 1 | 1 | 1 | - | | - |
| 19 | | 6 | 1 | 5 | - | 4 | - | - | - |
| 20 | | 10 | 2 | 3 | 1 | 2 | - | - | - |
| 21 | | 7 | 5 | 3 | - | 7 | - | - | - |
| 22 | | 12 | 8 | 7 | 4 | 4 | - | 1 | 1 |

5) 逮捕監禁

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | | | | | | | | |
| 13 | | | | | | | | | |
| 14 | | - | 1 | - | - | - | - | | - |
| 15 | | | | | | | | | |
| 16 | | - | - | - | - | 1 | - | | - |
| 17 | | | | | | | | | |
| 18 | | - | - | - | - | 1 | - | | - |
| 19 | | 1 | - | 1 | - | 1 | - | - | - |
| 20 | | - | 1 | 1 | 2 | 7 | - | - | - |
| 21 | | 2 | 1 | - | 1 | 2 | - | - | - |
| 22 | | 1 | 1 | 2 | - | 3 | - | - | - |

6) 強姦

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 5 | 2 | 7 | 1 | - | - | - | - |
| 13 | | 1 | 1 | - | 2 | - | - | - | - |
| 14 | | 2 | 4 | 1 | - | - | - | - | - |
| 15 | | 1 | 3 | - | 2 | - | - | - | - |
| 16 | | 9 | 4 | 1 | 1 | 1 | - | - | - |
| 17 | | 6 | 6 | 3 | 1 | - | - | - | - |
| 18 | | 4 | 6 | 3 | 1 | - | - | - | - |
| 19 | | 6 | 11 | 2 | 2 | 1 | - | - | - |
| 20 | | 5 | 5 | 2 | 3 | 1 | - | - | - |
| 21 | | 9 | 10 | 5 | 1 | 1 | - | - | - |
| 22 | | 5 | 6 | 5 | - | - | - | - | - |

7) 強制わいせつ

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 2 | 1 | 3 | 3 | - | - | - | - |
| 13 | | 1 | 1 | 3 | - | - | - | - | - |
| 14 | | 1 | 2 | 1 | - | - | - | - | - |
| 15 | | - | 1 | - | 2 | - | - | - | - |
| 16 | | - | 6 | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 17 | | 2 | 4 | 1 | - | - | - | - | - |
| 18 | | 4 | 7 | 5 | 10 | 1 | - | - | - |
| 19 | | - | 5 | 4 | 1 | - | - | - | - |
| 20 | | 4 | 8 | 4 | 1 | - | - | - | - |
| 21 | | 2 | 7 | 7 | 2 | - | - | - | - |
| 22 | | 1 | 3 | 5 | 1 | 1 | - | - | - |

8) 保護責任者遺棄

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 3 | 1 | 1 | - | 12 | - | - | - |
| 13 | | 3 | 2 | 1 | - | 17 | - | - | - |
| 14 | | 5 | - | 1 | - | 19 | - | - | - |
| 15 | | 4 | 2 | - | - | 13 | - | - | 1 |
| 16 | | 4 | - | - | - | 11 | - | - | 1 |
| 17 | | 1 | - | - | - | 7 | - | - | - |
| 18 | | 6 | - | 2 | - | 18 | - | - | 1 |
| 19 | | 2 | - | 1 | 1 | 15 | - | - | 2 |
| 20 | | 1 | - | 3 | - | 17 | - | - | - |
| 21 | | 1 | - | 1 | - | 7 | - | - | - |
| 22 | | 3 | - | - | - | 16 | - | - | 1 |

9) 重過失致死傷

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 1 | - | - | - | 2 | - | - | - |
| 13 | | 1 | - | 1 | - | 1 | - | - | - |
| 14 | | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 15 | | 4 | 2 | - | - | 13 | - | - | 1 |
| 16 | | 2 | - | - | - | 1 | - | - | - |
| 17 | | 1 | - | - | - | 2 | - | - | - |
| 18 | | 1 | - | - | - | 2 | - | - | - |
| 19 | | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| 20 | | 1 | - | - | - | 2 | - | - | - |
| 21 | | 2 | - | 1 | - | 2 | - | - | - |
| 22 | | - | - | - | - | 1 | - | - | - |

10) その他(児童福祉法違反および青少年保護条例違反)

| 年 | 加害者 | 父親等 | | | | 母親等 | | | |
|-------|-----|-----|-------|---------|---------|-----|-------|---------|---------|
| | | 実父 | 養父・継父 | 母親の内縁の夫 | その他(男性) | 実母 | 養母・継母 | 父親の内縁の妻 | その他(女性) |
| 平成12年 | | 11 | 7 | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 13 | | 4 | 13 | 4 | 3 | 1 | - | - | - |
| 14 | | 7 | 12 | 1 | 1 | - | - | - | - |
| 15 | | 8 | 8 | 2 | 2 | - | - | - | - |
| 16 | | 4 | 7 | 3 | 2 | 2 | - | - | - |
| 17 | | 13 | 11 | 8 | - | 1 | - | - | - |
| 18 | | 12 | 10 | 9 | 6 | 3 | - | - | - |
| 19 | | 11 | 14 | 5 | 7 | 3 | - | - | - |
| 20 | | 8 | 26 | 9 | 4 | 3 | - | - | - |
| 21 | | 11 | 15 | 4 | 5 | 14 | - | - | - |
| 22 | | 19 | 18 | 2 | 3 | 4 | - | - | - |

注) ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および青少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
 ・「-」については該当数値が0のとき又は非該当のとき ・空欄については記載なし

資料： 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』 平成11年～23年版 大蔵省印刷局(～平成12年)、財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

表〇 児童虐待に係る加害者と被害者との関係（年別）

①平成12年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 208 | 35 | 105 | 26 | 4 | | 15 | 9 | 17 | 3 | 20 |
| 父親等 | 137 | 12 | 72 | 15 | 3 | | 15 | 9 | 5 | 1 | 20 |
| 実父 | 60 | 9 | 28 | 8 | 1 | | 5 | 2 | 3 | 1 | 11 |
| 養父・継父 | 22 | - | 10 | - | 1 | | 2 | 1 | 1 | - | 7 |
| 母親の内縁の夫 | 47 | 3 | 31 | 7 | 1 | | 7 | 3 | 1 | - | 1 |
| その他 | 8 | - | 3 | - | - | | 1 | 3 | - | - | 1 |
| 母親等 | 71 | 23 | 33 | 11 | 1 | | - | - | 12 | 2 | - |
| 実母 | 64 | 23 | 26 | 9 | 1 | | - | - | 12 | 2 | - |
| 養母・継母 | 1 | - | 1 | - | - | | - | - | - | - | - |
| その他 | 6 | - | 6 | 2 | - | | - | - | - | - | - |

②平成13年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 216 | 38 | 109 | 32 | 9 | | 4 | 5 | 23 | 3 | 25 |
| 父親等 | 136 | 10 | 78 | 19 | 7 | | 4 | 5 | 6 | 2 | 24 |
| 実父 | 50 | 5 | 30 | 5 | 5 | | 1 | 1 | 3 | 1 | 4 |
| 養父・継父 | 31 | - | 14 | 3 | - | | 1 | 1 | 2 | - | 13 |
| 母親の内縁の夫 | 46 | 4 | 31 | 9 | 2 | | - | 3 | 1 | 1 | 4 |
| その他 | 9 | 1 | 3 | 2 | - | | 2 | - | - | - | 3 |
| 母親等 | 80 | 28 | 31 | 13 | 2 | | - | - | 17 | 1 | 1 |
| 実母 | 74 | 26 | 27 | 10 | 2 | | - | - | 17 | 1 | 1 |
| 養母・継母 | 2 | - | 2 | 2 | - | | - | - | - | - | - |
| その他 | 4 | 2 | 2 | 1 | - | | - | - | - | - | - |

③平成14年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 184 | 20 | 101 | 20 | 5 | 1 | 7 | 4 | 25 | - | 21 |
| 父親等 | 116 | 4 | 70 | 9 | 3 | 1 | 7 | 4 | 6 | - | 21 |
| 実父 | 43 | 3 | 23 | 2 | 2 | - | 2 | 1 | 5 | - | 7 |
| 養父・継父 | 34 | 1 | 14 | 2 | - | 1 | 4 | 2 | - | - | 12 |
| 母親の内縁の夫 | 34 | - | 29 | 4 | 1 | - | 1 | 1 | 1 | - | 1 |
| その他 | 5 | - | 4 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 |
| 母親等 | 68 | 16 | 31 | 11 | 2 | - | - | - | 19 | - | - |
| 実母 | 60 | 15 | 24 | 7 | 2 | - | - | - | 19 | - | - |
| 養母・継母 | 3 | - | 3 | 2 | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 5 | 1 | 4 | 2 | - | - | - | - | - | - | - |

④平成15年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 183 | 26 | 98 | 25 | 6 | | 6 | 3 | 20 | 4 | 20 |
| 父親等 | 119 | 10 | 67 | 15 | 5 | | 6 | 3 | 6 | 2 | 20 |
| 実父 | 49 | 6 | 25 | 5 | 4 | | 1 | - | 4 | 1 | 8 |
| 養父・継父 | 40 | 1 | 24 | 5 | - | | 3 | 1 | 2 | 1 | 8 |
| 母親の内縁の夫 | 23 | 3 | 17 | 4 | 1 | | - | - | - | - | 2 |
| その他 | 7 | - | 1 | 1 | - | | 2 | 2 | - | - | 2 |
| 母親等 | 64 | 16 | 31 | 10 | 1 | | - | - | 14 | 2 | - |
| 実母 | 58 | 16 | 27 | 8 | - | | - | - | 13 | 2 | - |
| 養母・継母 | 2 | - | 2 | - | - | | - | - | - | - | - |
| その他 | 4 | - | 2 | 2 | 1 | | - | - | 1 | - | - |

⑤平成16年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 253 | 33 | 142 | 29 | 16 | 1 | 16 | 8 | 16 | 3 | 18 |
| 父親等 | 163 | 10 | 95 | 16 | 13 | - | 15 | 8 | 4 | 2 | 16 |
| 実父 | 81 | 7 | 48 | 10 | 7 | - | 9 | - | 4 | 2 | 4 |
| 養父・継父 | 41 | 2 | 20 | 2 | 2 | - | 4 | 6 | - | - | 7 |
| 母親の内縁の夫 | 30 | - | 21 | 2 | 4 | - | 1 | 1 | - | - | 3 |
| その他 | 11 | 1 | 6 | 2 | - | - | 1 | 1 | - | - | 2 |
| 母親等 | 90 | 47 | 47 | 13 | 3 | 1 | 1 | - | 12 | 1 | 2 |
| 実母 | 72 | 32 | 32 | 9 | 3 | 1 | 1 | - | 11 | 1 | 2 |
| 養母・継母 | 7 | 6 | 6 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 11 | 9 | 9 | 3 | - | - | - | - | 1 | - | - |

⑥平成17年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 242 | 25 | 141 | 19 | 9 | - | 16 | 7 | 8 | 3 | 33 |
| 父親等 | 168 | 5 | 99 | 10 | 7 | - | 16 | 7 | 1 | 1 | 32 |
| 実父 | 77 | 2 | 48 | 7 | 4 | - | 6 | 2 | 1 | 1 | 13 |
| 養父・継父 | 47 | 1 | 23 | 1 | 2 | - | 6 | 4 | - | - | 11 |
| 母親の内縁の夫 | 43 | 2 | 28 | 2 | 1 | - | 3 | 1 | - | - | 8 |
| その他 | 1 | - | - | - | - | - | 1 | - | - | - | - |
| 母親等 | 74 | 20 | 42 | 9 | 2 | - | - | - | 7 | 2 | 1 |
| 実母 | 69 | 20 | 37 | 8 | 2 | - | - | - | 7 | 2 | 1 |
| 養母・継母 | 3 | - | 3 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 2 | - | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - |

⑦平成18年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 329 | 49 | 153 | 19 | 15 | 1 | 14 | 27 | 27 | 3 | 40 |
| 父親等 | 218 | 15 | 103 | 12 | 14 | - | 14 | 26 | 8 | 1 | 37 |
| 実父 | 86 | 10 | 42 | 5 | 7 | - | 4 | 4 | 6 | 1 | 12 |
| 養父・継父 | 56 | 2 | 26 | 3 | 5 | - | 6 | 7 | - | - | 10 |
| 母親の内縁の夫 | 52 | 3 | 29 | 3 | 1 | - | 3 | 5 | 2 | - | 9 |
| その他 | 24 | - | 6 | 1 | 1 | - | 1 | 10 | - | - | 6 |
| 母親等 | 111 | 34 | 50 | 7 | 1 | 1 | - | 1 | 19 | 2 | 3 |
| 実母 | 96 | 34 | 36 | 5 | 1 | 1 | - | 1 | 18 | 2 | 3 |
| 養母・継母 | 8 | - | 8 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他 | 7 | - | 6 | 2 | - | - | - | - | 1 | - | - |

⑧平成19年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 323 | 39 | 171 | 17 | 16 | 3 | 22 | 10 | 21 | 1 | 40 |
| 父親等 | 215 | 8 | 120 | 11 | 12 | 2 | 21 | 10 | 4 | 1 | 37 |
| 実父 | 91 | 7 | 57 | 4 | 6 | 1 | 6 | - | 2 | 1 | 11 |
| 養父・継父 | 55 | - | 24 | 2 | 1 | - | 11 | 5 | - | - | 14 |
| 母親の内縁の夫 | 46 | - | 28 | 2 | 5 | 1 | 2 | 4 | 1 | - | 5 |
| その他 | 23 | 1 | 11 | 3 | - | - | 2 | 1 | 1 | - | 7 |
| 母親等 | 108 | 31 | 51 | 6 | 4 | 1 | 1 | - | 17 | - | 3 |
| 実母 | 97 | 29 | 44 | 6 | 4 | 1 | 1 | - | 15 | - | 3 |
| 養母・継母 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 父親の内縁の妻 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他(女性) | 10 | 2 | 6 | - | - | - | - | - | 2 | - | - |

⑨平成20年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 319 | 45 | 144 | 23 | 18 | 5 | 16 | 17 | 21 | 3 | 50 |
| 父親等 | 221 | 10 | 107 | 15 | 16 | 4 | 15 | 17 | 4 | 1 | 47 |
| 実父 | 85 | 8 | 48 | 8 | 10 | - | 5 | 4 | 1 | 1 | 8 |
| 養父・継父 | 66 | - | 24 | 2 | 2 | 1 | 5 | 8 | - | - | 26 |
| 母親の内縁の夫 | 52 | 1 | 29 | 3 | 3 | 1 | 2 | 4 | 3 | - | 9 |
| その他 | 18 | 1 | 6 | 2 | 1 | 2 | 3 | 1 | - | - | 4 |
| 母親等 | 98 | 35 | 37 | 8 | 2 | 1 | 1 | - | 17 | 2 | 3 |
| 実母 | 95 | 34 | 35 | 7 | 2 | 1 | 1 | - | 17 | 2 | 3 |
| 養母・継母 | 2 | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - | - |
| 父親の内縁の妻 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他(女性) | 1 | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |

⑩平成21年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 356 | 25 | 196 | 14 | 22 | 6 | 26 | 18 | 9 | 5 | 49 |
| 父親等 | 251 | 7 | 142 | 6 | 15 | 4 | 25 | 18 | 2 | 3 | 35 |
| 実父 | 118 | 6 | 78 | 2 | 7 | 2 | 9 | 2 | 1 | 2 | 11 |
| 養父・継父 | 67 | - | 29 | - | 5 | 1 | 10 | 7 | - | - | 15 |
| 母親の内縁の夫 | 53 | 1 | 31 | 3 | 3 | - | 5 | 7 | 1 | 1 | 4 |
| その他 | 13 | - | 4 | 1 | - | 1 | 1 | 2 | - | - | 5 |
| 母親等 | 105 | 18 | 54 | 8 | 7 | 2 | 1 | - | 7 | 2 | 14 |
| 実母 | 98 | 17 | 48 | 7 | 7 | 2 | 1 | - | 7 | 2 | 14 |
| 養母・継母 | 2 | - | 2 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| 父親の内縁の妻 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - | - |
| その他(女性) | 5 | 1 | 4 | - | - | - | - | - | - | - | - |

⑪平成22年

| 加害者 | 総数 | 殺人 | 傷害 | | 暴行 | 逮捕監禁 | 強姦 | 強制わいせつ | 保護責任者遺棄 | 重過失致死傷 | その他 |
|---------|-----|----|-----|----|----|------|----|--------|---------|--------|-----|
| | | | 致死 | | | | | | | | |
| 総数 | 387 | 29 | 220 | 18 | 37 | 7 | 16 | 11 | 20 | 1 | 46 |
| 父親等 | 268 | 7 | 155 | 11 | 31 | 4 | 16 | 10 | 3 | - | 42 |
| 実父 | 109 | 4 | 64 | 4 | 12 | 1 | 5 | 1 | 3 | - | 19 |
| 養父・継父 | 86 | 2 | 48 | 5 | 8 | 1 | 6 | 3 | - | - | 18 |
| 母親の内縁の夫 | 64 | 1 | 42 | 2 | 7 | 2 | 5 | 5 | - | - | 2 |
| その他 | 9 | - | 1 | - | 4 | - | - | 1 | - | - | 3 |
| 母親等 | 119 | 22 | 65 | 7 | 6 | 3 | - | 1 | 17 | 1 | 4 |
| 実母 | 108 | 22 | 57 | 6 | 4 | 3 | - | 1 | 16 | 1 | 4 |
| 養母・継母 | 4 | - | 4 | 1 | - | - | - | - | - | - | - |
| 父親の内縁の妻 | 3 | - | 2 | - | 1 | - | - | - | - | - | - |
| その他(女性) | 4 | - | 2 | - | 1 | - | - | - | 1 | - | - |

- 注) ・無理心中及び出産直後の嬰兒殺を除く
 ・加害者の「その他」について平成18年までは祖父母等である。平成19年は祖父母、伯(叔)父母、父母の友人・知人等で保護者と認められる者である。
 ・罪名の「その他」について平成18年までは児童福祉法違反および少年保護条例違反である。平成19年は暴力行為等処罰法違反、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、覚せい剤取締法違反及び学校教育法違反である。(平成19年は、暴力行為等処罰法違反及び覚せい剤取締法違反はなかった。)
 ・「-」については該当数が0のとき又は非該当のとき
 ・空欄については記載なし

資料： 法務省法務総合研究所 『犯罪白書』平成13年～23年版 財務省印刷局(平成13・14年)、国立印刷局(平成15年～)

平成 22・23 年度研究報告書

虐待の援助法に関する文献研究 (第 6 報)
児童虐待に関する法制度および法学文献資料の研究
第 5 期 (2007 年 7 月から 2010 年 3 月まで)

平成 24 年 12 月 17 日発行

発 行 社会福祉法人横浜博萌会
子どもの虹情報研修センター
(日本虐待・思春期問題情報研修センター)
編 集 子どもの虹情報研修センター
〒245-0062 横浜市戸塚区汲沢町983番地
TEL.045-871-8011 FAX.045-871-8091
mail : info@crc-japan.net
URL : http://www.crc-japan.net

編 集 研究代表者 吉田 恒雄
共同研究者 鈴木 博人
田澤 薫
横田 光平
岩下 雅充
加藤 洋子
阿部 純一

印 刷 (株)ガリバー TEL. 045-510-1341(代)